

第2次

加須市 総合振興計画

絆でつくる 緑あふれる
安心安全・元気な
田園都市 加須



KAZO

Kazo City Master Plan

2021

2030

「絆でつくる 緑あふれる 安心安全・ 元気な田園都市 加須」を目指して

私たちのまち「加須市」は、平成22年3月の合併後に新加須市として策定した第1次加須市総合振興計画に基づき、市民の皆様との協働によるまちづくりの考え方を積極的に取り入れながら、全ての施策に総力を挙げて取り組んでまいりました。

合併から10周年の節目を迎える中で、これまでの間、多くの課題に対し、一定の成果を得られたものと存じております。



このたび策定いたしました「第2次加須市総合振興計画」は、これまでに推進してまいりました様々な取組に対する評価等を踏まえた上で、本市の現状と課題を見極めつつ、次の10年、20年、あるいはその先の未来を見据えたまちづくりの構想であり、また、指針であります。

したがって、本計画に盛り込まれている内容には、すぐに実施が可能なものばかりではございませんが、その実現に向けて、何事にも臆することなく、市民の皆様のご幸せを願い、これまで以上に挑戦を重ねてまいりたいと存じております。

今後、デジタル社会や国土強靱化への対応、そして、SDGsへの取組など、新しい市政運営が求められるところではありますが、引き続き、「改革」、「継承」、「市民との協働」を基本姿勢に、「加須市協働によるまちづくり推進条例」をまちづくりの最も基本的なツールとしながら、「第2次加須市総合振興計画」と、これと一体の計画である「第2次加須市まち・ひと・しごと創生総合戦略」や各種部門計画等に基づき、本市の新たな将来都市像「絆でつくる 緑あふれる 安心安全・元気な田園都市 加須」の実現に向けて、改めて本市に関わる全ての皆様との絆を基礎に協働による取組を一層推進し、市民の皆様が「加須市民でよかった」、「加須市に住んでよかった」と思えるまちづくりに全力で取り組んでまいります。

終わりに、本計画の策定に当たり、貴重な御意見、御提言をいただきました多くの市民の皆様をはじめ、総合振興計画審議会及びまち・ひと・しごと創生総合戦略有識者会議の委員並びに市議会議員の皆様のご指導と御協力に心から感謝を申し上げますとともに、今後とも、なお一層の御支援、御協力をお願い申し上げます。

令和3年2月

加須市長 大橋良一



目 次

I 序論

1 計画策定の目的等

- (1) 計画の目的 2
- (2) 計画の根拠 2
- (3) 計画の構成と期間 3
- (4) 計画の推進体制 4

2 加須市の特性

- (1) 加須市の現況 5
- (2) 社会情勢の動向 10
- (3) 市民満足度の状況 19
- (4) まちづくりの課題 26

II 基本構想

1 基本理念 34

2 将来都市像 35

3 基本指標の見通し

- (1) 人口の見通し 36
- (2) 財政の見通し 37
- (3) 土地利用の方針 38

4 まちづくりの基本目標 40

5 まちづくりの施策 46

- (1) 安心安全でいきいきと暮らせるまちづくり 47
- (2) 未来へつなぐ人を育むまちづくり 51
- (3) 魅力と活力を生む産業のまちづくり 54
- (4) 豊かな自然と快適な環境のまちづくり 56
- (5) 協働による持続可能なまちづくり 58

Ⅲ 前期基本計画／第2次加須市まち・ひと・しごと創生総合戦略

- ① 加須市まち・ひと・しごと創生総合戦略の一体化 …… 62
- ② SDGsの推進 …… 63

第1章 安心安全でいきいきと暮らせるまちづくり …… 67

第1節 いきいきと健康で安心して暮らせるまちをつくる

- 第1項 健康づくりの推進 …… 68
- 第2項 感染症対策の迅速・適切な実施 …… 70
- 第3項 地域医療体制の充実 …… 72
- 第4項 高齢者福祉の充実 …… 74
- 第5項 障がい者福祉の充実 …… 76
- 第6項 ともに支え合う地域福祉の推進 …… 78
- 第7項 生活の安定・安心の促進 …… 80

第2節 災害に強いまちをつくる

- 第1項 水害対策の強化 …… 82
- 第2項 震災等対策の強化 …… 84

第3節 安全なまちをつくる

- 第1項 防犯体制の強化 …… 86
- 第2項 交通安全対策の充実 …… 88
- 第3項 消防力の強化 …… 90
- 第4項 安全な水道水の安定的な供給 …… 92

第2章 未来へつなぐ人を育むまちづくり …… 95

第1節 子どもを産み育てやすいまちをつくる

- 第1項 結婚・出産・子育てへの連続性のあるきめ細かな支援 …… 96
- 第2項 子どもの健やかな成長の支援 …… 98
- 第3項 仕事と子育ての両立の支援 …… 100
- 第4項 幼児教育の充実 …… 102

第2節 確かな学力と豊かな心を育むまちをつくる

- 第1項 学校教育の充実と家庭・地域で健やかな子どもを育む環境づくり …… 104

第3節 自ら学び自分らしく生きるまちをつくる

- 第1項 生涯学習の推進・芸術文化の振興 …… 106

第4節 スポーツを通じてはつらつと輝けるまちをつくる

- 第1項 スポーツ・レクリエーションの振興 …… 108

第5節 互いを認め誰もが活躍できるまちをつくる

- 第1項 人権尊重社会の推進 …… 110
- 第2項 男女共同参画社会の推進 …… 112

第3章 魅力と活力を生む産業のまちづくり	115
第1節 雇用の創出と働きやすい環境のまちをつくる	
第1項 多様な雇用の創出	116
第2節 産業力アップで地域経済が好循環のまちをつくる	
第1項 農業の活性化	118
第2項 商業の活性化	120
第3項 地域経済の活性化	122
第3節 地域の魅力で人が集まるまちをつくる	
第1項 観光によるまちおこし	124
第4章 豊かな自然と快適な環境のまちづくり	127
第1節 環境意識を醸成し行動できるまちをつくる	
第1項 環境学習・教育の推進	128
第2項 環境活動の促進	130
第2節 豊かな自然と共生するまちをつくる	
第1項 自然環境との共生	132
第2項 美しい景観の形成	134
第3節 地球にやさしいまちをつくる	
第1項 地球温暖化への対応	136
第4節 快適で暮らしやすいまちをつくる	
第1項 循環型社会の構築	138
第2項 きれいな水の再生	140
第3項 公害のない生活環境の確保	142
第5章 協働による持続可能なまちづくり	145
第1節 地域の絆で協働のまちをつくる	
第1項 シティプロモーションの推進	146
第2項 広聴の推進	148
第3項 市民と行政との協働	150
第2節 便利で暮らしやすいまちをつくる	
第1項 地域の特性を活かした土地利用と良好な住環境の形成	152
第2項 交通ネットワークの構築・道路環境の向上	154
第3項 公園の維持・充実	156
第4項 地域公共交通の充実	158
第5項 行政手続の利便性と窓口サービスの向上	160
第3節 持続可能な自治体経営を実現する	
第1項 効果的で効率的な自治体運営	162

IV 資料編

1	第2次加須市総合振興計画策定の経過	166
2	市民参加	
(1)	まちづくりアンケート調査	167
(2)	若者の進学・就職などの希望に関する調査	171
(3)	市政についての話し合い	174
(4)	パブリックコメント	175
3	加須市総合振興計画審議会及び加須市まち・ひと・しごと創生総合戦略有識者会議	
(1)	審議会条例	176
(2)	有識者会議設置要綱	177
(3)	委員名簿	178
(4)	諮問	179
(5)	答申	180
4	加須市総合振興計画推進本部	181
5	用語解説	182

I 序論

1 計画策定の目的等

(1) 計画の目的

本市は、平成22年3月に合併し、向こう10年間の新たなまちづくりの指針として「第1次加須市総合振興計画」（計画期間：平成23年度～令和2年度）を平成24年1月に策定しました。

また、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある地域社会を維持していくための5か年戦略として「加須市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（計画期間：平成27年度～令和元年度）を平成28年2月に策定し、この2つの計画を中心に据え、市の将来都市像の実現に向けて、市民との協働によるまちづくりを基本に、その推進に取り組んでいます。

このような中、現在の総合振興計画は、令和2年度をもって計画期間の最終年度を迎えることから、これまでの取組を評価した上で、本市が直面する課題の解決はもとより、社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズに的確に対応した、これからの10年・20年を見据えたまちづくりの指針として「第2次加須市総合振興計画」を策定するものです。

なお、「第2次加須市総合振興計画」は、「第2次加須市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を包含した一体的な計画として策定します。

(2) 計画の根拠

平成23年の地方自治法の改正により、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは自治体独自の判断に委ねられることとなっています。

本市においては、平成23年10月に「加須市協働によるまちづくり推進条例」を制定し、同条例第5条において、総合的かつ計画的なまちづくりの基本構想を定めることが明記されています。

また、平成30年7月には「加須市議会基本条例」を制定し、同条例第23条において、加須市総合振興計画基本構想の策定及び改訂に関することを議会の議決事件としています。

■加須市協働によるまちづくり推進条例（平成23年加須市条例第21号）

（協働によるまちづくりの基本原則）

第5条 私たちは、次に掲げる3原則に基づき、協働によるまちづくりを推進します。

（1）・（2） 略

（3） 目標共有の原則 私たちは、加須市の一体性を確保しながらまちづくりを推進するため、**総合的かつ計画的なまちづくりの基本構想を定め**、これを共通の目標としてまちづくりに取り組めます。

■加須市議会基本条例（平成30年加須市条例第34号）

（議決事件）

第23条 法第96条第2項の規定により、次に掲げるものを議会の議決すべき事件とする。

（1） **加須市総合振興計画基本構想の策定及び改訂に関すること。**

（2）・（3） 略

(3) 計画の構成と期間

本計画の計画期間は、令和3年度から目標年度である令和12年度までの10年間とし、基本構想・基本計画で構成します。

また、基本計画に「第2次加須市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を包含し、本市のまちづくりの指針となる2つの計画を一体的な計画として構成します。

なお、必要に応じて適宜見直しを行うものとします。

<基本構想（10年間）>

まちづくりの基本的な考え方を示した基本理念や将来都市像を定め、その実現に向けた基本目標と、基本目標を達成するために取り組む施策の基本方針を明らかにします。

計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

<基本計画（5年間）>

基本構想で定めた将来の目標などを実現するための基本的政策を体系的に整理し、具体的に実施する施策を示します。

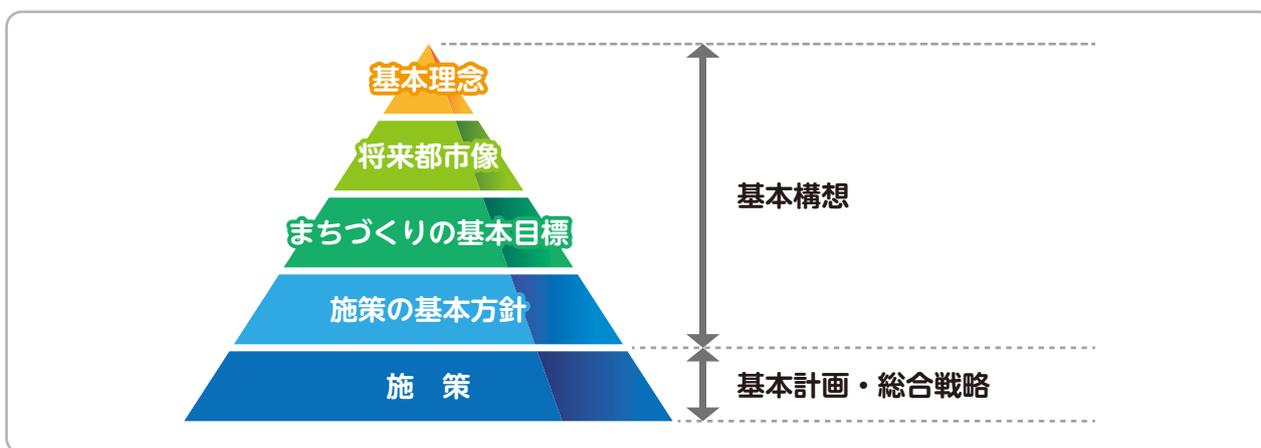
計画期間は、前期基本計画と後期基本計画の各5年に区分し、前期基本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

<総合戦略（5年間）>

人口減少を抑制し、将来にわたって活力ある地域社会を維持していくために戦略的に取り組む施策を示します。

計画期間は、前期基本計画と同じ令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

■図1 総合振興計画の構成イメージ



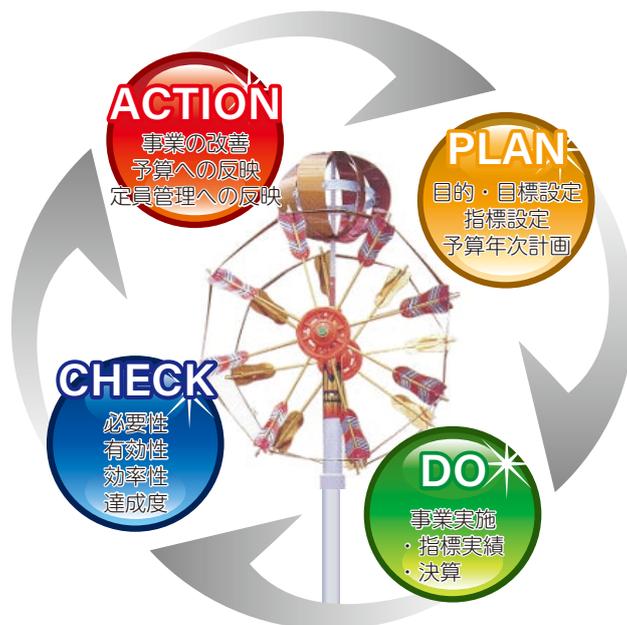
■図2 計画期間

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
基本構想	基本構想									
基本計画	前期基本計画					後期基本計画				
総合戦略	第2次									

(4) 計画の推進体制

本計画に位置付けた施策の効果を検証するため、本市の行政マネジメントサイクルツールである「加須やぐるまマネジメントサイクル」により、計画 (Plan)、実行 (Do)、評価 (Check)、見直し (Action) のPDCAサイクルによる具体的な施策の進行管理を行い、絶えず改善を図ることによって実効性を確保します。

また、各施策のKPI（重要業績評価指標）を検証することで、本計画をフォローアップするとともに、必要に応じて適宜見直しを行うものとします。



2 加須市の特性

(1) 加須市の現況

①位置・地勢

本市は、埼玉県の一部、関東平野のほぼ中央部を流れる利根川中流域にあり、古き良き歴史を残した都市機能が集積する市街地と、その周辺に広がる水と緑の豊かな農村地域が調和する田園都市です。

利根川の堆積で形成され、海拔（平成30年度水準測量成果表）は最高15.672m、最低9.666m、高低差6mほどの平坦地で、東西と南北それぞれ約16kmの広がりを持ち、面積133.30km²、都心からおおむね50km圏内にあり、茨城県、栃木県及び群馬県に接し、関東のどまんなか位置しています。

気候は太平洋側気候に属しており、平成30年の年間平均気温は約16℃、年間平均降水量は約1,000mmです。また、快晴の日数が多いことが大きな特徴で、平成21年から平成30年までの10年間の快晴日数を平均すると年間56.7日（熊谷気象台）で日本一多く観測されています。夏は、日中かなりの高温になり、雷雨が発生し、冬は、北西の季節風が強く、空気が乾燥しますが、生活はおおむね好適と言えます。

鉄道は、東武伊勢崎線に加須駅と花崎駅、東武日光線に新古河駅と柳生駅があり、JR東北本線（宇都宮線）・東武日光線の栗橋駅に近接しています。

主要な道路は、国道122号が南北方向に、国道125号と国道354号が東西方向を通り、東側で国道4号に近接しています。また、東北縦貫自動車道加須インターチェンジがあり、首都圏中央連絡自動車道の白岡菖蒲インターチェンジに近接しています。



(令和元年5月 東北縦貫自動車道加須インターチェンジ上空から市街地方面撮影)

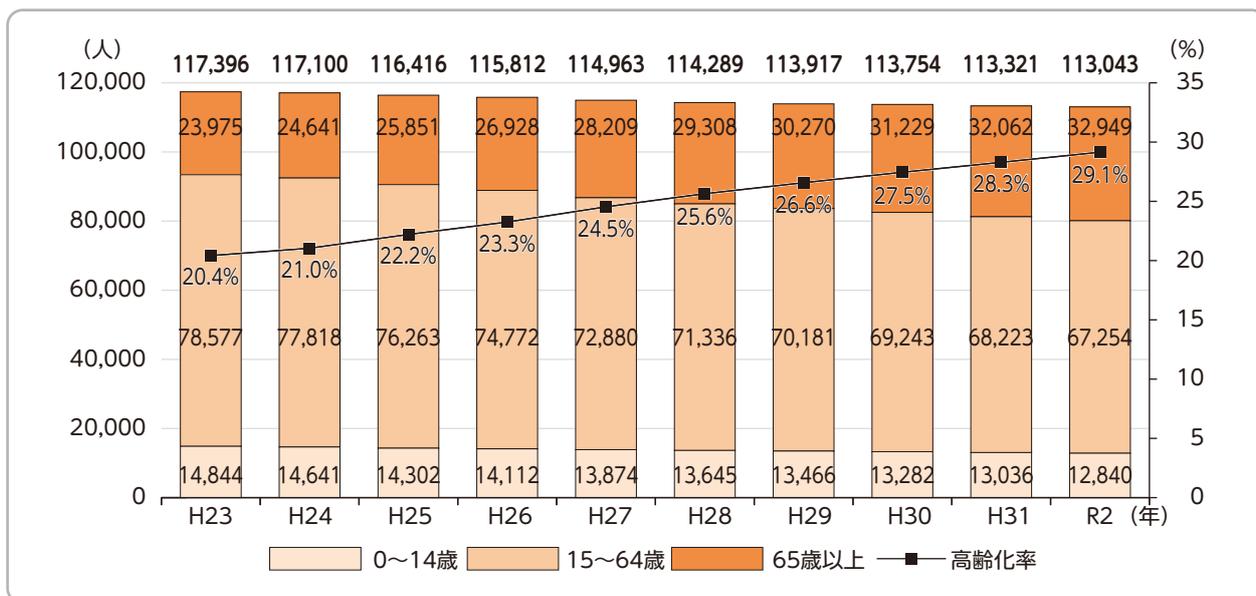
②人口の状況

本市の人口及び世帯数は、令和2年（1月1日現在）の人口が113,043人、世帯数が47,527世帯、1世帯当たりの人員が2.38人です。

人口は、合併以降減少傾向で推移しており、合併後の10年間で約4,000人の減少となっています。

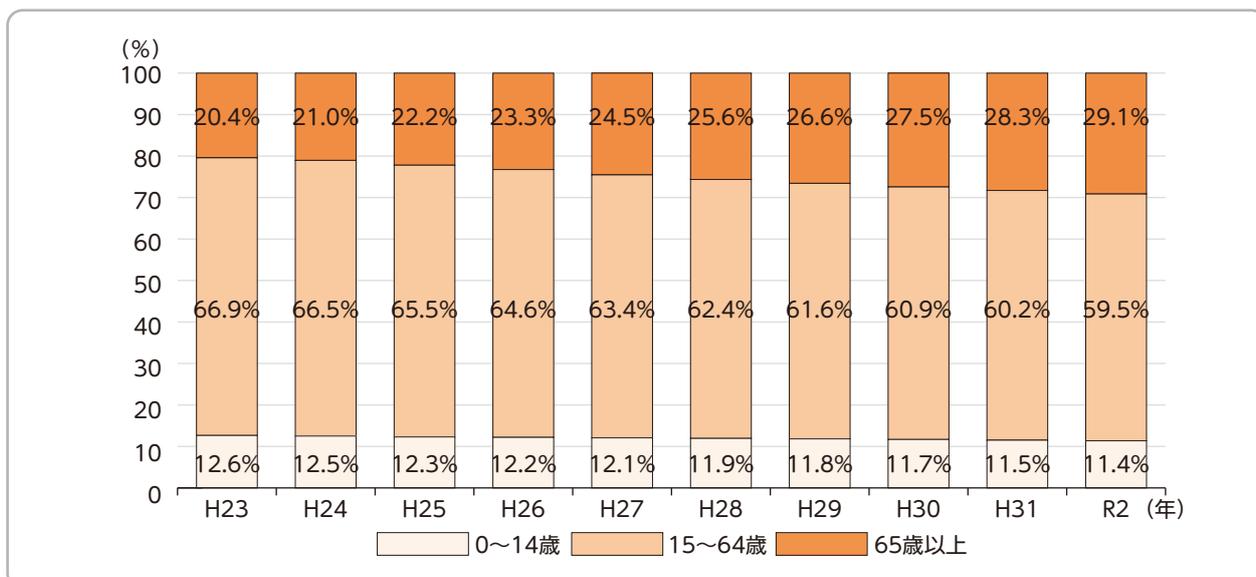
年齢3区分別人口の構成比は、平成23年に14歳以下の年少人口が12.6%、65歳以上の高齢者人口が20.4%でしたが、令和2年には14歳以下が11.4%、65歳以上が29.1%となり、少子化・高齢化が急速に進展しています。

■図3 人口の推移



<出典：各年1月1日現在の住民基本台帳（市民課）>

■図4 年齢3区分別人口の構成比の推移



<出典：各年1月1日現在の住民基本台帳（市民課）>

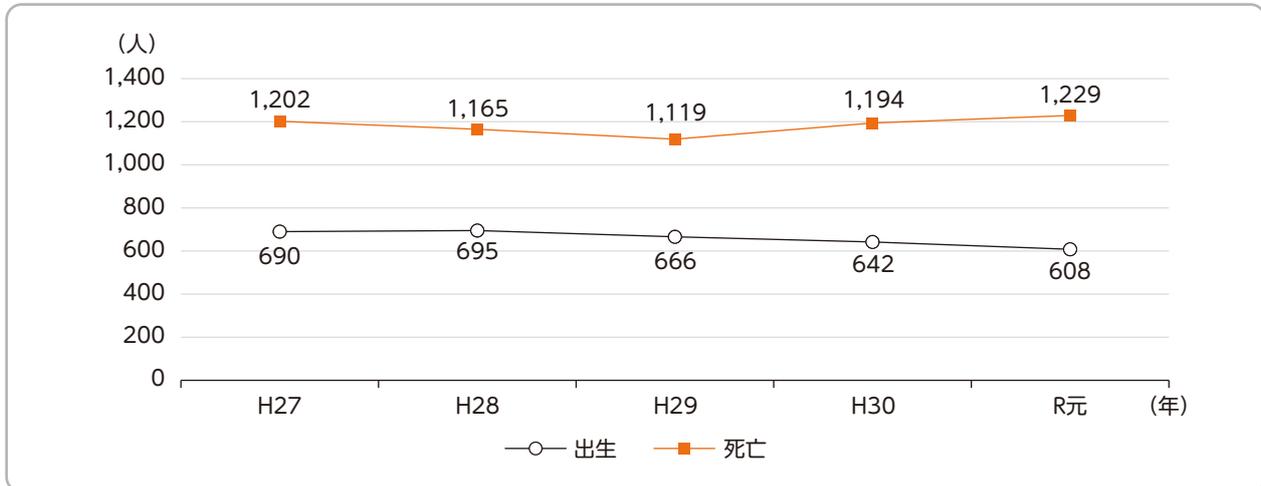
※小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が必ずしも100%とはなりません。

③自然動態・社会動態の状況

出生・死亡による人口の自然動態は、近年、死亡数は毎年1,200人前後で横ばいである一方、出生数は減少傾向が続いており、死亡数が出生数を上回る自然減で推移しています。

令和元年の出生数は608人、死亡数は1,229人で自然増減数は621人の減少となっています。

■図5 自然動態の推移

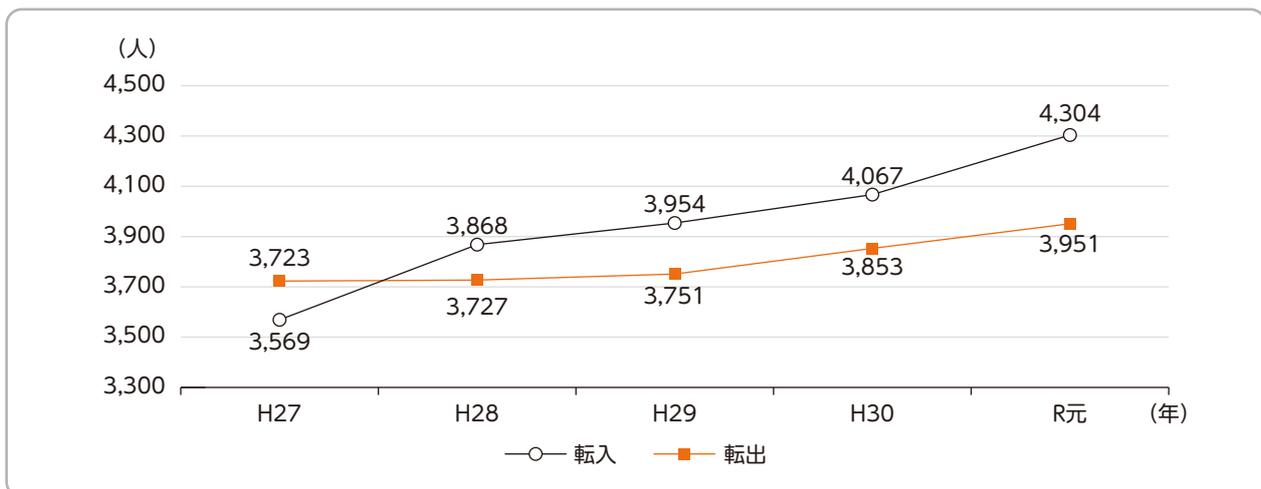


<出典：住民異動月報（市民課）>

転入・転出による人口の社会動態は、平成28年以降、転入数が転出数を上回る転入超過に転じ、転入超過による社会増の状態が続いています。

令和元年の転入数は4,304人、転出数は3,951人で社会増減数は353人の増加となっています。

■図6 社会動態の推移

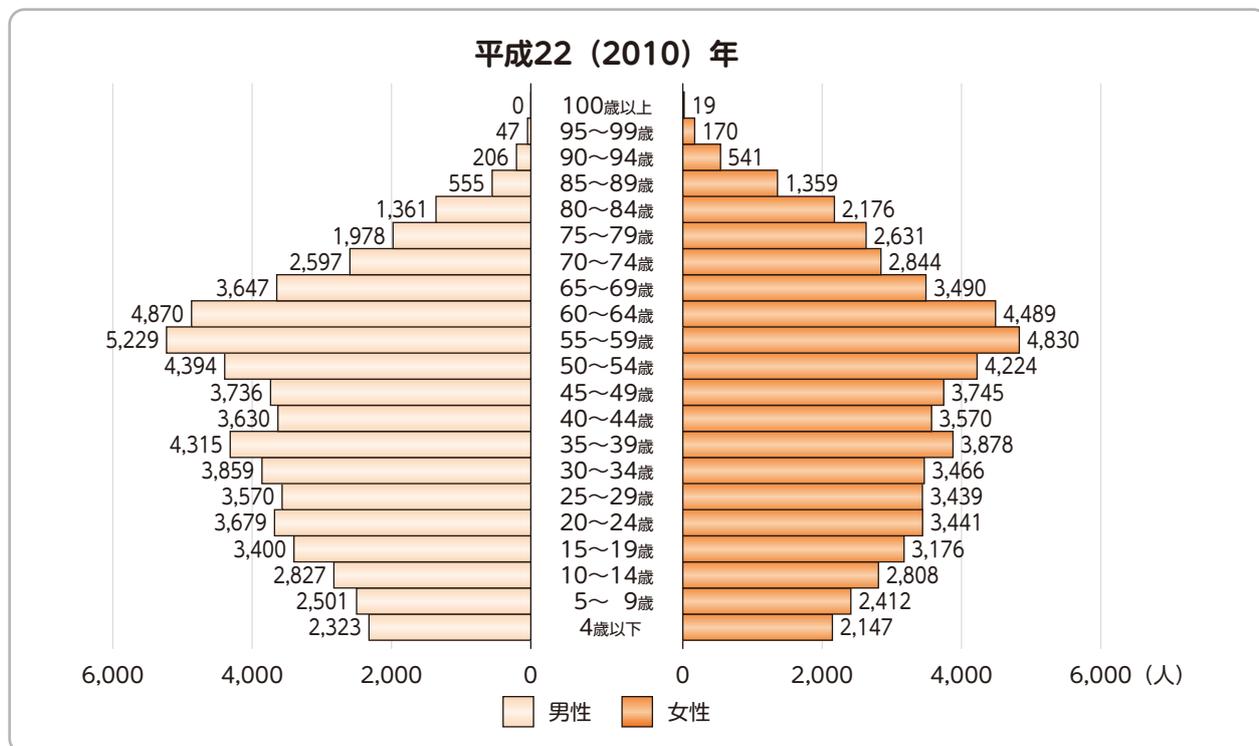


<出典：住民異動月報（市民課）>

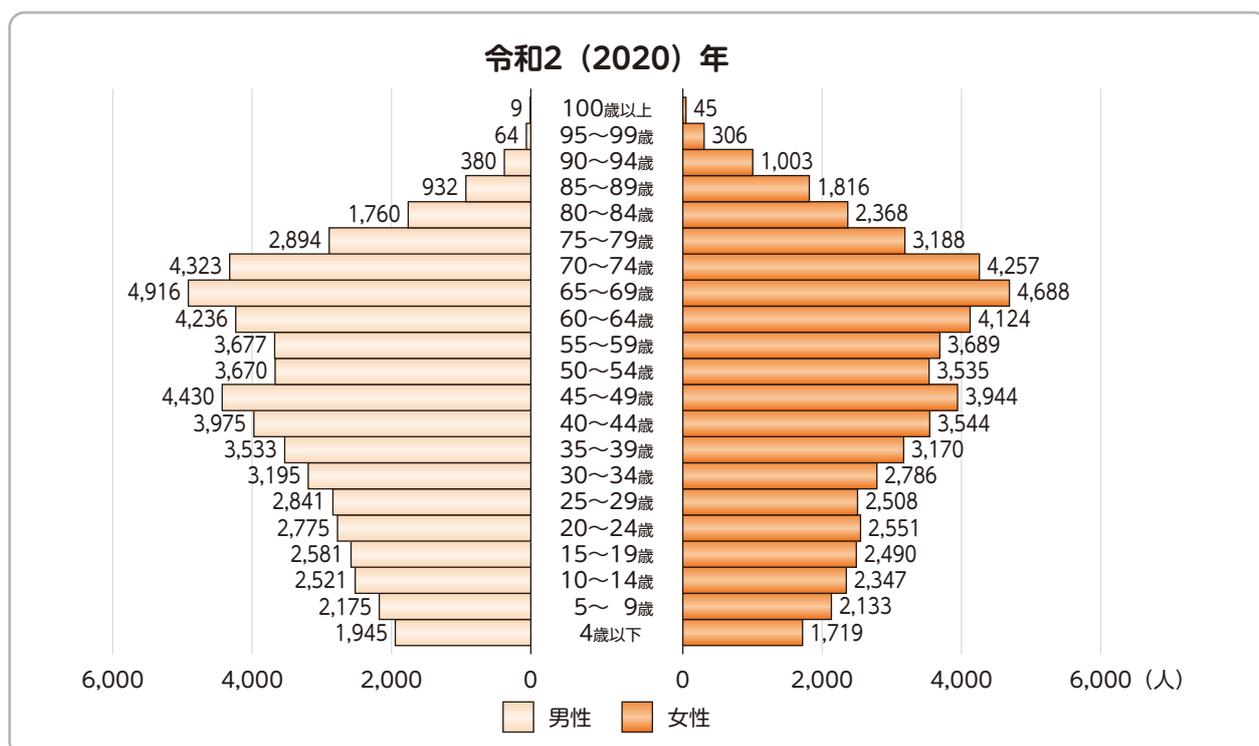
本市の人口ピラミッドは、平成22年には男女ともに55～59歳、次いで60～64歳の層に山がみられる人口構造となっています。

令和2年には、これらの人口が10年分移行し、長寿化の傾向が顕在化しています。また、平成22年と比較すると、39歳以下の層が少なくなっており、若い層の流出が顕著にみられます。

■図7 人口ピラミッドの平成22年（2010年）と令和2年（2020年）との比較



<出典：住民基本台帳（市民課）の数値を基に作成>



<出典：住民基本台帳（市民課）の数値を基に作成>

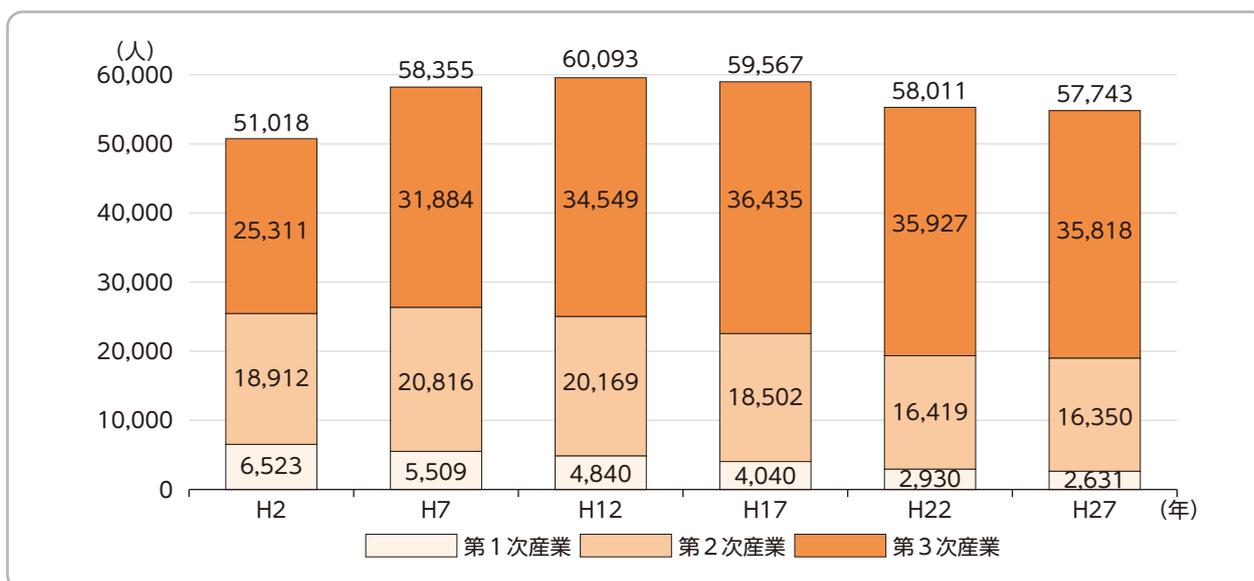
④経済の状況

本市の就業人口（国勢調査）は、平成2年以降、増加傾向にありましたが、平成12年の60,093人をピークに減少し、平成27年は57,743人となっています。

就業者の内訳では、第1次産業（農業など）は、平成2年には6,523人でしたが平成27年には2,631人にまで減少し、この間で約6割減少しています。第2次産業（製造業など）では、平成7年には20,816人でしたが平成27年には16,350人にまで減少し、ピーク時と比較して約2割の減少となっています。第3次産業（商業など）では、平成17年の36,435人をピークに平成27年には35,818人と減少に転じています。

こうした就業人口の減少は、産業構造の変化とともに、少子化に伴う人口減少による生産年齢人口（15歳～65歳）の減少や長寿化の進展が大きく関わってきていると言えます。

■図8 就業人口の推移



<出典：国勢調査>（総数には分類不能を含みます。）

※ H2～H17の値は、合併前の1市3町の値を合算したものの

産業の特徴については、第1次産業では、農林水産省の「わがマチ・わがムラランキング」によると水稻作付面積4,650ha、水稻収穫量23,200tは、いずれも埼玉県内第1位（令和元年現在）となっています。

第2次産業では、交通の利便性が良いことから、市内には11箇所の工業団地のほか、単独開発等合わせて289社が立地しています。特に大規模な製造業の工場である特定工場は、埼玉県内で最多の91社が立地しています。

第3次産業では、市内総生産額を産業別で見ると、第3次産業の割合が約54%で最も多くなっています。次いで第2次産業が約43%で第2次・第3次産業で市内総生産額のほとんどを占めています。

(2) 社会情勢の動向

- ① 少子化に伴う人口減少
- ② 長寿化の進展
- ③ 安心安全に対する意識の高まり
- ④ 経済の動向
- ⑤ 環境問題への関心の高まり
- ⑥ 市民と行政との協働
- ⑦ 地方創生の推進とSDGsへの取組
- ⑧ ICTなどのデジタル社会の発展

① 少子化に伴う人口減少

(全国的な状況)

日本の総人口は、平成20年をピークに人口減少社会に入りました。平成27年の国勢調査によると、日本の総人口は1億2,709万人であり、平成22年の国勢調査に比べて96万人減少（年平均19万人減少）しています。

合計特殊出生率は、平成30年では1.42と4年連続で低下し、出生数も平成28年には統計開始以降初めて100万人を割り込み、令和元年の出生数は約86万5千人と過去最少記録を更新するなど、人口減少は加速度的に進むと想定されています。

今後も、少子化に伴う人口減少により、生産年齢人口が減少すると予測されています。

(加須市の状況)

本市においても、人口は減少傾向にあり、合計特殊出生率は、平成23年の1.12から毎年増減はあるものの、平成30年は1.14となっており、人口維持に必要とされる2.07を大きく下回り、全国（1.42）や埼玉県（1.34）と比較しても低い値となっています。

令和2年1月に実施した「若者の進学・就職などの希望に関する調査」では、将来希望する子どもの人数は平均2.28人であり、実際の合計特殊出生率とは大きくかい離しています。

出生数についても平成25年度に700人を割り込み、その後は、減少傾向で推移しています。

そのような中、本市では、様々な子育て相談に対応するため、ワンストップの相談窓口として、平成30年4月から「すくすく子育て相談室」を設置しました。

また、少子化や核家族化が進行する中、子どもたちが健やかに成長することができるよう、学校・家庭・地域が一体となった教育を推進しています。

②長寿化の進展 (全国的な状況)

総人口に占める 65 歳以上の割合は、平成 23 年の 23.4%から年々増加が続き、令和 2 年には 28.5%になっています。

また、後期高齢者となる 75 歳以上の人口が占める割合も毎年増加し、平成 23 年の 11.3%から令和 2 年の 14.7%に増加しています。

平成 30 年の平均寿命は、男性 81.25 歳、女性 87.32 歳となっています。

また、要介護認定者数は毎年増加が続き、平成 25 年度末の 584 万人から平成 30 年度末には 658 万人となっています。

さらに、認知症の人の数は、平成 24 年の約 462 万人から平成 30 年には 500 万人を超え、65 歳以上の高齢者の約 7 人に 1 人が認知症と見込まれています。

国際比較でみると、日本の高齢化率は 1980 年代までは下位、90 年代にはほぼ中位でしたが、2005 年には世界で最も高い水準となり、どの国もこれまで経験したことのない長寿社会を迎えています。

今後、少子化に伴う人口減少・長寿化の進展により、高齢化率の上昇、要介護認定者数や認知症高齢者数の増加が見込まれます。

(加須市の状況)

本市においても、総人口に占める 65 歳以上の割合は、平成 23 年の 20.4%から年々増加が続き、令和元年には全国平均の高齢化率を上回り、令和 2 年には 29.1%となっています。

高齢者のみの世帯数は、平成 28 年の 3,327 世帯から令和 2 年には 3,948 世帯へと約 1.2 倍に増加しています。

また、後期高齢者となる 75 歳以上の人口が占める割合については、全国平均よりは低い値で推移しているものの、全国的な動向と同様に毎年増加しており、平成 23 年の 9.3%から令和 2 年の 13.1%へ増加するなど長寿化の進展が顕著に表れています。

平成 27 年の本市の平均寿命（0 歳の平均余命）は男性 80.3 歳、女性 86.2 歳、平成 30 年の健康寿命（65 歳に達した市民が健康で自立した生活を送る期間）は男性 82.41 歳、女性 85.37 歳となっています。

一方で、要介護認定者数は毎年増加が続き、平成 25 年度末の 3,870 人から平成 30 年度末には 4,879 人となっており、さらに、要介護認定を受けている人のうち認知症の人の数は、令和元年度末には 3,655 人となっています。

本市では、「埼玉一の健康寿命のまち」を目指し、健康寿命を延ばすため、生活習慣病の発症予防と重症化予防を進めており、特に国保健診（特定健診）については、様々な取組により受診率が大きく向上しています。

また、高齢者の生活支援ニーズの増加に対応するため、地域全体で高齢者を支え合う「地域包括ケアシステム」の確立に取り組んでおり、各地域において本市独自の地域支え合いの仕組みである「地域ブロンズ会議」の取組が進んでいます。

また、認知症の人の増加が見込まれる中、認知症に関する様々な普及啓発を行うとともに、認知症サポーターの養成や認知症カフェの設置など、認知症の人やその家族などが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる体制づくりを進めています。

さらに、高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施するため、令和 2 年 4 月から「いきいき健康長寿室」を設置しました。

③安心安全に対する意識の高まり (全国的な状況)

世界的な気候変動等により、近年では日本各地で豪雨、台風被害など、毎年のように水害の発生が頻発化、広域化、大規模化、多様化しつつあるとともに被害が甚大化しています。

また、南海トラフ地震、首都直下地震等が高い確率で発生することが見込まれており、発災した場合には、東日本大震災や熊本地震等のように国民生活や日本経済などあらゆる場面に多大な影響を及ぼすことが予想されます。

さらに、食の安全に関する不安や国内外における凶悪事件、振り込め詐欺などの特殊詐欺事件や高齢ドライバーによる交通事故などが相次ぎ、安心安全に対する国民の意識が高まっています。

住民意識の変化や核家族化などによる地域のつながりの希薄化の進行やコミュニティ機能の低下が、地域の防犯、災害時の安全確保など、安心安全志向の高まりに拍車をかけていると考えられます。

令和2年には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、健康面のみならず社会生活のあり方に対する国民の不安が高まりました。

(加須市の状況)

本市は、比較的的自然災害が少ない地域ではありますが、令和元年10月に台風第19号により、昭和22年9月に関東地方を襲ったカスリーン台風以来72年ぶりに、利根川が氾濫するおそれのある水位に達しました。人的被害はなかったものの、本市では初めて避難情報を発令し、9,500人以上が避難を実施しました。避難に関して、避難情報の周知、避難情報発令のタイミング、避難場所の確保・運営、移動の手段・経路など浮き彫りになった課題について対策を講じています。

また、平成23年3月11日の東日本大震災では、本市で震度5強を観測し、約3,500件の家屋が一部損壊したほか、道路や水路など200箇所余りの損壊・液状化などの被害を受けました。

頻発する自然災害の発生に備え、地域防災計画に基づき、水害と震災に分けて「災害に強いまちづくり」を推進しています。

さらに、地域医療体制の充実に関しては、地域医療の核となる埼玉県済生会加須病院の立地により、多くの市民から期待が寄せられています。また、地域医療ネットワークシステム「とねっと」の利活用の推進をはじめとする医療体制の確保に努めています。

また、防犯や交通安全を含めた、安心安全な暮らしを守る取組を進めています。

新型コロナウイルス感染症への対策としては、市民の健康と安全を最優先に、「感染予防」・「生活支援」・「事業者支援」の3つの柱により、迅速、適切及び一体的に取り組んでいます。

④経済の動向 (全国的な状況)

我が国の経済は、バブル崩壊後の金融機関の不良債権問題やリーマンショックによる企業の業績悪化の影響もほぼ乗り越え、前例のない金融緩和等の下、経済再生・デフレ脱却に向けて前進しています。ラグビーワールドカップ2019など、大きな経済効果をもたらす世界的なイベントが日本で開催される一方で、イギリスのEU離脱の問題や中国の成長鈍化等を背景に、世界経済の不透明感が増しています。

そして、国内経済も個人消費や設備投資といった民需に力強さを欠いた状況となっており、こうした背景には少子化に伴う人口減少・長寿化の進展、現役世代の先行き不安等が根強く存在し、これらの構造的課題への取組が求められています。

また、令和2年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、国民生活が大きく制約されるとともに、経済活動が著しく停滞しましたが、令和3年に延期して開催される予定の東京2020オリンピック・パラリンピックによる大きな経済効果が期待されます。

(加須市の状況)

本市は、水稲づくりを中心とした農業や製造業を中心とした工業、道路交通網の優位性を活かした流通業が盛んに行われています。

本市の経済の活性化を図るために、市民生活や地域経済を支える都市基盤の充実を基礎に、豊かな農業資源を活かした農業や地場産業をはじめとする工業の活性化に加え、それぞれの地域資源を活かした農工商の連携による地域産業の活性化、道路交通網を活かした企業誘致、勤労者や地域商業の育成支援などに取り組んでいます。

また、「ふるさとハローワーク」を市役所内に誘致するなど、雇用機会の充実に取り組んでいます。

さらに、本市の知名度及び製品の付加価値の向上を目的とした「かぞブランド」認定制度を創設するなど、こうした経済活動を土台とした地域産業の活性化にも取り組んでいます。

新型コロナウイルス感染症への対策としては、経済対策の大きな柱の一つとして「事業者支援」に迅速、適切に取り組んでいます。

⑤環境問題への関心の高まり

(全国的な状況)

日本の年平均気温は、長期的にみると上昇しており、1898年の統計開始から2019年までの日本の気温上昇率は100年に換算すると1.24℃となっており、世界の気温上昇率(0.74℃/100年)より高くなっています。また、全国の日降水量(0時～24時の1日の降水量)については、100mmを超える大雨の年間日数が2019年までの100年間で増加しています。このような猛暑や大雨の頻度の増加など、地球温暖化に伴う気候変動の影響が全国各地で生じており、さらに今後これらの影響が長期にわたり拡大するおそれがあると考えられています。2015年(平成27年)には、「京都議定書」に代わる2020年以降の新しい温暖化対策の枠組みとして「パリ協定」が採択され、地球温暖化を抑制するために世界共通の目標を掲げ、各国に対し温室効果ガス排出量の削減目標の設定を求めています。

一方で、原子力発電所の震災被害により原子力の安全に対する信頼の確保が求められています。

また、多くの動植物が絶滅の危機に瀕し、生物多様性の保全に向けた議論が進んでいます。

さらに、海洋プラスチック問題やアジア各国による廃棄物の輸入規制などを背景に、プラスチックなどのごみ問題の解決に向けて、ごみの資源化や減量化などによる循環型社会の構築が求められています。

(加須市の状況)

本市の水辺や緑豊かな自然環境は、市民の財産であり、令和2年4月に実施した環境に関するアンケート調査によれば、満足度が高く、本市の魅力として、まちづくりの貴重な資源となっています。

特に、平成24年7月に埼玉県内初のラムサール条約湿地として登録された、加須市を含む、茨城県古河市・栃木県栃木市・小山市・野木町・群馬県板倉町の4県4市2町にまたがる「渡良瀬遊水地」は、多様な動植物の宝庫でもあり、湿地の「保全・創造」・「賢明な利用」・「交流・学習」を広域連携により推進しています。

また、本市では、平成25年にごみの分別を5種18分別に統一し、平成30年度のリサイクル率は全国4位(埼玉県内1位)と6年連続して全国トップ5を維持しています。マイバッグ・マイボトル運動や食品ロスの削減、ごみ分別の徹底など、市民との協働によるごみの資源化・減量化の推進により、「日本一のリサイクルのまち」を目指しています。

そして、環境に配慮したエコライフやスローライフの浸透を図り、「豊かな自然と快適な環境のまちづくり」の実現に向けた取組を進めています。

⑥市民と行政との協働 (全国的な状況)

市民（市民団体、住民自治組織、NPO 等）と行政が、情報を共有しながら対等な立場で役割分担を決め、地域課題や社会的課題の解決に取り組んでいます。財政状況等の行政情報の公開の徹底やパブリックコメント制度等の導入、男性も女性もともに市政への市民参加、参画することを定めた、いわゆる「自治基本条例」を制定する自治体が全国的に増えています。

(加須市の状況)

本市は、「加須市協働によるまちづくり推進条例」に基づく協働事業や家族・地域の絆推進運動を推進することにより、市民相互の信頼関係の向上やコミュニティ意識の醸成に努めるなど、市民力と協働力の向上を図っています。

そして、市民と行政がそれぞれの責任や役割を分担しながら連携する「市民との協働によるまちづくり」を推進しています。

今後、市民が誇りと愛着を持てる地域社会づくりを進めていくためには、市民参加の促進と市民合意の形成が不可欠であり、必要な情報や機会の提供などに努め、自治協力団体とのパートナーシップの構築に加え、市民活動を活性化し、市民がまちづくりに参加しやすい環境づくりを進めていくことが求められます。

⑦^{エス・ディー・ジーズ}地方創生の推進とSDGsへの取組 (全国的な状況)

平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、人口減少と地域経済の縮小を克服するために、「東京一極集中の是正」や「若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現」、「地域の特性に則した課題解決」を基本的視点とした地方創生の取組が展開されるようになりました。

地方の若者の就業率、訪日外国人旅行者数、農林水産物・食品の輸出額は増加傾向にあるなど、しごとの創生に関しては、一定の成果が見られます。

一方で、東京圏への転入超過は一貫して増加が続き、更なる取組が必要となっていることから、令和元年12月に策定された「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、地方創生の一層の推進に向けた取組が期待されます。

また、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、持続可能なまちづくりや地域活性化に向けた取組を推進するに当たって、SDGsの理念に沿って進めることにより、地方創生の取組の一層の充実・深化につなげることができるとしているため、SDGsを原動力とした地方創生を推進としています。

(加須市の状況)

本市では、平成28年2月に「加須市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、「Ⅰ安定した雇用を創出する」・「Ⅱ新しいひとの流れをつくる」・「Ⅲ若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」・「Ⅳ時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守る」の4つの基本目標と18のプロジェクトを掲げ、その達成に向けて取り組んでいます。

そうした取組を通じて、就業者数においては、目標値を超える雇用を創出することができ、定住人口においても、平成28年度以降、転入者が転出者を上回る社会増を維持し、目標値である±0人を大きく上回るなどの成果がありました。

また、SDGsが掲げる目標は、スケールは異なるものの本市の取組と重なるものも多く、SDGsの理念は、市政の中に相当程度取り込まれています。

さらに、SDGsが掲げる目標年度と本計画（基本構想）の計画年度は同じ2030年（令和12年）ということもあり、本計画の策定に当たっては、これまで以上にSDGsが掲げる目標を意識し取り組むこととしています。

SDGsとは

SDGs (Sustainable Development Goals) は、日本では「持続可能な開発目標」と解される、2015年(平成27年)9月の国連サミットで全会一致で採択された「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年(令和12年)までを期限とする17の国際目標のことであります。

■SDGsの特徴



- 普遍性** 先進国を含め、全ての国が行動する
- 包摂性** 人間の安全保障の理念を反映し、「誰一人取り残さない」
- 参画型** 全てのステークホルダー(政府、企業、NGO、有識者等)が役割を
- 統合性** 社会・経済・環境は不可欠であり、統合的に取り組む
- 透明性** モニタリング指標を定め、定期的にフォローアップ

■持続可能な開発目標

目標 1 貧困		あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
目標 2 飢餓		飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
目標 3 保健		あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
目標 4 教育		全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
目標 5 ジェンダー		ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女兒の能力強化を行う
目標 6 水・衛生		全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
目標 7 エネルギー		全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
目標 8 成長・雇用		包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する
目標 9 イノベーション		強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
目標 10 不平等		各国内及び各国間の不平等を是正する
目標 11 都市		包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する
目標 12 生産・消費		持続可能な生産消費形態を確保する
目標 13 気候変動		気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
目標 14 海洋資源		持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
目標 15 陸上資源		陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
目標 16 平和		持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
目標 17 実施手段		持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

⑧ ICTなどのデジタル社会の発展 (全国的な状況)

インターネット利用率が年々上昇し、スマートフォンやタブレットなどの携帯端末の普及や SNS をはじめとした多種多様なデジタルサービスの飛躍的な発展により、必要なときに必要な情報を自ら取得できる環境が整備され、人々のライフスタイルやコミュニケーションの方法に大きな変化をもたらしています。

また、あらゆるモノがインターネットにつながる IoT を活かし、人工知能 (AI) を搭載したロボットや自動走行車などの先端技術の活用が一層進展し、社会全体に普及すると考えられます。

さらに、令和元年 12 月に名称を改正した「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」(デジタル行政推進法)に基づき、行政手続等の利便性の向上と行政運営の簡素化・効率化を図ることを目的として、地方公共団体等に行政手続等のオンライン化の努力義務を課しました。

社会全体で徹底したデジタル化が進めば、東京一極集中による人口の過度の偏在の緩和や、大規模な自然災害や感染症等のリスクの低減も期待できます。

こうしたデジタル技術を活用することにより、経済発展と社会的問題の解決を両立する人間中心の新たな社会 (Society(ソサエティ)5.0) の実現が期待されています。

(加須市の状況)

本市では、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスや、オンラインによる子育てに関する相談業務などを既に行ってきたところですが、現在も書類による手続や市役所等に出向いての対面による手続が多数残っており、今後更に行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るための「スマート自治体」の推進が求められています。

これらデジタル技術を活用したサービス提供の基盤となるマイナンバーカードの普及や電子申請システムの基盤整備などに取り組んでいますが、オンライン化は十分に進んでいるとは言えない状況です。

また、全小中学校において、児童生徒 1 人 1 台端末の環境における ICT の効果的な活用を推進しているところです。

(3) 市民満足度の状況

「第1次加須市総合振興計画」(計画期間:平成23年度～令和2年度)では、6つの基本目標を掲げ、市民との協働によるまちづくりを基本に、その推進に取り組んできました。

その間、広く市民意向を把握するため、3回にわたり実施した「まちづくり市民アンケート調査」の結果による6つの基本目標ごとの市民満足度の状況は、次のとおりです。

第1次加須市総合振興計画における6つの基本目標

- 基本目標1 健やかで豊かな心を育むまちづくり
- 基本目標2 健康で安心して住み続けるまちづくり
- 基本目標3 安全で快適・便利なまちづくり
- 基本目標4 豊かな自然と快適な環境のまちづくり
- 基本目標5 活力ある産業のまちづくり
- 基本目標6 地域の力で自立したまちづくり

(第1次加須市総合振興計画)

基本目標1 健やかで豊かな心を育むまちづくり

基本目標1を構成する7施策のうち6施策で満足度が向上し、7施策のうち1施策で不満足度が増加しています。

2010年と2019年を比較すると、満足度は合計で27ポイント上昇し、不満足度は合計で11ポイント低下しており、満足度の向上ポイントは、合わせて38ポイントとなります。

No	施策	具体的な施策	施策に対する満足度の推移 上段：2010年 中段：2014年 下段：2019年			
			満足 やや満足	推移	やや不満 不満	推移
1	産み育てることへの支援	・結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援 ・子育て家庭への経済的支援 ・子育て相談機能の充実 等	16%	↑ +4	13%	↑ +2
			18%		11%	
			20%		15%	
2	仕事と家庭の両立への支援	・保育サービスの充実 ・保育環境の整備・充実 ・放課後児童健全育成の充実	13%	↑ +7	18%	↓ -5
			17%		14%	
			20%		13%	
3	幼児教育の充実	・幼児教育内容の充実 ・学校教育指導・内容の充実 ・教育施設の整備・充実	13%	↑ +3	17%	↓ -1
			17%		14%	
4	学校教育の充実	・経済的支援の充実 ・いじめ・不登校対策の充実 ・学校給食の充実	16%		16%	
5	地域教育の充実	・地域密着型の教育の推進 ・家族・地域の絆づくりの一層の推進 ・青少年の健全育成	10%	↑ +5	14%	↓ -3
			14%		12%	
			15%		11%	
6	生涯学習の推進	・生涯学習機会の充実 ・生涯学習環境の整備・充実 ・図書館サービスの充実 等	15%	↑ +8	13%	↓ -2
			18%		11%	
			23%		11%	
7	芸術文化の振興	・芸術文化活動の振興 ・文化財の保存・活用 ・「加須の偉人」の顕彰	13%	→	11%	↓ -2
			14%		10%	
			13%		9%	
向上ポイント数の合計			+27ポイント		-11ポイント	
			38ポイント			

(第1次加須市総合振興計画)

基本目標2 健康で安心して住み続けるまちづくり

基本目標2を構成する7施策のうち6施策で満足度が向上し、不満足度が増加した施策はありません。

2010年と2019年を比較すると、満足度は合計で20ポイント上昇し、不満足度は合計で32ポイント低下しており、満足度の向上ポイントは、合わせて52ポイントとなります。

No	施策	具体的な施策	施策に対する満足度の推移 上段：2010年 中段：2014年 下段：2019年			
			満足 やや満足	推移	やや不満 不満	推移
1	高齢者に対する支援	・元気な高齢者に対する支援 ・介護が必要な高齢者に対する支援 ・介護保険制度の健全運営 等	13%	↑ +3	25%	↓ -4
			18%		23%	
			16%		21%	
2	障がい者に対する支援	・障がい者の日常生活への支援 ・障がい者の自立への支援 ・障がい者の社会参加の促進 等	8%	↑ +2	19%	↓ -3
			11%		16%	
			10%		16%	
3	地域福祉の推進	・地域交流活動の推進 ・地域福祉活動の推進 ・ユニバーサルデザインの推進	7%	↑ +2	14%	↓ -2
			10%		11%	
			9%		12%	
4	生活の安定促進	・総合相談窓口の充実 ・低所得子育て家庭への支援 ・生活保護者の自立促進 等	10%	↑ +1	26%	↓ -9
			9%		18%	
			11%		17%	
5	健康づくり支援	・病気の予防 ・身体活動・運動の推進 ・休養・こころの健康の推進 等	18%	↓ -1	13%	↓ -2
			21%		12%	
			17%		11%	
6	地域医療体制の充実	・地域医療支援病院である公的医療機関の誘致 ・国民健康保険の健全運営 ・後期高齢者医療制度の健全運営 等	12%	↑ +9	37%	↓ -11
			14%		36%	
			21%		26%	
7	スポーツ・レクリエーションの振興	・生涯スポーツ・レクリエーションの推進 ・スポーツを活用した地域活性化の推進 ・スポーツ・レクリエーション施設の充実	12%	↑ +4	13%	↓ -1
			16%		15%	
			16%		12%	
向上ポイント数の合計			+20ポイント		-32ポイント	
			52ポイント			

(第1次加須市総合振興計画)

基本目標3 安全で快適・便利なまちづくり

基本目標3を構成する9施策のうち4施策で満足度が向上し、9施策のうち3施策で不満足度が増加しています。

2010年と2019年を比較すると、満足度は合計で16ポイント上昇し、不満足度は合計で4ポイント上昇しており、満足度の向上ポイントは、合わせて12ポイントとなります。

No	施策	具体的な施策	施策に対する満足度の推移 上段：2010年 中段：2014年 下段：2019年			
			満足 やや満足	推移	やや不満 不満	推移
1	防犯体制の強化	・防犯組織の体制整備 ・防犯環境の整備 ・空家対策の充実	12%	↓ -3	24%	↑ +4
			14%		25%	
			9%		28%	
2	交通安全対策の充実	・交通安全意識の向上 ・道路交通環境の整備 ・交通事故被害者支援の推進 等	13%	→	24%	↓ -1
			16%		26%	
			13%		23%	
3	震災等対策の強化	・防災意識の普及啓発 ・危機管理体制の確立 ・防災体制の充実・強化 等	—	→	—	↑ +11
			13%		21%	
			13%		32%	
4	治水対策の充実	・溢水対策の整備推進 ・減災対策の推進 ・水防体制の充実	—	↑ +3	—	↑ +13
			16%		16%	
			19%		29%	
5	消防・救急力の強化	・広域消防体制の充実 ・消防団活動の充実 ・救急体制の充実 等	—	↓ -1	—	↓ -1
			24%		12%	
			23%		11%	
6	消費者のくらしの安全確保	・消費生活の安全・安心の確保 ・安全で安心な食品・農作物の供給 ・安全な水道水の安定的な供給	15%	↑ +10	11%	↓ -3
			22%		11%	
			25%		8%	
7	土地利用と市街地の整備	・土地利用の計画的推進 ・都市整備の計画的推進 ・居住環境の向上と定住の促進	10%	→	30%	↓ -8
			10%		25%	
			10%		22%	
8	道路・交通網の充実	・幹線道路・生活道路の整備 ・道路環境の維持・向上 ・公共交通の維持・充実 等	12%	↑ +3	34%	↓ -4
			14%		32%	
			15%		30%	
9	身近で便利な市役所づくり	・窓口サービスの向上 ・情報基盤の活用と個人情報保護 ・電子市役所の推進	13%	↑ +4	21%	↓ -7
			19%		15%	
			17%		14%	
向上ポイント数の合計			+16ポイント		+4ポイント	
			12ポイント			

(第1次加須市総合振興計画)

基本目標4 豊かな自然と快適な環境のまちづくり

基本目標4を構成する9施策のうち3施策で満足度が向上し、9施策のうち1施策で不満足度が増加しています。

2010年と2019年を比較すると、満足度は合計で1ポイント上昇し、不満足度は合計で24ポイント低下しており、満足度の向上ポイントは、合わせて25ポイントとなります。

No	施策	具体的な施策	施策に対する満足度の推移 上段：2010年 中段：2014年 下段：2019年			
			満足 やや満足	推移	やや不満 不満	推移
1	環境学習・教育の推進	・環境学習・環境教育の充実 ・環境情報の共有	—	→	—	↘ -2
			10%		9%	
			10%		7%	
2	環境活動の促進	・環境活動団体の育成 ・環境活動の支援 ・環境美化・地域衛生の推進	—	↗ +3	—	↘ -1
			7%		9%	
			10%		8%	
3	自然環境との共生	・自然環境の保全・再生 ・水辺環境の保全・再生 ・緑の保全・創造	—	↘ -11	—	↘ -2
			26%		12%	
			15%		10%	
4	きれいな水の再生	・公共下水道の整備と適正な維持管理 ・農業集落排水処理施設の適正な管理 ・合併処理浄化槽の普及促進	—	↘ -3	—	→
			22%		15%	
			19%		15%	
5	美しい景観の形成	・緑化の推進 ・公園・街路樹などの緑の保全 ・美しい街並みの形成	13%	↗ +5	17%	↗ +2
			17%		18%	
			18%		19%	
6	温室効果ガスの削減	・省資源・省エネルギー対策の推進 ・環境にやさしい自動車利用等の促進 ・自転車利用の促進	—	↘ -1	—	↘ -1
			9%		17%	
			8%		16%	
7	節電社会の構築	・消費電力の削減 ・電力の創出	—	→	—	↘ -4
			9%		15%	
			9%		11%	
8	循環型社会の構築	・ごみの資源化・減量化の推進 ・ごみの適正処理	20%	↗ +9	20%	↘ -4
			26%		16%	
			29%		16%	
9	公害のない生活環境の確保	・公害の未然防止 ・監視測定の実施 ・生活環境の保全・指導	15%	↘ -1	21%	↘ -12
			12%		10%	
			14%		9%	
向上ポイント数の合計			+1ポイント		-24ポイント	
			25ポイント			

(第1次加須市総合振興計画)

基本目標5 活力ある産業のまちづくり

基本目標5を構成する6施策全ての施策で満足度が向上し、6施策のうち1施策で不満足度が増加しています。

2010年と2019年を比較すると、満足度は合計で23ポイント上昇し、不満足度は合計で22ポイント低下しており、満足度の向上ポイントは、合わせて45ポイントとなります。

No	施策	具体的な施策	施策に対する満足度の推移 上段：2010年 中段：2014年 下段：2019年			
			満足 やや満足	推移	やや不満 不満	推移
1	農業の振興	・売れる農産物づくり ・多様な担い手の育成 ・地産地消の促進	 7%	↑ +9	 25%	↓ -8
			 13%		 25%	
			 16%		 17%	
2	工業の振興	・企業誘致の推進 ・市内企業に対する支援 ・地場産業の振興	 6%	↑ +5	 20%	↓ -5
			 8%		 19%	
			 11%		 15%	
3	商業の振興	・商店街や地域商店の魅力アップ ・商店街や地域商業のにぎわい創出 ・商工団体への支援	 5%	↑ +2	 44%	↓ -5
			 6%		 40%	
			 7%		 39%	
4	産業の創出	・創業者・チャレンジ企業への支援 ・産業の連携	—	↑ +4	—	↑ +4
			 2%		 12%	
			 6%		 16%	
5	観光によるまちおこし	・観光資源の魅力アップ ・観光による交流人口の拡大 ・観光PRの推進	 7%	↑ +1	 29%	→
			 8%		 30%	
			 8%		 29%	
6	勤労者に対する支援	・就業の支援 ・勤労者福祉の充実	 4%	↑ +2	 30%	↓ -8
			 5%		 26%	
			 6%		 22%	
向上ポイント数の合計			+23ポイント		-22ポイント	
			45ポイント			

(第1次加須市総合振興計画)

基本目標6 地域の力で自立したまちづくり

基本目標6を構成する7施策のうち4施策で満足度が向上し、不満足度が増加した施策はありません。

2010年と2019年を比較すると、満足度の合計に増減はなく、不満足度は合計で13ポイント低下しており、満足度の向上ポイントは、合わせて13ポイントとなります。

No	施策	具体的な施策	施策に対する満足度の推移 上段：2010年 中段：2014年 下段：2019年			
			満足 やや満足	推移	やや不満 不満	推移
1	広報の充実	・ 広報活動の充実		↓ -1		↓
		・ 市の魅力発信の充実				
2	広聴の推進	・ 対話の推進		↓		-4
		・ 広聴活動の充実				
3	市民と行政の協働	・ 市民と行政の協働の推進		↑ +1		↓ -2
		・ 行政情報の公開				
		・ 家族・地域の絆推進運動の推進				
4	自治体間交流・国際交流	・ 自治体間交流の推進		↓ -5		↓ -4
		・ 国際化への対応				
		・ 広域行政の推進				
5	人権尊重社会の推進	・ 人権尊重社会の実現		↑ +1		↓ -1
		・ 人権教育の推進				
6	男女共同参画の推進	・ 男女共同参画社会の実現		↑ +1		↓ -1
		・ 男女共同参画意識の醸成				
7	自立した自治体経営	・ 計画的な行財政運営		↑ +3		↓ -1
		・ 職員の能力開発と組織管理				
		・ 公共施設等の適正管理 等				
向上ポイント数の合計			0ポイント		-13ポイント	
			13ポイント			

(4) まちづくりの課題

前述の本市を取り巻く社会情勢や市民満足度の状況等を踏まえ、これまでの取組の評価を通じて把握した今後のまちづくりの課題を整理すると、大きく次の5つに分けられます。

- ①安心安全な暮らしの確保
- ②未来の人づくりにつながる子育て支援や教育環境の充実
- ③産業の活性化と地域経済の好循環化
- ④自然環境の保全と地球環境問題への対応
- ⑤協働による一体感の醸成と持続可能なまちづくり

①安心安全な暮らしの確保

ア 健康寿命を更に延伸するため、本市において発症比率の高い、がん、糖尿病及び循環器疾患の対策を図る必要があります。これら生活習慣病の発症や重症化を予防するために、食生活、運動、喫煙、飲酒、休養などの生活習慣の改善を推進するとともに、早期に発見するため、国保健診（特定健診）、特定保健指導及びがん検診の受診率を向上させる必要があります。

また、社会経済状況が大きく変化し、その速度も増す中、こころの健康づくりを推進することが必要です。

イ 新型コロナウイルス感染症をはじめとする新たな感染症に対応した「新しい生活様式」の定着と継続が求められています。

また、感染症の拡大を防止し、市民の健康と安全を最優先に、「感染予防」・「生活支援」・「事業者支援」の3つの柱により、迅速、適切及び一体的に取り組む必要があります。

ウ 埼玉県済生会加須病院と既存の市内医療機関との役割分担を図るとともに、地域医療ネットワークシステム「とねっと」の利活用を進め、地域完結型医療を目指すことが必要です。

また、利根保健医療圏における第三次救急医療の提供体制や周産期医療体制の整備を促進するとともに、市内2箇所目の産婦人科の開設を促進することが必要です。

エ 長寿化の進展に伴い増加が見込まれる医療・介護・福祉のニーズに適切に対応できるよう、医療・介護・福祉分野における人材の確保や連携を推進する必要があります。

また、複雑化・多様化する高齢者支援ニーズに適切に対応するため、「高齢者相談センター」の機能強化を図るとともに、「地域ブロンズ会議」の設置及び活動を推進し、地域全体で高齢者を支援する体制を確立する必要があります。

また、認知症の発症や進行を遅らせるとともに、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の予防の取組と地域において認知症の人とその家族などを支える共生の取組を推進する必要があります。

さらに、医療や介護などに関するデータを有効に活用し、高齢者の健康づくりと介護予防の取組を一体的に推進することが必要です。

オ 地域共生社会の実現のため、障がい者が住み慣れた地域で社会参加し、自立した生活が送れるよう障害に対する理解促進の取組を進める必要があります。

また、障がい者の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者を地域で支えていく体制の整備が必要です。

カ 人口減少等に伴う地域での相互扶助機能の低下、大規模な災害の発生等を背景とし、地域の連携を強化し、支え合いの地域共生社会を推進する必要があります。

- キ 生活困窮者に対する就労支援に当たっては、引き続きハローワークと連携し、就労自立促進事業の十分な活用に加え、就労に向けた課題がある方に対しても、その状態に応じた就労支援が行えるよう効果的に取り組んでいく必要があります。
- ク 消費生活の安心安全を確保するため、消費者団体や関係機関と連携しながら、消費生活センターを核とした消費生活の充実や高齢者等の見守り活動、消費生活情報の提供や啓発活動等により、消費者被害の未然防止やトラブル解決に努めることが必要です。
- ケ これまで経験してきた震災や台風による風水害により得た教訓を踏まえ、自然災害に事前に備え、生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化の対策が求められており、公助はもとより、これまで以上に自助・共助による市民の防災意識の高揚を図るとともに、自主防災組織の設立や活動を支援し、行政と市民が一体となって災害に強いまちづくりを推進することが必要です。
- コ 水害対策では「水害時における円滑な広域避難」が重要な課題であり、更なる自主的広域避難の周知・啓発及び水害時避難場所の確保とともに、震災対策と共通する課題である「新たな生活様式を踏まえた避難場所の運営」について、重点を置いて取り組むことが必要です。
大規模河川の氾濫を未然に防止するため、国が事業主体となって整備中である利根川右岸・左岸の堤防強化事業の早期の完了と、渡良瀬川右岸の堤防強化事業の着手、埼玉県が事業主体である一級河川中川、一級河川青毛堀川の整備改修事業の促進などは、その実現のために市による継続した要望活動が必要です。
気候変動などによる豪雨被害の頻発化、激甚化に伴い生じる市内の溢水（いっすい）箇所については、それぞれ流域を含めた溢水対策計画に基づき計画的に整備し、整備後はその整備効果について地域との協働による検証を進めることが必要です。
- カ 震災等対策については、発生を予測することが困難であることから、公共施設の耐震化や家屋での家具等の固定など、地域や各家庭における平時からの備えが重要な課題であり、市民の防災意識の向上を図る周知・啓発はもとより、地域の防災の要となる自主防災組織の設立と自主防災訓練や研修などの実施に係る支援について、重点を置いて取り組むことが必要です。
- キ 近年は、事件、事故、空家に起因する犯罪等のリスク、食など様々な分野における安全の意識が高まっており、市民と連携した交通死亡事故や犯罪のない安全なまちづくり、食の安全、感染症予防などの対応強化による安全に生活できる環境づくりを推進することが必要です。
- ク 安全な水道水の安定供給を確保するため、石綿セメント管の更新や漏水調査のほか、旧簡易水道による水圧不足の解消等の老朽管対策を総合的に講じて、有収率の向上に努めることが必要です。

②未来の人づくりにつながる子育て支援や教育環境の充実

- ア** 子育てに関する産前・産後の不安や悩みを解消し、安心して乳幼児期の子育てができる環境を整えるため、母子保健と子育て支援との一体的な提供を通じて包括的な支援を推進することが必要です。
- イ** 子どもの貧困は、子どもの将来に与える影響が大きい上に、児童虐待へとつながることもあることから、子どもの貧困対策を総合的に推進することが必要です。
- ウ** 多様な働き方に対応した更なる保育サービスの充実や、子育て家庭への経済的支援に努めるとともに、引き続き待機児童ゼロの維持や、全ての子どもへの質の高い保育を推進することが必要です。
- エ** 園児数が適正規模に満たない市立の保育所、幼稚園は、保育と教育の質の確保と効率的な運営を図る観点から、再編、統合、認定こども園化の検討を行うことが必要です。
- オ** 先行き不透明な時代を生き抜くためには、学ぶ意欲とともに、基礎的な知識や技能を身に付けた上で、思考力・判断力・表現力を高めることが重要です。そのために、一人ひとりの個性と創造力を伸ばす教育や、児童生徒1人1台端末の環境におけるICTの効果的な活用を一層推進して、児童生徒の確かな学力と自ら学ぶ力を育成することが必要です。
- カ** 市立小中学校の児童生徒数は、平成8年度の14,027人（旧1市3町の合計）をピークに令和2年度は8,204人まで減少し、10年後の令和12年度の推計値は約6,100人まで減少する見込みとなっています。こうした中で、現在、市立小中学校の学校規模の差異が非常に大きくなっているとともに、多くの学校施設は老朽化が進んでいることから、計画的に学校施設の改修を行い、市立小中学校の適正規模・適正配置を推進することが必要です。
- キ** 家庭や地域の教育力の向上、充実のために、学校と地域の連携が重要です。その中で、「家庭や地域で健やかな子どもを育む」という視点から、中学校区での学びの連続性を意識した保・幼・小中一貫教育を進め、家庭・地域・学校が一体となった特色ある学校づくりが必要です。
- ク** 心の豊かさや生きがいを求めるための生涯学習ニーズが高まる中で、生きがいを持って暮らせるよう、学習機会を充実するとともに、豊かな感性と創造性に富んだ芸術文化の振興を図ることが必要です。
また、本市にはこれまで培ってきた生活文化や歴史的資源、魅力などが数多く残されていることから、郷土の文化や伝統を次世代に継承し、郷土愛を育むことが必要です。
さらに、近年の携帯情報端末やインターネットの普及による読書離れが懸念される中、知性を磨き、豊かな情操を育む上で子どもをはじめ市民の読書活動を推進することが必要です。
- ケ** スポーツ・レクリエーションを通して心身の健康づくりや明るく豊かな生活を送れるよう全ての市民がスポーツ・レクリエーションに親しむことが必要です。
また、スポーツ・レクリエーションを通じた活力ある社会の実現が求められています。
- コ** 価値観やライフスタイルの多様化が進む中で、様々な人がお互いを認め合い、ジェンダーや国籍等にかかわらず、人権が尊重され、誰もが暮らしやすい地域社会づくりを推進することが必要です。

③産業の活性化と地域経済の好循環化

- ア** 道路交通網を活かした新たな産業団地を確保し、企業誘致を図る必要があります。しかしながら、市内には農業振興地域内の農用地区域が多く、関係法令等の規制や課題があり、新たな用地の確保には相当の調整が必要です。
- イ** 女性の職業生活における活躍を後押しするための支援を推進するとともに、様々なニーズを踏まえた就業支援を充実させることが必要です。
- ウ** 市内農業の経営安定化や効率化を図るために、農地利用集積及び区画拡大等の生産基盤の強化とともに、水稲だけに依存しない高収益農作物への転換やブランド化による収益性の向上や、稲作農業を中心とした担い手不足や耕作放棄地の増加への対応等による農業の活性化への様々な取組が必要です。
- エ** 近隣の大型商業施設の影響が大きいことから、既存の市内商業施設、商店の維持や経営継続等を支援するための取組が必要です。
- オ** 市内経済の中心となる製造業における景気の低迷による求人数の減少、中心市街地の空洞化など、市内の経済活力の低下に対する取組が必要です。
- カ** 創業支援、地域産業の育成・連携支援など、地元産業の活性化に向けた様々な取組が必要です。
- キ** 各地域の特色のある豊かな自然や祭り・文化、特産品などの観光資源を活かした観光振興を推進し、新たな人の流れをつくり、関係機関と連携し、地域の活性化を図ることが必要です。

④自然環境の保全と地球環境問題への対応

- ア** 市民一人ひとりが環境に関心を持ち、環境保全についての理解を深め、自発的な行動につなげていくための環境学習・教育を推進していくことが必要です。
- イ** 市内各地域には、市民が誇りにしている水辺や緑豊かな自然が豊富にあり、多くの生態系が息づいていることから、生物多様性を保全し、未来に継承することが必要です。
- ウ** 緑の創造としてのオープンガーデンの取組の推進や、加須未来館周辺におけるお花畑や騎西地域のあじさいロード、北川辺地域のオニバス自生地、道の駅童謡のふるさとおおとね周辺のホテイアオイ、加須地域の中川水辺再生地など、今後も市民との協働による美しい景観の保全に努めていくことが必要です。
- エ** 社会的関心が高まっている地球温暖化の防止のために、「低炭素社会」の実現を目指し、市民一人ひとりが自分の生活や社会の仕組みを見直すとともに、節電を含めた省資源・省エネルギー対策や太陽光発電やバイオマス発電などの再生可能エネルギーの普及促進など、SDGsの理念を踏まえた地球にやさしい取組を推進することが必要です。
- オ** プラスチックごみや食品ロスの削減などの取組により、ごみの減量化を促進するとともに、市民、事業者、行政が一体となって資源化を推進することにより、循環型社会を構築することが必要です。
- カ** 市民が良好な生活環境の下で健康で快適に暮らすために、大気、水質、道路騒音、放射能などの監視測定を実施するとともに、発生源対策、公害苦情の適切な処理などの公害未然防止を図ることが必要です。
- キ** 生活排水は、河川、水路の水質汚濁の主な原因として大きな影響を与えていることから、生活排水の適正処理を図るため、公共下水道及び農業集落排水処理施設においては、施設の適正な維持管理に努め、併せて、依然として加入率の低い地区があるため、戸別訪問による加入促進活動を継続し、未接続者に対する加入意識の向上を図ること、また、単独処理浄化槽、汲み取り槽から合併処理浄化槽への転換促進、合併処理浄化槽の適正な維持管理などの総合的な生活排水処理対策の推進が必要だ。

⑤協働による一体感の醸成と持続可能なまちづくり

- ア** 市民一人ひとりがまちづくりに参画するという市民自治の意識を高めるとともに、効果的なシティプロモーションの展開や「市政についての話し合い」などの広報・広聴活動と情報公開の充実、市民と行政との協働によるまちづくりを推進することが必要です。
- イ** まちの魅力を高め、本市の一体感の醸成と地域コミュニティの活性化を図るために、各地域の特色や資源を最大限に活用し、市民が一体となったイベントなどへの支援による交流や連携を推進することが必要です。
- ウ** 計画的な土地利用や都市基盤整備による各地域の特性を活かした暮らしやすいまちづくりを推進することが必要です。
- エ** 災害時における広域避難経路の確保や緊急輸送道路としての活用に加え、地域経済の活性化が見込まれる「利根川新橋」の整備を促進するため、近隣市町と連携し、関係機関への要望活動を継続することが必要です。
- オ** 踏切による慢性的な交通渋滞を解消するため、「道路網整備計画」に基づき、市内を南北に結ぶ幹線道路の整備を促進するとともに、限られた財源の中で、道路や橋りょうなど、市民の日常生活に必要な社会基盤を適切に維持していくことが必要です。
- カ** 公園については、それぞれの地域の利用実態に応じた機能の再編と、その機能に応じた維持管理をしていくことが必要です。
- キ** 埼玉県済生会加須病院の開院を契機とし、高齢者の重要な移動手段であるコミュニティバス「かぞ絆号」の運行改善を行い、利用促進と利便性の向上を推進するとともに、民間路線バスやタクシーの公共交通機関の維持に努めることが必要です。
また、鉄道については、輸送力増強と利便性の向上に関して、鉄道事業者への粘り強い要望活動を継続していくことが必要です。
- ク** 今後の自治体経営においては、地域の特色を十分に活かし、自らの責任と判断による主体的な経営により、働き方改革の実践に取り組みながら、満足度の高い行政サービスを提供することがこれまで以上に重要になります。
また、多くの公共施設で老朽化が進み、老朽化対策に多額の経費が必要となっていることや、類似施設が多いということもあり、今後の人口規模や財政規模に見合った施設数となるよう、公共施設の統廃合と適正な配置の実現に努める必要があります。
そして、更なる少子化に伴う人口減少・長寿化が進む社会の中でも、地方創生を目指し、持続可能なまちづくりを推進するため、社会経済情勢の変化や制度改正、新たな行政需要などに対応し、本市が行う全ての事業について、行政評価による不断の改善・見直しを行うことが必要です。

⑥課題に対応するための横断的な取組

ICTを活用し、地域課題の解決・改善を図る

- 少子化・長寿化による人口構造の変化に加え、市民のライフスタイルや価値観の多様化など本市を取り巻く環境が大きく変容していく中であって、持続可能な地域社会を形成していく上で、地域の課題への取組に対し、市民に最も身近な地方公共団体として求められる役割は大きく、本市においても、①から⑤までに前述したようなあらゆる分野の課題に対応するための共通の手段として、ICTなどのデジタル技術の活用は不可欠です。
今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大のリスクに対しては、テレワーク、オンラインでの面会、ウェブ会議といったデジタル技術を活用した人とのつながりが、経済、医療、教育をはじめ様々な分野において社会経済活動の継続に大きな効果を発揮しているところです。
- デジタル社会においては、Society5.0の到来をはじめ、今後も予想できない新たな技術が登場することも考えられ、人材不足や距離等の制約により従来は対応が困難であった地域の課題を解決・改善できる可能性があります。
- デジタル技術の飛躍的な発展に伴い、個人情報保護に万全を期しつつ、AI等の技術を活用した「スマート自治体」を推進し、あらゆる分野において、効果的で効率的な行政サービスを提供する必要があります。

Ⅱ 基本構想

1 基本理念

市民との協働によるまちづくりの考え方を基本とし、様々な機会に寄せられてきた多くの市民からの意見等を踏まえるとともに、第1次加須市総合振興計画に基づくこれまでの取組の評価により整理した課題の解決に取り組み、将来にわたって持続可能なまちづくりを推進するための基本理念を設定します。

- ① 安心安全で誰もがいきいきと心豊かに暮らすまちづくり
- ② 地域の資源と豊かな自然を活かし、元気と魅力があふれるまちづくり
- ③ 絆と協働の力で将来にわたって暮らしやすいまちづくり
- ④ ICT を活用し、新しい時代の流れを力にするまちづくり

① 安心安全で誰もがいきいきと心豊かに暮らすまちづくり

少子化・長寿化が進展している中、若い世代の出会い・結婚・出産・子育ての切れ目ない支援と、健康・医療・福祉・人づくり・生きがいづくりなどの全世代への行政サービスの充実を通じ、子どもからお年寄りまで、誰もがいきいきと暮らすまちづくりを目指します。

さらに、台風をはじめとする風水害や地震による犠牲者を出さず、市民の生命・財産を最優先に守るため、自助・共助・公助による防災意識が全市民に根付いた、誰もが安心安全に暮らし、これからも住み続けたいと思えるまちづくりを目指します。

② 地域の資源と豊かな自然を活かし、元気と魅力があふれるまちづくり

本市が今後も発展するためには、人もまちも元気で、誰にとっても魅力があふれる地域であることが必要です。

地域の人材・資源・産業を最大限に活かし、地域の外からも稼ぐ力を創出し、地域内経済が元気で、誰もが活躍するまちづくりを目指します。

また、本市の豊かで大切な自然環境の保全・継承・活用により、魅力があふれ、市民が愛着を持ち続けるまちづくりを目指します。

③ 絆と協働の力で将来にわたって暮らしやすいまちづくり

地域における市民の絆を育み、本市に関わりを持つ全ての関係者との一体感を醸成するとともに、社会環境の変化による市民のニーズが高度化・多様化する中、将来に向けて住みよい親しまれる加須市となるよう、市民一人ひとりがまちづくりに参画し、協働して地域の課題解決に取り組む市民が主役のまちづくりを目指します。

④ ICT を活用し、新しい時代の流れを力にするまちづくり

近年、飛躍的に進展し、今後も更なる発達が見込まれる情報技術を十分に活用できる環境・体制を整備するとともに、ICTなどのデジタル技術を活用し、あらゆる分野における地域課題の解決・改善につなげることができるまちづくりを目指します。

2 将来都市像

絆でつくる 緑あふれる 安心安全・元気な田園都市 加須

本市の将来都市像は、
『絆でつくる 緑あふれる 安心安全・元気な田園都市 加須』とします。

『絆でつくる』とは…

市民一人ひとりが家族や地域のつながりを深め、市民相互の信頼関係やコミュニティ意識を高めることにより、地域力の向上を図るとともに、“絆”を原動力とした市民と行政との協働により、明るく希望に満ちた加須市の未来を切り拓いていくことを表現しています。

基本理念③「絆と協働の力で将来にわたって暮らしやすいまちづくり」の主旨を盛り込んでいます。

『緑あふれる』とは…

本市は、緑あふれる自然環境に生まれ発展してきた地域です。身近な緑は、潤いや安らぎのある都市景観の形成などの機能を有する貴重な資源であり、この恵まれた自然環境と今後も共生していくことを表現しています。

基本理念②「地域の資源と豊かな自然を活かし、元気で魅力があふれるまちづくり」の主旨を盛り込んでいます。

『安心安全・元気な』とは…

これまで本市が経験してきた台風による水害や地震などの自然災害で得た教訓を未来に活かし、自助・共助・公助により、市民の安心安全な暮らしを守る「災害に強いまちづくり」を進めていくことが最大の使命です。

そして、子どもからお年寄りまで健康で心豊かに暮らせるまちと、本市の特色ある資源や人づくりを最大限に活かし、市民一人ひとりが元気で暮らし、活力あるまちを目指すことを表現しています。

基本理念①「安心安全で誰もがいきいきと心豊かに暮らすまちづくり」と基本理念②「地域の資源と豊かな自然を活かし、元気で魅力があふれるまちづくり」の主旨を盛り込んでいます。

『田園都市 加須』とは…

本市は、水稲作付面積・収穫量ともに埼玉県内第1位の米どころです。「加須市の風景」を思い浮かべる際に、市民が最もイメージしやすい農村風景の生活環境と、良好な居住環境や市民生活を支える商業地などの都市機能をバランスよく結び合わせ、それぞれの長所を活かしたまちづくりを推進することを表現しています。

基本理念②「地域の資源と豊かな自然を活かし、元気で魅力があふれるまちづくり」と基本理念③「絆と協働の力で将来にわたって暮らしやすいまちづくり」の主旨を盛り込んでいます。

将来都市像の実現のために

改めるべきものは徹底して改める「**改革**」、
それぞれの地域の歴史や伝統、文化など次代につなぐべきものはつなぐ「**継承**」、
そして、家族や地域の絆づくりのための市民と市がともに汗をかく「**協働**」
を推進し、新しい加須市を創り上げていきます。

3 基本指標の見通し

(1) 人口の見通し

人口の見通しに当たっては、国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠しながら、本市独自の推計をしました。

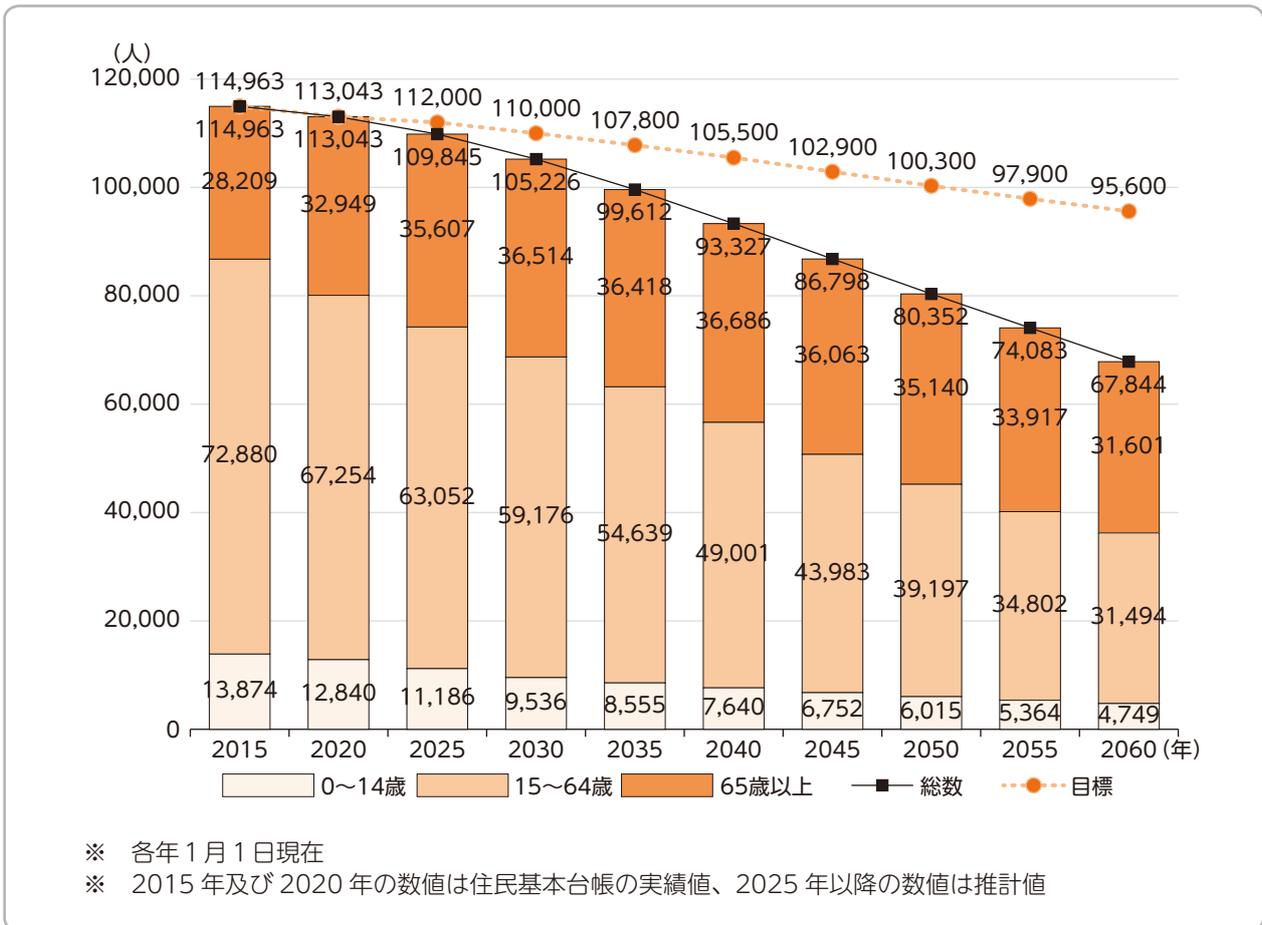
①人口の推計

本市の人口(住民基本台帳)は、平成27年(2015年)1月1日では114,963人、令和2年(2020年)1月1日では113,043人となっており、国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠した場合、本計画の目標年次である令和12年(2030年)には **105,226人** となるものと予想されます。

②人口の目標

本計画に位置付ける施策を実施することにより、自然減を抑制するための合計特殊出生率を向上させ、社会増となっている年齢階層は今後も社会増を維持し、かつ、社会減となっている年齢階層の純移動率が向上することを目指し、本計画での目標人口(令和12年(2030年))を **110,000人** と設定します。

■図9 人口の見通しと目標



(2) 財政の見通し

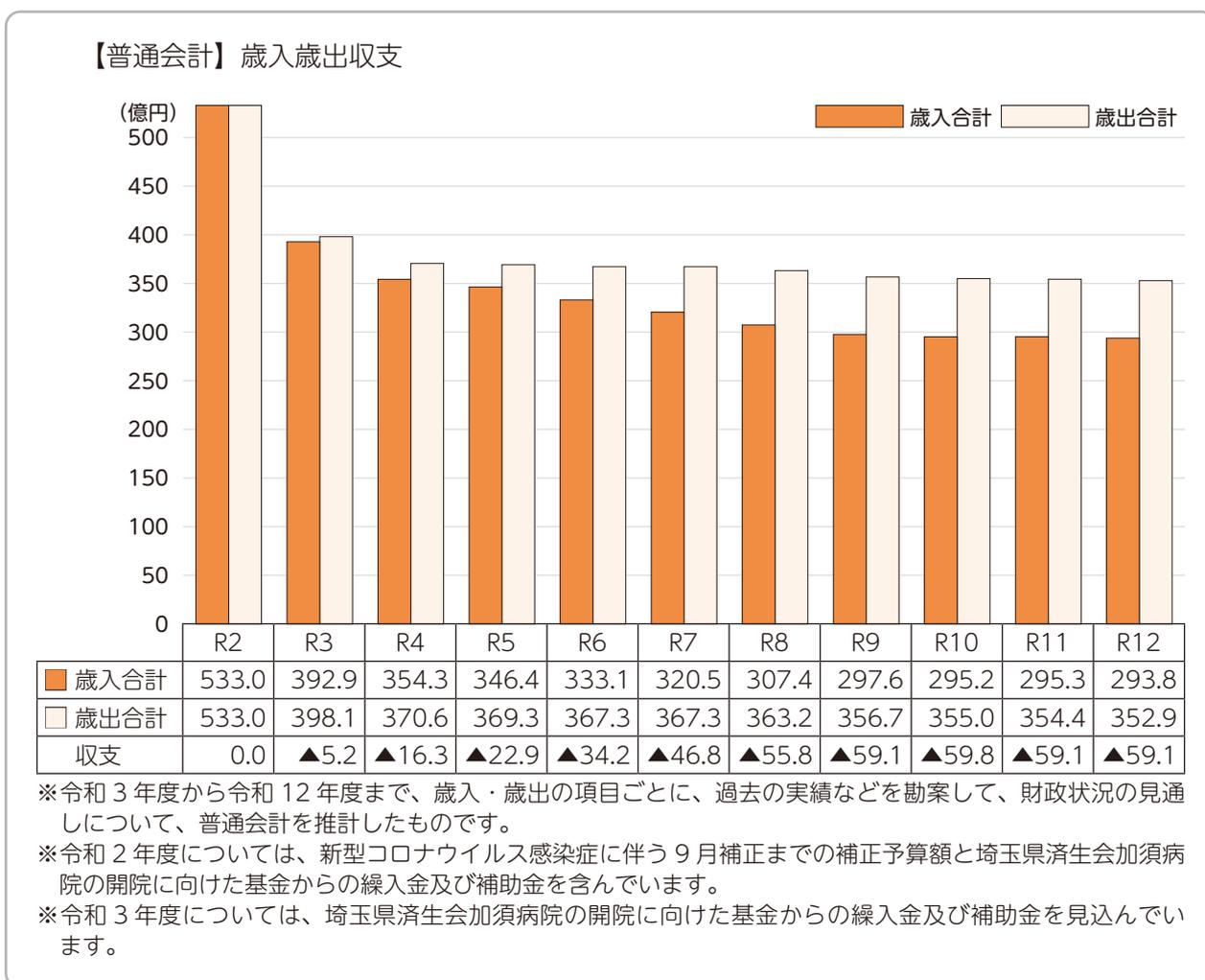
我が国における少子化に伴う人口減少は、消費や税収の縮小要因、また長寿化の進展は、医療・介護費用の拡大の要因となることが懸念されており、本市においても大きな課題となっています。

歳入においては、UIJ ターン事業の促進による人口の社会増や企業誘致など、ある一定の税収の増加要因はあるものの、担税力のある現役世代の減少、地方交付税の合併算定替えの終了、感染症流行による社会経済への影響などにより、市税が減少し、歳入全体でも緩やかに減少すると予測しています。

一方、歳出においては、子育て支援への経費や高齢者への施策に関する経費は増大し、これ以外の経費でも、特に公共施設の老朽化への対応などもあり、これらへの財源確保が課題となります。

本市では、このような厳しい財政状況の中、本市の財政運営の基本姿勢である、「収支の均衡」・「債務残高の圧縮」・「将来への備え」に基づき、今後の多種多様な財政需要に対応するため、本市の独自行政評価である「加須やぐるまマネジメントサイクル」による効率的・効果的な予算編成を行うとともに、財源の確保や事業見直し等により、持続可能で安定的な財政運営を推進していくことが必要です。

■図10 財政の見通し



(3) 土地利用の方針

① 土地利用の基本的な考え方

関東のどまんなかで埼玉県東北部に位置する中核的な都市として、秩序ある整備と発展を推進するため、「住居系」、「商業・サービス系」、「産業系」、「農業共生」の4つのゾーンを設定し、それぞれの方針に基づき、計画的な土地利用を図ります。

住居系ゾーンでは、既存の住宅地や集落、新たに整備された住宅地などの居住環境の保全・向上を、商業・サービス系ゾーンでは、市民の消費生活を支える商業・サービス機能の集積地の活性化を、産業系ゾーンでは、産業団地における操業環境の保全と本市の持つ交通の要衝という立地特性を活かした産業適地の確保と企業誘致の推進を、農業共生ゾーンでは、本市の経済の一翼を担うとともに市民の原風景ともなっている田園地帯の保全を図るなど、地域の特性を最大限に活用しながら、都市的土地利用を重視しつつ、複合的・計画的な土地利用を推進します。

② 土地利用の方針

◆ 住居系ゾーン

既存の住宅地については地区計画や建築協定を活用しながら良好な住環境の保全に努め、住宅地整備を進めている地区については土地区画整理事業などの基盤整備を行います。

また、駅周辺の利便性の高い地域については、病院や社会福祉施設など、公共的な施設の立地を誘導するとともに、優良な住宅の整備によるまちなか居住を促進します。

良好な住環境を確保するため、緑地の保全・活用など景観の形成に努めます。

◆ 商業・サービス系ゾーン

駅周辺や既存の商店街、大型店など、多くの人が集まる場所や、幹線道路沿いにおいて、商業やサービス機能などの集積・充実を図ります。

加須駅周辺の既存中心市街地は、にぎわいのある商業地として活性化を図り、その他の駅周辺は、地域の拠点として商業機能やサービス機能の充実を図ります。

また、埼玉県済生会加須病院周辺は、病院を核とした複合的な土地利用を図ります。

◆ 産業系ゾーン

東北道加須インターチェンジを有し、同羽生インターチェンジ及び圏央道白岡菖蒲インターチェンジにも近接する立地特性を活かし、多様な産業に対応した柔軟な土地利用を図ります。

また、既存の産業団地について良好な操業環境の維持を図るとともに、更なる産業適地の確保と企業誘致を推進します。

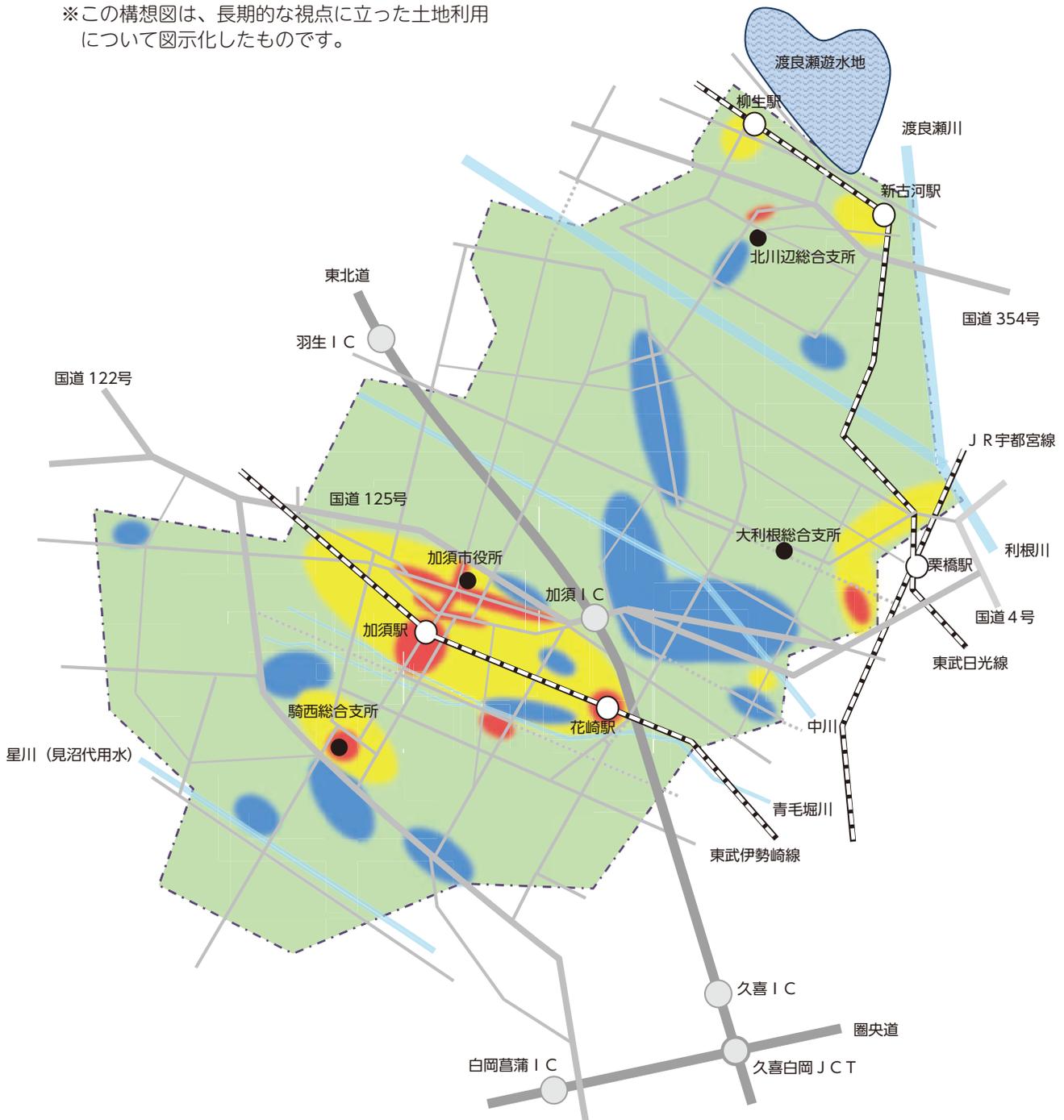
◆ 農業共生ゾーン

農業の振興を図りながら、自然と共生する美しい田園風景を保全するとともに、田園風景と調和したゆとりある住居地の形成を図ります。

また、優良農地として保全に努める地域、そして、都市的土地利用への転換を検討する地域、それぞれの特性を踏まえながら、適正な土地利用を図ります。

③土地利用構想図

※この構想図は、長期的な視点に立った土地利用について図示化したものです。



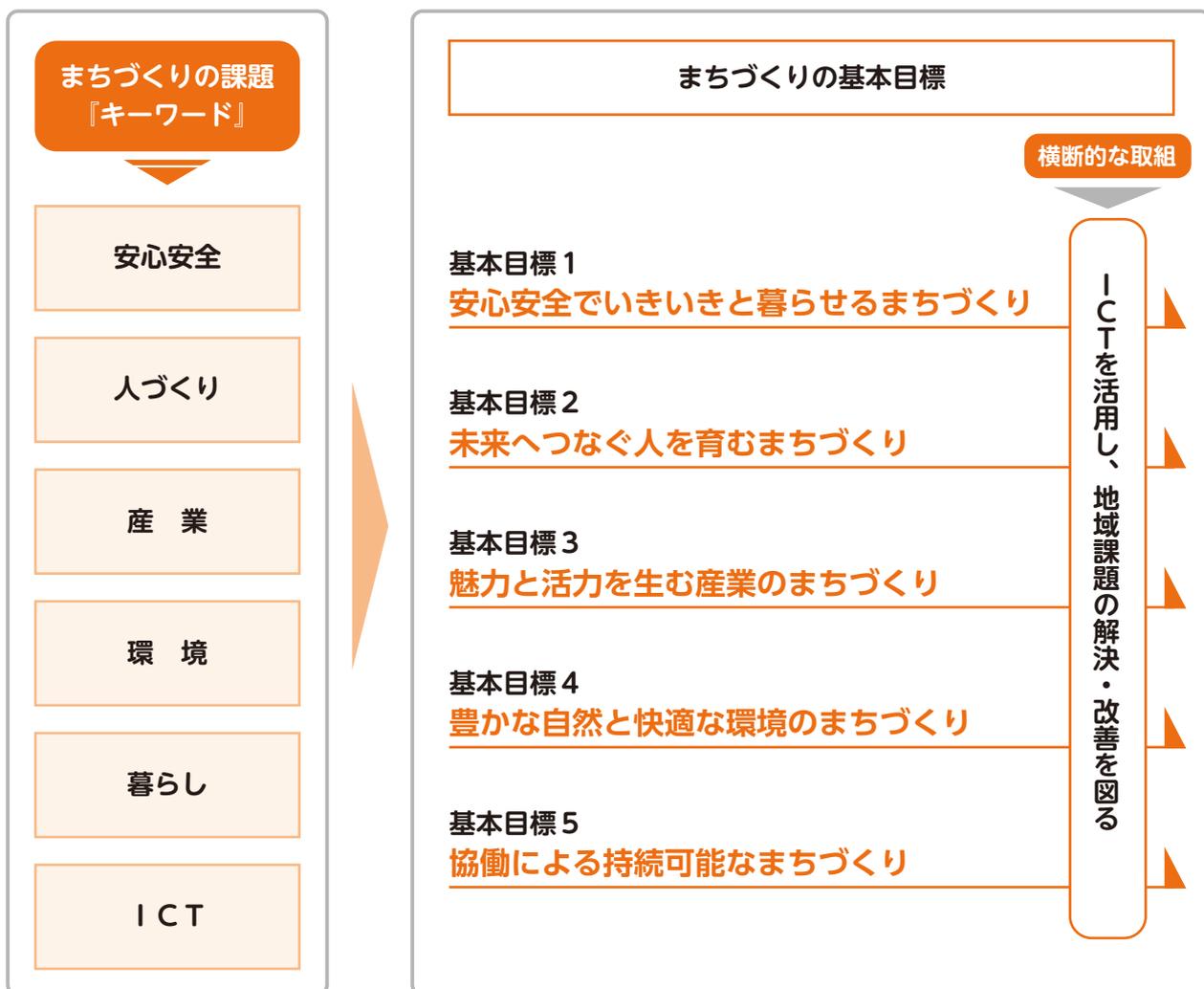
	住居系ゾーン		本庁舎、総合支所
	商業・サービス系ゾーン	※道路は、既設路線を実線で、計画・構想路線を点線で表しています。	
	産業系ゾーン	※ I C : インターチェンジ J C T : ジャンクション	
	農業共生ゾーン		

4 まちづくりの基本目標

本市の将来都市像『絆でつくる 緑あふれる 安心安全・元気な田園都市 加須』を実現するためには、今後のまちづくりの課題の解決・改善を図ることが必要です。

そのため、本市は、今後のまちづくりの課題に対応した次の5つの基本目標を設定し、地方創生やSDGsの理念を踏まえ、市民との協働により、その目標の達成に向けた取組を全力で推進します。

また、ICTなどのデジタル技術を活用し、あらゆる分野の地域課題の解決・改善を図ります。



基本目標1 安心安全でいきいきと暮らせるまちづくり

- 全ての市民が生涯を通じていきいきと健康で暮らせるよう、「埼玉一の健康寿命のまちづくり」を推進し、疾病対策や生活習慣病の予防につなげるための健診や指導に取り組むとともに、こころの健康づくりを推進します。
- 新型コロナウイルス感染症をはじめとした様々な感染症のまん延に備えて、市民の健康と安全を最優先に、「感染予防」・「生活支援」・「事業者支援」の3つの柱により、迅速、適切及び一体的に取り組めます。
- 埼玉県済生会加須病院と既存の市内医療機関との役割分担を図るとともに、地域医療ネットワークシステム「とねっと」の利活用により、地域完結型医療を目指します。
また、利根保健医療圏における第三次救急医療の提供体制や周産期医療体制の整備を促進するとともに、産婦人科の開設促進に努めます。
- 長寿化の進展に伴い増加する医療・介護・福祉のニーズに対応するための人材確保に努めます。
また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、「高齢者相談センター」の機能強化を図るとともに、地域での支え合いの仕組みである「地域ブロンズ会議」の設置及び活動を推進します。
さらに、生活習慣病の予防や認知症の早期発見・早期対応などの認知症の予防に取り組むとともに、認知症になっても住み慣れた家庭や地域で自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、「チームオレンジ」の整備など、地域において認知症の人とその家族などを支える共生の取組を推進します。
- 障がい者の社会参加への取組を推進するとともに、障害に対する理解の促進と地域で支えていく体制の整備に努めます。
- 地域の連携を強化し、市民がともに支え合う地域共生社会を推進します。
- 生活困窮者一人ひとりの状態に応じた効果的な就労支援を推進します。
- 消費者団体等と連携し、情報発信や啓発活動、「消費生活センター」での相談などに努め、消費者被害の防止やトラブル解消を図ります。
- 公助はもとより、これまで以上に自助・共助による市民の防災意識の高揚を図るとともに、自主防災組織の設立や活動を支援し、行政と市民が一体となって「災害に強いまちづくり」を推進します。
- 水害対策については、円滑な広域避難の実施に重点的に取り組むとともに、関係機関と連携して堤防強化対策や溢水対策を推進します。
- 震災等対策については、公共施設の耐震化のほか、市民の防災意識の向上を図る周知・啓発及び地域防災の要となる自主防災組織の設立や訓練・研修などの実施に伴う支援に係る対策を推進します。
- 市民との連携の下、防犯対策や空家対策、交通安全対策を一層推進するとともに、消防力の強化を図り、安全に生活できる環境づくりに努めます。
- 安全な水道水の安定供給のため、水需要の動向を的確に把握し、効率的な事業経営や計画的な施設の統廃合を推進します。

基本目標2 未来へつなぐ人を育むまちづくり

- 安心して子どもを産み育て、子どもたちがのびのびと育ち、将来に希望を持って暮らせるよう、出会い・結婚・妊娠・出産、そして子育ての切れ目ない支援を行い、「子どもを産み育てることに喜びを実感できるまち」を目指します。
- 安心して子育てができるよう母子保健と子育て支援との一体的な推進を図るとともに、子育て家庭への経済的支援と子どもの貧困対策に取り組みます。
- 多様な働き方に対応した保育サービスの充実により、待機児童ゼロの維持に努め、質の高い保育サービスを提供します。
- 園児数が適正規模に満たない市立の保育所、幼稚園は、保育と教育の質の確保と効率的な運営を図る観点から、再編、統合、認定こども園化の検討を行います。
- 子どもたちの個性と創造力を伸ばすとともに、ICTの効果的な活用により、確かな学力と自ら学ぶ力を育成します。
- 学校施設の老朽化対策に計画的に取り組みながら、施設の複合化や適正規模・適正配置を推進します。
- 家庭・地域・学校が一体となった絆づくりにより、健やかな子どもを育み「未来へつなぐ人づくり」を推進します。
- 市民の誰もが心の豊かさや生きがいを持って暮らせるよう、生涯にわたって自ら学び続けることのできる学習機会の充実を図ります。
また、地域固有の芸術文化と歴史的資源を最大限に活用し、市民の郷土愛の醸成を図るとともに、郷土の文化や伝統を次世代に継承します。
さらに、読書に親しむ機会の充実を努め、子どもや市民の読書活動を推進します。
- 年齢や個々の体力に応じたスポーツ・レクリエーションの機会や場を充実させることにより、スポーツ・レクリエーションに参画する人を増やし、心身の健康づくりと活力づくりを推進します。
また、本市の特色である女子野球やスポーツクライミングなどを通じて、スポーツへの関心を高めるとともに、新しい人の流れをつくり、にぎわいを創出します。
- 全ての市民がお互いの個性を認め合える地域社会を築き、一人ひとりがそれぞれの個性や能力を発揮し、自分らしく生きられる、差別や偏見のない人権尊重の社会の実現を目指します。
- あらゆる活動に男女が等しく参画する男女共同参画社会の形成を目指します。

基本目標3 魅力と活力を生む産業のまちづくり

- 雇用を創出するため、企業誘致を推進します。
- 女性の職業生活での活躍を推進するとともに、若者や高齢者などの様々なニーズに対応した就業支援と働きやすい環境づくりに努めます。
- 農業経営の安定化や効率化を図るため、生産基盤の強化とともに、収益性の向上やブランド化を推進し、地域農業を牽引（けんいん）する担い手の確保や育成に努め、農業の活性化を図ります。
- 近隣の大型商業施設の影響が大きいことから、既存の市内商業施設、商店の維持や経営継続等を支援するための取組を推進します。
- 市内中小企業や地場産業の育成・支援を推進するとともに、産業の連携による新たな事業展開を促進し、地域経済の好循環化を図ります。
- 観光資源の魅力を高め、積極的に活用するとともに、新しい人の流れをつくり、周辺自治体や関連企業とも連携し、地域の活性化を図ります。

基本目標4 豊かな自然と快適な環境のまちづくり

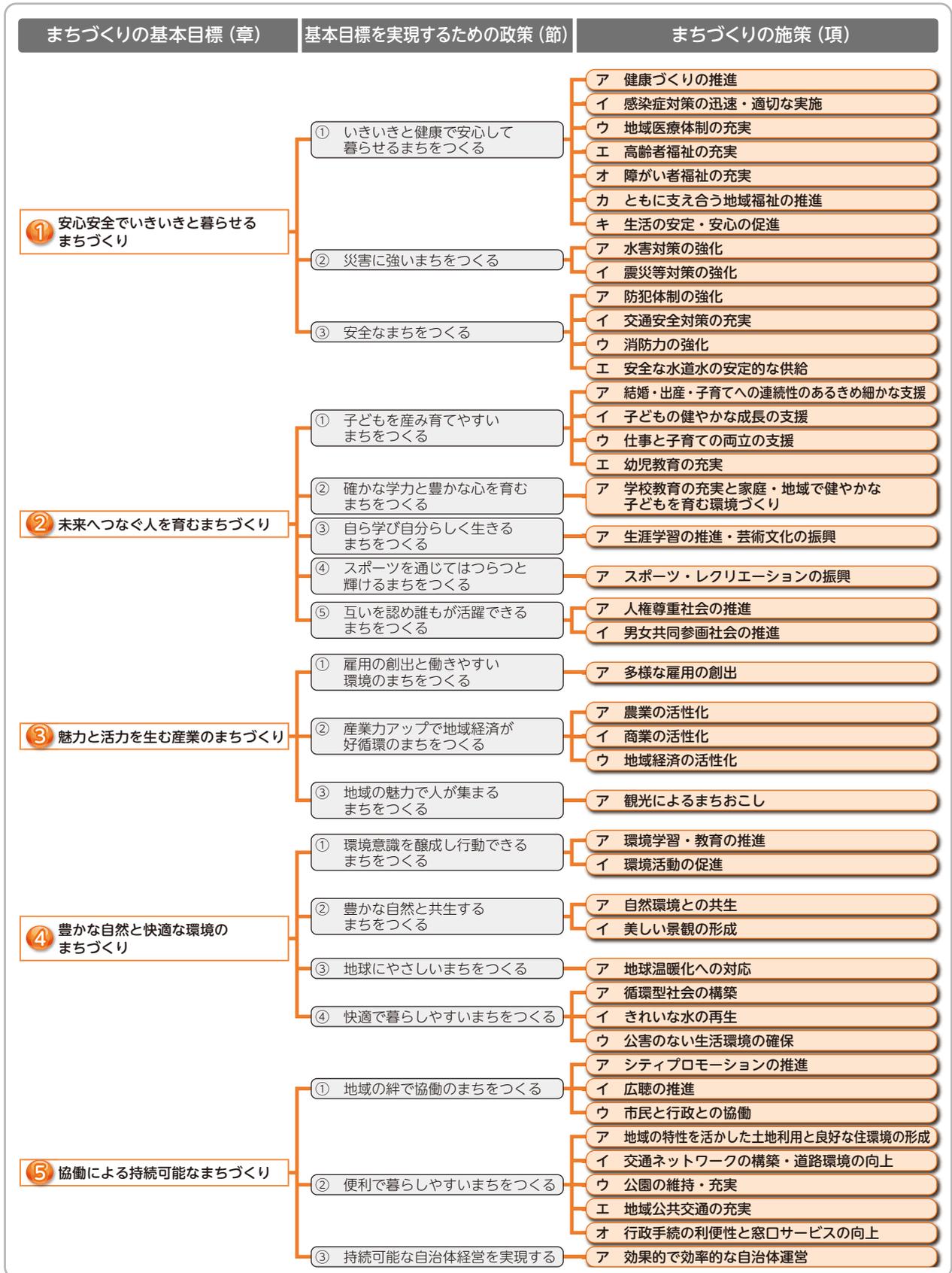
- 環境学習・環境教育の推進により、環境意識の醸成と自発的な環境活動を促進します。
- 本市の魅力である水辺や緑に息づく生物多様性を未来へ継承するとともに、市民との協働により、美しい景観を保全し、美しい自然環境との共生を推進します。
- 地球温暖化防止のため、「低炭素社会」の実現を目指し、生活や社会の仕組みを見直すとともに、省エネルギー対策やバイオマス発電などの再生可能エネルギーの普及促進など、SDGsの理念を踏まえた地球にやさしい取組を推進します。
- 「日本一のリサイクルのまち」の実現に向け、市民、事業者、行政との協働によるごみの減量化・資源化の推進により、循環型社会の構築を図ります。
- 公害の防止を図るとともに、生活排水の適切な処理により、快適な生活環境の確保を図ります。

基本目標5 協働による持続可能なまちづくり

- 将来にわたって活力ある地域社会を持続するため、引き続き、市民と行政との協働によるまちづくりを推進します。
地域に開かれた市民参加による行政運営を一層推進するため、広報紙やホームページ、SNSなど様々な媒体による広報活動を行うとともに、郷土愛の醸成及び交流人口の増加を実現させるため、本市の魅力発信を図るためのシティプロモーションを展開します。
- 地域活動や交流事業への市民参加を促進するため、自治協力団体との密接な連携を図りながら、社会参加活動やコミュニティ活動への支援体制の強化、まちづくり活動の推進に努めます。
- 生活基盤の整備・充実や自然環境に配慮し、地域の特性を活かした計画的な土地利用と良好な住環境の形成を推進します。
- 「利根川新橋」の整備促進は、災害時における広域避難経路の確保や緊急輸送道路としての活用と、地域経済の活性化にもつながることから、近隣市町と連携し、関係機関への要望活動を継続します。
- 市内を南北に結ぶ幹線道路の整備を促進するとともに、道路、橋りょうなど生活基盤の適切な維持に努めます。
- 公園については、地域の利用実態に応じた機能の再編を図り、その機能に応じた維持管理に努めます。
- 埼玉県済生会加須病院の開院を契機とし、高齢者の重要な移動手段であるコミュニティバス「かぞ絆号」の運行改善を行い、利用促進と利便性の向上を推進するとともに、民間路線バスやタクシーの公共交通機関の維持に努めます。
また、鉄道事業者に対し、輸送力増強と利便性の向上に関する要望を粘り強く継続します。
- ICTを活用し、市民が便利さを実感できるよう行政のデジタル化を推進します。
- 本市においても厳しい財政運営が予想されることから、本市独自の行政評価である「加須やぐるまマネジメントサイクル」による行財政改革を一層推進し、公共施設の統廃合を含めた適正な配置を進めるとともに、計画的で重点的な財源配分による財政の健全化に努めます。

5 まちづくりの施策

■図11 施策の体系



(1) 安心安全でいきいきと暮らせるまちづくり

① いきいきと健康で安心して暮らせるまちをつくる

ア 健康づくりの推進

「埼玉一の健康寿命のまち」を目指し、市民一人ひとりが自分の健康に関心を持ち、健康寿命の延伸に向けた取組を推進します。

また、生活習慣病をはじめとした病気の予防や重症化予防、食生活の改善や運動の習慣づくりなどへの支援、さらには、こころの健康づくりの推進に向けた諸施策を拡充し、生涯にわたりいきいきと健康で暮らせるように取り組みます。

イ 感染症対策の迅速・適切な実施

新型コロナウイルス感染症をはじめとする新たな感染症対策として、市民の生命、健康を守るとともに、市民生活及び経済を安定させるため、国、埼玉県、医療機関等と連携しながら対策を推進します。対策に当たっては、市民の健康と安全を最優先に考え、市内における感染拡大を防止することと併せ、市民の生活を支援し、事業者の経営の安定を図るため、「感染予防」・「生活支援」・「事業者支援」の3つの柱で対応し、迅速かつ適切に実施するものとします。

ウ 地域医療体制の充実

地域医療体制の充実を図るため、埼玉県済生会加須病院と既存の市内医療機関との役割分担を図るとともに、地域医療ネットワークシステム「とねっと」の利活用を進め、地域全体で市民に対し質の高い医療を提供する地域完結型医療を目指します。

また、医師をはじめとする医療従事者の確保や新たな医療機関の開設を促進します。

さらに、初期・二次・三次救急医療体制の確保・充実に向けた支援を進めます。

また、国民健康保険事業と後期高齢者医療制度の安定的な運営に努めます。

エ 高齢者福祉の充実

高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けることができるよう、「高齢者相談センター」をはじめとする相談支援体制の強化、高齢者の健康の増進や社会参加の促進、在宅医療と介護との連携の推進、日常生活を送る上で何らかの支援を必要としている認知症の高齢者やその家族などを地域全体で支える「地域ブロンズ会議」や「チームオレンジ」などの取組を推進し、地域包括ケアシステムの確立を目指します。

また、介護人材の確保や介護給付の適正化など、介護保険制度を支えるための取組を推進します。



オ 障がい者福祉の充実

障害の有無にかかわらず、誰もがお互いを尊重し合う機運を醸成するとともに、住み慣れた地域で自立し、充実した生活が送れるよう障害福祉サービスの充実を図り、障がい児への発達支援や教育支援、働くことの喜びを感じる就労支援、積極的な社会参加支援などを推進します。

また、生活環境の整備、保健・医療や障がい者福祉施設の充実、緊急時対応の促進を図ることにより、日常生活において障がい者が安心して安全に暮らせるよう努めます。

カ ともに支え合う地域福祉の推進

誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心安全でいきいきと健康で暮らし続けていくために、「加須市協働によるまちづくり推進条例」に基づき、市民、地縁組織、志縁組織、事業者及び各種法人等、議会、市の役割と責務を踏まえながら、身近な地域の課題に対して、地域が一体となり主体的に地域福祉に取り組む「全ての市民を対象とした地域包括ケアシステム」を構築し、市民がともに支え合う地域共生社会を推進します。

地域の福祉活動を支える組織を育成するとともに、市民の共助の精神に基づくボランティア活動の促進など、きめ細やかなサービスの充実を図ります。

さらに、行政の各部門及び関係機関が連携し、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた誰もが生活しやすい地域環境の形成に努めます。



キ 生活の安定・安心の促進

全ての市民が健康で文化的な生活ができるよう経済的な支援の充実を図り、生活の安定・安心を促進します。

国民年金制度については、老後に安定した生活を送るために制度の周知を図るとともに、制度の適正な運用を関係機関に要請します。

また、社会経済情勢の変化に伴い、生活困窮に至るリスクが高い方が増加傾向にあり、最後のセーフティネットである生活保護制度は重要な役割を担っています。生活困窮者に対しては、子どもへの学習支援や住居確保などを推進し、各種相談に応じ自立のための支援を図ります。生活保護受給者に対しては、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、就労支援をはじめとする自立に向けたきめ細かな支援を行います。

消費生活相談の充実、啓発活動の推進により、消費生活の安心安全の確保に努めます。

② 災害に強いまちをつくる

ア 水害対策の強化

近年の異常気象から、台風の大型化、記録的豪雨の頻発化による利根川・渡良瀬川・荒川の洪水被害に備えるため、国が進める利根川右岸・左岸、渡良瀬川右岸の堤防強化対策を促進するとともに、広域避難に重点を置いた避難情報を市民に確実に伝達し、逃げ遅れゼロを目指します。

中川・青毛堀川など中小河川、十王堀などの農業排水路が溢水（いっすい）する内水氾濫による浸水被害を解消・軽減するため、国営かんがい排水事業や埼玉県が進める河川改修を促進するとともに、排水路・排水機場・調整池などの適正な維持管理を行い、流域を含めた広域的な視点による溢水対策を進めます。

イ 震災等対策の強化

震災等の災害対策に当たっては、市民の生命や身体、財産を守るため、東日本大震災（平成 23 年 3 月）や熊本地震（平成 28 年 4 月）等の経験を踏まえ、本市の地域防災計画に基づき、予防・応急・復旧対策に取り組み、実効性のある災害対策に努めます。

特に、これまで取り組んできた公助としての建築物の耐震化、防災行政無線や通信環境及び備蓄品を含む避難場所などのハード等が一定程度整備されてきたことから、今後は、これまで以上に、自助、共助として、市民一人ひとりをはじめ、地域の要となる自主防災組織の充実を推進するとともに、国、埼玉県をはじめ地域の消防団など防災関係機関や団体と連携するなど、更なるソフト面等を含めた震災等対策の充実・強化を図ります。

③ 安全なまちをつくる

ア 防犯体制の強化

市民が犯罪に巻き込まれることなく、日常生活の安全が確保されたまちづくりを実現するため、自主防犯組織の設立・支援や子どもの見守り体制の整備を推進するとともに、警察と連携して犯罪の発生状況等の情報を迅速に提供します。

また、暗く危険な箇所への LED 防犯灯設置や公共空間への防犯カメラの設置により、犯罪が発生しにくい環境を整備するほか、地域で問題となる空家の発生防止や活用促進を図るとともに、空地についても適正管理を促進します。

イ 交通安全対策の充実

交通事故を防止し、交通弱者と言われる子どもや高齢者等に重点を置きながら、世代に応じた交通安全教育や啓発活動を、警察や交通安全関係団体などと連携し、地域一体となって推進します。

また、交通事故の実態や通学路などの危険箇所などを把握し、優先性を考慮した効果的な交通安全施設の整備を図るため、地域と連携して交通安全対策を推進します。

さらに、交通事故による被害者への支援を図るため、交通事故に関する相談窓口の情報提供や各種被害者救済制度の周知を図るなど、交通事故被害者等支援を促進します。

ウ 消防力の強化

様々な災害に迅速かつ的確に対応し、被害を軽減するため、常備消防の埼玉東部消防組合の構成市として、組合の高度な消防設備・体制の確立及び強化を図るとともに、非常備消防の加須市消防団をはじめとする関係機関の活動体制の充実及び市民の防火防災に対する意識の高揚に努め、市民と一体となった消防力の強化を図ります。

エ 安全な水道水の安定的な供給

将来の水需要に対する安定給水の確保と合わせ、効率的な施設運営を図るため、老朽化施設の統廃合・更新、水道施設の耐震化、水質管理体制の充実等に努めます。

さらに、災害にも強い水道水の確保を図るため、施設の一元管理等の合理的な給水体制を整え、水道事業の効率化と健全経営に努め、安全な水道水の安定的な供給を推進します。



(2) 未来へつなぐ人を育むまちづくり

① 子どもを産み育てやすいまちをつくる

ア 結婚・出産・子育てへの連続性のあるきめ細かな支援

結婚に対する希望をかなえるため、男女の出会いの場の提供を推進します。

また、不妊に悩み、妊娠を希望する人を支援するために、不妊治療費等を助成します。さらに、産前・産後の不安や悩みを解消し、安心して子どもを産み育てることができるよう、子育て家庭への人的支援や子育て相談窓口の充実を図ります。

また、安心して子どもを産み育てるために、手当の支給や医療費の助成など経済的な支援を継続します。

さらに、次代を担う子どもたちが健やかに育つために、地域で子どもを育てていく環境づくりのため、地域子育て支援機関への支援や地域社会の活動を促進し、地域における子育て体制づくりに努めます。

イ 子どもの健やかな成長の支援

子どもの健やかな成長の支援のため、乳幼児健診や相談の機会を提供するとともに、子どもの病気の予防のため、予防接種や食育の実施などにより、親と子の健康づくりを推進します。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援、経済的支援を通じて子どもの貧困対策を総合的に推進します。



ウ 仕事と子育ての両立の支援

子育てをしながら安心して働くことができる社会の実現に向けて、多種多様な保育ニーズに対応した保育サービスの充実に努めるとともに、保育環境の整備・充実を図り、待機児童ゼロの維持に努めます。

また、幼児教育・保育の無償化の趣旨を踏まえ、全ての子どもに対して質の高い保育の保障を目指すとともに、市立保育所については、私立保育所の補完的な役割を担うこととし、今後の園児数の推移を見ながら、園児数が適正な規模に満たない場合、保育の質の確保と効率的な運営に努めます。

さらに、年々高まる放課後児童健全育成事業へのニーズに対応するため、施設と指導員の双方を確保し、受入体制の整備・充実を図り、待機児童ゼロの維持に努めます。

エ 幼児教育の充実

市立・私立幼稚園、認定こども園で質の高い総合的な幼児教育の提供を推進します。

また、市立幼稚園において引き続き3年保育を実施します。

さらに、市立幼稚園については、今後の園児数の推移を見ながら、園児数が適正な規模に満たない場合、教育の質の確保と効率的な運営のため、再編、統合、認定こども園化の検討を行います。

② 確かな学力と豊かな心を育むまちをつくる

ア 学校教育の充実と家庭・地域で健やかな子どもを育む環境づくり

学校教育においては、子どもたちの自ら学び自ら考える力や豊かな人間性の育成、健やかな体の育成など、将来をたくましく生きる力を育てるため、市独自の加配教員による個に応じた指導など、指導方法の工夫や改善に加え、1人1台端末をはじめICTの効果的な活用を推進し、一人ひとりの学力を伸ばす教育を推進します。

また、中学校区内の保・幼・小中学校一貫教育を進め、家庭・地域社会と連携・協力しながら、子どもの健全育成や学力の向上に資するため、地域密着型の教育を推進します。家族・地域の絆推進運動の基本運動の一つとして、「加須市あいさつ運動」を推進するとともに、学校、家庭、地域及び関係機関の連携を図り、青少年団体の活動を支援しながら、家庭教育の充実を推進します。



③ 自ら学び自分らしく生きるまちをつくる

ア 生涯学習の推進・芸術文化の振興

ライフスタイルや価値観の多様化を踏まえ、市民一人ひとりの学習ニーズや社会的課題に対応した学習機会の充実を図ります。文化・学習センター、市民プラザ、コミュニティセンター、公民館、図書館、加須未来館、郷土資料館などの生涯学習関連施設が連携して生涯学習機会を充実させるとともに、市民の豊かな知識や経験を活かして地域社会で活躍できる場を充実します。

また、芸術文化を振興するとともに、文化財の保存継承に取り組み、市民の郷土愛の醸成を図ります。

さらに、読書に親しむ機会の充実に努め、市民の読書活動を推進します。

④ スポーツを通じてはつらつと輝けるまちをつくる

ア スポーツ・レクリエーションの振興

競技としてのスポーツから気分転換やストレス解消など様々なことを目的としたレクリエーションまでをスポーツ・レクリエーションとして幅広く捉え、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感、自律心その他の精神を育むため、全ての市民がスポーツ・レクリエーションを行うことで楽しさや喜びなどを感じることもできるよう、スポーツ・レクリエーションの機会や場の充実を図ります。

また、スポーツ・レクリエーションの関心を高め、全ての市民がスポーツ・レクリエーションに参加できるよう、女子野球やスポーツクライミングの推進や活用、大学・高校・関係競技団体などと連携を図り、全国・世界規模のスポーツ大会やイベントの誘致・開催を推進します。



⑤ 互いを認め誰もが活躍できるまちをつくる

ア 人権尊重社会の推進

人権に関する教育や啓発をあらゆる機会に実施するとともに、全ての市民が人との絆を大切にし、お互いの個性を認め合い、それぞれの能力を発揮することができる、差別や偏見のない人権尊重の社会の実現を目指します。

イ 男女共同参画社会の推進

ジェンダー平等の理念の下、男女（みんな）が互いに人権を尊重しつつ、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮し、社会通念や慣習にとらわれず、家庭、地域、職場、学校など社会のあらゆる分野において対等に参画し、かつ、仕事と生活の調和する環境の実現に努め、ともに責任を担う男女共同参画社会の実現を目指します。

(3) 魅力と活力を生む産業のまちづくり

① 雇用の創出と働きやすい環境のまちをつくる

ア 多様な雇用の創出

地域経済を活性化させていくために、道路交通網の要衝である本市の地域特性を活かし、既存の工業団地内の残地や新たな産業用地を確保し、企業誘致を推進します。

また、勤労者が安心して働き、充実した生活が送れるよう、職業能力の開発を支援し、求職者が希望する職種に就けるよう、加須市ふるさとハローワークによる身近で便利な就職相談や職業紹介を行うとともに、加須市シルバー人材センター等の関係機関と連携し、女性や高齢者、障がい者などの様々なニーズに対応した就業を支援します。

② 産業力アップで地域経済が好循環のまちをつくる

ア 農業の活性化

農業経営の安定化・効率化を図るため、農地の利用集積や生産基盤の整備を促進するとともに、収益性の向上や農産物等のブランド化を推進し、農産物等の生産及び販売に係る支援の充実を図り、さらには持続的な農業につなげるため、地域農業を牽引する農業経営体を支援し、新たな担い手の確保・育成に努めます。

また、農産物直売所の活用や市内飲食店等と連携した地産地消を積極的に推進し、他産業との連携による農産物等の消費及び販路の拡大を図るとともに、農産物の供給などの農業の重要性について市民への理解醸成を図ります。

イ 商業の活性化

商業環境の変化に対応した魅力ある地域商店や商店街づくり、にぎわいのある中心市街地づくりを推進するとともに、既存の商業施設や商店の経営継続を支援する取組を推進します。

また、起業や新たな商品の開発などチャレンジ意欲のある商業者を支援します。

さらに、経営体質の強化や商工団体の育成強化など、支援体制の充実を図るとともに、地域の特色を活かした商業の振興、観光や農業等と連携した商業環境など、近隣の大型商業施設への消費の流出を防ぐため消費ニーズに応じた環境づくりを推進します。

ウ 地域経済の活性化

中小企業・地場産業の経営の安定化、経営基盤の強化を支援するため、制度融資の充実や「かぞブランド」の一層のブランド化を支援するとともに、地域内消費を促すため、「ちょこっとおたすけ絆サポート券」の活用の拡充を図ります。

また、企業間や農業、工業、商業の産業間の連携を促進し、地域課題の解決及び地域経済の活性化を図ります。

さらに、産・学・官連携を深め、新たな商品開発の支援や販路拡大の支援をします。

③ 地域の魅力で人が集まるまちをつくる

ア 観光によるまちおこし

本市固有の豊かな自然や祭り・文化、農業、スポーツなどの観光資源の魅力アップと観光サイクリングのブランド化を推進するとともに、イベント・観光情報を国内外に発信・PRすることにより、本市への集客数の向上を図ります。

また、本市及び周辺自治体の観光協会や商工会、鉄道事業者をはじめとする交通・観光関連企業等との連携による観光推進体制を強化し、市域・県域を越えた広域的な魅力ある観光都市づくりを推進します。



(4) 豊かな自然と快適な環境のまちづくり

① 環境意識を醸成し行動できるまちをつくる

ア 環境学習・教育の推進

学校、家庭、職場、地域などで環境問題についての理解を深め、環境を保全するための主体的な環境活動に結び付くよう、環境学習や環境教育を推進します。

また、地球環境問題をはじめとする様々な課題の解決には、人づくり・教育により理解を深めることが必要であることから、環境学習や環境教育を通して市民一人ひとりが環境に配慮した生活に結び付くよう、ライフスタイルの見直し等の意識の向上を図ります。

イ 環境活動の促進

環境活動団体の育成や支援を行うとともに、市民や事業者との協働による環境活動を推進します。

また、市民や事業者の自主的な清掃・美化活動などの環境活動を促進します。

② 豊かな自然と共生するまちをつくる

ア 自然環境との共生

本市は、利根川や渡良瀬川等の河川のほか、田畑や屋敷林、池沼など、豊かな水辺や緑などの自然環境に恵まれています。市民も自然環境への関心が高く、自然環境保全の取組を求めていることから、自然環境の保全・創造・活用を通して、自然環境と共生できるまちを目指します。



イ 美しい景観の形成

身近な緑や憩いの場を提供する緑化や環境美化に努めます。

また、本市の特徴である市内に広がる広大な田園風景をはじめ、市内の魅力的な景観を保全・創造するため、市民との協働による美しい景観の形成を推進します。

③ 地球にやさしいまちをつくる

ア 地球温暖化への対応

地球温暖化を防止するため、化石燃料や電力の使用量削減など省資源・省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーである太陽光発電やバイオマス発電による電力の創出、環境に配慮した移動手段への転換促進など、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出抑制に努め、低炭素社会の実現を目指します。

また、並行して地球温暖化に伴う気候の変動に対応するため、気候変動の影響からの被害を防止・軽減するための適応策を推進します。

④ 快適で暮らしやすいまちをつくる

ア 循環型社会の構築

市民や事業者と協働して、「日本一のリサイクルのまち」の実現を目指し、ごみの資源化・減量化を図るため、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、不要なものを買わない・もらわない（リフューズ）、修理しながら長く使い続ける（リペア）の5Rを推進し、最終処分場の延命化を図りながら、関係機関との連携によるごみ等の不法投棄などの防止やごみ処理施設でのごみの適正処理に努め、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を図ります。



イ きれいな水の再生

日常生活に伴い排出される生活排水を適正に処理することにより、きれいな水を取り戻し、快適な生活環境づくりに努めます。

公共下水道や農業集落排水による排水処理の適正化と、これらの施設整備地域以外の地域における合併処理浄化槽の適正管理の徹底に努めます。

また、公共下水道施設や農業集落排水処理施設への接続の推進、合併処理浄化槽への転換促進に努めます。

ウ 公害のない生活環境の確保

公害苦情に迅速に対応し、助言・指導による早期解決を図り、安心して快適な生活環境づくりを推進します。

また、大気、水質、道路騒音、放射能などの定期的な監視測定を実施するとともに、法令に基づく工場や事業所の規制を実施し、公害の監視や防止に努めます。

(5) 協働による持続可能なまちづくり

① 地域の絆で協働のまちをつくる

ア シティプロモーションの推進

市民参画を促進する広報活動を積極的に推進し、様々な機会を捉えて情報の収集と提供活動を強化し、市民と行政の情報の共有化を図ります。

また、広報紙やホームページ、SNS、PR 動画など様々なチャンネルを活用したシティプロモーションを展開し、地域イメージの「ブランド化」や郷土愛の醸成、交流人口の増加や転入者の増加を図ります。

イ 広聴の推進

市政についての話し合いをはじめ、出前市長室、自治協力団体、各種審議会、各種団体との意見交換等による対話を実施し、市長への手紙・メールや各種アンケートなど様々なチャンネルを活用した広聴活動を積極的に推進することにより、市民と情報と目標を共有し、市民の市政に対する意見・提言・要望を市政に反映します。

ウ 市民と行政との協働

急激な少子化・長寿化などに適切に対応できる持続可能なまちづくりの構築に向け、「加須市協働によるまちづくり推進条例」に基づき、自治協力団体による地域の自治活動をはじめ、地域の様々な場面において、多くの市民の参加の下で行われているボランティア活動やコミュニティ活動などの市民活動を支援するとともに、市民と行政との情報の共有化を図りながら、それぞれが責任や役割を分担し、連携した協働によるまちづくりを一層推進します。

また、市民一人ひとりが家族や地域のつながり・愛着を深められるよう、ふるさとづくりを進めていくとともに、地域の特色を活かした他の自治体との交流を通して、相互理解と友好親善を深め、地域社会の発展と振興を図ります。

さらに、国籍等の異なる人々が互いの文化の差異を認め合い、地域社会を支え合い、ともに生きていくことのできるまちづくりを目指します。



② 便利で暮らしやすいまちをつくる

ア 地域の特性を活かした土地利用と良好な住環境の形成

地域の特性を十分に活かし、秩序ある整備と発展を目指すため、産業の振興、快適な生活環境の確保を基本に計画的な土地利用を推進します。特に、加須駅南口に立地される埼玉県済生会加須病院の周辺においては、病院を核とした新たなまちづくりを推進します。

また、若年層・中堅層の定住促進を図るため、良好な住環境を整備する土地区画整理事業や個性ある街並み、街路などの市街地整備を計画的に推進します。

イ 交通ネットワークの構築・道路環境の向上

企業などの社会経済活動や市民の日常生活を支え、便利で暮らしやすいまちをつくるため、国道を含めた市内の幹線道路による交通ネットワークの構築に努めます。

市内を南北に結ぶ幹線道路や災害時の広域避難経路や緊急輸送道路を確保するための県道や「利根川新橋」の早期整備の促進に努めます。

さらに、誰もが利用しやすい道路とするため、生活道路の整備や歩道の確保、段差の解消、交通渋滞の緩和など、道路環境の整備を推進するとともに、老朽化した橋りょうの計画的な更新、維持管理に努めます。

ウ 公園の維持・充実

身近な緑や憩いの場を提供する公園を利用者のニーズやそれぞれの地域や地区のニーズに即した機能を持った公園に再編し、安心安全で利用しやすい公園の維持・充実を図ります。

また、市民との協働により、それぞれの公園の利用促進と維持管理を推進します。

エ 地域公共交通の充実

コミュニティバス「かぞ絆号」については、交通弱者と言われる高齢者等の通院や買物などの移動手段として、市内公共交通事業者と連携して、必要な運行改善を実施し、利便性の向上と利用促進を図ります。

また、コミュニティバスとともに地域公共交通を支えている民間路線バスやタクシーの維持に努めます。

鉄道については、鉄道事業者や関係機関に対し、久喜駅での東武伊勢崎線と東北本線の相互直通運転化の積極的な推進をはじめとする輸送力増強や利便性の向上に関する要望を粘り強く継続します。

オ 行政手続の利便性と窓口サービスの向上

デジタル社会の発展や多様化する市民ニーズに対応するため、行政手続などのオンライン化や事務の効率化を推進するとともに、窓口サービスの向上に努め、市民が便利さを実感できる身近な市役所づくりを推進します。

また、こうした行政手続などのオンライン化による利便性の向上に当たっては、引き続き、個人情報保護をはじめとする情報セキュリティ対策の徹底に努めます。

③ 持続可能な自治体経営を実現する

ア 効果的で効率的な自治体運営

持続可能で安定的な行財政基盤を確立できるよう、公共施設の適正な配置や計画的な行財政運営に努め、職員の能力開発や組織の見直し、「加須やぐるまマネジメントサイクル」による行政評価を実践し、効果的な行財政運営を推進します。

AI や ICT 等を活用した「スマート自治体」を推進し、あらゆる分野において効果的に行政サービスを提供するため、業務の効率化を図ります。

また、近隣自治体との連携を強化し、広域的な取組を推進します。



Ⅲ 前期基本計画

第2次加須市まち・ひと・しごと創生総合戦略

1 加須市まち・ひと・しごと創生総合戦略の一体化

国は、少子化・長寿化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定しました。

また、平成26年12月に、日本の人口の現状と将来の姿を示し、今後、取り組むべき将来の方向を提示する「長期ビジョン」を策定するとともに、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。そして、5年の計画期間経過に伴い、令和元年12月に、第2期の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

まち・ひと・しごと創生法は、地方公共団体に対しても、国との適切な役割分担の下で、その地方公共団体の実情に応じた自主的な施策についての基本的な計画である、いわゆる「地方版総合戦略」を策定し、実施するよう、努力義務として定めています。計画期間の経過に伴い、地方創生の充実・強化に向けて、切れ目ない取組を進めることが求められることから、次期「地方版総合戦略」の策定を進める必要があります。

本市は、国の総合戦略を勘案しながら、本市独自の人口ビジョンを検討した上で、人口動向分析や将来展望を基に、本市の特性を活かした具体的な施策を立案し、平成28年2月に「加須市まち・ひと・しごと創生総合戦略（計画期間：平成27年度～令和元年度）」（以下「総合戦略」という。）を策定し、総合的かつ計画的に取り組んできました。

総合戦略は、令和元年度をもって計画期間が満了となるものでしたが、第2次総合戦略を「第2次加須市総合振興計画（計画期間：令和3年度～令和12年度）」との一体的な計画として策定することから、令和2年3月に計画期間を令和2年度まで延長する改訂を行いました。

令和3年度以降は、「第2次加須市総合振興計画・前期基本計画（計画期間：令和3年度～令和7年度）」を第2次総合戦略として位置付けた上で、人口減少を抑制し、将来にわたって活力ある地域社会の維持が図られるよう当該計画に定める施策を推進していきます。

また、基本計画内に設定される指標を地方版総合戦略に求められる重要業績評価指標（KPI）として設定し、PDCAサイクルによる検証を実施し、進捗を管理していくものとします。

年度	...	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R元	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	...
加須市 まち・ひと・しごと 創生総合戦略			総合戦略					延長	第2次加須市総合振興計画 前期基本計画 (総合戦略を包含した一体的な計画)					
加須市 総合振興計画		総合振興計画 前期基本計画		総合振興計画 後期基本計画										

2 SDGsの推進

前述のとおり、SDGs（持続可能な開発目標）とは、2015年（平成27年9月）の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて示された、先進国を含む国際社会全体の開発目標です。

SDGsは、貧困、エネルギー、成長・雇用、気候変動など、持続可能な社会の実現のための17のゴールと169のターゲットから構成されています。また、取組に当たっては、普遍性、包摂性、参画性、統合性、透明性の5つの原則を重視することとしています。

普遍性	先進国を含め、全ての国が国内と国外の両面で行動する
包摂性	人間の安全保障の理念を反映し「誰一人取り残さない」包摂的な取組を行う
参画型	全てのステークホルダー（政府、企業、NGO、有識者等）が役割を持つ
統合性	社会・経済・環境は相互関連性があるため、統合的に取り組む
透明性	モニタリング指標を定め、定期的にフォローアップし、評価・公表する

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



我が国では「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（令和元年12月20日改定）において、政府及び各ステークホルダーは、各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たっては、SDGsを主流化（SDGsの要素を最大限反映）することとしています。

また、国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、横断的な目標（新しい時代の流れを力にする）において、「SDGsの理念に沿って進めることにより、政策全体の全体最適化や地域課題解決の加速化という相乗効果が期待でき、地方創生の取組の一層の充実・深化につながる」ことができる。このため、SDGsを原動力とした地方創生を推進する」としています。

SDGsが掲げる目標は、スケールは異なるものの本市の取組と重なるものも多く、SDGsの理念は、従来から市政の中に相当程度取り込まれているところですが、本計画の各施策分野にSDGsの17のゴールを明確に関連付けることで、総合振興計画、地方創生、SDGsを一体的に推進するものとします。

■施策ごとのSDG s における17の国際目標の対応一覧

		1	2	3	4	5
		貧困	飢餓	保健	教育	ジェンダー
基本目標	施策					
1 ま ち づ く り で い き と 暮 ら せ る	1 健康づくりの推進			●		
	2 感染症対策の迅速・適切な実施	●	●	●		
	3 地域医療体制の充実			●		
	4 高齢者福祉の充実	●	●	●	●	
	5 障がい者福祉の充実	●	●	●	●	
	6 とともに支え合う地域福祉の推進	●	●	●	●	
	7 生活の安定・安心の促進	●	●	●	●	
	8 水害対策の強化					
	9 震災等対策の強化					
	10 防犯体制の強化				●	●
	11 交通安全対策の充実			●		
	12 消防力の強化					
	13 安全な水道水の安定的な供給					
2 ま ち づ く り な ぐ 人 を 育 む	14 結婚・出産・子育てへの連続性のあるきめ細かな支援	●		●	●	●
	15 子どもの健やかな成長の支援	●	●	●	●	●
	16 仕事と子育ての両立の支援				●	●
	17 幼児教育の充実				●	●
	18 学校教育の充実と家庭・地域で健やかな子どもを育む環境づくり	●	●	●	●	●
	19 生涯学習の推進・芸術文化の振興				●	●
	20 スポーツ・レクリエーションの振興			●	●	●
	21 人権尊重社会の推進				●	●
	22 男女共同参画社会の推進				●	●
	23 多様な雇用の創出	●			●	●
3 産 業 の ま ち づ く り を 生 む	24 農業の活性化		●	●		
	25 商業の活性化	●				
	26 地域経済の活性化	●				
	27 観光によるまちおこし				●	
	28 環境学習・教育の推進				●	
4 環 境 か な ま ち づ く り と 快 適 な	29 環境活動の促進				●	
	30 自然環境との共生		●			
	31 美しい景観の形成					
	32 地球温暖化への対応		●	●		
	33 循環型社会の構築					
	34 きれいな水の再生					
	35 公害のない生活環境の確保					
5 ま ち づ く り に よ る 持 続 可 能 な	36 シティプロモーションの推進					
	37 広聴の推進					
	38 市民と行政との協働			●	●	
	39 地域の特性を活かした土地利用と良好な住環境の形成			●		
	40 交通ネットワークの構築・道路環境の向上			●		
	41 公園の維持・充実					
	42 地域公共交通の充実			●		
	43 行政手続の利便性と窓口サービスの向上					
44 効果的で効率的な自治体運営					●	

6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
水・衛生	エネルギー	成長・雇用	イノベーション	不平等	都市	生産・消費	気候変動	海洋資源	陸上資源	平和	実施手段
6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国々の平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさをまらう	15 陸の豊かさもまらう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう
							●				●
		●	●								●
			●								●
		●	●	●	●						●
		●	●	●	●		●			●	●
		●	●	●	●		●				●
●					●	●	●		●		●
					●					●	●
				●	●						●
●			●		●	●					●
										●	●
										●	●
		●					●			●	●
		●		●	●					●	●
		●	●	●	●	●				●	●
		●	●	●	●	●	●		●		●
		●	●	●	●	●			●		●
		●	●	●	●	●			●		●
●	●				●	●	●		●	●	●
●	●				●	●	●		●		●
●	●				●	●	●		●		●
	●	●	●		●	●	●		●		●
	●		●		●	●	●	●	●		●
●					●	●	●	●	●		●
●					●	●	●	●	●		●
			●								●
			●							●	●
			●		●		●			●	●
	●		●		●		●		●		●
	●		●		●		●		●		●
			●		●	●	●			●	●

Ⅲ 前期基本計画

第1章

安心安全でいきいきと暮らせる まちづくり

第1節 いきいきと健康で安心して暮らせる まちをつくる

第1項 健康づくりの推進

第2項 感染症対策の迅速・適切な実施

第3項 地域医療体制の充実

第4項 高齢者福祉の充実

第5項 障がい者福祉の充実

第6項 とともに支え合う地域福祉の推進

第7項 生活の安定・安心の促進

第2節 災害に強いまちをつくる

第1項 水害対策の強化

第2項 震災等対策の強化

第3節 安全なまちをつくる

第1項 防犯体制の強化

第2項 交通安全対策の充実

第3項 消防力の強化

第4項 安全な水道水の安定的な供給

第1章の数値目標

指標名		現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
1	65歳からの健康寿命(※)	男性：17.41歳 女性：20.37歳	男性：17.74歳 女性：20.60歳
2	要介護認定率(累計)	15.2%	16.4%以下
3	自主防災組織数に対する自主防災訓練実施数の割合	22%	33.3%
4	交通死亡事故ゼロ	未達成(5人)	達成

※「65歳からの健康寿命」の現状値は、平成30年の値(現時点で公表されている直近の値)

第1章 安心安全でいきいきと暮らせるまちづくり

第1節 いきいきと健康で安心して暮らせるまちをつくる

第1項 健康づくりの推進

基本方針

「埼玉一の健康寿命のまち」を目指し、市民一人ひとりが自分の健康に関心を持ち、健康寿命の延伸に向けた取組を推進します。

また、生活習慣病をはじめとした病気の予防や重症化予防、食生活の改善や運動の習慣づくりなどへの支援、さらには、こころの健康づくりの推進に向けた諸施策を拡充し、生涯にわたりいきいきと健康で暮らせるように取り組みます。

関連する SDGs



現状と課題

本市は、平成27年3月に「健康づくり都市」を宣言し、「自分の健康は自分で守る」ことを基本とし、健康寿命の延伸のための健康づくりを推進していますが、本市では、がんや高血圧、糖尿病などの生活習慣病が多いことから、その発症予防と重症化予防を継続していくことが必要です。

そのため、がん検診（一部自己負担あり）や国保健診に係る費用を無料にするなど、自分の健康管理の基となる検（健）診に係る市民の経済的負担の軽減を図っています。

「健康」は市民一人ひとりの願いであり、市民一人ひとりの健康づくり事業への参加や生活習慣の改善を図る必要があります。検（健）診、介護、医療などの各種データベースを分析し、市民の健康課題となる疾病や重点的に働きかける対象者を絞り込んだ上で、健康相談や保健指導を行い、健康寿命を延伸していく必要があります。

さらに、こころの健康づくりとして、相談体制の拡充を図る必要があります。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市健康づくり推進計画	健康寿命を延伸するための生活習慣病予防をはじめ、市民一人ひとりが生涯にわたり健康で安心して住み続けられるよう、主体的な健康づくりを推進する計画
加須市歯と口の健康づくり基本計画	体全身の健康につながる「歯と口の健康づくり」のため、生涯にわたる歯と口の健康づくりの基本的な方針や目標を定めた計画
加須市自殺対策計画	誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、市民が命の尊さを考え、ともに支え合う地域社会を実現するため、自殺対策を総合的に推進する計画

具体的な施策

(1) 病気の発症予防と重症化予防

病気を早期発見、早期治療し、健康寿命の延伸を図るため、国保健診（特定健診）やがん検診などの実施、人間ドックへの助成などを行うとともに人工知能などの技術を用いた受診勧奨により、受診率の向上を図ります。

また、検（健）診、介護、医療などの各種データベースを分析し、重点的に働きかけるべき対象者等を明確にし、早期治療や重症化予防を促す保健指導などを行います。さらに、本市に多いがんや高血圧、糖尿病などの対策を行います。

さらに、健康講座や健康相談などを拡充し、食事や運動などの生活習慣の改善を行い、「自分の健康は自分で守る」ことができるよう継続的に支援します。

(2) 生活習慣の改善推進

脳出血や狭心症などの原因となる生活習慣病の一つである高血圧を予防するため、「減塩プロジェクト」による栄養相談や「塩分チェックシート」を活用し、減塩に向けた取組を進めます。

また、日常生活の中で歩くことや積極的に体を動かすことを心がけるよう、ホームページや健康講座などで普及啓発するとともに、筋力アップトレーニングなど、自分に合った運動が継続できるよう支援します。

さらに、喫煙や飲酒の健康への悪影響に関する知識の普及とともに、受動喫煙対策に努めます。

また、体全身の健康につながる「歯と口の健康づくり」のため、学校保健も含めライフステージに応じたセルフケアに関する知識の普及を図るとともに、歯科医療機関等との連携を強化し、定期検診の啓発を進めます。

(3) こころの健康づくりの推進

こころの健康づくりに関する普及啓発として、ホームページの「こころの体温計」の利用促進を図り、自分のストレス状態を把握する機会を提供します。

また、身近な相談体制として、精神科医や公認心理師によるこころの健康相談を実施し、相談体制の充実を図ることにより、こころの健康づくりを推進します。

さらに、地域の身近な人が相談者として寄り添い、関係機関につなぐためのゲートキーパーを養成し、自殺対策に取り組みます。

協働のまちづくり

「埼玉一の健康寿命のまち」推進委員会や推進部会、ワーキンググループの市民委員、地域の愛育班員や食生活改善推進員などとともに、健康寿命を延ばすよう取り組みます。

KPI（重要業績評価指標）

名称	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備考
国保健診（特定健診）受診率	41.4%	60%	受診者数÷対象者数×100
特定保健指導を受けた者のうちBMIが減った者の割合	60%	75%	
筋力アップトレーニングによる体力年齢若返り	7.5歳	14歳	体力測定結果

第1章 安心安全でいきいきと暮らせるまちづくり

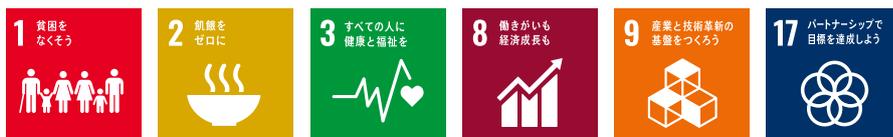
第1節 いきいきと健康で安心して暮らせるまちをつくる

第2項 感染症対策の迅速・適切な実施

基本方針

新型コロナウイルス感染症をはじめとする新たな感染症対策として、市民の生命、健康を守るとともに、市民生活及び経済を安定させるため、国、埼玉県、医療機関等と連携しながら対策を推進します。対策に当たっては、市民の健康と安全を最優先に考え、市内における感染拡大を防止することと併せ、市民の生活を支援し、事業者の経営の安定を図るため、「感染予防」・「生活支援」・「事業者支援」の3つの柱で対応し、迅速かつ適切に実施するものとします。

関連する SDGs



現状と課題

本市では、新型インフルエンザをはじめとする新たな感染症の流行を災害であると捉え、加須市地域防災計画の中に新型インフルエンザ等対策行動計画を位置付けています。また、市内で感染症が拡大した場合に備え、マスク、消毒液、防護服などの計画的な備蓄を進めています。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応として、新型コロナウイルス感染症対策本部を令和2年2月に設置し、市民の健康と安全を最優先に考え、「感染予防」、「生活支援」、「事業者支援」の3つの柱を基本に対応しています。

新型コロナウイルス感染症などの新たな感染症については、効果的な治療薬やワクチンが開発されるまでの相当の期間、感染拡大の防止と社会経済活動の両立を持続的に考えていく必要があります。このため、生活の様々な場面において、市民一人ひとりが感染拡大防止を意識し実践する暮らし方、いわゆる「新しい生活様式」の定着及び継続を促進する取組が求められています。また、感染状況に応じ、3つの柱を基本として迅速かつ適切に実施することが必要です。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市健康づくり推進計画	市民が健康な生活を送るため、個人、地域社会、行政が一体となった健康づくりを総合的に推進する計画
加須市地域防災計画 (新型インフルエンザ等対策編)	災害予防、災害応急対策、災害復旧等への対応について定め、災害から市民の生命及び財産を守ることを目的とした計画

具体的な施策

(1) 感染予防の推進

新型コロナウイルス感染症をはじめとする新たな感染症対策として、マスク、消毒液等の衛生品の計画的な備蓄を推進するとともに、エッセンシャルワーカーへ配布し、効果的な感染予防対策を推進します。

新型コロナウイルス感染症対策として、市民への注意を喚起し、正確な情報を提供するとともに、新しい生活様式の定着、継続を推進します。また、ワクチン、治療薬の開発動向を注視し、国、埼玉県、医療機関等と連携し、市の役割を迅速に果たせるよう取り組みます。

(2) 生活支援の推進

新型コロナウイルス感染症や今後新たに発生する感染症の予防や拡大を防ぐための「新しい生活様式」の中で、市民一人ひとりが様々な影響を受けながらも、安心して生活を続けていけるよう、必要な支援を行います。

特に、家計を直撃する経済的な状況への支援のほか、円滑な子育てや住環境が保たれるよう迅速な支援を講じます。

また、全ての市民が、いきいきとした生活を続けられるよう、「こころの健康相談」などを実施します。

(3) 事業者支援の推進

感染症の感染拡大により市内事業者に影響がある場合は、速やかに金融機関等と協議し、円滑な融資につなげる支援を実施し、事業の維持・継続を支援します。

また、国・埼玉県の動向を見極めながら可能な財政支援や効果的な事業の実施に取り組むとともに、「ちょっとおたすけ絆サポート券」を活用して地域内消費を促します。

協働のまちづくり

市内の各種団体と連携し、団体の特性に合わせた媒体を用い、「新しい生活様式」の定着に向けた普及啓発を推進し、感染拡大の予防を図ります。

KPI (重要業績評価指標)

名 称	現状値 (令和元年度)	目標値 (※令和3年度)	備 考
新型コロナウイルスワクチン 予防接種率	—	100%	接種者数÷人口×100

※目標値は、令和7年度ではなく、令和3年度の値

第1章 安心安全でいきいきと暮らせるまちづくり

第1節 いきいきと健康で安心して暮らせるまちをつくる

第3項 地域医療体制の充実

基本方針

地域医療体制の充実を図るため、埼玉県済生会加須病院と既存の市内医療機関との役割分担を図るとともに、地域医療ネットワークシステム「とねっと」の利活用を進め、地域全体で市民に対し質の高い医療を提供する地域完結型医療を目指します。

また、医師をはじめとする医療従事者の確保や新たな医療機関の開設を促進します。

さらに、初期・二次・三次救急医療体制の確保・充実に向けた支援を進めます。

また、国民健康保険事業と後期高齢者医療制度の安定的な運営に努めます。

関連する SDGs



現状と課題

中核病院である埼玉県済生会加須病院の誘致、24時間365日体制の救急クリニックの開設支援、診療に役立つ有益なシステムに改善した地域医療ネットワークシステム（とねっと）の利活用、市内医療機関の輪番による、休日当番医、休日・夜間診療や休日小児科診療などの初期救急医療体制の確保、さらには、東部北二次救急医療圏（※）における病院群輪番制への支援などにより、本市の医療体制は大きく前進しています。

このような中、埼玉県済生会加須病院と市内医療機関との連携強化を図るとともに、地域医療ネットワークシステム（とねっと）の利活用を推進し、地域完結型医療を目指す必要があります。

また、医師をはじめとする医療従事者の確保や救急医療体制の充実を図る必要があります。

さらに、安心して医療が受けられるよう、国民健康保険、後期高齢者医療制度の健全な財政運営に努めます。

※東部北二次救急医療圏…加須市、羽生市、久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町の6市2町

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市健康づくり推進計画	健康寿命を延伸するための生活習慣病予防をはじめ、市民一人ひとりが生涯にわたり健康で安心して住み続けられるよう、主体的な健康づくりを推進する計画
加須市地域医療ビジョン	地域の医療資源などを有効活用し、市民が安心して医療サービスを受けられるよう今後の地域医療提供体制を示した計画
加須市国民健康保険保健事業実施計画（特定健康診査等実施計画）	特定保健指導を適切に実施し、被保険者の健康づくりを推進するため、特定健診等の実施体制を明らかにした計画

具体的な施策

(1) 地域医療連携の推進

埼玉県済生会加須病院と市内医療機関の連携と役割分担により、質の高い医療提供体制を確保します。さらに、地域医療ネットワークシステム（とねっと）の医療連携や救急面での更なる利活用を促進するとともに、スマートフォンなどを利用し、個人レベルで活用できる健康記録機能の普及を図ります。

(2) 地域医療資源の確保

医師や看護師などの医療従事者の確保を図るとともに、市内2箇所目の産婦人科の開設をはじめとする、新たな医療機関の開設を促進します。

また、利根保健医療圏における周産期医療施設の整備促進を図るため、引き続き埼玉県へ要望していきます。

さらに、国民健康保険北川辺診療所を適切に運営するほか、適正受診を促進し、市民を含めた地域全体で本市の医療環境を守ります。

(3) 救急医療体制の充実

これまでの初期救急医療（休日当番医、休日・夜間診療）、24時間365日体制の救急クリニックへの支援、小児救急医療（休日小児科診療）、二次救急医療を実施している医療機関への支援を継続するとともに、埼玉県済生会加須病院の開院により、二次救急、三次救急の強化を図ります。

また、埼玉県済生会加須病院内に救急ワークステーションが設置されることにより、救急隊員の知識と技術の向上を図り、ドクターカーやドクターヘリなどの活用により、搬送時間の短縮等に努め、これまで以上に質の高い救急サービスを提供します。

(4) 国民健康保険事業の安定的な運営

国保健診（特定健診）・特定保健指導の受診率向上や糖尿病性腎症重症化対策に取り組み、被保険者の疾病予防と健康増進により医療費の抑制に努めます。

また、国民健康保険事業の安定的な運営を図るために、医療費などの給付と被保険者による適正な税負担のバランス等を考慮し、毎年度、保険税を含めた事業運営の検証を行うとともに、収納率の向上に努めます。

(5) 後期高齢者医療制度の安定的な運営

フレイル健診（健康診査）の受診率の向上に努め、疾病の予防や健康増進により、医療費の抑制を図ります。

また、高齢者が安心して医療を受けられるようにするために、円滑な事業運営を図るとともに、国の制度改正に適切に対応します。

協働のまちづくり

地域の医療を守り育てていくために、市民、医療関係者及び市の三者が、お互いに理解を深めながら一体となって推進します。

KPI（重要業績評価指標）

名称	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備考
地域医療ネットワークシステム（とねっと）に参加する市民の数（累計）	14,469人	18,400人	
市内医療機関への救急搬送者数の割合	26%	58%	市内医療機関への搬送人数÷搬送人数全体の人数×100
国民健康保険一人当たり医療費の伸び率	4.1%	4.0%	当年度一人当たり医療費÷前年度一人当たり医療費×100－100
国民健康保険税収納率（現年度分）	92.5%	93.5%	

第1章 安心安全でいきいきと暮らせるまちづくり

第1節 いきいきと健康で安心して暮らせるまちをつくる

第4項 高齢者福祉の充実

基本方針

高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けることができるよう、「高齢者相談センター」をはじめとする相談支援体制の強化、高齢者の健康の増進や社会参加の促進、在宅医療と介護との連携の推進、日常生活を送る上で何らかの支援を必要としている認知症の高齢者やその家族などを地域全体で支える「地域ブロンズ会議」や「チームオレンジ」などの取組を推進し、地域包括ケアシステムの確立を目指します。

また、介護人材の確保や介護給付の適正化など、介護保険制度を支えるための取組を推進します。

関連する SDGs



現状と課題

本市では、「団塊の世代」が全て75歳以上になる令和7（2025）年、そして、「団塊ジュニア世代」が65歳以上になる令和22（2040）年を見据え、高齢者が住み慣れた家庭や地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの構築を進めています。

しかし、介護ニーズの増加が見込まれる一方、少子化の影響により高齢者支援の担い手となる介護専門職の数の不足が顕著になることが見込まれるため、地域包括ケアシステムの構築に当たっては、高齢者支援の担い手として、元気な高齢者をはじめとする多様な人材の参画が求められています。

こうした中、今後は、介護給付費と介護保険料とのバランスや介護人材の確保の状況などを考慮しつつ、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームなどの整備を進めるとともに、高齢者相談センターをはじめとした相談支援体制の強化、在宅医療と介護との連携、民間事業者や地域住民などと連携した高齢者の見守り、高齢者の健康づくりと介護予防など、高齢者の在宅生活を支える体制づくりを推進していく必要があります。

また、本市では、高齢者の健康づくりと介護予防の取組を一体的に推進するため、令和2年4月に、いきいき健康長寿室を設置し、医療や介護などに関するデータを有効に活用して高齢者の健康課題や支援が必要な高齢者の把握、事業のより効果的な実施方法の検討などを進めています。

また、長寿化の進展に伴い認知症高齢者の増加が見込まれる中、認知症に関する普及啓発に取り組むとともに、誰もが認知症になっても住み慣れた家庭や地域で自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、認知症の人とその家族などを地域で支える施策を一層推進する必要があります。

さらに、介護給付費の支出の増加が見込まれることから、介護給付の適正化や介護保険料の収納対策などの取組を推進し、介護保険制度を安定的に運営する必要があります。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市高齢者支援計画（加須市高齢者福祉計画・介護保険事業計画）	高齢者の福祉サービスとその提供体制などに関する計画と介護保険給付対象サービスや地域支援事業の見込量とその確保策及び制度の円滑な実施に関する計画を一体的に策定した計画
加須市健康づくり推進計画	健康寿命を延伸するための生活習慣病予防をはじめ、市民一人ひとりが生涯にわたり健康で安心して住み続けられるよう、主体的な健康づくりを推進する計画

具体的な施策

(1) 高齢者の健康づくりと介護予防の推進

高齢者が介護が必要な状態になることを予防し、又は状態が悪化することを防止するため、心身の機能の低下や病気の予防、早期発見・早期対応の取組を推進するとともに、ふれあいサロンや老人クラブなどの市民主体の活動を支援し、高齢者の社会参加を推進することによって、健康寿命の延伸を図ります。

また、いきいき健康長寿室において、医療専門職が中心となって医療や介護に関するデータ分析を行い、高齢者の健康課題を明確にして、生活習慣病の重症化の防止やフレイルを予防するための運動・口腔機能の向上、栄養状態の改善など、高齢者の健康づくりと介護予防の取組を一体的に推進します。

さらに、介護予防などの活動をサポートするボランティアの養成を推進するとともに、高齢者が地域で関わりや役割を持ちながら健康づくりと介護予防を進めていける環境づくりに取り組みます。

(2) 高齢者の日常生活を支える体制づくり

高齢者相談センターの機能強化をはじめとした相談支援体制の強化を図るとともに、家族介護者慰労金の支給や介護者同士の交流の機会の創出など家族介護者への支援の充実に取り組みます。

また、自治協力団体、民生委員、老人クラブ、社会福祉協議会、シルバー人材センター、NPO、介護サービス事業者などの多様な主体が参画し、その地域に必要な高齢者支援の仕組みづくりを行う「地域Bronze会議」の活動を推進します。

さらに、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯が増加しており、高齢者の介護を含めたニーズが多様化していることから、見守り体制の強化や配食サービスの提供、住まいの確保などを推進します。

(3) 認知症の人とその家族等にやさしい地域づくり

認知症の発症や進行を遅らせるとともに、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、生活習慣病の予防や高齢者の社会参加・生きがいづくり、医療機関や地域の関係者と連携した認知症の早期発見・早期対応など認知症の「予防」の取組を推進します。

また、認知症サポーターの養成や、認知症の人とその家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーターによる支援を結びつける「チームオレンジ」の整備、認知症カフェの設置の促進など、地域において認知症の人とその家族などを支える「共生」の取組を推進します。

(4) 在宅医療・介護サービス提供体制等の充実

医療と介護の両方のニーズに適切に対応できるよう、地域医療ネットワークシステム「とねっと」などを活用して医療関係団体や介護サービス事業者などとの連携を更に推進し、在宅医療・介護サービス提供体制の充実を図ります。

また、サービス利用の見込量や介護給付費と介護保険料とのバランス、介護人材の確保の状況などを考慮し、民間事業者による介護施設の整備を推進するとともに、サービスの質の向上を図ります。

さらに、介護人材の確保及びICTの活用や事務手続の簡素化など介護業務の更なる効率化を推進します。

(5) 介護保険制度の安定的な運営

増加が見込まれる介護ニーズに対し、必要なサービスを適切に提供できるよう、介護給付費と介護保険料とのバランスを考慮し、効果的に介護給付を行うとともに、介護保険料の収納対策に取り組みます。

また、上昇する介護給付費の伸びを抑制するとともに、利用者への適切なサービス提供の確保を図るため、介護給付の適正化に努めます。

協働のまちづくり

社会福祉協議会や自治協力団体、民生委員、ボランティア、地域の介護事業者などと協働し、高齢者の見守りや声かけなど地域における日常的な高齢者支援等により誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりを推進します。

KPI (重要業績評価指標)

名称	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備考
ふれあいサロン設置数(累計)	122箇所	156箇所	地域で活動しているふれあいサロン・脳トレ自主グループのグループ数
高齢者相談センターの認知度	58.6%	80%	調査対象者のうち高齢者相談センターを知っている人の割合
認知症サポーターの養成人数(累計)	4,964人	7,000人	
介護人材の確保数(累計)	—	125人	令和3年度以降に新たに市内の介護施設等に従事する介護職員等

第1章 安心安全でいきいきと暮らせるまちづくり

第1節 いきいきと健康で安心して暮らせるまちをつくる

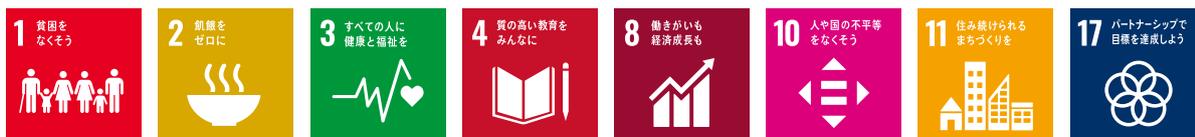
第5項 障がい者福祉の充実

基本方針

障害の有無にかかわらず、誰もがお互いを尊重し合う機運を醸成するとともに、住み慣れた地域で自立し、充実した生活が送れるよう障害福祉サービスの充実を図り、障がい児への発達支援や教育支援、働くことの喜びを感じる就労支援、積極的な社会参加支援などを推進します。

また、生活環境の整備、保健・医療や障がい者福祉施設の充実、緊急時対応の促進を図ることにより、日常生活において障がい者が安心して安全に暮らせるよう努めます。

関連する SDGs



現状と課題

本市における障害者手帳の所持者数は年々増加しており、内訳としては、10年前と比較し身体障害者手帳所持者はほぼ横ばいとなっていますが、療育手帳所持者が約1.4倍、精神保健福祉手帳所持者が約2倍となっています。難病や発達障害など手帳は所持していないが医師による診断書や意見書により障害福祉サービスを利用している方も多くなっています。

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が求められています。障害に対する理解を深めることにより差別や偏見、権利侵害をなくし、お互いを尊重する共生社会の実現に近づけるため、障害への理解を促進することが必要です。

また、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、生活・就労・相談の一層の充実を図ることが重要です。障がい者の日常生活の支援のために、事業所の不足や偏在の解消に努めたことにより、市内事業所数も増加していますが、短期入所や児童系などまだ十分とは言えないサービスもあり、そうしたサービスを提供する事業所の新規開設など更なる障害福祉サービスの充実を図ることが必要です。また、自立した生活の基盤となる就労について、働く意欲のある障がい者の能力や特性に応じた就労支援や雇用環境整備の促進を図るとともに、地域全体で見守りやサポートできる支援体制を構築し、様々な悩みごとや困りごとに対応できる相談支援の充実が必要です。

また、多様化する障がい児支援のニーズにきめ細かく対応することが求められるとともに、障がい児支援に係る提供体制の計画的な構築を推進するため、障害児福祉計画の策定が義務となり、未就学児から高等学校の児童・生徒まで、保育や教育における障がい児支援の充実が必要となります。

さらに、障がい者の積極的な外出や社会参加を促進する環境づくりとともに、障害の特性に配慮した情報提供や、平成31年1月施行の「加須市ともに生きる手話言語条例」に基づく手話の普及などをはじめコミュニケーション手段を確保できる体制づくりが必要です。

日々の何気ない生活の中にも、障がい者にとっては危険なものや不安になることがあります。障がい者が安心して安全に暮らせるよう、危険や不安といった障壁を取り除くため、ハードとソフトの両面から対策する必要があります。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市障害者計画及び障害福祉計画・加須市障害児福祉計画	障がい者福祉に関する施策の方向性を示す障害者計画と各種障害福祉サービスなどの見込量を示す障害福祉計画、障がい児支援に係る提供体制の確保について一体的に策定した計画

具体的な施策

(1) 相互理解と権利擁護の推進

障害の有無にかかわらずお互いを理解し尊重することにより、障がい者がいきいきと自分らしく輝けるようにするため、多様な障害の特性や困っていることを理解し、必要な手助けや配慮を実践していきける機運の醸成を図ります。

また、障害への理解が深まることにより、障がい者への差別や偏見の解消、虐待の防止、権利の擁護につなげられるよう努め、心のバリアフリー化やノーマライゼーションの理念に基づき、施策を推進します。

(2) 日常生活への支援

障がい者が住み慣れた地域や居宅で自立した生活ができるよう、基幹相談支援センターや地域生活支援拠点の整備による地域全体での支援体制づくりを進めるとともに、訪問系・日中活動系・居住系の障害福祉サービスの提供体制の充実を図ります。

また、内容に応じた各種相談支援体制の充実、医療費助成や各種手当の支給による経済的支援の充実、障害の原因となる疾病の予防や発達障害の早期対応等のため、適切な健診や医療の受診など保健・医療の充実を図ります。

(3) 障がい児に対する支援

様々なケースが見られる障がい児支援において、保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校などライフステージごとの関係機関が連携を図り、早期発見・早期対応により障がい児本人はもとより、その家族への支援も含めた切れ目ない支援体制の充実を図ります。

また、保育や教育の現場において、障がい児が十分な配慮を受けられるよう従事者の配置や施設の整備などに努めます。

(4) 就労への支援

障がい者が自立した生活が送れるようハローワークや北埼玉障がい者就労支援センターと連携し、一般就労の機会の充実に努めるとともに、一般就労が困難な障がい者のために就労継続支援 A 型や B 型などの福祉的な就労の場を確保します。

また、農業分野や産業分野と連携して、障害の特性への理解や障がい者が能力を十分に発揮できる就労環境の確保に努めます。

さらに、市役所における障がい者雇用を推進するとともに、市内事業所における障がい者雇用を促進するための取組を行います。

(5) 社会参加の促進

障がい者の文化芸術活動やスポーツ活動への参加、地域社会での交流、積極的な外出などを促すため、障害の有無にかかわらず参加できる教室や講座、イベントなどの開催、移動に関わる様々なサービスの提供を行います。

また、聴覚障がい者など情報収集や交流に制約を受ける人の手助けとなるよう、手話の普及などコミュニケーション支援の充実を図ります。

(6) 障がい者の安心安全の取組

建物や道路、公共交通等において段差の解消などバリアフリーやユニバーサルデザインの考え方に基づいた施設整備による福祉のまちづくりの推進に努めるとともに、生活の基盤となる居住環境について、住宅改修工事費の助成やグループホームの整備などを促進します。

また、災害時要援護者名簿への登録や水害・震災時の適切な情報提供・避難誘導、避難場所における福祉避難スペースの整備など、防災対策の充実を図ります。

協働のまちづくり

障がい者団体の活動を支援するとともに、市民、地域社会、障がい者施設、企業などが役割を分担し、ともに力を合わせて取り組んでいける社会づくりを推進します。

KPI (重要業績評価指標)

名称	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備考
北埼玉障がい者相談支援センター相談件数(加須市民)	1,112件	1,500件	
市内障害福祉サービス等事業所数(累計)	59箇所	63箇所	
新規障がい者就労者数(加須市民)	26人	30人	北埼玉障がい者就労支援センター利用者の就労者数

第1章 安心安全でいきいきと暮らせるまちづくり

第1節 いきいきと健康で安心して暮らせるまちをつくる

第6項 ともに支え合う地域福祉の推進

基本方針

誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心安全でいきいきと健康で暮らし続けていくために、「加須市協働によるまちづくり推進条例」に基づき、市民、地縁組織、志縁組織、事業者及び各種法人等、議会、市の役割と責務を踏まえながら、身近な地域の課題に対して、地域が一体となり主体的に地域福祉に取り組む「全ての市民を対象とした地域包括ケアシステム」を構築し、市民がともに支え合う地域共生社会を推進します。

地域の福祉活動を支える組織を育成するとともに、市民の共助の精神に基づくボランティア活動の促進など、きめ細やかなサービスの充実を図ります。

さらに、行政の各部門及び関係機関が連携し、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた誰もが生活しやすい地域環境の形成に努めます。

関連する SDGs



現状と課題

少子化による人口減少、長寿化の進展によるライフスタイルの変化に加え、災害時における避難支援や、生活困窮、社会的孤立にある方の支援など、地域福祉を取り巻く環境は一層複雑・多様化しています。

本市では、市民と行政の協働による地域福祉を推進し地域福祉施策に取り組むとともに、社会福祉法人等への監査を担当する専門部署を設置し、市民等へ適切な社会福祉サービスが供給されるよう努めています。

また、地域での相互扶助機能の低下、昨今の大規模な自然災害の発生等を背景に、地域の連携や支え合いへの関心が高まっています。

こうした中、地域のあらゆる市民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、市民と行政が協働して地域で助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現することが必要です。

また、地域の福祉活動を支える民生委員・児童委員の活動負担の増大や、日常生活で困っている方をお手伝いする「おたすけサポーター（ちょこっとおたすけ絆サポート事業）」などの人材が不足している状況が続いているなど、新たな担い手の確保が課題となっています。

人口減少が本格化し、あらゆる分野で地域社会の担い手が減少しているため、市民をはじめ福祉団体やボランティアなど多様な主体の参画による地域共生に資する地域福祉活動の普及・促進が求められています。

また、公共施設などにおいて誰もが安心して快適に自立した生活を送れるようなまちづくりを進めてきました。ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、誰もが生活しやすい環境を整えるためには、ハード面の整備だけでなく、情報、教育、文化、市民の意識などあらゆる分野でノーマライゼーションの理念に基づく事業の推進が必要です。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市地域福祉計画・地域福祉活動計画（地域ささえあいプラン）	地域福祉及び地域福祉活動の推進に関する施策を整理し、今後の取組の指針となる計画

具体的な施策

(1) 地域共生社会の推進

地域福祉の課題に的確に対応するために、本市独自の地域支え合いの仕組みである「地域ブロンズ会議」の設置及び活動を推進するとともに、高齢分野だけではなく、障害、子ども、生活困窮、保健・医療、教育など、様々な分野等をつなぐ横断的・重層的支援体制の構築に取り組みます。

(2) 地域福祉活動の推進

地域福祉課題の解決力の強化を図るため、様々な福祉分野を一体的に捉え、本市と加須市社会福祉協議会等が連携して一体的に策定した「加須市地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づき、地域の福祉活動を支える民生委員・児童委員の負担軽減などを含めた活動環境の支援・充実を図り、担い手の確保に取り組みます。

地域での助け合い、いわゆる「共助」力の大切さを地域へ発信し、地域での支え合いの仕組みづくりを支援するとともに、市民による地域福祉活動や社会福祉に関する情報の提供、ボランティア活動の支援に取り組みます。

(3) ともに助け合う安心な地域づくりの推進

自治協力団体、民生委員・児童委員などによる地域の特性を活かした地域活動への支援の充実を図り、地域住民との協力体制を確立し、高齢者の見守りや声かけなど日常的な支援の実施により、安心で安全な地域づくりに取り組みます。

また、地域での助け合いが不可欠である災害時要援護者支援体制の強化を図るとともに、各避難場所での福祉避難スペースの整備と福祉避難所の確保・充実に取り組みます。

(4) 社会福祉法人等への支援

地域住民が必要とする福祉サービスが適切に提供されるよう、社会福祉事業に取り組む社会福祉法人等に対し、計画的な指導監査、相談、情報共有等に努め、運営状況の把握、不適切な対応や事故等を未然に防止し、利用者の安全を確保するとともに、健全な事業運営による利用者サービスの質の保持・向上を図ります。

(5) ユニバーサルデザインの推進

ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた「加須市市有施設設計方針」及び「加須市高齢者、障害者等の移動等の円滑化を促進するための基準に関する条例」に基づき、誰もが利用しやすく、分かりやすく、安全な施設の整備を推進します。

協働のまちづくり

市民、自治協力団体、民生委員・児童委員協議会等、事業者及び各種法人等、議会、行政が協働し、身近な地域の課題に対して、地域全体で、ともに支え合う「共助」の仕組みづくりを推進します。

KPI (重要業績評価指標)

名称	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備考
地域ブロンズ会議の設置数 (累計)	5箇所	16箇所	
社会福祉協議会会員加入率 (累計)	63.7%	64.3%	一般会員加入件数(年度末) ÷ 世帯 × 100
避難援助者の登録率(累計)	41%	45%	避難援助者が登録されている要援護者 ÷ 全要援護者 × 100

第1章 安心安全でいきいきと暮らせるまちづくり

第1節 いきいきと健康で安心して暮らせるまちをつくる

第7項 生活の安定・安心の促進

基本方針

全ての市民が健康で文化的な生活ができるよう経済的な支援の充実を図り、生活の安定・安心を促進します。

国民年金制度については、老後に安定した生活を送るために制度の周知を図るとともに、制度の適正な運用を関係機関に要請します。

また、社会経済情勢の変化に伴い、生活困窮に至るリスクが高い方が増加傾向にあり、最後のセーフティネットである生活保護制度は重要な役割を担っています。生活困窮者に対しては、子どもへの学習支援や住居確保などを推進し、各種相談に応じ自立のための支援を図ります。生活保護受給者に対しては、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、就労支援をはじめとする自立に向けたきめ細かな支援を行います。

消費生活相談の充実、啓発活動の推進により、消費生活の安心安全の確保に努めます。

関連する SDGs



現状と課題

全ての国民の生活を維持するために基礎年金を支給する国民年金制度がありますが、その財源は保険料によって維持されています。少子化・長寿化に伴う保険料の上昇や景気低迷による未納者の増加が見込まれるため、老後に無年金となり生活困窮に陥るケースも多く見受けられることから、早期からの年金納付を促す必要があります。

家族の介護や障害で働けなかったり、再就職の失敗により自信を喪失し引きこもってしまうなど様々な理由により収入が得られず低所得状況に陥ってしまっている人がいます。こうした生活困窮者の自立を適切に支援する相談窓口が必要です。

令和2年3月末現在の生活保護受給者数は1,078人、生活保護受給世帯は838世帯となっており、ここ数年横ばいで推移し、世帯累計別構成では、高齢者世帯が57.9%、傷病者世帯が18.1%、障がい者世帯が11.0%、母子世帯が2.9%、その他世帯10.1%と高齢者世帯の割合が6割近くを占めています。そのため、医療扶助費と介護扶助費が増大し、生活保護費は年々増加傾向にあり、生活保護受給者の健康管理支援が課題となっています。

生活保護受給者の抱える問題は、複雑多岐にわたり、困窮の程度に応じた対応が求められています。就労支援や就職セミナーを実施するなど、生活の自立に向けた総合的な対策が必要です。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から雇用情勢は悪化していますが、特別定額給付金、住居確保給付金、社会福祉協議会の緊急小口資金の貸付けなどの支援を活用し生活を維持していることから、生活保護の申請は微増にとどまっています。しかしながら、今後もこうした状況が継続されれば生活保護受給者は増加することが懸念されます。

近年、ハガキや封書、メールを利用した架空請求や高齢者世帯等への電話勧誘や訪問販売などによる消費者トラブルが多発し、多くの相談（令和2年3月末現在736件/年）が寄せられており、消費生活相談の充実や高齢者等への見守り活動等の取組が必要です。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市地域福祉計画・地域福祉活動計画（地域ささえあいプラン）	地域福祉及び地域福祉活動の推進に関する施策を整理し、今後の取組の指針となる計画

具体的な施策

(1) 国民年金窓口の充実

国民年金の資格取得や請求などに関する市民の身近な窓口として、自営業・農業の方などからの相談や受付を充実させるとともに、保険料の免除・猶予制度の積極的な周知など、ねんきんサテライト加須（熊谷年金事務所加須分室）との連携を強化し、円滑な業務を推進します。

(2) 生活困窮者の自立支援

生活保護に至る前の段階の生活困窮者の早期把握と自立に向け、自立支援相談窓口の体制を強化するとともに、関係機関と連携し、就労支援や家計相談など、きめ細かい包括的な支援に取り組んでいきます。

生活困窮者の自立支援策については、面談や訪問を通じ、経済的困窮の程度に応じた支援により自立を助長するとともに、就職活動を支えるための家賃費用を一定期間給付する支援を行います。

また、貧困の連鎖を断ち切るため、生活に困窮する世帯の子どもへの学習支援に積極的に取り組んでいきます。

(3) 生活保護受給者の自立促進

生活保護受給者に対しては、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長する観点から世帯の状況を適切に把握した上で、受給者に寄り添い円滑な関係を構築し、困窮の程度に応じた必要な支援を適正に実施します。

生活保護受給者の自立促進を図るため、福祉事務所の就労支援相談員やハローワークの就労支援員のほか、シルバー人材センターやその他関係機関等と連携を図り、生活保護受給者等就労自立促進事業を積極的に活用し、求職と求人のマッチングなどの就労支援活動に取り組み、経済的な自立を支援します。

就労に向けた課題がある方についても、それぞれの抱える課題や本人の意向の把握を行うとともに、その状態に応じた就労支援が行えるよう効果的に取り組んでいきます。

また、生活保護受給者の多くが健康上の問題を抱えていることから、検診や医療機関受診の勧奨等により、生活習慣病の発症予防や重症化予防を推進し、健康面や生活面の管理を行うなど、日常生活における自立促進のため、関係機関との連携により健康管理支援を実施します。

(4) 消費生活の安心安全の確保

消費者団体や関係機関と連携しながら、消費生活センターを核とした消費生活相談の充実や高齢者等の見守り活動により、消費者被害の未然防止やトラブル解決に努めます。

また、消費者の自立、消費者力の向上を図るため、消費生活情報の提供や啓発活動に取り組んでいきます。

協働のまちづくり

社会福祉協議会や民生委員・児童委員など関係機関と協働し、生活困窮者や生活保護受給者を地域で孤立させないための取組を推進します。

消費者団体等と協働し、様々な機会を通じて、消費生活の安心安全への啓発を推進します。

KPI (重要業績評価指標)

名称	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備考
学習支援事業参加者（中学3年生）の高校進学率	100%	100%	高校受検合格者数 ÷ 学習支援事業参加者（中学3年生） × 100
就労支援により就労した生活保護受給者の割合	50.4%	50%	就労支援による就労者数 ÷ 就労支援対象者 × 100
消費生活講座参加者数	2,824人	1,370人	中学生講座 + 高齢者関係講座 + 民生委員対象講座 + 高齢者相談センター職員等対象講座

第1章 安心安全でいきいきと暮らせるまちづくり

第2節 災害に強いまちをつくる

第1項 水害対策の強化

基本方針

近年の異常気象から、台風の大型化、記録的豪雨の頻発化による利根川・渡良瀬川・荒川の洪水被害に備えるため、国が進める利根川右岸・左岸、渡良瀬川右岸の堤防強化対策を促進するとともに、広域避難に重点を置いた避難情報を市民に確実に伝達し、逃げ遅れゼロを目指します。

中川・青毛堀川など中小河川、十王堀などの農業排水路が溢水（いっすい）する内水氾濫による浸水被害を解消・軽減するため、国営かんがい排水事業や埼玉県の進める河川改修を促進するとともに、排水路・排水機場・調整池などの適正な維持管理を行い、流域を含めた広域的な視点による溢水対策を進めます。

関連する SDGs



現状と課題

本市は、昭和22年9月に発生したカスリーン台風によって利根川や渡良瀬川の堤防が決壊し、甚大な被害を受けた経験があることから、国が進める首都圏氾濫区域堤防強化対策や利根川左岸堤防整備をはじめとした利根川や渡良瀬川の治水対策とともに、水防訓練により水防団の水防活動の実践力向上を図り、水防体制の強化・充実を総合的かつ強力に推進することが必要です。

一方で、堤防強化、水防活動等では防ぎきれない災害は必ず発生するという考えの下、洪水から人命を守り被害を最小限にするため、市民への確かな情報提供を行い、円滑な避難行動が行えるように、平時から利根川や渡良瀬川の洪水を想定した避難訓練を実施するなど、市民の防災意識の醸成を図ることが必要です。

令和元年10月に台風第19号が接近・通過した際は、利根川の水位が深夜に急上昇し、市では初めての避難指示（緊急）を発令するなど、近年において最も緊迫した事態となりました。この教訓を受けて本市では、もしもの時に市民が早い段階から安全で円滑に避難行動を起こせるよう、気象情報・河川水位情報の入手や見通しの判断、発令までの一連の対応を迅速に行うための見直しを行いました。

内水氾濫では、近年、集中豪雨などに伴う水路溢水や道路冠水による浸水被害が発生していることから、排水路の計画的な整備や排水機場と調整池の適正管理、さらに流末となる県管理河川や土地改良区管理排水路の改修など、広域的な視点による内水氾濫対策が必要です。

市街化の進展に伴う遊水・保水機能を持つ水田の減少や、近年多発する集中豪雨などにより、以前に比べ河川及び水路に流れ込む雨水が増量し、道路冠水や床下・床上浸水などの被害が発生しています。ハード及びソフトの両面から総合的に対応するとともに、市民や関係機関との協働した取組が求められます。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市国土強靱化地域計画	大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策とも調和し、総合的に強靱な国づくり・地域づくりを推進する計画
加須市地域防災計画 (風水害対策編)	災害予防、災害応急対策、災害復旧等への対応について定め、災害から市民の生命及び財産を守ることを目的とした計画
水防計画（加須市・羽生市水防事務組合）	利根川・渡良瀬川の洪水被害を警戒、防衛、軽減するため、水防団の活動等の水防上必要な事項を加須市・羽生市水防事務組合が定めた計画（毎年更新）
加須市溢水対策計画	溢水被害の早期解消を図るため、計画的・効果的な市管理水路や道路側溝の整備を推進するための計画。また、関係する県管理河川や土地改良区管理水路の整備促進なども含めた総合的な計画

具体的な施策

(1) 利根川・渡良瀬川の洪水対策の促進

洪水被害から市民を守るため、国が進める利根川右岸の「首都圏氾濫区域堤防強化対策」及び利根川左岸の「防災・減災、国土強靱化のための緊急対策」による堤防整備の早期完成と、渡良瀬川右岸堤防整備の事業着手について国へ強く要望します。

(2) 利根川・渡良瀬川・荒川の減災対策の推進

利根川・渡良瀬川・荒川の洪水の危険性が高まった場合、災害対策情報収集室で適時・的確に情報を収集し、防災行政無線、防災ラジオ、防災アプリなどにより市民に正確な情報提供を行い、逃げ遅れゼロを目指します。

令和元年台風第19号の検証結果から、広域避難に重点を置き、利根川上流河川事務所、気象庁、関係自治体で組織する「利根川中流4県境広域避難協議会」と連携した避難情報を発信します。

災害対策本部の設置、水害時避難場所の開設、広域避難のためのバスの手配、避難情報の発令など、タイムラインに基づき円滑な洪水時体制の構築を図ります。

国や埼玉県と連携し、減災対策協議会、流域治水プロジェクトのソフト対策に積極的に取り組み、治水安全度を高めるとともに、円滑で的確な避難体制を構築し、市民の防災意識の高揚を図ります。

(3) 利根川・渡良瀬川の水防体制の充実・強化

人命と財産を水害から守り、被害を最小限に抑えるため、水防団による水防訓練を実施し、利根川や渡良瀬川の水位が上昇した場合には、水防団による堤防の巡視、警戒などの水防活動を行います。

(4) 水害時避難者支援対策の充実

小・中学校を中心とした避難場所などの整備・充実を図るとともに、避難支援等関係者（自治協力団体、自主防災組織、民生委員・児童委員及び様々な関係団体等）と連携し、避難者とともに水害時の災害情報の共有化を図り、適切な避難誘導や安心安全な避難場所の確保・開設・運営等の避難者支援対策に努めます。

また、高齢者や障がい者などの災害時要援護者への支援を充実するために、避難支援等関係者と連携して災害時要援護者の登録を進め避難援助者（市民等）とのマッチングに努めるとともに、各避難場所での福祉避難スペースの整備と福祉避難所の確保・充実を図ります。

(5) 水害被災者への復旧支援対策の充実

り災証明の迅速な交付や税の減免、ごみ受入れの無償化など各種の被災者支援対策を実施するとともに、被災者生活再建支援法や埼玉県・市町村被災者安心支援制度のほか、災害救助法に基づく各種の生活再建や住宅復旧支援などの対策を実施し、被災者支援の充実を図ります。

(6) 中川水系等県管理河川の整備促進

近年の集中豪雨や台風に伴う大雨による浸水被害を解消するため、市管理水路の流末である中川水系の県管理河川と青毛堀川について、沿川自治体と連携し、河川改修等を埼玉県へ強く要望します。

(7) 溢水対策の整備推進

集中豪雨などによる浸水被害の解消・軽減に向け、水系ごとに広域的な視点から水路等の整備・改修の推進、排水機場及び貯留施設の維持管理等の徹底、県管理河川及び土地改良区管理水路等の整備促進、市民との協働による浸水被害軽減対策の推進を基本方針として、浸水家屋の発生ゼロを目指し対策を実施します。

(8) 土地改良区管理水路の整備促進

市管理水路の流末となっている土地改良区管理の排水路については、土地改良区と連携し、国・埼玉県の補助金を活用するなど、整備・改修を促進します。

協働のまちづくり

市民との役割分担による水路の除草・清掃等、道路冠水時に迅速な行動で二次災害を防ぐための水防協力員の配置のほか、水害時には自治協力団体等による避難誘導や避難場所運営等の避難者支援など、市民との協働による安心安全なまちづくりに努めます。

KPI (重要業績評価指標)

名 称	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備 考
総合水害広域避難訓練の参加者数	209人	2,200人	
水害時の避難場所の収容人数 (累計)	27,000人	27,500人	
建物浸水被害件数	0件	0件	

第1章 安心安全でいきいきと暮らせるまちづくり

第2節 災害に強いまちをつくる

第2項 震災等対策の強化

基本方針

震災等の災害対策に当たっては、市民の生命や身体、財産を守るため、東日本大震災（平成23年3月）や熊本地震（平成28年4月）等の経験を踏まえ、本市の地域防災計画に基づき、予防・応急・復旧対策に取り組み、実効性のある災害対策に努めます。

特に、これまで取り組んできた公助としての建築物の耐震化、防災行政無線や通信環境及び備蓄品を含む避難場所などのハード等が一定程度整備されてきたことから、今後は、これまで以上に、自助、共助として、市民一人ひとりをはじめ、地域の要となる自主防災組織の充実を推進するとともに、国、埼玉県をはじめ地域の消防団など防災関係機関や団体と連携するなど、更なるソフト面等を含めた震災等対策の充実・強化を図ります。

関連する SDGs



現状と課題

震災や各種災害が地域に与える被害は甚大であり、市民の生命や財産を守るためには、様々な事態を想定し、震災に準じた活動体制を構築することが必要です。

公共施設については、震災時に拠点となる庁舎や避難場所となる学校の耐震化が完了し、その他の公共施設についても耐震化を進めています。また、住宅の耐震化を計画的に進めることが必要です。

一方、災害発生時の被害を最小限にするために、市民の防災意識を啓発するとともに、避難行動が必要になった場合に備え、特に高齢者や障がい者など災害時に援護が必要な市民（災害時要援護者）に対し、迅速かつ安全な避難ができるように、避難に関する適切な情報の伝達、避難誘導、安否確認、避難状況の把握ができる体制の整備が必要です。

市等が実施する防災訓練への参加は高齢者の割合が多く、いかに若者世代に訓練参加を促し、防災意識の高揚を図るかが課題となっていることから、自主防災組織の組織率の向上や育成支援を推進することが必要です。

災害による市民の生命や財産、市政や経済活動に重大な影響を及ぼす危機をより早く察知し、迅速で適切な対応をするため、市の危機管理防災体制を強化するとともに、国や埼玉県、関係機関、団体などと連携・協力し、更なる危機管理防災対策を図ることが必要です。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市国土強靱化地域計画	大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策とも調和し、総合的に強靱な国づくり・地域づくりを推進する計画
加須市地域防災計画(震災対策編) (大規模事故等対策編)	災害予防、災害応急対策、災害復旧等への対応について定め、災害から市民の生命及び財産を守ることを目的とした計画
加須市国民保護計画	武力攻撃事態、緊急対処事態などから、市民の生命、身体、財産の保護と避難などを目的とした計画
加須市建築物耐震化計画	市内の建築物の耐震化を計画的かつ迅速に促進するための計画

具体的な施策

(1) 建築物の耐震化の促進

震災から市民の生命、身体及び財産を保護するため、住宅の耐震化支援を進めるとともに、引き続き、公共施設の耐震化に努めます。

(2) 震災等予防対策の推進

震災等による被害を最小限にとどめるため、震災に関するパンフレットなどによる周知啓発や地震想定での防災訓練、防災学習などを充実し、市民一人ひとりの震災に対する意識の高揚を図るとともに、自主防災組織の設立や活動の支援により、地域及び市民の震災等に対する更なる防災力の向上を図ります。

また、引き続き、防災行政無線や通信環境等の整備のほか、飲料水や非常用食糧、生活必需品などの災害用備蓄品の備蓄・整備を計画的に図るとともに、備蓄品や資機材等が不足するなどの場合に備えて、各種事業者、民間団体との災害時応援協定の締結・維持に努めます。

(3) 震災等応急対策の充実・強化

震災等の発災直後から、災害対策情報収集室を設置し、自主防災組織等と連携し、迅速かつ正確な情報収集・伝達及び的確な初動対応に努めるとともに、人命第一を最優先とし、被害を最小限にとどめられるように、国・埼玉県及び災害時応援協定を締結している関係市町、団体及び企業等との連携を図るほか、必要に応じ、人的・物的な支援を受ける受援体制の確保による速やかな対応を図り、消火、救急・救助、建築物や道路及びライフライン等の危険箇所等の迅速な応急対応に努めます。

(4) 震災等避難者支援対策の充実

小・中学校を中心とした避難場所などの整備・充実を図るとともに、避難支援等関係者（自治協力団体、自主防災組織、民生委員・児童委員及び様々な関係団体等）と連携し、避難者とともに震災等時の災害情報の共有化を図り、適切な避難誘導や安心安全な避難場所の確保・開設・運営等の避難者支援対策に努めます。

また、高齢者や障がい者などの災害時要援護者への支援を充実するために、避難支援等関係者と連携して災害時要援護者の登録を進め避難援助者（市民等）とのマッチングに努めるとともに、各避難場所での福祉避難スペースの整備と福祉避難所の確保・充実に努めます。

(5) 震災等被災者への復旧支援対策の充実

り災証明の迅速な交付体制を図るとともに、税の減免やごみ受入れの無償化など各種の被災者支援対策を実施するとともに、被災者生活再建支援法や埼玉県・市町村被災者安心支援制度のほか、災害救助法に基づく各種の生活再建や住宅復旧支援などの対策を実施し、被災者支援の充実に努めます。

協働のまちづくり

自主防災組織等地域・市民と協働し、有事の際に迅速な行動がとれるように防災訓練や啓発活動などを通じて防災意識の高揚を図るとともに、発災時には、自治協力団体等による避難場所運営等の避難者支援など防災力の強化に努めます。

また、災害時要援護者支援制度の充実に努めるとともに、市と地域で情報を共有し、避難体制の環境整備に努めます。

KPI (重要業績評価指標)

名称	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備考
市有建築物の耐震化率（累計）	90.7%	94%	(新耐震基準の棟数 + 旧耐震基準で耐震化済の棟数) ÷ 対象建築物の棟数 × 100
自主防災組織の組織率（累計） (自治協力団体ベース)	88.3%	100%	自主防災組織数 ÷ 自治協力団体総数 × 100
震災時の避難場所の収容人数 (累計)	24,580人	24,580人	

第1章 安心安全でいきいきと暮らせるまちづくり

第3節 安全なまちをつくる

第1項 防犯体制の強化

基本方針

市民が犯罪に巻き込まれることなく、日常生活の安全が確保されたまちづくりを実現するため、自主防犯組織の設立・支援や子どもの見守り体制の整備を推進するとともに、警察と連携して犯罪の発生状況等の情報を迅速に提供します。

また、暗く危険な箇所へのLED防犯灯設置や公共空間への防犯カメラの設置により、犯罪が発生しにくい環境を整備するほか、地域で問題となる空家の発生防止や活用促進を図るとともに、空地についても適正管理を促進します。

関連するSDGs



現状と課題

これまで、自治協力団体を母体とする自主防犯活動、地域一体となった子どもの見守り体制の推進、防犯関係団体と連携した啓発や情報提供活動、防犯性の高い住宅等の普及促進、犯罪が発生しにくい環境整備などの取組により、本市における刑法犯の発生件数は減少しています。

しかしながら、子どもに対する声かけ事案や高齢者を狙った振り込め詐欺などの特殊詐欺による被害が後を絶たず、これらの犯罪が発生した場合や市内及び近隣市などで凶悪・重大事件が発生した場合に警察と連携して迅速な情報提供や防犯啓発を引き続き行っていく必要があります。

また、近年、少子化・長寿化や核家族化などの進展とともに、地域における人と人とのつながりの希薄化が進み、防犯力の低下が懸念されていることから、自主防犯組織の未設立の自治協力団体に対して設立を促し、地域の防犯意識を高めていく必要があります。

防犯環境の整備としては、暗く危険な箇所を解消するため、自治協力団体要望等を活用しながら防犯灯の整備を推進していくとともに、生活環境を阻害し犯罪の温床となりうる管理不全な空家・空地について、所有者等への指導等により適正管理を促進していく必要があります。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市みんなで作る防犯のまちづくり推進計画	「市」、「市民」、「事業者」及び「土地建物所有者」などの協働による市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、必要な施策を総合的に推進するための計画
加須市空家等対策計画	市内の空家の適正管理や利活用を促進することにより、良好なまちづくりにつなげるため、空家等に関する基本的な対策を総合的かつ計画的に推進するための計画

具体的な施策

(1) 防犯意識の向上

「自分たちの地域は自分たちで守る」という防犯意識の向上を図るため、防犯意識や防犯知識を高める啓発活動を行います。

また、近年巧妙化している高齢者を狙った振り込め詐欺などの特殊詐欺を未然に防止するため、関係機関・団体等と連携した啓発を行います。

さらに、学校、家庭、警察と連携し、子どもに対する防犯教育を推進するほか、犯罪被害者の精神的な負担を軽減するため、埼玉県の犯罪被害者支援相談窓口や法律相談を周知します。

(2) 防犯体制の整備

地域の自主防犯活動を促進するため、自治協力団体を単位とした自主防犯組織の設立・育成・活動の支援を行います。

また、市民が犯罪に巻き込まれることなく安全で安心して生活が送れるように、警察、自主防犯組織、地域防犯推進員、防犯協会等の関係機関・団体と連携した防犯体制の整備を推進します。

特に、子どもたちを犯罪から守るため、学校応援団による登下校時の見守り、民間組織と連携した青色回転灯装備車両によるパトロール活動など、地域一体となった見守り体制を推進します。

さらに、警察との連携を強化し、犯罪情報などを「防災行政無線」や「かぞホットメール（安全安心情報）」等を活用し、迅速に情報発信を行うとともに、市ホームページや広報紙などで提供します。

(3) 防犯環境の整備

暗く危険な箇所を解消するため、防犯灯の整備を推進します。

また、道路・公園等で発生する犯罪を防止するため、定期的に植栽等を剪定し、歩行者等の見通しを確保するとともに、犯罪の未然抑止や検挙につながる防犯カメラの整備を推進します。

なお、学校等においては、子どもの安全を確保するため、不審者侵入防止対策や学校等施設の安全点検などを実施します。

(4) 空家・空地対策の充実

空家等対策を推進するため、自治協力団体との協働により空家等の状況把握をするとともに、所有者等への啓発により、管理不全な空家等の発生防止と解消に努めます。

また、空家バンクや、多様な利活用方法の情報提供を行うなど利活用を促進します。

空地についても「加須市環境保全条例」に基づき、周知・指導などにより適正管理を促進します。

協働のまちづくり

自主防犯組織などと協働し、犯罪に関する情報の共有などを通じて防犯意識の向上を図り、地域の防犯力の強化に努めます。

また、学校応援団などと協働し、児童・生徒の登下校時における安全の確保を図り、地域ぐるみの見守り活動を推進します。

KPI（重要業績評価指標）

名称	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備考
人口1,000人当たりの刑法犯認知件数	5.5件	5.0件	5年間で10%の減少
自主防犯組織の組織率（累計） （自治協力団体ベース）	76.5%	100%	自主防犯組織数÷自治協力団体総数×100
問題のある空家数（累計）	191戸	130戸	空家実態調査の「問題あり」・「やや問題あり」と判定された空家の数

第1章 安心安全でいきいきと暮らせるまちづくり

第3節 安全なまちをつくる

第2項 交通安全対策の充実

基本方針

交通事故を防止し、交通弱者と言われる子どもや高齢者等に重点を置きながら、世代に応じた交通安全教育や啓発活動を、警察や交通安全関係団体などと連携し、地域一体となって推進します。

また、交通事故の実態や通学路などの危険箇所などを把握し、優先性を考慮した効果的な交通安全施設の整備を図るため、地域と連携して交通安全対策を推進します。

さらに、交通事故による被害者への支援を図るため、交通事故に関する相談窓口の情報提供や各種被害者救済制度の周知を図るなど、交通事故被害者等支援を促進します。

関連する SDGs



現状と課題

交通事故の当事者とその家族の平穏な生活を一瞬にして奪う悲惨な交通事故を防止するため、これまで交通安全運動を展開し、交通安全教育や交通安全啓発活動を実施してきました。これにより交通安全に対する意識の向上が図られ、市内の人身事故発生件数は減少傾向にありますが、依然として歩行者や自転車乗用中の交通死亡事故が発生しています。また、長寿化が急速に進展し、高齢者の運転免許保有者数の増加とともに高齢者が関係する交通事故も増加傾向にあります。

これらのことから、交通事故のない安全で快適なまちづくりを実現するためには、交通ルールの遵守、交通マナーの実践など市民一人ひとりの交通安全意識の向上、歩行者や自転車利用者の安全に配慮した交通環境の整備、交通事故による負傷者の被害を最小限にとどめるための救助・救急活動の充実、交通事故により多大な身体的、精神的及び経済的な打撃を受けた被害者等が事故に関する相談を受けられる機会を充実させるため交通事故被害者等に対する支援の推進や各種被害者救済制度の周知が必要です。

また、これらを推進するため、交通安全関係団体などとの連携が重要です。

さらに、全国では自転車加害者となる交通事故で高額な損害賠償請求事例が発生しており、埼玉県では自転車保険への加入が義務となっていることから、本市においても自転車利用者に対して自転車保険の周知と加入促進が必要です。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市交通安全計画	安全で快適な交通社会の実現に向け、「市」、「事業所、関係機関・団体」、「市民」との協働により必要な施策を総合的に推進するための計画

具体的な施策

(1) 交通安全意識の向上

市民の交通安全意識向上を図るため、警察や交通指導員協議会、交通安全母の会、交通安全協会等の交通安全関係団体と連携した交通ルールの遵守、交通マナーの実践、危険運転の防止などの交通安全教育や啓発活動を推進します。特に、子どもや高齢者などの交通弱者の交通安全を確保するため、子ども自転車運転免許事業や高齢者の交通安全教室などの交通安全教育を充実します。

また、全国では自転車が加害者となる交通事故で高額な損害賠償請求事例も発生していることから、自転車利用者に対して自転車保険の周知と加入促進を図ります。

(2) 交通環境の整備

市民を交通事故から守るため、自治協力団体からの要望、通学路等安全点検などにより交通事故多発箇所や危険箇所を把握し、優先性を考慮した交通安全施設（道路照明灯や道路反射鏡、路面標示等）や道路などの整備・維持管理に努めます。

また、子どもから高齢者、障がい者などあらゆる歩行者や自転車利用者の通行の安全を確保するため、生活道路の整備、放置自転車対策や自転車駐車場の利用促進に努めます。さらに、信号機や規制標識などの設置については警察に要望するなど交通環境の改善に努めます。

(3) 救助・救急活動の充実

交通事故による負傷者の救命を図り、また、被害を最小限にとどめるため、交通事故に即応できるよう、消防機関と医療機関の相互の緊密な連携・協力関係を確保するとともに、救助・救急体制の整備を推進します。

特に、交通事故による重篤患者の救命率の向上や後遺障害の軽減を図るため、埼玉東部消防組合による埼玉県済生会加須病院内の救急ワークステーションの整備や埼玉県ドクターヘリの活用を促進します。

(4) 交通事故被害者支援の推進

交通事故被害者等は、交通事故により多大な身体的、精神的及び経済的な打撃を受けるため、交通事故被害者等に対する支援を推進します。

また、交通事故被害者等に対して、交通事故に関する埼玉県の相談窓口や市が実施する法律相談などの情報を提供します。

さらに、埼玉縣市町村総合事務組合が運営する交通災害共済制度の加入促進や埼玉県交通安全対策協議会による交通遺児援護制度などの各種被害者救済制度の周知を図ります。

協働のまちづくり

交通安全関係団体などと協働し、地域一体となって交通安全運動を推進します。

また、自治協力団体や学校などと協働し、地域の危険箇所の把握に努め、交通環境の整備を推進します。

KPI（重要業績評価指標）

名称	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備考
人身事故発生件数	300件	240件	5年間で20%減少
自転車事故死傷者数	38人	30人	5年間で20%減少
物件事故発生件数	2,308件	2,080件	5年間で10%減少

第1章 安心安全でいきいきと暮らせるまちづくり

第3節 安全なまちをつくる

第3項 消防力の強化

基本方針

様々な災害に迅速かつ的確に対応し、被害を軽減するため、常備消防の埼玉東部消防組合の構成市として、組合の高度な消防設備・体制の確立及び強化を図るとともに、非常備消防の加須市消防団をはじめとする関係機関の活動体制の充実及び市民の防火防災に対する意識の高揚に努め、市民と一体となった消防力の強化を図ります。

関連する SDGs



現状と課題

本市の消防を担うための常備消防である埼玉東部消防組合の消防力について、構成市町と連携を図り、埼玉東部消防組合消防力適正化計画に基づき、消防署等の施設、設備、消防車両などの計画的な整備に努めてきました。

一方、近年の火災や災害の大規模化、複雑化など、消防を取り巻く環境は急速に変化しています。この変化に的確に対応し、市民の安心安全な生活を守るため、更なる消防力の強化が必要です。

加須市消防団は、非常備消防として埼玉東部消防組合と並ぶ本市の重要な消防機関であり、地域防災の中核として消防防災活動に取り組んでいます。しかしながら、高齢化や市民意識の変化に伴う消防団員の確保や、消防活動の訓練の充実、安全確保への資機材の充足等の課題について、消防団への更なる支援が必要です。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
埼玉東部消防組合消防力適正化計画	消防行政の推進に当たり、健全な財政運営の視点に立ち、消防署所や消防車両等の消防施設等の整備を図り、消防・救急・救助体制の強化を図る計画
加須市国土強靱化地域計画	大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策とも調和し、総合的に強靱な国づくり・地域づくりを推進する計画
加須市地域防災計画	災害予防、災害応急対策、災害復旧等への対応について定め、災害から市民の生命及び財産を守ることを目的とした計画
加須市国民保護計画	武力攻撃事態、緊急対処事態などから、市民の生命、身体、財産の保護と避難などを目的とした計画

具体的な施策

(1) 広域消防体制の充実

埼玉東部消防組合構成市町と連携し、埼玉東部消防組合消防体制の充実・強化を図り、消防・災害に対し迅速かつ的確な対応を行う体制を構築・充実します。

(2) 消防施設の充実

消防水利については、火災発生時の消火活動において延焼拡大を防ぎ被害軽減に資するために重要な施設であることから、防火水槽や消火栓を有効的・効果的に整備するとともに適切な維持管理に努めます。

(3) 消防団活動の充実

安全かつ効果的な消防防災活動が行えるよう、計画的に消防ポンプ自動車の更新、資機材の充実等の支援を図るとともに、組織力を高めるための教育訓練を実施します。

また、地域に密着した消防防災活動への支援とともに、消防団だより「纏」の発行や市ホームページ等の広報を充実させ、市民に対し消防団活動への一層の理解・協力を進めるとともに、防火防災への意識の向上を図ります。

さらに、自治協力団体や事業所の協力の下、消防団への加入促進を図るなど、消防団員の確保に努めます。なお、加須市消防団の活動に対し、積極的に協力している事業所等に「加須市消防団協力事業所表示証」を交付することにより、事業者等の協力を促進します。

協働のまちづくり

消防団と自主防災組織等の各種団体との協働による防災訓練等の実施を促進し、自助・共助・公助が互いに連携することにより、地域の消防力の強化に努めます。

KPI (重要業績評価指標)

名 称	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備 考
防火水槽有蓋化率 (累計)	93.6%	97%	蓋かけ防火水槽数 ÷ 蓋かけ対象防火水槽数 × 100
消防団員数	430人	445人	

第1章 安心安全でいきいきと暮らせるまちづくり

第3節 安全なまちをつくる

第4項 安全な水道水の安定的な供給

基本方針

将来の水需要に対する安定給水の確保と合わせ、効率的な施設運営を図るため、老朽化施設の統廃合・更新、水道施設の耐震化、水質管理体制の充実等に努めます。

さらに、災害にも強い水道水の確保を図るため、施設の一元管理等の合理的な給水体制を整え、水道事業の効率化と健全経営に努め、安全な水道水の安定的な供給を推進します。

関連する SDGs



現状と課題

水道は、市民生活や産業活動に欠くことのできない社会基盤のため、水道施設の更新や適切な維持管理を行い、安心安全な水道水の安定供給に努めていますが、施設の老朽化が進行し、耐震性の低下が懸念されています。また、近年の経営状況については、人口減少に伴う水需要の減少等により給水収益の増加が見込めない状況となっています。

そのため、浄水場の計画的な統廃合・耐震化や施設更新を実施するとともに、老朽管や基幹管路の耐震化を図ることにより、効率的な事業運営や経営基盤の強化を推進していく必要があります。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市水道ビジョン (加須市水道事業基本計画)	10年後の水道事業が目指すべき将来像を設定し、実現するための具体的方策を示した基本計画

具体的な施策

(1) 安心して飲める水道

水質検査計画に基づき、計画的な水質検査を実施するとともに、その結果を市民に情報提供し、安心して飲める水道水の供給に努めます。

さらに、貯水槽水道の指導や管路内水質管理に努め、水質管理体制の充実を図ります。

(2) 安定して供給できる水道

将来の水需要に対する安定給水の確保と合わせて、効率的な施設運営を図るため、浄水場の計画的な統廃合を実施します。

また、水道施設の耐震化を図るため、浄水場の施設更新をはじめ、耐震性の低い石綿セメント管の更新のほか、水圧不足解消に向けた配水管の布設替えを継続して推進します。

さらに、市内に分散する水道施設の集中管理体制の強化を図るとともに、震災や水質事故等の災害対策の充実を図ります。

(3) 経営基盤の強化

老朽化施設の更新や耐震化と調整を図りながら、水需要の動向に合わせた施設規模を見直し、経営の健全化に努めます。

また、経営基盤の強化を図る方策として、民間委託の拡大や水道広域化の推進を検討します。

協働のまちづくり

市民、事業者と協働し、水は限りある資源であることを認識し、節水意識の高揚を図ります。

KPI (重要業績評価指標)

名 称	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備 考
石綿セメント管残存率 (累計)	27.7%	21.2%	
旧簡易水道残存率 (累計)	4.74%	3.8%	
有収率	84.63%	90%	年間料金収入の対象となった水量の年間総配水量に対する割合

第2章

未来へつなぐ人を育むまちづくり

第1節 子どもを産み育てやすいまちをつくる

第1項 結婚・出産・子育てへの連続性のあるきめ細かな支援

第2項 子どもの健やかな成長の支援

第3項 仕事と子育ての両立の支援

第3項 幼児教育の充実

第2節 確かな学力と豊かな心を育むまちをつくる

第1項 学校教育の充実と家庭・地域で健やかな子どもを育む環境づくり

第3節 自ら学び自分らしく生きるまちをつくる

第1項 生涯学習の推進・芸術文化の振興

第4節 スポーツを通じてはつらつと輝けるまちをつくる

第1項 スポーツ・レクリエーションの振興

第5節 互いを認め誰もが活躍できるまちをつくる

第1項 人権尊重社会の推進

第2項 男女共同参画社会の推進

第2章の数値目標

指標名		現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
1	0～5歳の1年後の人口（4月1日時点）	121人の増加	増加を維持
2	保育所・学童保育の待機児童	ゼロ	ゼロを維持
3	埼玉県学力学習状況調査の県平均正答率に対する市平均正答率の割合	小学生：96.4% 中学生：95.2%	小学生：101%以上 中学生：101%以上
4	市民学習カレッジの受講率	69%	80%
5	成人者の週1回以上スポーツをする人の割合	34.1%	65%

第2章 未来へつなぐ人を育むまちづくり

第1節 子どもを産み育てやすいまちをつくる

第1項 結婚・出産・子育てへの連続性のあるきめ細かな支援

基本方針

結婚に対する希望をかなえるため、男女の出会いの場の提供を推進します。

また、不妊に悩み、妊娠を希望する人を支援するために、不妊治療費等を助成します。さらに、産前・産後の不安や悩みを解消し、安心して子どもを産み育てることができるよう、子育て家庭への人的支援や子育て相談窓口の充実を図ります。

また、安心して子どもを産み育てるために、手当の支給や医療費の助成など経済的な支援を継続します。

さらに、次代を担う子どもたちが健やかに育つために、地域で子どもを育てていく環境づくりのため、地域子育て支援機関への支援や地域社会の活動を促進し、地域における子育て体制づくりに努めます。

関連する SDGs



現状と課題

日本の少子化の主な要因として、未婚化・晩婚化が挙げられることから、子どもが誕生してからの子育て支援だけでなく、結婚につながる施策として、加須市結婚相談所「であいサポートi」による取組を実施しています。同相談所の令和元年度の登録者は、男性 105 人・女性 61 人で、91 件のお見合いを行い、9 件の婚約が成立しました。

不妊に悩み、妊娠を希望する人を支援するために不妊治療費等を助成し、そのうち妊娠者数は、令和元年度 17 人でした。今後も国の動向を注視しながら、さらに、不妊治療費等の助成の充実を図る必要があります。

また、子どもを産み育てることに喜びを実感できるまちづくりの実現のため、平成 30 年 4 月に「すくすく子育て相談室」を設置するなど、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援に取り組んできましたが、子育てを取り巻く環境が変化している中、産前・産後の不安や悩みを解消し、安心して子どもを産み育てることができるよう、更なる相談窓口の充実や子育てに関するタイムリーな情報提供が必要です。

また、子どもを産み育てることをためらう理由の一つとして、育児にかかる経済的負担が指摘されていることから、中学校 3 年生までの医療費の無償化など各種支援制度の情報提供を行い、子育て家庭への経済的負担の軽減に努めてきました。

さらに、少子化・核家族化の進行による子育て不安や孤立化を解消するため、身近な地域で子育て支援ができる子育て支援拠点の機能強化や各機関の連携強化を図り、地域の絆づくりを進める必要があります。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市子ども・子育て支援計画	子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう必要な子ども・子育て支援施策を総合的に推進するための計画
加須市健康づくり推進計画	健康寿命を延伸するための生活習慣病予防をはじめ、市民一人ひとりが生涯にわたり健康で安心して住み続けられるよう、主体的な健康づくりを推進する計画

具体的な施策

(1) 出会い・結婚・妊娠・出産の切れ目ない支援

結婚に対する希望をかなえるため、加須市結婚相談所「であいサポートi」などにより、結婚につながる出会いの機会の確保や情報提供を推進します。

また、不妊に悩み、妊娠を希望する人を支援するため、不妊治療費や不妊検査費、不育症検査費を助成するとともに、妊娠後に母子手帳を交付し、母体や胎児の健康を保持するため、妊婦健康診査費用を助成します。

さらに、子育ての総合相談窓口である「すくすく子育て相談室」において、妊娠期からの不安軽減を図るため、「子育てコンシェルジュ」と「母子保健コーディネーター」による母子保健と子育て支援との一体的なサービスを提供します。

(2) 出産後の子育て支援

核家族化の進行により、産後に支援を受けられず、育児に不安を抱えた方を支援するため、産後支援ヘルパーの派遣をはじめ、産後ケア事業の更なる充実を図り、子育て不安の解消、孤立化の防止に努めます。

また、こんにちは赤ちゃん事業で産後うつ等の早期発見を図るとともに、「すくすく子育て相談室」においても、出産後の子育て支援の充実に努めます。

さらに、児童虐待等の相談件数が増加していることから、児童虐待の未然防止、要保護児童の早期発見、保護者への適切な指導や支援を行うため、児童虐待防止等ネットワークを活用し、児童の健全な育成を推進します。

(3) 子育て家庭への経済的支援等の充実

児童手当や児童扶養手当等の各種手当の支給、子育て支援医療費やひとり親家庭等の各種医療費の支給等子育て世帯への経済的支援サービスについて効果的、効率的に情報提供していきます。

また、本市独自の取組として、遺児手当、新生児誕生を祝しての絆サポート券の支給、多子世帯への学童保育料の軽減や幼児教育・保育の無償化にかかる副食費の補助等を実施します。

さらに、子育て家庭への経済的支援については、事業効果を見極めながら、拡充に努めます。

(4) 地域での子育て家庭への支援

身近に子育て相談ができる人がいない方を支援するため、地域や幼稚園、保育所、関係団体、行政などが連携して、子育て家庭への訪問等による相談、子育て支援センターや子育てサロン等子育て情報を交換する交流の場づくり等きめ細やかな子育て支援サービスを推進します。

また、地域住民や事業所の協力が必要となるファミリーサポートセンター事業やひととき託児事業、子育て短期預かり事業など、各種支援の充実を図ります。

さらに、市立児童館の充実や民間児童館への助成、放課後子ども教室の開催など地域住民とともに遊びを通じたふれあい事業を推進し、子どもの居場所の確保に努めます。

協働のまちづくり

地域活動団体や子育て支援サークルなどの活動を促進し、地域での子育て支援を推進します。また、ファミリーサポートセンターの協力会員やひととき託児のボランティアの確保を図ります。

KPI (重要業績評価指標)

名称	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備考
加須市結婚相談所を介した婚姻成立件数	9件	10件	
不妊治療による妊娠者数	17人	24人	
要見守り世帯のうち定期的な見守りの必要がなくなった世帯の割合	26.2%	30%	要見守り世帯のうち定期的な見守りの必要がなくなった世帯÷要保護児童対策地域協議会実務者会議で取り扱った要見守り世帯

第2章 未来へつなぐ人を育むまちづくり

第1節 子どもを産み育てやすいまちをつくる

第2項 子どもの健やかな成長の支援

基本方針

子どもの健やかな成長の支援のため、乳幼児健診や相談の機会を提供するとともに、子どもの病気の予防のため、予防接種や食育の実施などにより、親と子の健康づくりを推進します。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援、経済的支援を通じて子どもの貧困対策を総合的に推進します。

関連する SDGs



現状と課題

本市は、子どもの健やかな成長の支援のため、乳幼児健診や予防接種に加え、育児健康相談事業や親と子の食育事業を実施し、親と子の健康づくりを推進しています。引き続き、乳幼児健診や予防接種の充実を図るとともに、子育てに関する悩みや不安を持つ母親が増え、発達障害等で支援の必要な子どもも多いことから、関係機関と連携した保健指導や相談体制の充実が必要です。

また、子育てや暮らしのあり方が多様化していく中で、様々な困難な状況に置かれている子育て世帯が多くなり、「子どもの貧困」が全国的な課題となっています。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現が求められており、一人ひとりの子どもの幸せを第一に、それぞれの世帯の状況に応じた実効性の高い子どもの貧困対策を推進するため、これまでの取組の中で得られた子どもや家庭に関する情報を共有することにより、支援を要する子ども、家庭を広く把握し、効果的な支援が必要です。

このため、教育を通じて貧困の連鎖を断ち切るよう、子どもの学習支援や就学援助等に積極的に取り組んでいく必要があります。

また、児童虐待が増加傾向にあることから、子どもの貧困を児童虐待へとつなげないために、生活環境等の変化をいち早く発見し、地域、学校、関係機関、行政等との更なる連携による取組が必要となります。

さらに、経済的支援や地域で子どもの貧困対策に取り組む子ども食堂関連団体への支援も必要です。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市子ども・子育て支援計画	子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう必要な子ども・子育て支援施策を総合的に推進するための計画
加須市健康づくり推進計画	健康寿命を延伸するための生活習慣病予防をはじめ、市民一人ひとりが生涯にわたり健康で安心して住み続けられるよう、主体的な健康づくりを推進する計画

具体的な施策

(1) 親と子の健康づくりの推進

子どもの健やかな成長を支援するため、法定の乳幼児健診（1歳6か月児健診、3歳児健診）に加え、市独自の乳幼児健診（3～4か月児健診、9～10か月児健診、2歳児健診）を実施し、親と子の健康の保持増進及び虐待予防を図ります。

また、子どもの病気の予防のために、子どもの定期予防接種や中学3年生のインフルエンザ予防接種を実施するとともに、親の育児不安の軽減と乳幼児の健全な発達支援と生活習慣の確立を促すため、育児健康相談事業、幼児発達支援事業、親と子の食育事業を実施するなど、親と子の健康づくりを推進します。

(2) 子どもの貧困対策の推進

教育・保育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援により、実効性の高い子どもの貧困対策を推進します。

教育・保育の支援として、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援や幼稚園や保育所等の実費徴収費用の一部補助、小学校・中学校の就学援助等を推進します。

生活の安定に資するための支援として、生活困窮者に対する面談や訪問、支援プランの作成や児童虐待の早期発見、解決のための関係機関のネットワークの充実に努めます。

保護者の就労支援として、ひとり親家庭世帯が自立するための専門技能の取得を支援します。

経済的支援として、児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等への医療費の支給等を継続します。

さらに、令和2年1月に実施した市職員による「子育てフードドライブ」を契機に民生委員・児童委員、企業、市民からの食材提供等支援の輪が広がっていることから、子ども食堂やフードパントリーを実施している団体と定期的に情報交換を行い、運営者と顔の見える関係を築きながら支援を推進します。

協働のまちづくり

医療機関等と連携し、子どもの健やかな成長を促すとともに、親の育児不安の解消に努めます。また、子ども食堂やフードパントリーの団体と情報交換を行い、食材提供等の支援を推進します。

KPI（重要業績評価指標）

名 称	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備 考
乳幼児（3～4ヶ月・3歳児） 健診受診率	100%	100%	
発達・ことばの遅れ等で医療機 関の受診につながった者の割合	80%	85%	医療機関の受診につながった者の数÷医療 機関への受診を促した者の数
子ども食堂・フードパントリー 実施場所数（累計）	6箇所	12箇所	

第2章 未来へつなぐ人を育むまちづくり

第1節 子どもを産み育てやすいまちをつくる

第3項 仕事と子育ての両立の支援

基本方針

子育てをしながら安心して働くことができる社会の実現に向けて、多種多様な保育ニーズに対応した保育サービスの充実に努めるとともに、保育環境の整備・充実を図り、待機児童ゼロの維持に努めます。

また、幼児教育・保育の無償化の趣旨を踏まえ、全ての子どもに対して質の高い保育の保障を目指すとともに、市立保育所については、私立保育所の補完的な役割を担うこととし、今後の園児数の推移を見ながら、園児数が適正な規模に満たない場合、保育の質の確保と効率的な運営に努めます。

さらに、年々高まる放課後児童健全育成事業へのニーズに対応するため、施設と指導員の双方を確保し、受入体制の整備・充実を図り、待機児童ゼロの維持に努めます。

関連する SDGs



現状と課題

核家族化の進行や共働き世帯などの増加により、仕事と子育てを両立させるために低年齢児の保育所への入所希望者が増加するなど、保育ニーズは増大しています。今後も、保育所の待機児童ゼロを維持するためには、保育士の確保、保育環境を整備・充実させていくことが重要です。

この多様化する保育ニーズに対応するため、現在、私立保育所等では低年齢児保育、長時間保育、病後児保育や障がい児保育、夜間保育などを実施しています。市立保育所では、特に配慮が必要な子どもや保育困難ケースへの対応など、セーフティネットとしての役割を果たし、私立保育所等の補完的な役割を担っています。

また、市立保育所については、園によっては施設の老朽化が進んでおり、計画的に施設の修繕、改修等を行っています。園児数の推移等を見ながら再編、統合、認定こども園化の検討を行い、市全体として適正に配置していくことが必要です。

さらに、放課後児童健全育成事業（学童保育）は、年々高まる学童保育へのニーズに対応するため、余裕教室や周辺の公共施設などを活用し、小学校6年生までの受入れ体制を整備してきました。

今後も、指導員を担う人材の確保など、引き続き受入れ体制の整備に向けた取組の推進が必要です。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市子ども・子育て支援計画	子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう必要な子ども・子育て支援施策を総合的に推進するための計画

具体的な施策

(1) 保育サービスの充実

仕事と子育てを両立できる環境づくりを推進するため、各家庭の働き方や生活に対応した保育サービスの充実を図ります。

私立保育所等については、低年齢児保育、長時間保育や病後児保育、夜間保育などの特別保育に対して、必要な支援を継続し、ニーズに応じた保育サービスの充実を図ります。

市立保育所については、私立保育所の補完的役割を担いながら、0歳児保育をはじめ、長時間保育や障がい児保育、一時保育などの保護者ニーズに対応した保育所運営に努めます。

また、全職員研修、私立も含めた合同研修会等を通して職員間交流や情報交換等を図るなど、保育職員の資質及び保育の質の向上に努めるとともに、保幼小中の連携を強化し、幼児期の教育の成果が小学校につながるよう幼児教育と小学校教育との円滑な接続に努めます。

(2) 保育環境の整備・充実

多様化する保育ニーズに対応し、待機児童ゼロを維持するため、適切な保育環境の整備・充実を図ります。

私立保育所等については、今後も保育需要に対して中心的な役割を担ってもらうため、施設整備に必要な支援を継続します。

また、市立保育所については、私立保育所の補完的役割を担うこととし、今後の園児数の推移を見ながら、保育の質の確保と効率的な運営を図る観点から、再編、統合、認定こども園化の検討を行います。

(3) 放課後児童健全育成の充実

公立放課後児童健全育成事業については、待機児童ゼロを維持するため、適切な施設の整備や指導員の確保に努めます。

また、主任指導員会議や指導員全体研修を行い、保育の質の確保、向上に努め、安定した継続的な運営に努めます。

民間放課後児童健全育成事業については、公立と合同で指導員全体研修を行い、情報の共有、保育の質の確保、向上に努めるとともに、安定的なサービスを提供するため、運営に必要な支援を継続します。

協働のまちづくり

私立保育所や民間放課後児童健全育成室などと協働し、仕事と子育ての両立の支援と児童の健全な育成に努めます。

KPI (重要業績評価指標)

名称	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備考
低年齢児入所児童数	539人	527人	低年齢児(0、1歳児)で保育所に入所している数(受託・委託含む)3月1日現在
長時間保育を実施する私立保育所の数	16園	16園	
預かり保育を実施する市立幼稚園の数	8園	13園	

第2章 未来へつなぐ人を育むまちづくり

第1節 子どもを産み育てやすいまちをつくる

第4項 幼児教育の充実

基本方針

市立・私立幼稚園、認定こども園で質の高い総合的な幼児教育の提供を推進します。
また、市立幼稚園において引き続き3年保育を実施します。
さらに、市立幼稚園については、今後の園児数の推移を見ながら、園児数が適正な規模に満たない場合、教育の質の確保と効率的な運営のため、再編、統合、認定こども園化の検討を行います。

関連する SDGs



現状と課題

近年、子どもの数が減少しているため、近所に同世代の友達がいないなど仲間と一緒に遊ぶ機会やコミュニティの減少が、社会性、自主性、協調性を養うことに困難な状況を招いています。

子どもたちの健全育成を図るには、地域全体で取り組むことが不可欠であり、子どもから高齢者まで全ての世代間の交流機会の提供や地域活動を推進し、子どもたちを健やかに育てることのできるまちづくりが必要です。幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、質の高い幼児教育を提供していくことが求められています。

本市では、埼玉県内一多い市立幼稚園（13園）があり、隣接する小学校との連携を中心に地域ぐるみで幼児教育に力を注いできました。また、平成28年度からは、市立幼稚園全園で3年保育を開始し、幼児教育の充実に努めています。

今後も、健やかな成長に資する環境を整備し、質の高い幼児教育の更なる向上が求められます。

また、適切な教育環境を整備の上、園児数等の推移を見ながら、再編・統合・認定こども園化の検討を行い、市全体として適正に配置していくことが必要です。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市人づくり宣言 ～教育大綱～	教育の目的を人づくりと捉え、目指すべき市民の姿を定めた教育（人づくり）の方針
加須市人づくりプラン	「加須市人づくり宣言～教育大綱～」を踏まえ、これからの時代にふさわしい本市の教育を総合的かつ計画的に推進するための計画
加須市子ども・子育て支援計画	子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう必要な子ども・子育て支援施策を総合的に推進するための計画
加須市学校施設長寿命化計画	学校施設の中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、求められる機能・性能を確保するための計画

具体的な施策**(1) 教育内容の充実**

小学校との連携の取りやすさを活かし、様々な交流活動や連絡協議会等を通して、小学校教育への滑らかな接続により、小1プロブレムの解消に努めます。

また、科学遊びや幼児体操など幼児の興味や関心を広げ、生きる力と豊かな心を育むために、幼稚園・小中学校・家庭・地域社会が一体となった地域密着型教育を推進するとともに、幼児同士の交流の場や合同の研修会を計画的に開催することにより、市全体の幼児教育の質の向上を図り、引き続き市内市立幼稚園において3年保育を実施します。

さらに、特別な配慮を必要とする幼児には、関係機関、園、保護者と連携しながら、個に応じた様々な支援を検討し、適切な支援に努めます。

(2) 適切な教育環境のための施設運営

幼児の健やかな成長に資する集団教育の場を提供するため、適切な施設整備を行います。

また、園児数が適正規模に満たない市立幼稚園は、教育の質の確保と効率的な運営を図る観点から、再編、統合、認定こども園化を検討します。

協働のまちづくり

PTA、幼稚園応援団などと協働し、地域ぐるみで幼児教育を推進し、児童の健全な育成に努めます。

KPI (重要業績評価指標)

名 称	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備 考
市立幼稚園入園待機児童数	0人	0人	
市立幼稚園の非構造部材の耐震化対策実施率(累計)	—	100%	

第2章 未来へつなぐ人を育むまちづくり

第2節 確かな学力と豊かな心を育むまちをつくる

第1項 学校教育の充実と家庭・地域で健やかな子どもを育む環境づくり

基本方針

学校教育においては、子どもたちの自ら学び自ら考える力や豊かな人間性の育成、健やかな体の育成など、将来をたくましく生きる力を育てるため、市独自の加配教員による個に応じた指導など、指導方法の工夫や改善に加え、1人1台端末をはじめICTの効果的な活用を推進し、一人ひとりの学力を伸ばす教育を推進します。

また、中学校区内の保・幼・小中学校一貫教育を進め、家庭・地域社会と連携・協力しながら、子どもの健全育成や学力の向上に資するため、地域密着型の教育を推進します。家族・地域の絆推進運動の基本運動の一つとして、「加須市あいさつ運動」を推進するとともに、学校、家庭、地域及び関係機関の連携を図り、青少年団体の活動を支援しながら、家庭教育の充実を推進します。

関連する SDGs



現状と課題

学力の定着の割合を測る一つの指標として、毎年実施している、全国学力学習状況調査（対象：小学校6年生と中学校3年生、教科：国語と算数（数学）と英語〈中学校3年生〉、3年に1回の割合で理科）や埼玉県学力学習状況調査（対象：小学校4年生～中学校3年生、教科：国語と算数（数学）と英語〈中学2・3年生〉）の過去2箇年〈平成30年度～令和元年度〉の結果をみる限り、本市の場合、小中学生とも埼玉県の平均を上回っている教科及び学年は少なく、学力が高いとは言えない状況にあります。ただ、これまでの対策により、少しずつ改善しつつあります。一方、生活面においては、互いに違いを認め合ったり、補い合ったりしないなど、他者との人間関係づくりを苦手とする児童生徒も少なくない状況にあります。平成30年度の不登校児童生徒の割合をみると、国や埼玉県の平均を下回っていますが、引き続き注視が必要な状況にあります。そのため、様々な場面において、他人の気持ちを思いやり、共感できる人間関係を築けるような学習場面の設定に努めています。

今後、児童生徒が、先行き不透明で変化の激しい社会、とりわけ日進月歩でデジタル化が進む社会の中で主体的に生きる力を身に付けるためには、基礎学力の向上に加え、ICTの効果的な活用を図りながら確かな学力と、豊かな心の育成を目指す教育の推進が必要です。そのためには、学校における教育活動の充実とともに、家庭や地域との連携を深めながら、開かれた学校づくりを進める必要があります。

また、これまで、計画的に小中学校の大規模改造工事や学校体育館の非構造部材の耐震対策化工事、普通教室・特別教室への空調設備、児童1人1台端末と校内LAN環境の整備を進めてきましたが、建築後30年以上経過した学校施設で今後改修が必要な校舎や体育館が26棟（19校）あります。児童生徒数が減少する中で、市立小中学校施設の複合化や適正配置、給食センター施設の再編や統廃合を図る必要があります。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市人づくり宣言 ～教育大綱～	教育の目的を人づくりと捉え、目指すべき市民の姿を定めた教育（人づくり）の方針
加須市人づくりプラン	「加須市人づくり宣言～教育大綱～」を踏まえ、これからの時代にふさわしい本市の教育を総合的かつ計画的に推進するための計画
加須市学校教育推進計画 ～加須市子どものびのびプラン～	9年間の義務教育の中で「知・徳・体のバランスを兼ね備えた力」を育む学校教育を推進するための計画
加須市国土強靱化地域計画	大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策とも調和し、総合的に強靱な国づくり・地域づくりを推進する計画
加須市学校施設長寿命化計画	学校施設の中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、求められる機能・性能を確保するための計画

具体的な施策

(1) 自ら学ぶ力と確かな学力の育成

引き続き、小中学校に市独自の加配教員を配置し、チームティーチングや少人数指導を行うとともに、小中学校における教職員の相互交流により、小学校での専科授業や中学校でのチームティーチングの授業を実施し、個に応じた学習指導や生活指導の更なる充実を図り、児童生徒の学力向上を図ります。

児童生徒1人1台端末の環境下におけるICTの効果的な活用や読書活動を推進し、新しい時代を生きる児童生徒の確かな学力と学ぶ力を育成します。

小中学生向けの「加須市こいのぼり問題集」や「チャレンジテスト」の活用とともに、中学生向けに個別に学習指導を行う「加須まなびTime」により、児童生徒の知識・技能の定着を図ります。

(2) 豊かな心を育む取組の推進

様々な原因により発生するいじめや不登校を解決するため、学校や家庭の支援とともに、児童相談所や警察等関係機関との連携を強化します。また、学校や加須市立教育センターに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー・相談員等を配置し、訪問による面談も実施することにより、児童生徒・保護者を支援する相談体制を充実し、不登校の予防、改善に努めます。

道徳教育や人権教育を通して心の教育を充実させるとともに、自ら考え、判断し、行動できるように努力する児童生徒の育成に努めます。

(3) 安全で安心な学校給食の提供と健やかな体の育成

安全で安心なバランスに優れたおいしい学校給食を幼児、児童生徒に提供します。その中で、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるとともに、健全な食生活を営むことができる判断力を養います。また、社交性や協同の精神を養い、豊かな人間性を育む基礎を培います。

地産地消の視点から、地元でとれる農産物を給食に取り入れることにより、郷土である本市を理解するとともに地域における農業振興の一助とします。

騎西学校給食センター及び北川辺学校給食センターについては、施設及び調理機器の傷みが著しく、必要な施設の修繕や改修を行いつつ、3センター体制を再編し、2センター体制とします。

健康診断や歯科指導を通して、児童生徒が自ら健康管理ができる資質と能力の向上を図ります。

(4) 質の高い教育のための環境づくり

市立小中学校の施設の適正な維持管理を行い、適切な学校の運営を確保し、安全で安心な教育環境を整備します。

老朽化した学校施設の計画的な改修を行いつつ、施設の複合化や学校プールも含めた市立小中学校施設の適正配置を推進します。

(5) 家庭や地域で健やかな子どもを育む取組の推進

学校応援団・幼稚園応援団の協力の下、学習支援や環境整備、学校・園と家庭・地域との交流を推進し、地域密着型教育を推進します。また、中学校区での学びの連続性を意識した保・幼・小中一貫教育を進め、子どもの健やかな成長を家庭や地域とともに支える取組を推進します。

家族・地域の絆推進運動の基本運動の一つとして「加須市あいさつ運動」を推進するとともに、地域で活動する青少年健全育成団体の支援と連携を一層強化し、青少年の健全育成を推進します。

協働のまちづくり

学校・家庭・地域及び企業と協働し、子どもたちの「生きる力」を育みます。

地域や地域の人材・企業を活用した教育活動の充実を図るとともに、その学習成果を地域に還元します。

指標

名称	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備考
全国学力・学習状況調査の質問紙調査	90.5% 88.5%	95% 95%	「人が困っているときに進んで助けますか」に「はい」と答えた児童生徒の割合（上段：小6、下段：中3）
不登校児童生徒の割合	0.4% 2.63%	0% 0%	（上段：小学校、下段：中学校）
学校給食残食率	2.4%	2.0%	残食量÷配食量×100
ICT活用能力に関する調査	— —	85% 90%	ICTの活用に関して「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と答えた児童生徒の割合（上段：小6、下段：中3）
学校応援団に登録する市民の数 (累計)	4,254人	4,300人	

第2章 未来へつなぐ人を育むまちづくり

第3節 自ら学び自分らしく生きるまちをつくる

第1項 生涯学習の推進・芸術文化の振興

基本方針

ライフスタイルや価値観の多様化を踏まえ、市民一人ひとりの学習ニーズや社会的課題に対応した学習機会の充実を図ります。文化・学習センター、市民プラザ、コミュニティセンター、公民館、図書館、加須未来館、郷土資料館などの生涯学習関連施設が連携して生涯学習機会を充実させるとともに、市民の豊かな知識や経験を活かして地域社会で活躍できる場を充実します。

また、芸術文化を振興するとともに、文化財の保存継承に取り組み、市民の郷土愛の醸成を図ります。さらに、読書に親しむ機会の充実に努め、市民の読書活動を推進します。

関連する SDGs



現状と課題

心の豊かさや生きがいを求めるための市民の学習ニーズは、高度化・多様化しており、個人のライフスタイルによって異なります。令和2年1月に実施した生涯学習に関する市民意識調査においては、生涯学習のセミナー・講座などに期待する内容として、「健康上のこと」から「生きがい」、「食生活」など市民の日常生活に密接に関わるテーマに関心が高く、また、市民がセミナーなどに求めるニーズが多岐にわたることが示されています。

本市では、様々な学習ニーズに対応するため、生涯学習市民企画委員と協働で学習講座の企画立案・運営を行いながら毎年度、市民学習カレッジセミナーや学習講座を開講しているほか、平成23年度から平成国際大学と連携して、より専門的な「加須市シニアいきいき大学」を開校し、令和2年3月現在のシニアの卒業生は9年間で555人となっています。しかしながら、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、多くのセミナーや学習講座等の開講が中止となりました。今後は、これまで以上に工夫した形で市民の学習機会を充実して提供することが求められているとともに、地域における人材や施設資源などとの連携・協働により学習機会を更に充実し、市民のニーズや社会的課題に対応した学習機会を提供していく必要があります。そして、市内の各種団体・サークルの活動状況の情報提供により、人と人をつなぐ学習相談体制を充実させていくとともに、市民の豊かな知識や経験を活かして地域で活躍する場の充実を図ることが求められています。

また、豊かな感性と創造力に富んだ芸術文化の振興を図るとともに、本市がこれまで培ってきた生活文化や歴史的資源・魅力など、郷土の文化財や伝統芸能を理解し郷土愛を醸成し、次世代に継承することが必要です。

近年の携帯情報端末やインターネットの普及による「読書離れ」が指摘される中、図書館の利用者数、貸出数ともに減少傾向にあります。図書館においても市民の多様な学習ニーズに対応し、図書館資料の充実に努めるとともに、Wi-Fi環境の整備や図書資料のデジタル化を進めていく必要があります。また、今後の人口規模や財政規模に見合った図書館の適正な配置となるよう見直すことが必要です。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市人づくり宣言 ～教育大綱～	教育の目的を人づくりと捉え、目指すべき市民の姿を定めた教育（人づくり）の方針
加須市人づくりプラン	「加須市人づくり宣言～教育大綱～」を踏まえ、これからの時代にふさわしい本市の教育を総合的かつ計画的に推進するための計画
加須市生涯学習推進計画	学習機会の拡充や学習情報の提供、学習相談の充実、自主学習活動の支援などの市民の学習活動推進や芸術文化の振興、文化財の保存継承、読書活動の推進のための計画
加須市立図書館運営指針	図書館の今後の基本的なあり方及び図書館サービスや運営についての指針
加須市子ども読書活動推進計画	子どもが自ら読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を身に付けていけるよう計画的に取り組むための計画

具体的な施策

(1) 生涯学習活動の推進

市民の学習参加のきっかけづくりと学習活動の深まりを目的に、生涯学習市民企画委員との協働で「生涯学習セミナー」や「市民学習カレッジ」を開講するとともに、シニア世代の学習ニーズに応え、平成国際大学と連携して「加須市シニアいきいき大学」の充実を図ります。また、市民のライフスタイルの多様化に対応するため、学習講座の動画配信やオンライン講座など市民一人ひとりの学習ニーズに応じた学習機会の提供に努めます。

さらに、図書館、文化・学習センターやコミュニティセンターなど、施設間での多様な連携・協働により、それぞれの機能を活かした幅広い事業展開を推進して学習機会の充実を図るとともに、誰もが幅広く利用ができるよう公民館のコミュニティセンター化を進め、地域で集えるコミュニティ活動の拠点とするとともに、市民に身近な生涯学習活動の場を充実します。

地域社会への参画のきっかけになる市民の生涯学習活動を推進し、市民の豊かな知識や経験を地域の人々に伝え広めるなど地域社会で活躍していただく機会の充実を図ります。

(2) 芸術文化の振興

市民一人ひとりの豊かな感性・創造力を持った芸術文化の振興を図るため、文化祭や加須市美術展、県展かぞなどを開催し、青少年、高齢者、障がい者をはじめあらゆる市民の主体的な文化創造活動を支援するとともに、市民の誰もが優れた芸術文化に触れる機会の充実に努めます。

また、斎藤与里、河野省三、田中正造、下總暁一、若林珣蔵、谷山豊、田口和美の7人の加須の偉人の功績を顕彰することにより、市民としての誇りや「ふるさと加須市」への愛着心を育みます。

(3) 文化財の保存継承による郷土愛の醸成

民俗芸能の伝承支援や文化財、歴史資料の調査・公開・展示を行うことにより、市民が文化財等に親しみ、その価値を深めていけるような取組を推進し、次世代へ保存継承するとともに、郷土愛の醸成と地域活性化を図ります。また、郷土の歴史を伝える文化財や歴史資料を「加須インターネット博物館」や「加須市郷土かるた」で紹介します。

なお、考古資料は騎西郷土史料展示室（騎西城）を核とした施設に集約し、水と暮らしに関する民俗資料は北川辺郷土資料館を核とした施設に集約して保存し、展示公開します。

(4) 読書活動の推進

「ブックスタート」や「ブックトーク」、おはなし会の開催や読み聞かせ、小中学校における家読（うちどく）の啓発や授業での図書館利用の促進など、子どもが自主的な読書活動ができる環境を整備し、読書のきっかけづくりや読書活動の習慣化を図り、子どもの読書活動がより一層活発になるような取組を推進します。

また、読書活動に関する市民の多様なニーズに対応するため、市立図書館と埼玉県立図書館をはじめとした埼玉県内公立図書館と連携協力するとともに、蔵書の充実を図りながら、市民の読書活動を推進します。

さらに、紙媒体の図書資料だけでなく、いつでもどこでも利用できる電子書籍の導入や図書館へのWi-Fi環境の整備、地域資料等のデジタル化などによる利用者サービスの充実を図りながら、全市的な図書館の再編を進めます。

協働のまちづくり

生涯学習ボランティア（生涯学習市民企画委員）との協働により生涯学習講座の企画立案を充実するとともに、市民講師など地域で活躍する場を充実して、生涯学習を通じた活力あるまちづくりを推進します。

芸術文化活動団体が実施する自主事業への支援を行い、市民と協働で行う芸術文化の振興を図るとともに、文化財保存継承団体と協働して貴重な文化財を次世代に継承します。

KPI（重要業績評価指標）

名称	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備考
各地域文化祭の来場者数	18,600人	20,900人	
インターネット博物館のアクセス数	13,346件	13,500件	
市民一人当たりの年間貸出冊数	4.86冊	5.3冊	図書（雑誌含む）の年間貸出冊数÷人口

第2章 未来へつなぐ人を育むまちづくり

第4節 スポーツを通じてはつらつと輝けるまちをつくる

第1項 スポーツ・レクリエーションの振興

基本方針

競技としてのスポーツから気分転換やストレス解消など様々なことを目的としたレクリエーションまでをスポーツ・レクリエーションとして幅広く捉え、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感、自律心その他の精神を育むため、全ての市民がスポーツ・レクリエーションを行うことで楽しさや喜びなどを感じることでできるよう、スポーツ・レクリエーションの機会や場の充実を図ります。

また、スポーツ・レクリエーションの関心を高め、全ての市民がスポーツ・レクリエーションに参加できるよう、女子野球やスポーツクライミングの推進や活用、大学・高校・関係競技団体などと連携を図り、全国・世界規模のスポーツ大会やイベントの誘致・開催を推進します。

関連する SDGs



現状と課題

令和元年11月に実施した本市のスポーツ活動に関する調査において、市民の週1回以上のスポーツ実施率は、34.1%と低い状況であり、それぞれの適性や関心、ライフステージに応じてスポーツに取り組むことのできる機会を充実させる必要があります。

本市では、全国・世界規模大会の誘致・開催に取り組むとともに、加須きずなスタジアムのリニューアルオープン、埼玉県サッカー協会のSFAフットボールセンター（彩の国KAZO ヴィレッジ）や加須インターチェンジ東産業団地内のスケートパークのオープンなど、市内スポーツ施設の整備を進めてきました。

そのような中、令和2年3月に、市民が一体となってスポーツに取り組み、スポーツを通じた新しい人の流れをつくり、活力と魅力あるまちづくりの実現を目指して、「加須市スポーツ元気都市宣言」をしました。

令和2年度には、本市を活動拠点とする全国初のプロ野球チーム名を冠した「埼玉西武ライオンズ・レディース」が活動を始め、市民のスポーツへの関心が高まりつつあります。

引き続き、市民と連携した地域活性化を図るため、女子硬式野球やスポーツクライミングをはじめとする全国・世界規模大会の誘致・開催に積極的に取り組み、市民スポーツを推進することが必要です。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市人づくり宣言 ～教育大綱～	教育の目的を人づくりと捉え、目指すべき市民の姿を定めた教育（人づくり）の方針
加須市人づくりプラン	「加須市人づくり宣言～教育大綱～」を踏まえ、これからの時代にふさわしい本市の教育を総合的かつ計画的に推進するための計画
加須市スポーツ・レクリエーション推進計画	健康増進や青少年の健全育成、地域社会の活性化などを含め、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画
加須市スポーツ元気都市宣言	本市のスポーツ振興を更に前進させ、市民と一体となって、スポーツを通じた活力と魅力あるまちづくりの実現を目指していく方針

具体的な施策

(1) スポーツ参画人口の拡大

スポーツ関係団体と連携・協力し、子どもから高齢者まで、また、性別や障害の有無にかかわらず、誰もがそれぞれの目的・関心・適性などに応じ、競技スポーツから、グラウンド・ゴルフやフロアカーリングなどのニュースポーツのほか、サイクリングやウォーキング、ラジオ体操などの軽スポーツまでを含んだスポーツ・レクリエーションをライフステージに応じて「する」ことのできる機会の充実を図ります。

筋力や運動能力が低下した方や障害のある方など、全ての市民がスポーツ・レクリエーションに親しめるよう、筋力アップや健康・体力維持などの軽い運動からボッチャなどのパラスポーツまでを楽しむ機会の充実を図ります。

スポーツ・レクリエーションを行うには、指導者や審判のほか、多くのボランティアなどの関係者による「ささえる」人が必要であり、スポーツ推進委員や関係団体と連携し、人材育成を含めたスポーツを推進します。

市スポーツ施設のほか、学校体育施設、彩の国 KAZO ヴィレッジ、埼玉県スポーツ施設などの活用を推進するとともに、総合型地域スポーツクラブとの連携など、幅広い視点からスポーツに親しめる場の活用を推進します。

(2) スポーツを核とした交流人口の拡大

全国・世界規模の大会をはじめとする各種大会を「みる」ことで、スポーツへの関心を高めることにより市民スポーツを推進します。

全国高等学校女子硬式野球選抜大会や全国女子硬式野球ユース大会の開催、本市を拠点として活動している「埼玉西武ライオンズ・レディース」、「女子野球タウン」の認定により、「女子野球の聖地」の定着と女子野球の更なる推進を図ります。

「クライミングのまち」として全国高等学校選抜スポーツクライミング選手権大会を継続的に開催するとともに、関係団体と連携し、市民への定着を目指し、スポーツクライミングを推進します。

ロードレース大会の開催や自転車の利用促進により、「自転車のまち」として市の魅力発信の充実を図ります。

マラソンや駅伝、トライアスロンなど様々なスポーツ大会の誘致・開催を推進します。

協働のまちづくり

特に全国規模の大会などでは多くのボランティアなどにより運営されており、引き続き市民やスポーツ関係団体の協力、市内大学や高校との連携など、協働によるスポーツ・レクリエーションの推進を図ります。

また、市内企業の協力・協賛などによる大会開催を推進し、協働のまちづくりを推進します。

さらに、市民やスポーツ団体などとの協働によるスポーツ施設の維持・管理をより一層推進します。

KPI (重要業績評価指標)

名称	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備考
ウォーキング大会の参加者数	1,442人	1,600人	ウォーキング大会の参加者数（市主催＋スポーツ協会主催＋地区スポーツ協会主催）
体育館、運動公園施設の年間利用者数	603,519人	680,000人	
全国・関東大会等誘致、開催数	11回	14回	

第2章 未来へつなぐ人を育むまちづくり

第5節 互いを認め誰もが活躍できるまちをつくる

第1項 人権尊重社会の推進

基本方針

人権に関する教育や啓発をあらゆる機会に実施するとともに、全ての市民が人との絆を大切にし、お互いの個性を認め合い、それぞれの能力を発揮することができる、差別や偏見のない人権尊重の社会の実現を目指します。

関連する SDGs



現状と課題

人権とは、誰もが生まれながらに持っている、誰からも侵されることのない人が人らしく幸せに生きていくための権利であり、全ての人に平等に保障されなければなりません。このことは、わが国の憲法において、「基本的人権は侵すことのできない永久の権利」と定められています。また、世界人権宣言においても、「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」と謳(うた)われています。近年では、部落差別解消推進法や障害者差別解消法など人権に関する法の整備がされました。

本市では、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向けて、人権意識の高揚を図り、各種人権問題に対する正しい理解を深めるため、研修会や講演会の開催などの人権教育・啓発を実施してきました。また、学校教育においては、子どもの発達段階に応じた人権意識の高揚を図りつつ、いじめや差別を「しない」、「させない」、「ゆるさない」子どもを育てるため、あらゆる機会を通じて人権教育・啓発を実施しています。

しかしながら、近年、子どもや高齢者への虐待、女性への暴力、インターネットを悪用した人権侵害など問題は複雑・多様化するとともに、災害時における人権への配慮や性的少数者の人権、また、新たに新型コロナウイルス感染症に関連する不当な偏見、差別、いじめ等も顕在化してきました。

引き続き人権教育に取り組む指導者の育成を含め、地域に密着した人権教育・啓発の推進が必要です。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市人権施策推進基本方針	人権尊重社会の実現に向け、各分野の人権に関する施策を総合的・計画的に推進していくための指針
加須市同和行政基本方針	「人権尊重のまちづくりの推進」の一環として、同和問題の解決に取り組んでいくための施策の指針
加須市人権施策実施計画	各種人権施策の継続性を重視しながら、人権に関わる法制度の改正や社会情勢の変化に適切に対応していくための計画
加須市人づくりプラン	「加須市人づくり宣言～教育大綱～」を踏まえ、これからの時代にふさわしい本市の教育を総合的かつ計画的に推進するための計画
加須市人権教育推進基本方針	加須市人権施策基本方針に基づき、小・中学校、幼稚園、保育所、家庭、地域社会を通じて、人権尊重の精神を培う人権教育を総合的に推進するための指針

具体的な施策

(1) 人権教育・啓発の推進

学校、家庭、地域、企業等も含めた市民総ぐるみの協働により、あらゆる場・機会を通じて、同和問題をはじめとする多種・多様な人権教育・啓発活動を行い、市民一人ひとりが人権問題に対する正しい理解と認識を深めることができるように努めます。

子どもの教育においては、幼児・児童・生徒一人ひとりの人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権意識を高めるとともに、「いじめ」など、あらゆる人権侵害を許さない態度や実践力の育成を図ります。

家庭や地域社会においては、幅広い市民を対象に人権問題指導者研修会や人権問題講演会を開催するほか、人権啓発パネル展を実施するなど、人権尊重に関する啓発活動を行い、人権問題を直感的に捉える感性や日常生活において人権への配慮が、その態度や行動に表れるような人権感覚の育成を図ります。

また、児童・高齢者・障がい者への虐待、夫婦や恋人間のDVは、深刻な人権問題であるという認識を広めるため啓発を行います。

さらに、外国人・性的少数者などを含む全ての市民にとって暮らしやすいまちとなるよう、様々な文化の違いや自分らしく生きることについて、誰もが認め合い、互いの価値観を理解し合えるような人権教育・啓発にも取り組みます。また、性的少数者への配慮として、申請書等における不要な性別記載の削除に取り組みます。

(2) 相談・支援の推進

国・埼玉県・他市町村、その他の関係機関と連携・協力して、人権相談機関の充実や連携強化に努めます。また、市民が人権に関する様々な相談について気軽に利用できるよう、各相談・支援機関の周知を図るとともに、関係職員や相談員の資質の向上に取り組みます。

人権侵害を受けている女性、子どもなどの緊急を要する事案に対しては、迅速な体制をとり、相談、一時保護機能と自立への支援をします。また、知的障がい者、精神障がい者、認知症の方などの権利擁護や権利行使の援助を図ります。

複雑、多様になった人権問題に迅速かつ総合的に対応できるよう、国、埼玉県、他市町村、その他の関係機関を含め、それぞれの相談機関などがネットワーク化を図るなど連携強化した取組を推進します。

また、近年、増加しているインターネットを悪用した差別的な書込み等について、定期的にモニタリングを行い、法務局及び埼玉県に対し削除要請を行います。

(3) 市民や各種団体等と協働した人権尊重の地域づくり

人権問題を解決するためには、市民、NPO、企業、各種団体等の様々な人々と参加・協働できる体制を構築することが必要です。児童虐待、いじめ、DVなどの潜在しやすい人権侵害の早期発見を図るため、市民との協働による取組を促進します。

また、市民やNPO、企業、各種団体等とのパートナーシップを促進するとともに、各種情報の提供や活動の場の提供など、市民やNPO、企業、各種団体等が活動しやすい環境づくりを推進します。

さらに、年齢、性別、国籍、障害の有無などの違いを超えて、誰にでもやさしく、生活しやすいまちづくりを進めるなど、誰もが安心して暮らせる社会環境をつくります。

協働のまちづくり

学校・家庭・地域はもちろん、企業も含めた市民総ぐるみの協働によって、あらゆる機会を通じて、相互の人権を尊重し合える社会の構築を図ります。

KPI (重要業績評価指標)

名称	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備考
人権啓発研修会等への参加者数	1,650人	1,850人	同和問題、女性、子ども、高齢者、障がい者などの人権問題を対象とした研修会・講演会等への参加者数
人権教育推進事業への延べ参加者数	5,522人	6,000人	小中学生学級、成人学級、集会所交流事業、移動学習会、公民館人権教育講座の参加者数
市民相談等相談件数	821件	760件	市民相談+合同相談+法律相談

第2章 未来へつなぐ人を育むまちづくり

第5節 互いを認め誰もが活躍できるまちをつくる

第2項 男女共同参画社会の推進

基本方針

ジェンダー平等の理念の下、男女（みんな）が互いに人権を尊重しつつ、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮し、社会通念や慣習にとらわれず、家庭、地域、職場、学校など社会のあらゆる分野において対等に参画し、かつ、仕事と生活の調和する環境の実現に努め、ともに責任を担う男女共同参画社会の実現を目指します。

関連する SDGs



現状と課題

本市では、男女共同参画の推進を図るため、市民公募等による加須市男女共同参画市民企画委員会を組織し、講演会やセミナーの開催及び男女共同参画情報紙の発行などを行い、男女共同参画に係る市民意識の醸成・高揚を図っています。

しかし、配偶者等からの暴力、ストーカー行為や性犯罪等女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の強化が求められている中においても、本市のDV相談受付件数は、年々増加の傾向にあるほか、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、相談内容も複雑・多様化しているため、迅速かつ正確な対応と、関係機関との密接な連携がますます重要となっています。

男女共同参画社会の実現には、男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、様々な利益を享受することができ、ともに責任を担う社会にすることが必要ですが、男女共同参画に関する講演会やセミナー参加者のアンケート調査結果では、社会の様々な場における男性と女性の意識と役割の実態にまだまだ開きが見られます。

例えば、家庭生活においては、家事、育児、介護等の役割の多くを女性が担っている傾向が見られます。

働く場においては、性別等にかかわらず、能力・実績によって公平に処遇される職場や、ワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組んでいる企業等が増えていますが、更に取組を進める必要があります。

教育の場においては、アンケート調査結果から男女共同参画が比較的進んでいる状況がうかがえますが、地域における生涯学習講座などへの参画については、女性よりも男性の参加が少ない傾向が見られます。

また、市の各審議会等への女性委員の登用率の向上や、女性人材リストを活用した各審議会への参画など、社会のあらゆる場における女性の活躍の推進が課題となっています。

男女が互いの立場を尊重・理解するとともに、多様性も認め合うジェンダー平等の理念の下、市民相互の一体感のある地域社会を確立するため、絆づくりを基本姿勢として、今後更に積極的に男女共同参画社会の推進を図っていくことが必要です。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市男女共同参画基本計画	男女共同参画社会の実現に向けて様々な施策や配偶者などからの暴力防止及び被害者の保護に関する施策及び女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を位置付けた計画

具体的な施策

(1) 社会全体における男女共同参画の推進

本市の男女共同参画の推進力として、加須市男女共同参画市民企画委員の企画運営による、講演会・セミナー・フォーラムなどの開催や男女共同参画情報紙の編集・発行等の啓発等の取組を推進します。

また、関係各課及び関係機関で構成するDVネットワーク会議を開催し、情報の共有を図りながら被害者救済のために緊密に連携して対応します。また、まちづくりへの女性の参画を図るため、女性人材リストの充実と各審議会等への女性の登用を推進します。

(2) 家庭における男女共同参画の推進

男女がともに築く家庭生活への支援として、特に男性の家庭生活への参画を促進するために、家事・育児・介護等に関する必要な知識・技術などを身に付けるためのセミナーの開催や広報紙・ホームページ等を活用した情報提供を行います。

(3) 地域における男女共同参画の推進

男女が様々な地域活動とともに参画し、男性・女性それぞれの視点が、健康・福祉・防災・防犯・環境保全活動など、地域の様々な活動に効果的に活かされ、人々の暮らしがより豊かになるよう、市民に対し様々な分野の地域活動への参画を呼びかけます。

また、各地域における女性団体による様々な地域貢献活動を引き続き支援します。

(4) 働く場における男女共同参画の推進

女性の職業生活における活躍を推進するため、就業及び再就職を希望する女性のための就業支援セミナーを開催します。また、働きやすい職場環境の整備を促進するため、啓発活動を通じてワーク・ライフ・バランスの推進や女性の指導的立場への登用の推進に積極的に取り組んでいる市内の事業所を表彰し、広報紙等により広く周知することで市内の事業所の意識の醸成を図ります。

(5) 教育の場における男女共同参画の推進

男女平等観や自らの意思によって多様な生き方が選択できる子どもを育むため、また、男女が協力して家庭を築いていけるように、学校や幼稚園・保育所等における人権教育及び道徳教育を中心として各教科その他の活動を通じて男女平等教育を推進します。

また、男性も女性も、生涯を通じて一人ひとりが尊重され能力が発揮できるように、市民学習カレッジセミナーや生涯学習セミナー、人権講座・講演会などを通じて男女共同参画社会の推進を図ります。

協働のまちづくり

学校・家庭・地域・事業者等市民総ぐるみの協働により、男女平等の意識を醸成し、「家庭生活」、「子育て・介護」、「就労」、「社会参加」、「人権」など、男女を取り巻く様々な課題の解決に向けた取組を推進します。

KPI (重要業績評価指標)

名称	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備考
各審議会等における女性委員の割合	29.5%	40%	
女性人材リストの登録者数 (累計)	62人	80人	
男女の地位が平等と感じている市民の割合	29.3%	40%	

第3章

魅力と活力を生む産業のまちづくり

第1節 雇用の創出と働きやすい環境のまちをつくる

第1項 多様な雇用の創出

第2節 産業力アップで地域経済が好循環のまちをつくる

第1項 農業の活性化

第2項 商業の活性化

第3項 地域経済の活性化

第3節 地域の魅力で人が集まるまちをつくる

第1項 観光によるまちおこし

第3章の数値目標

	指標名	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
1	ふるさとハローワークを活用した就職者数	470人	480人
2	加須市商工会の会員数（累計）	2,210人	2,300人
3	観光入込客数	2,554,493人	2,586,000人

第3章 魅力と活力を生む産業のまちづくり

第1節 雇用の創出と働きやすい環境のまちをつくる

第1項 多様な雇用の創出

基本方針

地域経済を活性化させていくために、道路交通網の要衝である本市の地域特性を活かし、既存の工業団地内の残地や新たな産業用地を確保し、企業誘致を推進します。

また、勤労者が安心して働き、充実した生活が送れるよう、職業能力の開発を支援し、求職者が希望する職種に就けるよう、加須市ふるさとハローワークによる身近で便利な就職相談や職業紹介を行うとともに、加須市シルバー人材センター等の関係機関と連携し、女性や高齢者、障がい者などの様々なニーズに対応した就業を支援します。

関連する SDGs



現状と課題

本市には東北自動車道加須インターチェンジがあり、圏央道の白岡菖蒲インターチェンジが近接していることから、物流を主とした企業からの進出の希望が多く、工業系用地の候補地が企業立地ニーズに追いつかない状況となっています。雇用の創出、地域の活性化、自主財源の確保を図るため、新たな産業立地基盤の整備が急がれますが、市内には農業振興地域内の農用地区域が多く、新たな開発には、土地利用の規制（「農業振興地域の整備に関する法律」の規制）など、関係機関等と相当の調整が必要となり、長期化が懸念されます。

また、雇用においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因した経済の不安定は、いまだ回復の兆しが見えず、今後の見通しが不透明となっています。そのため、加須市ふるさとハローワーク、埼玉県及び加須市シルバー人材センターなどの関係機関と連携し、身近でより多くの就労相談・職業紹介などのできる場の確保や、就業機会の更なる充実が必要です。

特に、女性、高齢者や障がい者など今後の社会構造の変化に伴う就労者のニーズにも的確に対応するため、就労を希望する全ての方に応じた多くの雇用の場の創出ときめ細やかな就労支援が求められています。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
—	

具体的な施策

(1) 企業誘致の推進

雇用の安定を図り、人口流出を抑制するため、東北自動車道のインターチェンジを有し、圏央道の沿線に位置する本市の地域特性を最大限に活かし、優良企業の誘致を推進します。

新たな産業用地の確保を図るため、土地利用調整や各種手続き等、関係機関や関係地権者等との協議・調整を進めます。

(2) 就業支援の充実

国・埼玉県のエconomic対策や雇用創出関連事業の積極的な活用に努め、市民の就業を支援するとともに、加須市シルバー人材センターが行う高齢者の就業支援事業の促進や障害の特性への理解や障がい者の能力を十分に発揮できる就労環境について、農業分野や産業分野と連携して確保に努めるなど、様々なニーズに応じた就業支援を行います。

また、加須市ふるさとハローワーク、ハローワーク行田、埼玉県などと連携し、就職セミナーや面接会を開催するなど、市民の就職活動を支援します。

さらに、事業者側からの求人に対しても、関係機関等と連携して市民の就業支援を推進します。

(3) 女性の活躍推進

女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置や職業生活と家庭生活の両立を図るために必要な環境の整備を進めます。

また、出産・子育て等のために離職した女性の再就職の希望をかなえるため、国・埼玉県の女性就業支援関連事業と連携し、再チャレンジする女性の就業を支援します。

協働のまちづくり

関係機関等と協働し、市内企業への市民の就業拡大を図ります。

KPI (重要業績評価指標)

名 称	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備 考
市内の工業団地等への立地事業所数	2 事業所	2 事業所	市内産業団地等での操業開始企業数
シルバー人材センター会員数 (累計)	867 人	1,000 人	
女性就業支援セミナー参加者数	40 人	50 人	

第3章 魅力と活力を生む産業のまちづくり

第2節 産業力アップで地域経済が好循環のまちをつくる

第1項 農業の活性化

基本方針

農業経営の安定化・効率化を図るため、農地の利用集積や生産基盤の整備を促進するとともに、収益性の向上や農産物等のブランド化を推進し、農産物等の生産及び販売に係る支援の充実を図り、さらには持続的な農業につなげるため、地域農業を牽引する農業経営体を支援し、新たな担い手の確保・育成に努めます。

また、農産物直売所の活用や市内飲食店等と連携した地産地消を積極的に推進し、他産業との連携による農産物等の消費及び販路の拡大を図るとともに、農産物の供給などの農業の重要性について市民への理解醸成を図ります。

関連する SDGs



現状と課題

本市は埼玉県内一の米どころであり、収穫量、作付面積は埼玉県内1位であり、麦、そばなどの土地利用型作物も多く生産されています。加えて、トマトやきゅうり、なす、いちごなどの施設園芸、なしやいちじくなどの果樹栽培の収穫量や作付面積も埼玉県内上位を占めており、さらに花卉の生産や畜産に至るまで多様な農業が展開されており、農業は本市の基幹産業となっています。また、農地中間管理事業による農地利用集積も進んでおり、集積面積も埼玉県内1位です。

しかし、本市においても農業を取り巻く環境は厳しさを増しており、農業従事者の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増加、販売価格の低迷等の問題は深刻となっており、特に市内の経営耕地面積の約9割を占めている農地の有効活用が求められています。

このような状況の中で、稲作などの土地利用型農業における生産性の向上と、農地の荒廃の防止を図るため、地域の実情に即した、埼玉型加須方式ほ場整備事業などの基盤整備の推進とともに、規模拡大志向を持つ担い手への円滑な農地集積が必要です。

また、農業者自身が技術力・経営力を向上させ、安定的な収入の確保を実現するために、従来の稲作中心の営農から高収益化のための作物転換や、品質向上、農作業の省力化に向けたスマート農業の展開などが求められています。

さらに、稲作農業を中心とした担い手不足が深刻さを増す中、食料供給力の向上と地域農業を維持発展させるための多様な担い手育成が急務です。

消費者である市民に対しても、農産物の供給などの農業の重要性についての理解を醸成し、地産地消や農業体験の一層の推進、他産業との連携を積極的に進めていくことが必要です。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市農業振興ビジョン	農業者・市民と行政の協働により、加須ならではの力強い農業を実現するため、具体的な取組方針を示す計画
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	本市の農業の将来に関する基本的な方向を示す構想
人・農地プラン	集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」となるプラン
加須市農業振興地域整備計画	農業振興に必要な農地を明らかにし、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進する計画
加須市森林整備計画	地域森林計画の対象となる民有林について、地域実情に即した森林整備を推進する計画

具体的な施策

(1) 良好な生産基盤の確保と農地の有効活用

農地中間管理事業を活用した農地の利用集積や農作業受託による経営規模の拡大と農地の有効活用を促進するとともに、埼玉型加須方式ほ場等整備事業などにより良好な生産基盤を確保し、生産コストの低減と農業経営の安定化・効率化を図ります。

また、優良農地として維持・保全し、農地を有効活用するとともに、地域の特性を踏まえながら、都市的土地利用への転換も含め、農地の多面的機能の保全や耕作放棄地の発生防止・解消を図ります。

(2) 「稼ぐ」農業の確立

中川上流地区国営かんがい排水事業の実施地区などにおいて野菜等の高収益作物への転換支援による収益の向上を目指すほか、トマトやきゅうり、なす、いちごなどの優れた市内産農産物のPRを強化するとともに、「かぞブランド」認定による農産物等のブランド化、6次産業化、エコ農業などによる付加価値化を促進し、「稼ぐ」農業の実現のための生産や新たな販路開拓に係る支援に取り組みます。

また、気候変動への対応や自然災害への対策などに対する農業経営の安定化の支援を行います。

(3) 多様な担い手の育成

市内の農業振興や農地保全を支える主要な農業経営体として、引き続き㈱かぞ農業公社の機能の充実を図るとともに、地域農業を牽引し意欲的に経営を行う認定農業者等の中心経営体を重点的に支援します。

また、新規就農者や農業後継者など新たな担い手の確保・育成を図るため、就農のための研修や設備取得を支援し、知識や技術習得のための「加須の農業担い手塾」を開講します。

さらに、農作業の省力化のためのスマート農業の導入や企業等の農業参入を推進します。

(4) 市民や他産業と協働する「かぞ農業」の実現

農産物の地域内消費及び販売促進を図るため、直売施設の充実や学校給食、市内飲食店等での地場農産物の活用を通して、引き続き地産地消を推進します。

また、グリーンファーム加須やライスパーク、市内農業拠点等での農業体験などにより多くの市民が農業に触れる機会を創出し、農産物の供給などの農業の重要性の理解促進に努めるとともに、商工業や教育分野などとの連携により、協働による「かぞ農業」を実現します。

協働のまちづくり

市内農業者などと協働し、農地保全や地産地消を推進します。

KPI (重要業績評価指標)

名称	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備考
農地中間管理機構に貸し付けた農地の面積(累計)	1,729ha	2,315ha	
新規就農認定者数	10人	10人	各年4月1日現在の青年等就農計画認定者数
認定農業者数	270人	285人	各年4月1日現在の農業経営改善計画認定者数
農産物直売所の地元農産物の売上額	314,197千円	319,000千円	市内6箇所の合計

第3章 魅力と活力を生む産業のまちづくり

第2節 産業力アップで地域経済が好循環のまちをつくる

第2項 商業の活性化

基本方針

商業環境の変化に対応した魅力ある地域商店や商店街づくり、にぎわいのある中心市街地づくりを推進するとともに、既存の商業施設や商店の経営継続を支援する取組を推進します。

また、起業や新たな商品の開発などチャレンジ意欲のある商業者を支援します。

さらに、経営体質の強化や商工団体の育成強化など、支援体制の充実を図るとともに、地域の特色を活かした商業の振興、観光や農業等と連携した商業環境など、近隣の大型商業施設への消費の流出を防ぐため消費ニーズに応じた環境づくりを推進します。

関連する SDGs



現状と課題

本市の商業、特に商業集積地（商店街）は、商店経営者の高齢化、後継者不足に加え、近隣の大型商業施設への消費の流出などによって、活動基盤の弱体化と空洞化が進み、空き店舗の増加が目立つなど衰退が顕著となっています。このため、既存の商業施設や商店の経営継続を支援する取組とともに、活動基盤の見直し、空き店舗の活用や意欲ある商業者への支援など商店街のにぎわいづくりが求められます。

また、市内で買い物をする消費者のニーズも多様化していることから、買い物先として選択されるために、より消費者と交流を深め、消費ニーズを把握し、小規模店舗ならではのサービスを提供する必要があります。

加えて、将来的な消費人口の減少が予測されるため、新たな需要の掘り起こしとして、地域資源を活用したビジネスモデルの構築やインターネット市場の開拓を支援するとともに、埼玉県済生会加須病院の開院による人の流れの変化や観光人口の増加など、新たな消費ニーズに応じたビジネス展開も求められます。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市商業振興プラン	本市の商業環境の実態を把握するとともに、本市の商店街や地域商業の振興・発展を図るための計画

具体的な施策

(1) 商店街や地域商店の魅力アップ

市内の空洞化が進む商業集積地において、空き店舗活用や建物更新時の店舗確保、また適切な範囲の中で店舗の再集積を誘導するとともに、「加須の逸品カタログ」の作成支援など魅力ある個店づくりへの支援を強化します。

また、地域コミュニティの核として役割を果たしてきた商店会組織と連携し、今後のあり方の検討を進めるとともに、必要に応じて地域住民や商業者、各種団体が連携した地域運営組織による、商業・生活支援サービスの提供を検討します。

(2) 起業家やチャレンジ企業への支援

既存の商業施設や商店の経営継続を支援するとともに、商業者の高齢化に対応した事業承継による事業継続や新たに起業する者、新たな商品を開発する者への支援を図るなど、チャレンジ意欲のある商業者に対する経営面や販路拡大への支援を強化します。

(3) 商店街や地域商業のにぎわい創出

商圏人口が縮小する中、市内でのにぎわい創出と購買力を高めるために、市内商店によるマルシェを開催するとともに、観光等による交流人口増に向けた観光ビジネスの取組を推進します。

また、農業地域が広がる本市の特色を活かした「生産・加工・販売」を一貫し、付加価値を生み出す6次産業化の推進を図ります。

さらに、大型店の立地や産業団地の整備、埼玉県済生会加須病院の加須駅南口への進出を好機と捉え、新たな人の流れを市内購買に結びつける取組を支援するとともに消費ニーズの変化に応じた取組を支援します。

協働のまちづくり

商工会や中心市街地スタッフ会議、商店会、金融機関、地域住民と協働し、まちなかのにぎわいを取り戻す取組を推進します。

KPI (重要業績評価指標)

名 称	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備 考
逸品カタログ参加店のうち、来客数や売上が増加した店の割合	90%	100%	カタログ掲載後、来客数又は売上のどちらかが増加した参加店÷掲載参加店×100
市内で創業した事業所数	1 事業所	2 事業所	市の支援を受け新たに市内で創業した事業所数
6次産業化商品開発支援件数	2 件	5 件	6次産業化商品開発助成を受けた事業所数
商店街にぎわい創出イベント集客数	35,350 人	38,000 人	商店街にぎわい創出イベントに参加した延べ人数（商店会独自イベント+にぎわい創出イベント 4 地域）

第3章 魅力と活力を生む産業のまちづくり

第2節 産業力アップで地域経済が好循環のまちをつくる

第3項 地域経済の活性化

基本方針

中小企業・地場産業の経営の安定化、経営基盤の強化を支援するため、制度融資の充実や「かぞブランド」の一層のブランド化を支援するとともに、地域内消費を促すため、「ちょこっとおたすけ絆サポート券」の活用の拡充を図ります。

また、企業間や農業、工業、商業の産業間の連携を促進し、地域課題の解決及び地域経済の活性化を図ります。

さらに、産・学・官連携を深め、新たな商品開発の支援や販路拡大の支援をします。

関連する SDGs



現状と課題

本市は、かつては、被服・繊維、こいのぼりの製造を中心とする地場産業が盛んな地域でしたが、現在は、製造業、卸売業、小売業、サービス業と多岐にわたり、多様な業種が本市の経済及び雇用を支えています。

地場産業の継承支援とともに、これら市内にある多くの中小企業の経営の安定化と経営基盤の強化を支援するための制度融資の充実や財政支援が必要です。

また、「かぞブランド」のPR支援による一層のブランド化を図るほか、地域内で消費を促す仕組みである「ちょこっとおたすけ絆サポート券」の活用については、今後も拡充を図る必要があります。

さらに、企業連携や産業連携を促進し、それぞれが持つ課題を違った角度から解決し、新たなビジネスチャンスにつなげる場の創出も求められています。

また、新たな商品の開発やマッチングの機会の充実など地域経済の活性化を進めるため、産・学・官の連携を強化する必要もあります。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
—	

具体的な施策

(1) 市内企業に対する支援

市内中小企業の経営の安定と事業の発展を促進するため、必要な資金の融資あっせんなどを行うとともに、保証料や支払利子に対する財政支援を行います。また、市内中小企業の販路拡大及び先端産業への参入など、市内企業との連携を図り、経営基盤の強化を支援します。

また、住宅改修等の受注機会の拡大を図る支援や「かぞブランド」の認知度の向上を図る PR 支援に加え、身近な事業所支援である「ちょこっとおたすけ絆サポート券」の活用を拡充を図ります。

(2) 地場産業の振興

被服・縫製、製麺、酒造、藍染め等の伝統工芸など、地域に根ざした地場産業の振興を促進し、雇用の創出や地域の活性化を推進するとともに、地場産業の継承に向けた支援や、関係機関との連携による支援を行います。

(3) 産業の連携

農業、工業、商業が協働・連携し、相互の経営資源を有効に活用できる新たな事業展開を図るため、企業訪問等を実施し、交流の場づくりに努めます。

また、異業種の様々な団体などが連携して行う、地場農産物を市内飲食店に安定供給するネットワークづくりや、地場農産物を活用した特産品の開発などを支援します。

さらに、産・学・官の連携を強化し、市内の学校・大学や事業所と共同研究・開発するなど、農業の6次産業化に向けたマッチングの機会の充実を図ります。

協働のまちづくり

企業間、産業間や産・学・官など様々な連携支援により地域経済の活性化に努めます。

KPI (重要業績評価指標)

名 称	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備 考
住宅改修等需要促進事業申請件数	319 件	330 件	
「かぞブランド」の認定により売上額が向上した製品の割合	39%	50%	売上が向上した製品数 ÷ 認定登録製品数 × 100
地場産業助成団体の会員数 (累計)	17 事業所	17 事業所	加須被服協同組合、武州織物工業協同組合の会員数
年間市内企業訪問件数	49 件	50 件	

第3章 魅力と活力を生む産業のまちづくり

第3節 地域の魅力で人が集まるまちをつくる

第1項 観光によるまちおこし

基本方針

本市固有の豊かな自然や祭り・文化、農業、スポーツなどの観光資源の魅力アップと観光サイクリングのブランド化を推進するとともに、イベント・観光情報を国内外に発信・PRすることにより、本市への集客数の向上を図ります。

また、本市及び周辺自治体の観光協会や商工会、鉄道事業者をはじめとする交通・観光関連企業等との連携による観光推進体制を強化し、市域・県域を越えた広域的な魅力ある観光都市づくりを推進します。

関連する SDGs



現状と課題

本市は、関東のどまんなか位置し、平坦な土地柄で、ラムサール条約登録湿地の渡良瀬遊水地や利根川の恵みが生んだ自然、文化等の観光資源としての恵まれた地理的条件を有しています。

しかし、本市に訪れる観光客は特定の施設やイベント以外の通年での来訪が少ないことから、今後さらに本市固有の様々な観光資源の魅力アップを図るとともに、新たな観光コンテンツの開発に取り組みながら年間を通して誘客していく必要があります。

特に、利根川や渡良瀬遊水地をはじめとする自然景観を活かした「観光サイクリング」のブランド化を推進し、観光による交流人口の拡大を図っていくことが必要です。

そして、積極的に観光においてアイデンティティを形成し、魅力アップした観光資源を、ホームページやSNSなど多様な方法を活用し、国内外に向けて情報発信することが必要です。

さらに、観光による交流人口の増加を図るために、市内事業者や各種団体、観光関連事業者と連携し、広域的な観光を推進していくことが必要です。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市観光ビジョン	観光の基本方針、それぞれの主体が担うべき役割、具体的な施策などを定め、今後の観光のまちづくりにおける方向性を示した計画

具体的な施策

(1) 観光資源の魅力アップ

日本一の大きさを誇るジャンボこいのぼりや日本最大の遊水地である「渡良瀬遊水地」をはじめ、浮野の里や田園風景などの自然景観、四季の花々、むさしの村や県立加須はなさき公園などのレジャー施設、不動ヶ岡不動尊や玉敷神社、神楽などの歴史的名所や文化財、日本で唯一の平地の三景境、かぞブランドをはじめとする特産品や農産物などの観光資源の有効活用を進め、市の魅力アップを図ります。

特に、本市は、伝統的な「うどんの食文化」があり、全国でも有数の「こいのぼりの生産地」です。また、全国レベルのスポーツクライミング、女子野球、トライアスロンや自転車競技の大会が開催されるスポーツ都市でもあり、今後更に観光との連携を強化することによって、観光地域としてのイメージアップを図ります。

さらに、市外の人からの目線での観光資源の掘り起こしや人材を活用し、魅力ある観光資源や本市の特色を掛け合わせた「加須市の新たな魅力」を生み出し、サイクリングやウォーキングの周遊コースの充実を図ります。

(2) 観光サイクリングのブランド化

本市は関東のどまんなかに位置し、平坦な土地がサイクリングに適しています。また、市内には、日本一長い利根川自転車道やサイクリングのメッカである「渡良瀬遊水地」を有し、利根川をはじめ市内を流れる河川の恵みが生んだ自然や文化等の地域資源があります。それらを活かして「観光サイクリング」のブランド化を推進し、サイクリング適地の認知度を高め、通年で訪れることのできるサイクリングによる交流人口の拡大を図ります。

(3) 観光情報発信の充実

本市の観光資源を活用した市のPRを推進し、本市に人や物呼び込むことによって観光振興や産業振興につなげ、市民の郷土への誇りや郷土愛の醸成を図ります。

また、加須市物産観光協会の支援を図るとともに、ホームページやSNSなどを活用した情報発信を充実させ、100人を超える観光大使による本市の魅力やイベント情報発信、観光物産展への積極的な出展、メディアへの情報提供を推進することで、本市の魅力をPRします。

(4) 観光推進体制の強化

今後更に市内事業所や各種団体をはじめ、交通・観光関連企業等と連携し、観光推進体制の強化を図ります。

また、加須市物産観光協会の組織体制と事業の充実を図りながら、観光による交流人口の増加と地域経済の活性化を図ります。

協働のまちづくり

市民をはじめ農商工業者・団体、交通関係者、郷土の自然保護団体と文化財の保護団体、観光施設など広範な分野の関係者と協働し、観光のまちづくりを推進します。

KPI (重要業績評価指標)

名称	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備考
うどんとこいのぼりを活用した取組数	68件	90件	
サイクリングイベント参加者数	243人	500人	
物産観光協会ホームページアクセス数	66,275件	71,000件	

第4章

豊かな自然と快適な環境のまちづくり

第1節 環境意識を醸成し行動できるまちをつくる

第1項 環境学習・教育の推進

第2項 環境活動の促進

第2節 豊かな自然と共生するまちをつくる

第1項 自然環境との共生

第2項 美しい景観の形成

第3節 地球にやさしいまちをつくる

第1項 地球温暖化への対応

第4節 快適で暮らしやすいまちをつくる

第1項 循環型社会の構築

第2項 きれいな水の再生

第3項 公害のない生活環境の確保

第4章の数値目標

指標名		現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
1	様々な環境活動に取り組む団体数（累計）	231 団体	231 団体以上
2	市役所における CO ₂ 年間排出量	14,372t-CO ₂	9,900t-CO ₂
3	ごみのリサイクル率の全国順位	4 位	4 位以内

第4章 豊かな自然と快適な環境のまちづくり

第1節 環境意識を醸成し行動できるまちをつくる

第1項 環境学習・教育の推進

基本方針

学校、家庭、職場、地域などで環境問題についての理解を深め、環境を保全するための主体的な環境活動に結び付くよう、環境学習や環境教育を推進します。

また、地球環境問題をはじめとする様々な課題の解決には、人づくり・教育により理解を深めることが必要であることから、環境学習や環境教育を通して市民一人ひとりが環境に配慮した生活に結び付くよう、ライフスタイルの見直し等の意識の向上を図ります。

関連する SDGs



現状と課題

地球環境問題をはじめとする様々な課題の解決には、教育が重要であるとの考えから、本市では、浮野の里、風の里、オニバス自生地、お花が池での自然観察会や環境フォーラム、渡良瀬遊水地まつり、リサイクルフェア、ごみ処理施設見学会などのイベントの開催を通して、環境学習や環境教育の推進を図っています。

今後においても、市民が学校、家庭、職場、地域などで日常における環境問題や取組に理解を深め、一人ひとりが自分にできることを考えてライフスタイルの見直しをはじめとする環境に配慮した実践活動につなげることができるように、現在、連携して環境学習を展開している埼玉県環境科学国際センター等とさらに協力を深め、学校教育や生涯学習などの機会を活用するなど、参加・体験を基本とする環境学習・環境教育を推進することが必要です。

また、幼稚園・小・中学校において、芋ほり体験や、グリーンカーテンづくり、清掃活動等を実施していますが、今後もこれらの活動を通して、次世代を担う子どもたちには、学校での環境教育を継続するとともに、農業体験、自然のなかでの遊びなど、「持続可能な開発のための教育」を踏まえた、体験型かつ主体的な学習を促す機会として提供していくことが必要です。

さらに、本市の自然環境の魅力の発信や、こどもエコクラブへの加入、環境フォーラム、渡良瀬遊水地まつりなどの環境関連イベント及び環境に関する測定結果の報告書などは、広報紙、ホームページ、SNSなどを活用し、環境の周知・情報提供・公開に努めていますが、今後も継続して情報発信をすることで、市民の理解を深めるための機会や場の充実を図ることが必要です。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市環境基本計画	本市の環境の保全と創造に関する施策の総合的・計画的な推進を図るための基本計画

具体的な施策

(1) 環境学習・環境教育の充実

市民が学校、家庭、職場、地域などで日常生活における環境問題についての理解を深めるため、市の各種施策・事業に参加・体験型の環境学習・教育の視点を取り入れ、その機会や場を増やすなど、ライフスタイルの見直しのきっかけづくりを推進します。

浮野の里や、風の里、オニバス自生地、お花が池などの特徴的な水辺環境での自然観察会をはじめ、貴重な動植物の宝庫である渡良瀬遊水地での野鳥観察会など、環境学習の場であるエコミュージアムとして市内に点在する貴重な自然を活用するとともに、農業体験事業の展開などのグリーン・ツーリズムの推進による自然とのふれあいの促進や、生涯学習においても環境を学ぶ教室や講座の充実を図ります。

また、子どもたちの環境に対する理解を深めるために、保育所や幼稚園、小・中学校でグリーンカーテンづくりをはじめとする、体験型かつ主体的な環境教育を推進します。

さらに、「こどもエコクラブ」など子どもたちが主体的に行う環境保全活動や環境学習を支援するとともに、埼玉県環境科学国際センターや一般財団法人渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団などと連携した講座の開催や環境学習・教育における指導者の育成や活動の支援を行います。

(2) 環境情報の共有

広報紙、ホームページやSNS などを通じて、環境フォーラムやリサイクルフェア、渡良瀬遊水地まつりなどのイベント等の環境情報の積極的な提供に努めるとともに、毎年度、「加須市の環境」を作成し、市民・事業者との情報の共有を図ります。

協働のまちづくり

様々な環境学習の機会を通じて、環境問題に取り組む市民の参加を促進します。

KPI (重要業績評価指標)

名 称	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備 考
環境フォーラム参加者数	144人	200人	
環境学習講座等の参加者数	352人	370人	

第4章 豊かな自然と快適な環境のまちづくり

第1節 環境意識を醸成し行動できるまちをつくる

第2項 環境活動の促進

基本方針

環境活動団体の育成や支援を行うとともに、市民や事業者との協働による環境活動を推進します。また、市民や事業者の自主的な清掃・美化活動などの環境活動を促進します。

関連する SDGs



現状と課題

本市では、地域の環境美化や地域衛生の向上のため、自治協力団体や企業、市民参加による市内一斉清掃をはじめ、渡良瀬遊水地クリーン作戦や地域における河川等の清掃を実施しており、令和元年度の市内一斉清掃においては、年間8回の開催で、延べ22,034人が参加しています。さらに、道路等の清掃・花壇の植栽等の美化活動のため、令和元年度には、環境美化活動サポート団体として、37団体が登録し環境美化活動を行っており、市民や事業者との協働による清掃・美化活動が実施されています。これらに加え、環境活動団体の地域での継続した活動の促進を図るため、リサイクル推進員の研修会を実施し、養成を図っていますが、今後もこれらの活動を継続・促進していくためには、団体・リーダーの育成支援や組織の充実を図ることが必要です。

また、資源ごみを回収する団体に対しては、ごみの資源化・減量化及び環境活動への助成として報償金交付制度を活用し、リサイクル活動への支援をしています。

このように、清掃活動や美化活動、リサイクル活動について、今後も市民・事業者の環境配慮行動の実践や地域の環境保全活動への参加を拡大していくためには、機会や場所などの情報提供や小・中学生の参加意欲の促進、加えて自治協力団体などの各種団体や事業者などによる主体的な活動・参加を促進して地域コミュニティの活性化を図り、新たな実践者や参加者を増やしていくことが必要です。

さらに、自然環境活動の分野においては、本市の貴重な自然環境を保全するため、浮野の里・葦の会、オニバスの会、生態系保護協会加須支部等が保全活動を行っていますが、今後も関連団体と連携しながら緑の保全・創造・活用や水辺環境の保全・再生・活用に取り組むとともに次の世代へ活動を広げていくことが必要です。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市環境基本計画	本市の環境の保全と創造に関する施策の総合的・計画的な推進を図るための基本計画

具体的な施策

(1) 環境活動団体の育成・支援

環境美化活動やリサイクル活動、自然保護活動などの環境活動団体の育成やリーダーの養成を推進します。また、資源ごみを回収する団体への報償金制度を継続します。

(2) 環境美化・地域衛生の推進

公共施設や地域の清掃などの環境美化活動やリサイクル活動、自然保護活動などを促進します。これまで市民との協働で取り組んできた市内一斉清掃や渡良瀬遊水地クリーン作戦、利根川クリーン活動、会の川清掃、旧川クリーン大作戦などを継続して開催し、清潔な街並みの形成を図ります。

(3) 環境活動への参加・協働の推進

市民、事業者、各種団体に対し、環境活動への参加の呼びかけを行い、協働による環境保全活動や、地域における自発的な環境活動へとつなげていくことを目指します。

小・中学生においては、自然観察会やイベントへの参加などの環境学習・教育の推進と合わせて、地域での環境美化活動や緑化活動等を通して、更なる環境への興味・関心を高めるとともに、郷土愛を育みます。

協働のまちづくり

市民・事業者の協働による清掃活動等を通じて、住みよい環境を維持します。

KPI (重要業績評価指標)

名称	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備考
環境美化活動団体数 (累計)	37 団体	42 団体	
一斉清掃参加者数	22,034 人	35,600 人	

第4章 豊かな自然と快適な環境のまちづくり

第2節 豊かな自然と共生するまちをつくる

第1項 自然環境との共生

基本方針

本市は、利根川や渡良瀬川等の河川のほか、田畑や屋敷林、池沼など、豊かな水辺や緑などの自然環境に恵まれています。市民も自然環境への関心が高く、自然環境保全の取組を求めていることから、自然環境の保全・創造・活用を通して、自然環境と共生できるまちを目指します。

関連する SDGs



現状と課題

市内には、浮野の里や、風の里、オニバス自生地、お花が池などの水辺環境が点在し、池沼など本市特有の貴重な自然を有し、浮野の里のトキソウ、ノウルシなどの希少種が確認されるなど、様々な生物種が生息しています。特に、令和2年5月30日（推定）に東日本初となる渡良瀬遊水地で誕生した、国の天然記念物であるコウノトリについては、今後も行政区域を越えて自然環境保全に関する連携が期待されています。しかしながら、これらの生態系に影響を与えるカミツキガメやアライグマなどの特定外来生物も確認されており、被害の防止のための駆除に努めるとともに、今後も水辺空間やそこに生息する生物種の周知・保全・再生・活用が必要です。また、水環境の悪化を防ぐため、冬期に農業用排水路を利用した冬期通水を実施しており、今後も水質改善を図りながら、水辺環境の保全を図っていく必要があります。

また、本市では、代表的な景観である武蔵野の面影を残す屋敷林とそれらに連なる集落が点在し、用水路と一体となった田園風景を形成しています。その一方で、価値観の多様化などによって樹林などの貴重な緑が失われつつある状況にあります。これまで屋敷林の保全に取り組む市民等への支援をしてきましたが、今後も、屋敷林の保全や身近に取り組むことができるオープンガーデンやグリーンカーテンを更に促進し、緑の創出に努めることが必要です。

また、農家数の減少や農業従事者の高齢化が進んでいることから、耕作できなくなった農地を担い手農家に集積し、効率的かつ安定的な農業経営を図る取組を実施してきました。今後も農地保全のための取組を推進しながら、環境にやさしい環境保全型農業を推進する必要があります。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市環境基本計画	本市の環境の保全と創造に関する施策の総合的・計画的な推進を図るための基本計画
生物多様性がぞ戦略	本市の生物の多様性の保全及び持続可能な利用を図るための計画
会の川沿線整備計画	沿線の機能を維持し、潤い、ふれあいを提供するとともに、安全性・利便性の向上を図るための計画
渡良瀬遊水地利活用推進計画	渡良瀬遊水地がラムサール条約湿地に登録されたことを契機として、この条約の理念である、湿地の「保全・再生」、「賢明な利用（ワイズユース）」、「交流・学習」の推進の考え方にに基づき、有効な利活用策を立案し、推進するための計画

具体的な施策

(1) 自然環境の保全・再生・活用

豊かな自然環境は、生活に潤いや安らぎをもたらす市民共有の財産であることから、本市の代表的な景観である武蔵野の面影を残す屋敷林等のふるさとの緑の象徴となる樹林の保全を図るとともに、市内で確認されているクゲヌマラン（浮野の里）、キンランなどの希少種の保全に努めます。

また、市内に広がる広大な農地は作物の生産機能のほか、貯水機能、生物の生息地としての機能や、市民に安らぎを与える癒し機能など多面的な機能を有し、市民にとってかけがえのない環境資源でもあることから、引き続き保全を促進しながら、環境保全型の農業の普及を促進します。

農業や生活環境への被害を軽減するため、有害鳥獣の駆除に努めます。また、生態系に影響を与えるブラックバスやカミツキガメ、ウシガエルなどの特定外来生物の適正な取り扱いに関する普及啓発に取り組みます。さらに、埼玉県のアライグマ防除実施計画に基づくアライグマの捕獲やクビアカツヤカミキリの駆除など特定外来生物が及ぼす被害防止に努めます。

(2) 水辺環境の保全・再生・活用

多種多様な生物が生息・生育する空間として、市民、関係団体などと連携し、浮野の里や、風の里、オニバス自生地、お花が池、利根川や渡良瀬川、渡良瀬遊水地、中川水辺再生地、市内に点在する池沼など水辺環境の保全・活用に努めます。特に、利根川においては、水辺環境とまちづくりの一体化を図るため利根川未来パーク構想に基づき、利根川河川敷の保全・活用に努めます。また、市内で確認されているノウルシヤトキソウ（浮野の里）、オニバス（オニバス自生地）、サンショウモ（お花が池）やオオモノサシトシボ（お花が池）などの希少種の保全に努めます。さらに、市民との協働による河川の清掃活動をはじめ、今後も継続して水辺環境の保全・水質改善のために冬期通水を実施します。

(3) 緑の保全・創造・活用

身近な緑はヒートアイランド現象の緩和や潤いと安らぎのある都市景観の形成などの機能を有する貴重な環境資源でもあることから、都市緑化や屋敷林、貴重な樹林の保全などに取り組む市民等を支援するとともに、オープンガーデンの参加者拡大やグリーンカーテンの設置促進を通して、緑の創造・活用に努めます。

また、市特有の貴重な環境資源を保全するため、埼玉県自然環境保全地域及び天然記念物に指定されている「志多見砂丘」にある赤松などの貴重な緑の保全を推進します。

協働のまちづくり

市民・事業者と協働し、市民共有の財産である緑や水辺などの豊かな自然環境の保全・再生・活用に努めます。

KPI（重要業績評価指標）

名称	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備考
浮野の里環境保全活動年間参加者数	1,372人	1,200人	
オニバス自生地来訪者数	1,041人	1,550人	オニバス開花時期（7月下旬～9月上旬）の自生地来訪者数 （オニバスフェスタ参加者数を含む）
渡良瀬遊水地まつりの来場者数	4,500人	5,500人	

第4章 豊かな自然と快適な環境のまちづくり

第2節 豊かな自然と共生するまちをつくる

第2項 美しい景観の形成

基本方針

身近な緑や憩いの場を提供する緑化や環境美化に努めます。
また、本市の特徴である市内に広がる広大な田園風景をはじめ、市内の魅力的な景観を保全・創造するため、市民との協働による美しい景観の形成を推進します。

関連する SDGs



現状と課題

市内の緑化を推進するため、緑を活かした憩いの場の確保や、屋敷林等の保存樹林の保存、オープンガーデンの取組、市民、学校、事業所によるグリーンカーテンの普及を推進してきましたが、取組の広がりや、認知度が低い状況であることから、今後も普及・啓発を含めた取組の推進が必要です。

また、市内の良好な住環境や、不動産岡不動尊をはじめとする歴史的建造物・文化財、武蔵野の面影を残す浮野の里などの市内に広がる広大な田園風景や用水など地域の日常に溶け込んだ景観の保全・活用に努めていますが、今後も、これらの景観を活用した地域づくりが必要です。

さらに、市内各所に植栽されている市の木「サクラ」や加須未来館周辺で栽培されている市の花「コスモス」、騎西総合体育館周辺のあじさいロード、北川辺地域のオニバス自生地、道の駅童謡のふる里おとおとね周辺のホテイアオイなど、美しい景観の保全に努めており、今後も継続して地元との協働による景観形成が必要です。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市環境基本計画	本市の環境の保全と創造に関する施策の総合的・計画的な推進を図るための基本計画
生物多様性かぞ戦略	本市の生物の多様性の保全及び持続可能な利用を図るための計画
会の川沿線整備計画	沿線の機能を維持し、潤い、ふれあいを提供するとともに、安全性・利便性の向上を図るための計画
渡良瀬遊水地利活用推進計画	渡良瀬遊水地がラムサール条約湿地に登録されたことを契機として、この条約の理念である、湿地の「保全・再生」、「賢明な利用(ワイズユース)」、「交流・学習」の推進の考え方にに基づき、有効な利活用策を立案し、推進するための計画

具体的な施策

(1) 緑化の推進

学校や事業所、一般家庭へのグリーンカーテンの普及促進、オープンガーデンの促進などにより、市民と一緒にまちの緑を創造します。また、屋敷林等のふるさとの緑の象徴となる樹木（樹林）の保存を図ります。

美化サポート団体の活動など市民や事業者との協働による緑化推進のほか、道路や公園、街路樹、緑地の維持管理を適切に行います。

(2) 美しい街並みの形成

市内の良好な住環境や歴史的建造物・文化財、田園風景など現存する景観資源を保全するとともに景観指針を策定し、地域とともに景観を活かした地域づくりを推進します。

また、市内各所に植栽されているサクラや加須未来館周辺のコスモス畑、騎西総合体育館周辺のあじさいロード、北川辺地域のオニバス自生地、道の駅童謡のふる里おおとね周辺のホテイアオイをはじめとして、武蔵野の面影を残す浮野の里などの田園風景やオープンガーデン等の地域の日常に溶け込んだ景観の保全・創造・活用を図ります。

さらに、街中や郊外の公共空地などを利用して、のんびり過ごせる身近な憩いの場を整備します。

協働のまちづくり

市民・事業者との協働により、緑を創造し、美しい景観を形成します。

KPI（重要業績評価指標）

名 称	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備 考
オープンガーデン登録数(累計)	17 箇所	20 箇所	
加須未来館周辺景観形成作物栽培面積(累計)	14,329㎡	15,000㎡	
景観指針を策定する地区数(累計)	1 地区	2 地区	

第4章 豊かな自然と快適な環境のまちづくり

第3節 地球にやさしいまちをつくる

第1項 地球温暖化への対応

基本方針

地球温暖化を防止するため、化石燃料や電力の使用量削減など省資源・省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーである太陽光発電やバイオマス発電による電力の創出、環境に配慮した移動手段への転換促進など、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出抑制に努め、低炭素社会の実現を目指します。

また、並行して地球温暖化に伴う気候の変動に対応するため、気候変動の影響からの被害を防止・軽減するための適応策を推進します。

関連する SDGs



現状と課題

市では、温室効果ガスの代表的な気体である二酸化炭素の排出量を削減するために、公共交通機関の利用や自転車の利用促進による環境にやさしいライフスタイルへの転換に向けた啓発、太陽光発電システムの導入の促進を図っています。市内の太陽光発電システムの導入状況は、令和2年3月31日現在では、69,116 kW（資源エネルギー庁 再生可能エネルギー発電設備の導入状況等）となっており、特に家庭用の世帯当たり導入率は埼玉県内1位（資源エネルギー庁データを基に作成）と高い水準となっています。今後も、地球温暖化の防止に向け、継続してライフスタイルの転換や太陽光発電、バイオマス発電などの再生可能エネルギーの導入を促進していく必要があります。

また、消費電力の削減のため、公共施設のLED化を推進しており、令和元年度現在、市内における防犯灯のLED化率は100%（11,741基）となっています。今後も公共施設はもとより、LED化や省エネ家電など住宅・建物での省エネ設備の設置などの「緩和策」に取り組むとともに、一人ひとりができることから着実に取組を進めていくための意識啓発に努めることが必要です。

加えて、これらの温室効果ガスの削減「緩和策」と並行して、地球温暖化に伴う気候変動によって、本市においても市民生活に関係する幅広い分野で気候変動に起因する影響が進んでおり、特に、令和元年10月に発生した台風第19号では、甚大な影響が生じました。

今後も、熱中症の増加や、稲作等の本市の農業への影響など、気候変動による被害は、一層増していくと考えられます。本市においては、二酸化炭素の削減などの地球温暖化対策を推進する一方で、グリーンカーテンの設置やクールスポットの確保などの適応策を講じてきましたが、今後においてもこれらの取組はもとより、水害対策や熱中症予防、感染症対策等の「適応策」に取り組む、気候の変動に伴う被害の防止・軽減を図る必要があります。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市環境基本計画	本市の環境の保全と創造に関する施策の総合的・計画的な推進を図るための基本計画
加須市役所地球温暖化防止実行計画	本市の事務事業における温室効果ガス（二酸化炭素等）の排出抑制への取組を定め、本市の事務事業から発生する温室効果ガスの抑制を図るための計画

具体的な施策

(1) 省資源・省エネルギー対策の推進

市役所が率先して省エネ行動の徹底や照明のLED化等を実施し、省エネ設備への転換などによる省資源・省エネルギー対策を推進し、温室効果ガスの排出抑制を図るとともに、広報紙、ホームページ、講習会（セミナー）による省資源・省エネルギーの啓発や「エコライフ DAY チェックシート」への参加促進、温暖化防止活動の紹介・表彰や、環境フォーラムの開催など、市民、事業者への普及啓発を行います。

(2) 再生可能エネルギーの推進

市施設に加え市民・事業者に対し、太陽光発電システムの設置やバイオマス発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入等を推進します。また、太陽光発電設備の設置費補助制度等、再生可能エネルギーに関する国・県等の補助制度の周知により、再生可能エネルギーによる発電の普及を促進します。さらに、太陽光発電システムの適切な維持管理に努めるよう周知をしていきます。

(3) 環境にやさしい自動車利用等の促進

エコ・カーやアイドリング・ストップ、カーシェアリングの普及を促進するとともに、鉄道などの公共交通機関の利用や環境にやさしい自動車の利用を促進します。また、環境負荷の低い運転方法であるエコドライブについて、一層の普及に向けた啓発を推進します。

(4) 自転車利用の促進

自転車通勤の推奨やノーマイカーデーの導入、自転車道の整備、サイクルポートの設置など自転車利用の促進を図ります。また、自転車の活用促進・イメージアップに向けて、観光サイクリングのブランド化を図るとともに、利根川河川敷道路で開催されるロードレースや渡良瀬遊水地で開催されるトライアスロン大会の支援を通じ、自転車利用の促進につなげます。

(5) 温室効果ガスの吸収源対策

温室効果ガスの削減のため、屋敷林の保全やグリーンカーテンの設置による街なかの緑化対策や環境にやさしい農業（環境保全型農業）の支援を通じ、吸収源対策を推進します。

(6) 気候変動への対応

地球温暖化に伴う気候変動により考えられるリスクに対し、分野ごとに想定される影響を踏まえ、適応策を実施します。農業分野では埼玉県との連携による高温障害を軽減する栽培技術の普及啓発、自然生態系分野では希少野生植物の調査、健康分野ではクールスポット・クールオアシスなどの熱中症予防対策、自然災害分野では防災情報の発信・水害時の避難行動マップの活用促進や堤防強化整備の促進、都市生活・市民生活分野では打ち水、緑化などの暑熱環境の緩和対策など、被害の防止・軽減を図るための施策を推進します。

協働のまちづくり

市民・事業者と協働し、省資源・省エネ対策や環境に配慮した移動手段への転換の推進によって、温室効果ガスの発生抑制を図ります。

KPI（重要業績評価指標）

名称	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備考
エコライフ DAY チェックシート参加者数	22,270人	23,000人	
太陽光発電システムの容量 (10kw未満)(累計)	18,086kw	24,000kw	
気候変動への適応に関する情報提供回数	—	5回	緑化推進・打ち水・熱中症対策・防災情報等

第4章 豊かな自然と快適な環境のまちづくり

第4節 快適で暮らしやすいまちをつくる

第1項 循環型社会の構築

基本方針

市民や事業者と協働して、「日本一のリサイクルのまち」の実現を目指し、ごみの資源化・減量化を図るため、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、不要なものを買わない・もらわない（リフューズ）、修理しながら長く使い続ける（リペア）の5Rを推進し、最終処分場の延命化を図りながら、関係機関との連携によるごみ等の不法投棄などの防止やごみ処理施設でのごみの適正処理に努め、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を図ります。

関連する SDGs



現状と課題

平成25年4月から、ごみの分別方法を5種18分別とし、併せて、有料指定ごみ袋制度を再編したところ、リサイクル率が6年連続して全国トップ5に入るなど、ごみの資源化は高い水準を保っていますが、ごみの減量化については、埼玉県の平均に達していない状況です。環境負荷の少ない循環型社会を構築するためには、引き続き、市民や事業者とともに5Rの意識を高め、令和元年10月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」や、海洋プラスチック問題への関心の高まり、令和2年7月のレジ袋の有料化など、国内外におけるごみ削減への要請等に対応しながら、ごみの資源化・減量化に努めることが必要です。

また、ごみ集積所の管理やごみ分別指導など、リサイクル推進協力会を中心とした活動への支援や資源ごみを回収する団体への報償金、生ごみ処理容器購入者への補助金の交付などにより、ごみの適正排出への意識醸成が図られていることから、継続したごみの資源化・減量化の取組への支援が必要で

す。道路や水路などへのごみの不法投棄が絶えない状況にあるため、市民との協働による、更なる不法投棄対策を行う必要があるとともに、適切なごみ収集の継続やごみ処理施設の機能保全を図りながら、搬入されたごみについて、引き続き適正な処理を行っていく必要があります。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市環境基本計画	本市の環境の保全と創造に関する施策の総合的・計画的な推進を図るための基本計画
加須市一般廃棄物処理基本計画	資源循環型社会の構築を図るため、一般廃棄物（ごみ及び生活排水）の発生抑制、資源化、適正処理を総合的、計画的に推進するための指針となる計画

具体的な施策

(1) ごみの資源化・減量化の推進

市民と協働して、5種18分別の分別収集や有料指定ごみ袋制度を継続し、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、不要なものを買わない・もらわない（リフューズ）、修理しながら長く使い続ける（リペア）の5Rの推進及び意識啓発をするとともに、バイオマス（草木類や生ごみなど）の資源化や食品ロス及びプラスチックの利用削減対策に取り組むことにより、ごみの資源化・減量化を推進し、焼却灰等の最終処分量の削減を図ります。

また、引き続きごみ集積所の管理やごみ分別指導など、リサイクル推進協力会と協働してごみの資源化・減量化を推進するとともに、資源ごみを回収する団体への報償金や生ごみ処理容器購入者への補助制度を継続し、ごみの資源化・減量化の取組を支援します。

(2) ごみの適正処理

適切なごみ収集を継続するとともに、ごみ処理施設に搬入されるごみを、周辺環境に配慮しながら適正に処理し、今後老朽化が見込まれる施設の再編等についても検討しながら、施設の適正な維持・管理に努め、安定したごみ処理を行います。

また、市民や事業者に対するごみの排出ルールの徹底や不法投棄防止に関する啓発など、ごみの不法投棄対策を図るとともに、不法投棄されたごみを適正に処理します。

協働のまちづくり

ごみ集積所の管理やごみ分別指導など、リサイクル推進協力会を中心とした活動を支援し、市民と協働してごみの資源化・減量化を推進し、「日本一のリサイクルのまち」の実現を目指します。

KPI（重要業績評価指標）

名 称	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備 考
一人一日当たりごみの排出量	966g	800g	ごみ収集量÷人口÷365日
プラスチック類ゴム製品ごみ排出量	2,483t	2,400t	
焼却灰の発生量	3,545t	2,980t	焼却灰+飛灰 (加須クリーンセンター+大利根クリーンセンター)

第4章 豊かな自然と快適な環境のまちづくり

第4節 快適で暮らしやすいまちをつくる

第2項 きれいな水の再生

基本方針

日常生活に伴い排出される生活排水を適正に処理することにより、きれいな水を取り戻し、快適な生活環境づくりに努めます。

公共下水道や農業集落排水による排水処理の適正化と、これらの施設整備地域以外の地域における合併処理浄化槽の適正管理の徹底に努めます。

また、公共下水道施設や農業集落排水処理施設への接続の推進、合併処理浄化槽への転換促進に努めます。

関連する SDGs



現状と課題

生活排水は、河川・水路の水質汚濁の主な原因として水質に大きな影響を与えています。市内の一部の河川・水路において、BODの環境基準が未達成であり、環境に関するアンケート調査結果においても、「河川・水路などの水のきれいさ」は、課題として挙げられています。

公共下水道事業については、計画的に整備を推進し、令和元年度末現在、事業計画面積の93.5%に当たる974haの区域の整備が完了しましたが、整備が完了した区域においては、より一層の接続の推進が必要です。

農業集落排水事業については、全16処理区域の施設の適正な維持管理とともに、より一層の接続の推進が必要です。

また、公共下水道事業においては、加須市環境浄化センターの長寿命化対策を、農業集落排水事業においては、名倉処理区及び伊賀袋処理区の大規模改修工事を実施し、施設の老朽化対策を講じてきましたが、今後、施設の安定稼働の確保に向けた更なる長寿命化対策の推進が必要です。

合併処理浄化槽については、これまで既存の単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換の促進、浄化槽の維持管理の啓発などを進めてきており、浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽普及率は、令和元年度末現在49.1%であることから、今後も一層、合併処理浄化槽への転換や維持管理の徹底、各家庭への水質浄化意識の啓発・高揚が必要です。このように、家庭からの生活排水の適正処理を図るためには、公共下水道事業や農業集落排水事業、合併処理浄化槽による総合的な生活排水対策の推進が必要です。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市環境基本計画	本市の環境の保全と創造に関する施策の総合的・計画的な推進を図るための基本計画
加須市生活排水処理施設整備計画	下水道など生活排水処理施設の計画的な整備を推進するための計画
加須市公共下水道事業基本計画	下水道事業の計画区域、計画人口、施設計画などを定める計画

具体的な施策

(1) 公共下水道の整備と適正な維持管理

生活環境の改善や河川・水路の水質改善を図るため、市街化区域の住居系を中心に、公共下水道の整備を推進します。また、整備完了区域では、公共下水道への加入を促進します。さらに、下水道処理施設の長寿命化対策を実施し、施設の適正な維持管理に努めます。

(2) 農業集落排水処理施設の適正な維持管理

農業用排水路への生活雑排水の流入を防止することによって、農村生活環境の維持・改善を図るため、農業集落排水処理施設の長寿命化対策を実施し、全16処理区域の施設の適正な維持管理に努めます。また、農業集落排水処理区域内における未接続世帯への加入を促進します。

(3) 合併処理浄化槽の普及促進

生活排水の適正処理を推進するため、浄化槽整備区域（積極的に浄化槽を整備する区域）での単独処理浄化槽及び汲み取り便槽からより浄化能力が高く生活排水を同時に処理できる合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、法定検査の受検や保守点検、清掃の実施について広報紙等を通じた啓発活動などに努め、各家庭での浄化槽の維持管理の徹底や水質浄化意識の高揚を図ります。

(4) 河川の浄化対策

河川や農業用水路の水質の向上を図るため、冬期通水（冬水）や河川浄化団体等との協働による清掃活動、啓発の実施など生活排水対策を推進します。

また、し尿処理施設等に搬入されるし尿・浄化槽汚泥を周辺環境に配慮し適正に処理するとともに、施設の適正な維持・管理に努め、安定した運転を行います。

協働のまちづくり

きれいな水の再生に向けて、市・市民・事業者が協働し、生活排水の浄化に対する意識を高めるとともに、公共下水道や農業集落排水処理施設への接続、合併処理浄化槽への転換を促進し、適正な維持管理を図ります。

KPI（重要業績評価指標）

名 称	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備 考
公共下水道整備率（累計）	93.5%	98.3%	整備面積÷事業計画区域面積×100
農業集落排水処理施設加入率 (累計)	76.1%	83.9%	加入戸数÷公共ます設置戸数×100
浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽普及率（累計）	49.1%	84.5%	合併処理浄化槽基数÷（合併処理浄化槽基数+単独処理浄化槽基数+汲み取り便槽基数）×100
市内50地点のBOD（冬期） の環境基準達成率	92%	100%	環境基準達成地点÷市内50地点×100

第4章 豊かな自然と快適な環境のまちづくり

第4節 快適で暮らしやすいまちをつくる

第3項 公害のない生活環境の確保

基本方針

公害苦情に迅速に対応し、助言・指導による早期解決を図り、安心して快適な生活環境づくりを推進します。

また、大気、水質、道路騒音、放射能などの定期的な監視測定を実施するとともに、法令に基づく工場や事業所の規制を実施し、公害の監視や防止に努めます。

関連する SDGs



現状と課題

市では、主要河川 50 地点で BOD や SS の測定を年 2 回実施しており、水量の少ない時期は BOD が高くなる傾向があります。また、市内 6 地点で年 1 回道路騒音測定を実施しており、交通量の多い地点では基準を超過する箇所があります。その他市内 4 地点で年 8 回実施している工場・事業所、自動車から排出される汚染物質の濃度測定や公共施設 73 箇所、378 地点で年 2 回実施している放射能測定は、いずれも基準を超えていない状況です。引き続き、公害の監視測定を継続するとともに、発生源対策、公害苦情の迅速・適切な処理などの公害の未然防止を図ることが必要です。(いずれも回数等は令和元年度実績)

また、市民からの苦情を受けた場合は、苦情の発生源に対して助言・指導を行い、迅速・適切な対応を図っています。今後も工場・事業所などの公害発生源に対しては、法令を遵守するように規制・指導を行います。

環境に関するアンケート調査結果では、「公害の監視、未然防止」や「身近な環境美化、地域衛生の向上」、「空家対策の推進」などの取組を求めている市民が多いことから、今後も健康や生活に直結の視点から快適な生活環境を保全することが必要です。

また、土地の埋立て規制などによる土砂の違法堆積の防止や空地の適正管理については、加須市環境保全条例に基づく指導などを行っていますが、引き続き生活環境の保全に向けた対応が必要です。

さらに、犬や猫などの身近なペットは、私たちの生活に潤いを与える一方で、フンや鳴き声などによる苦情も寄せられていることから、適正飼養に係る啓発や飼い主等への指導を行っており、引き続き広報等による啓発などの対策を講じていく必要があります。

加えて、不法投棄パトロールの実施や市民から提供される情報の活用により、ごみの不法投棄の防止に努めていますが、今後は不法投棄を「しない」「させない」「許さない」意識の一層の向上が必要です。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市環境基本計画	本市の環境の保全と創造に関する施策の総合的・計画的な推進を図るための基本計画

具体的な施策

(1) 公害の未然防止

公害の未然防止のため、啓発活動に努めるほか、工場・事業所などの公害（騒音・振動・悪臭）の発生源に対して、埼玉県や近隣市と連携し、法令を遵守するように規制・指導を実施します。

市民からの苦情に対しては、その苦情の原因者に助言・指導を行い、迅速・適切な対応をすることによって早期解決に努めます。

(2) 監視測定の実施

環境の監視測定体制の整備を推進するとともに、埼玉県との連携による大気や水質、道路騒音、放射能などの定期的な監視測定を実施し、その結果を速やかに市民に公表します。

(3) 生活環境の保全・指導

無秩序な残土の埋め立てや管理の行き届かない空地など生活環境に支障が生じる行為に対して、加須市環境保全条例に基づく必要な規制や助言・指導を実施し、良好な生活環境の保全に努めるとともに、管理の行き届かない空家を解消するため、所有者に対して適正管理の指導を行い防犯や防災、生活環境の保全を図ります。

また、犬や猫によるフン害等の苦情に対し、動物愛護法等に基づく適切な助言・指導を実施するとともに、ペットの適正飼育の普及啓発を推進し、人と動物との共生に配慮した生活環境の保全に努めます。

さらに、不法投棄をさせないまちづくりを目指し、道路や河川、水路などにおけるごみの不法投棄対策を推進します。

協働のまちづくり

市民・事業者とともに、安心して快適な生活環境を守るため、公害の未然防止を図ります。

KPI（重要業績評価指標）

名 称	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備 考
公害苦情処理解決率	90%	90%	大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭の苦情の解決率
環境の監視測定の実施回数	13回	13回	ダイオキシン類、大気、河川、自動車交通騒音の測定回数
狂犬病予防注射の接種率	72.6%	80%	
不法投棄防止パトロール回数	25回	24回	

第5章

協働による持続可能なまちづくり

第1節 地域の絆で協働のまちをつくる

第1項 シティプロモーションの推進

第2項 広聴の推進

第3項 市民と行政との協働

第2節 便利で暮らしやすいまちをつくる

第1項 地域の特性を活かした土地利用と良好な住環境の形成

第2項 交通ネットワークの構築・道路環境の向上

第3項 公園の維持・充実

第4項 地域公共交通の充実

第5項 行政手続の利便性と窓口サービスの向上

第3節 持続可能な自治体経営を実現する

第1項 効果的で効率的な自治体運営

第5章の数値目標

	指標名	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
1	全事務事業における市民との協働実施割合	95.7%	100%
2	自治協力団体加入率（累計）	80.0%	80.6%以上
3	人口の社会増	353人	プラス傾向を継続
4	「加須市に住み続けたい」と思う人の割合	72.7%	100%

第5章 協働による持続可能なまちづくり

第1節 地域の絆で協働のまちをつくる

第1項 シティプロモーションの推進

基本方針

市民参画を促進する広報活動を積極的に推進し、様々な機会を捉えて情報の収集と提供活動を強化し、市民と行政の情報の共有化を図ります。

また、広報紙やホームページ、SNS、PR動画など様々なチャンネルを活用したシティプロモーションを展開し、地域イメージの「ブランド化」や郷土愛の醸成、交流人口の増加や転入者の増加を図ります。

関連する SDGs



現状と課題

広報紙に加え、ホームページのリニューアル、スマートフォン用アプリの導入やSNSの主要ツール（YouTube、Facebook、Twitter、Instagram、LINE）を網羅し、それぞれの特徴を活かしたシティプロモーションを展開しており、年間200件を超えるPR動画の投稿により、SNSにおけるフォロワー数が着実に増加しています。

今後もデジタル社会の目まぐるしい変化に対応した、迅速かつ効果的なシティプロモーションの展開が求められるとともに、年齢層により情報収集手段が異なるため、全ての世代に向けて的確な広報活動が必要です。

また、市民が郷土に「誇り」や「愛着」を持って定住するためには、更なる広報活動の充実と市民と行政の情報の共有化を一層推進していくことが必要です。

さらに、新たな交流人口の増加や定住人口の増加を図るため、本市の魅力を市内外に積極的に情報発信して本市の認知度を上げる取組（シティプロモーション）が求められています。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市シティプロモーション方針	市の魅力や各種施策を市内外に効果的に情報発信して、市民の郷土愛や本市の認知度向上を推進していくための基本的な考え方
加須市行政経営プラン	市民との協働による自治体経営を推進するための具体的な取組を掲げた計画

具体的な施策

(1) 広報活動の充実

広報紙に市民カメラマン撮影の写真を積極的に活用するなど、市民との協働による広報活動の活性化を図るとともに、紙面のビジュアル力を高めることにより、市民目線に立った「伝わる」紙面づくりを更に進めます。

また、ホームページやSNS、かぞホットメール、スマートフォン用アプリなどの多様な情報発信ツールを活用するとともに、情報提供には動画を多く採用するなどにより充実させ、分かりやすい行政情報の積極的な提供を推進し、市民と行政の情報の共有化を図ります。

(2) 市の魅力発信の充実

加須市シティプロモーション方針に基づき、地域の観光資源やイベント情報、子育て情報、災害が比較的少ない地域の特色など、本市の魅力や特長、アピールポイント、各種施策を市内外に積極的に情報発信しながら、市民と一緒にシティアプロモーションを展開し、加須市に住んでみたい、住み続けたいと思う市民を増やすとともに、加須市が好き、また訪れたいと感じる観光客の増加を図ります。

ホームページ上の「魅力発信かぞ」やPR動画の充実を図るとともに、ふるさと写真・動画コンクールや全国こいのぼり写真コンクールの開催、フィルムコミッションの活用などを通じて、市民の郷土への愛着心を深め、本市の魅力再発見、全国に向けた本市のPRに努めます。

また、各メディアに報道してもらうことで、市内外に広く本市を周知できる大きな機会となることから、市の様々な事業等について積極的なパブリシティ（報道機関への情報提供活動）に努めるとともに、民間により開局が計画されているコミュニティFM局と連携を図りながら魅力発信に努めます。

新たに、有効なSNS機能の活用やAI機能の導入など、今後も更なる発展が見込まれるデジタル技術に合わせ、日々進化する社会情勢を見極めながら様々なPR方策を検討し、魅力発信の充実に努めます。

協働のまちづくり

広報活動の充実によって市民と行政の情報の共有化を図るとともに、市政に対する市民の理解と協力を得ることによって協働のまちづくりを推進します。

KPI（重要業績評価指標）

名 称	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備 考
市公式 SNS 等のフォロワー数 (累計)	12,005 人	30,000 人	
パブリシティ年間情報提供の件数	456 件	500 件	

第5章 協働による持続可能なまちづくり

第1節 地域の絆で協働のまちをつくる

第2項 広聴の推進

基本方針

市政についての話し合いをはじめ、出前市長室、自治協力団体、各種審議会、各種団体との意見交換等による対話を実施し、市長への手紙・メールや各種アンケートなど様々なチャンネルを活用した広聴活動を積極的に推進することにより、市民と情報と目標を共有し、市民の市政に対する意見・提言・要望を市政に反映します。

関連する SDGs



現状と課題

市政についての話し合い、出前市長室、自治協力団体、各種審議会、各種団体との意見交換等による市民と市長の直接対話をはじめ、市長への手紙・メール、さらには各種アンケート調査の実施など様々なチャンネルによる広聴活動を通じて、市政に対する意見・要望などを幅広く伺い、可能な限り市政に反映しています。

今後も、広聴活動の充実を図り、市民と情報と目標を共有した上で、市民の市政に対する意見・要望などを幅広く伺い、市政に反映して市政への市民参画を促進する必要があります。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市行政経営プラン	市民との協働による自治体経営を推進するための具体的な取組を掲げた計画

具体的な施策

(1) 対話の推進

市政についての話し合い、出前市長室、自治協力団体、各種審議会、各種団体との意見交換等による市民と市長の直接対話を推進するとともに、身近な手法である市長への手紙・メールなど、様々なチャンネルによる市民の市政に対する意見・要望などを幅広く伺い、可能な限り市政に反映します。

(2) 広聴活動の充実

市内で行われる様々な会議やイベントを通じて、市民から寄せられた意見を各種事業に反映します。

また、市民意識調査をはじめとする様々なアンケート調査を定期的に行い、現状や市民のニーズについての傾向や変化を把握して市の施策づくりに市民の声を反映します。

さらに、計画の策定などに当たっては、アンケート調査を実施するとともに、案の段階で市民に公表し、寄せられた意見を考慮して最終案をつくりあげるパブリックコメント制度を活用するなど、広聴活動の充実を図ります。

協働のまちづくり

広聴活動の充実によって、市民の意見や要望を伺い、市民と行政の情報の共有化を図るとともに、市政に対する市民の理解と協力を得ることによって、市民と目標を共有し、協働のまちづくりを推進します。

KPI (重要業績評価指標)

名 称	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備 考
市政についての話し合いに参加した人数	1,009人	1,050人	
出前市長室に参加した人数	191人	200人	

第5章 協働による持続可能なまちづくり

第1節 地域の絆で協働のまちをつくる

第3項 市民と行政との協働

基本方針

急激な少子化・長寿化などに適切に対応できる持続可能なまちづくりの構築に向け、「加須市協働によるまちづくり推進条例」に基づき、自治協力団体による地域の自治活動をはじめ、地域の様々な場面において、多くの市民の参加の下で行われているボランティア活動やコミュニティ活動などの市民活動を支援するとともに、市民と行政との情報の共有化を図りながら、それぞれが責任や役割を分担し、連携した協働によるまちづくりを一層推進します。

また、市民一人ひとりが家族や地域のつながり・愛着を深められるよう、ふるさとづくりを進めていくとともに、地域の特色を活かした他の自治体との交流を通して、相互理解と友好親善を深め、地域社会の発展と振興を図ります。

さらに、国籍等の異なる人々が互いの文化の差異を認め合い、地域社会を支え合い、ともに生きていくことのできるまちづくりを目指します。

関連する SDGs



現状と課題

現在、行政と強いつながりがある自治協力団体、消防団、交通指導員や民生委員などの活動をはじめ、福祉、スポーツ、文化、芸術、環境などの分野において、多くの市民がボランティア活動を行っています。

こうした中、本市では「加須市協働によるまちづくり推進条例」（平成23年10月5日施行）を制定し、市民と行政がそれぞれの責任や役割を分担しながら連携する「市民との協働によるまちづくり」を推進しています。

今後ますます進行する少子化や長寿化などの社会状況の変化に対応するためには、様々な場面において、協働のまちづくりの更なる推進が求められており、そのためには市民がまちづくりに参加しやすい環境づくりを行い市民活動の活性化を図るとともに、協働のまちづくりの一層の推進に向け、市民が誇りと愛着を持てる地域社会づくりを進めていく必要があります。

また、市政に対する市民の理解と信頼を深めながら、市民との協働のまちづくりを一層推進するために、個人情報保護の下に、原則公開とする情報公開制度を適正に運用し、市民と行政の情報の共有化を図ることが必要です。そして、選挙を通して市政やまちづくりに参画することも必要です。

市内には魅力あふれる地域、イベントや物産品が豊富にあります。現在、姉妹都市を提携している栃木県さくら市と、友好都市を提携している福島県双葉町との交流を推進していますが、地域資源をアピールするとともにそれらを活かし、個性的で活力ある地域づくりを更に推進していくために、自治体との交流の拡充を図っていく必要があります。

本市の市内在住外国人は、市全体の人口の2.1%（令和2年4月1日現在）を占めていることから、定住者が暮らしやすい環境の整備や市民の国際理解を深めるためにも、外国の文化や価値観などの違いを知る機会の提供などが必要です。

国際化社会が進展する中、本市でも外国人の定住者や訪問者の増加などによって外国人と接する機会が増えたことにより、多文化共生社会の構築等を望む声があります。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市協働によるまちづくり推進条例	本市のまちづくりの基本的な考え方を明らかにするとともに、市の特性を活かした活力ある豊かな地域社会の実現に向け、具体的な内容を定めたもの
加須市家族・地域の絆推進運動大綱	協働のまちづくりを更に深化させていくための基盤づくりとなる「家族・地域の絆推進運動」の具体的な内容を定めたもの
加須市行政経営プラン	市民との協働による自治体経営を推進するための具体的な取組を掲げた計画

具体的な施策

(1) 市民と行政との協働の推進

市民と行政が協働の下、活力ある豊かな地域社会の実現を目指す中、地域における防災、防犯、見守りや環境美化などにおいて大きな役割を担うなど、まちづくりの最大のパートナーである自治協力団体への支援を充実します。

また、まちづくり団体の連携組織である「まちづくりネットワーク・かぞ」の活動や市民活動の拠点施設である市民活動ステーション「くらくら館」の運営を支援します。

さらに、市民の自主的な話し合いの場である「まちづくり市民会議」の運営や各種市民活動団体への活動支援を行うとともに、市内で活動するNPO 法人と相互に連携を図ることにより、市民と行政がそれぞれの責任や役割を分担しながら連携する「市民との協働によるまちづくり」の更なる推進を図ります。

(2) 行政情報の公開

個人情報保護に留意しつつ、市民との協働の基盤として情報を共有するため、情報公開制度を適正に運用するとともに、審議会等の会議の公開及び会議録の公表制度を円滑に運用し、市民への情報提供を積極的に推進し、行政情報の共有化を図ります。

(3) 絆による「ふるさとづくり」と地域コミュニティの活性化

協働のまちづくりを深化させる基盤づくりとして、市民一人ひとりが家族や地域のつながりを深め、市民相互の信頼関係などを高めるため、「家族・地域の絆推進運動」を本市全体の市民運動として推進します。

また、快適で安心安全な地域コミュニティの形成に向け、市民相互の連携により市民自ら住みよい地域社会を目指していくコミュニティ活動を推進します。

市の花「コスモス」・市の木「サクラ」の普及や、地域ごとに開催している市民まつりの継承などを通し、市民の郷土愛の醸成を図り、ふるさとづくりを推進します。

(4) 自治体間交流の推進

自治体との間で教育、文化、スポーツなどをはじめとする活動を通じた自治体間交流を推進することにより、相互の理解と友好親善を深め、地域社会の発展と振興を図ります。

また、現在、姉妹都市を提携している栃木県さくら市と、友好都市を提携している福島県双葉町とは、住民レベルの交流を更に推進するため、交流事業に対するサポートを実施していきます。

さらに、新たな都市との姉妹都市提携についての検討を進めていきます。

(5) 国際交流の推進

市内在住の外国人も、安心してともに暮らせる多文化共生の社会を構築するため、やさしい日本語や案内板、各種刊行物の外国語併記に取り組むとともに、国際交流団体との連携を強化します。

身近なところから国際感覚を養っていくため、外国からの研修生がホームステイするワンナイトステイ事業を促進するとともに、ホストファミリー登録家庭の増加を図ります。

また、市内で開催されるスポーツライミングのワールドカップなどの国際的なイベントを通して、本市を訪れる外国人と市民との交流機会を増やしていきます。

協働のまちづくり

市民と行政が対等な立場で情報を共有し、共通の目標を認識した上で、それぞれが責任と役割を適切に分担し、相互協力によって、協働によるまちづくりの推進に努めます。

KPI (重要業績評価指標)

名称	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備考
地域市民活動団体数（累計）	79 団体	86 団体	
絆マークを見たことがある市民の割合	96%	100%	
市民の日記念事業への参加者数	4,644 人	25,000 人	令和元年度は、主要イベントが新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により中止

第5章 協働による持続可能なまちづくり

第2節 便利で暮らしやすいまちをつくる

第1項 地域の特性を活かした土地利用と良好な住環境の形成

基本方針

地域の特性を十分に活かし、秩序ある整備と発展を目指すため、産業の振興、快適な生活環境の確保を基本に計画的な土地利用を推進します。特に、加須駅南口に立地される埼玉県済生会加須病院の周辺においては、病院を核とした新たなまちづくりを推進します。

また、若年層・中堅層の定住促進を図るため、良好な住環境を整備する土地区画整理事業や個性ある街並み、街路などの市街地整備を計画的に推進します。

関連する SDGs



現状と課題

国道 125 号バイパス、国道 354 号等の県道の整備が進み、交通網が更に充実したことにより、加須に東産業団地の誘致や民間の流通系開発が促進されるなど、産業振興につながる土地利用を推進しています。

また、民間の土地開発への「加須市住みよいまちづくり指導要綱」に基づく適切な指導とともに、開発許可や建築確認などの許可等事務を適正に行い、田園都市にふさわしい住環境の形成に努めてきました。

今後も、市の健全な発展と秩序ある整備を進めるため、都市部と農村部のバランスを図りつつ、地域の特性を活かした土地利用を図り、便利で暮らしやすいまちづくりを推進することが必要です。特に、加須駅南口に埼玉県済生会加須病院が立地されることから、その周辺の都市的な土地利用や、東北道加須インターチェンジを有し、羽生インターチェンジ及び圏央道白岡菟浦インターチェンジにも近接している本市の道路交通網を活かした産業振興を図るための土地利用を積極的に進める必要があります。

一方で、頻発・激甚化する自然災害の発生を機に、防災・減災のための適切な土地利用を誘導するための都市計画法等が改正されたことから、今後、状況を踏まえながら土地利用を検証することが必要です。

さらに、良好な住環境の形成により、定住を促進するとともに、野中土地区画整理事業については、早期に完了を図る必要があります。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
「加須市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例第 3 条第 1 項」に係る指定運用方針	都市計画法第 34 条第 11 号の条例で指定した集落区域における開発行為の区域指定基準及び予定建築物の用途等の指定運用方針
「加須市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例第 5 条第 1 項第 1 号」に係る指定運用方針	都市計画法第 34 条第 12 号の市街化を促進するおそれがない等と認められる条例で定める開発行為の区域指定基準及び予定建築物の用途等の指定運用方針
野中地区まちづくりプラン	野中土地区画整理事業の区域縮小に伴い、除外された地区の整備方針

具体的な施策

(1) 地域の特性を活かした土地利用の推進

都市部と農村部のバランスを図りながら、東北道加須インターチェンジを有し、羽生インターチェンジ及び圏央道白岡菖蒲インターチェンジにも近接する交通の要衝である本市の特性を活かし、産業適地の確保や商業、サービス業等によるにぎわいの場の創出などの土地利用を推進し、市全体の活力向上に努めます。

また、加須駅南口に立地される病院の周辺においては、病院を核とした新たなまちづくりを進めます。

なお、自然災害の頻発・激甚化を踏まえ、都市計画法等の改正がされたことから、防災・減災に向けた安心安全な土地利用についての検証を進めます。

(2) 良好な住環境の形成

民間の土地開発については、地域住民や開発事業者等の理解と協力の下、計画的で良好な住環境の形成を推進するため、「加須市住みよいまちづくり指導要綱」に基づく適切な指導に努め、開発許可や建築確認などの許可等事務を適正に行い、都市機能や居住環境等の維持・充実を図ります。

野中土地区画整理事業については、効率的・効果的な事業の進捗を図り、早期の完了に努めるとともに、野中土地区画整理事業からの除外地区においては、地区整備計画に沿って道路、水路、下水道、公園等の公共施設の整備を推進します。

また、市営住宅等については、公営住宅のニーズ等の状況を見ながら、再編等を進めます。

(3) UIJ ターン居住による定住の促進

市外から移り住む人、本市で親族との同居・近居をしようとする人を対象に、土地開発や住宅の新築・改築等をする際の支援として、定住コンシェルジュによる適切なアドバイス、開発許可申請手数料等の免除、引越費用の一部助成、米の贈呈からなる「居住UIJターン促進事業」や、三世代同居しようとする人の住宅の新築やリフォーム等補助、固定資産税を優遇する「三世代ふれあい家族応援事業」の実施により、定住の促進を図ります。

協働のまちづくり

地域住民や開発事業者等との協働により、住みよいまちづくりを推進します。

KPI (重要業績評価指標)

名 称	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備 考
企業の立地件数 (累計)	—	5 件	大規模開発行為件数
都市計画法 34 条 11 号開発許可件数	78 件	78 件	
中学生以下の子どもと転入した家族の数	315 家族	360 家族	

第5章 協働による持続可能なまちづくり

第2節 便利で暮らしやすいまちをつくる

第2項 交通ネットワークの構築・道路環境の向上

基本方針

企業などの社会経済活動や市民の日常生活を支え、便利で暮らしやすいまちをつくるため、国県道を含めた市内の幹線道路による交通ネットワークの構築に努めます。

市内を南北に結ぶ幹線道路や災害時の広域避難経路や緊急輸送道路を確保するための県道や「利根川新橋」の早期整備の促進に努めます。

さらに、誰もが利用しやすい道路とするため、生活道路の整備や歩道の確保、段差の解消、交通渋滞の緩和など、道路環境の整備を推進するとともに、老朽化した橋りょうの計画的な更新、維持管理に努めます。

関連する SDGs



現状と課題

国・県道の整備については、要望活動に取り組んだ結果、国道125号バイパスや国道354号バイパス、県道北中曽根北大桑線バイパス等の整備に至り、道路交通の利便性が大きく向上しました。

また、市内各地域を結ぶ幹線道路については、交通の流れをスムーズにさせる国・県道とのネットワークを構築するために、「加須市幹線道路網整備計画」に基づき計画的に整備を行っています。

さらに、市民の日常生活を支える生活道路については、優先性を考慮するため、自治協力団体からの要望を加須市生活道路整備事業評価システムによって評価し道路整備を行っています。

今後も、県域を越える広域避難経路の確保や緊急輸送道路としての活用に加え、地域経済の活性化が見込まれる「利根川新橋」の整備を促進するため、群馬県板倉町、栃木県栃木市と連携し、国や県への要望活動を継続することが必要です。

また、踏切による慢性的な交通渋滞の解消や道路ネットワークを構築するため、市内を南北に結ぶ幹線道路の整備促進が必要です。

さらに、老朽化した橋りょうの計画的な修繕及び点検が必要です。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市道路網整備計画	市の道路を計画的に整備し、国・県道を含めた市全体の道路ネットワークを構築するための計画
加須市橋りょう整備計画	橋りょうの長寿命化と耐震化という2つの事業を実現するため、各々の整備方針を定めた計画

具体的な施策

(1) 県道の整備促進

市内幹線道路における渋滞の解消や安全対策を図るため、市の中心部を通る都市計画道路幸手久喜加須線、都市計画道路下高柳道地線、東部地域を通る都市計画道路幸手鷲宮加須線、北部地域を通る都市計画道路栗橋大利根加須線、さらに北中曽根北大桑線、加須北川辺線、加須鴻巣線の整備が必要であり、早期整備に向けて埼玉県への継続的な要望に努めます。

(2) 利根川新橋の整備促進

県域を越える広域避難経路や緊急輸送道路の確保により災害時において命を守るとともに、人やモノの交流による地域経済の活性化を図るため、本市と群馬県板倉町を結ぶ利根川新橋の早期建設とその架橋に係る幹線道路の整備促進について、同町と構成する「加須・板倉利根川新橋建設促進協議会」において、国や埼玉県・群馬県に強く要望していきます。

また、利根川及び渡良瀬川への架橋を含めた広域的幹線道路については、栃木県栃木市も含めた2市1町で連携を図り、整備促進します。

(3) 南北幹線道路の整備促進

踏切による慢性的な交通渋滞を解消するため、市内を南北に結ぶ幹線道路について、ルートの検証を行うとともに、効率的な整備促進について関係機関への要望に努めます。

(4) 幹線市道・生活道路の整備

国道や県道を結ぶ市の幹線道路については、近隣市や地域及び公共施設を結び、人・情報・物・産業の活発な交流を支えるため、通過交通の流れをスムーズにし、利便性と快適性を兼ね備えた道路ネットワークを構築するとともに、交差点改良や歩道の確保など、誰もが便利に通行できる、人にやさしい道づくりを「加須市道路網整備計画」に基づき計画的な整備に努めます。

生活道路については、自治協力団体からの要望を加須市生活道路整備事業評価システムによって評価し、優先性を考慮して、市民の日常生活に密着した安全性や利便性の向上など、市民に親しまれる道路整備に努めます。

(5) 橋りょうの整備推進

高度経済成長期以降に集中的に整備した橋りょうの老朽化が進んでいるため、「加須市橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、修繕や点検を行います。

(6) 道路環境の維持・向上

道路・公園等ウォッチャーなどの市民からの情報提供や道路パトロールによって、常に道路や橋りょう等の道路構造物の現況を把握し、緊急性や必要性に応じた道路の補修を行います。

また、市民との協働、民間活力を活かした効率的・効果的な維持管理について検討を進め、道路の維持向上に努めます。

協働のまちづくり

市民と協働し、生活道路の穴埋めや砂利敷きなど簡易な修繕を実施します。

KPI (重要業績評価指標)

名称	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備考
交通ネットワーク、道路環境に対する市民の満足度	15%	25%	市民アンケートで「満足」・「やや満足」と答えた人の割合
道路に起因する事故発生件数	2件	0件	

第5章 協働による持続可能なまちづくり

第2節 便利で暮らしやすいまちをつくる

第3項 公園の維持・充実

基本方針

身近な緑や憩いの場を提供する公園を利用者のニーズやそれぞれの地域や地区のニーズに即した機能を持った公園に再編し、安心安全で利用しやすい公園の維持・充実を図ります。
また、市民との協働により、それぞれの公園の利用促進と維持管理を推進します。

関連する SDGs



現状と課題

本市では、これまで公園を目的別に「都市公園」、「児童遊園地」、「開発に伴い設置された公園等のその他公園」の3つに分類して設置管理を行ってきました。しかし、その利用実態は、それぞれの地域に見合った様々な使われ方がされています。また、その他公園の中の特に開発に伴い設置された公園においては広さも様々で、地域のふれあいの場として有効に活用されている一方で、利用頻度の低い小規模で管理しづらい公園も多くあります。このようなことから、利用者ニーズやそれぞれの地域や地区のニーズに即した利用促進を図るため、「スポーツ・健康づくり型」「遊び型」「自然・文化・歴史型」「コミュニティ・広場型」の4つの形態に分類するとともに、災害用物資の保管場所や災害時の避難場所など防災面での活用が図れるよう、機能に応じた公園の維持・充実を図ることにしました。今後、自治協力団体や利用者からご意見をいただきながら、公園機能の再編を進める必要があります。

また、それぞれの地域や地区のニーズに即した公園利用の促進と効率的な維持管理を市民との協働により進める必要があります。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市公園設置管理方針	都市公園、児童遊園地、開発公園を含むその他公園の3つに分類していた公園を統合し、使われ方に着目して、求められる機能に応じて4つの公園形態に分類し設置管理する方針

具体的な施策

(1) 公園機能の充実

それぞれの公園の利用実態に基づき、機能に応じた公園形態（①スポーツ・健康づくり型、②遊び型、③自然・文化・歴史型、④コミュニティ・広場型）に再編するとともに、災害用物資の保管場所や避難場所など防災面での活用を図り、利用者のニーズ、地域や地区のニーズに即した公園機能の充実を図ります。また、身近な緑の保全に努め、市民の憩いの場を提供します。

(2) 公園施設の適切な維持管理

市民が公園を安心安全に利用できるよう、定期的に清掃、除草、樹木剪定を行うとともに遊具の保守点検や修繕等、公園施設の適切な維持管理を推進します。

(3) 様々な担い手による公園の維持管理

自治協力団体や利用者に公園への愛着を持っていただくため、市民も含めた様々な担い手による公園の維持管理を推進します。

協働のまちづくり

自治協力団体や利用者に公園の維持管理業務を委託する等、市民との協働による公園の維持管理を推進します。

KPI（重要業績評価指標）

名 称	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備 考
公園利用者意見聞取りにおける満足度	—	80%	
公園の維持管理に関する市民活動団体数（累計）	6 団体	16 団体	

第5章 協働による持続可能なまちづくり

第2節 便利で暮らしやすいまちをつくる

第4項 地域公共交通の充実

基本方針

コミュニティバス「かぞ絆号」については、交通弱者と言われる高齢者等の通院や買物などの移動手段として、市内公共交通事業者と連携して、必要な運行改善を実施し、利便性の向上と利用促進を図ります。

また、コミュニティバスとともに地域公共交通を支えている民間路線バスやタクシーの維持に努めます。

鉄道については、鉄道事業者や関係機関に対し、久喜駅での東武伊勢崎線と東北本線の相互直通運転化の積極的な推進をはじめとする輸送力増強や利便性の向上に関する要望を粘り強く継続します。

関連する SDGs



現状と課題

運転免許証の自主返納者は、全国的な傾向と同様に本市でも年々増加傾向にあり、高齢者をはじめとするいわゆる交通弱者の移動手段の確保・充実を図ることが求められています。

コミュニティバス「かぞ絆号」の充実や利便性の向上が求められており、これまでも利用実態や市民からの要望等を踏まえ、必要な改善は適宜行っていますが、市民の移動手段の充実を図るため、今後も市内公共交通事業者への影響や財政的なバランスを十分に考慮しながら、運行改善を実施していく必要があります。

また、地域公共交通については、民間路線バスやタクシーを運行する市内公共交通事業者と市がそれぞれの役割を担いながら、ともに地域の公共交通を支えていくことが重要です。利用者数の減少や運転手の高齢化等の課題を抱えている市内公共交通事業者の存続を支援していく必要があります。

鉄道に関しては、東武伊勢崎線に加須駅と花崎駅、東武日光線に新古河駅と柳生駅があり、鉄道事業者や関係機関に対し、輸送力増強等に関する要望を継続しているものの、利便性の大きな向上に至っておらず、乗降客数の減少が続いています。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市地域公共交通総合連携計画	新たな公共交通体系を設定し、本市に相応しい持続可能な公共交通の実現を目指すための計画

具体的な施策

(1) コミュニティバスの充実

デマンド型乗合タクシー・循環バス・シャトルバスの3つの運行方式で運行しているコミュニティバス「かぞ絆号」については、利用者のニーズを的確に把握し、市内公共交通事業者への影響や財政的なバランスを十分に考慮しながら、埼玉県済生会加須病院の開院を契機として、運行経路の見直しや運行方式の改善を図り、市内全域において、高齢者等交通弱者の移動手段の確保、公共交通不便地域の解消を図り、より一層利用しやすい運行に努めます。

(2) 民間路線バス・タクシーの維持

利用者数の減少や運転手の高齢化等の課題を抱えている民間路線バスやタクシーの市内公共交通事業者については、コミュニティバスとともに地域公共交通を支えられるようその維持、継続に努めます。

(3) 鉄道の輸送力増強と利便性の向上

鉄道を利用する市民の利便性の向上を図るため、東武鉄道株式会社及び東日本旅客鉄道株式会社に対して、久喜駅での東武伊勢崎線と東北本線の相互直通運転化の積極的な推進など、輸送力増強や利便性の向上に関し、本市単独での要望活動のほか、沿線の自治体で構成する各協議会等や埼玉県を通じた要望活動を粘り強く継続します。

東武日光線に関しては、沿線の自治体との連携を図りながら、輸送力増強に関する要望活動を行います。

さらに、本市の重要な観光資源である渡良瀬遊水地や三県境の玄関口となっている柳生駅のバリアフリー化を推進し、利用者の利便性の向上はもちろん、観光振興や地域活性化を図ります。

協働のまちづくり

市内公共交通事業者と協働し、交通弱者の移動手段の確保や公共交通不便地域の解消を図ります。

KPI (重要業績評価指標)

名 称	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備 考
コミュニティバス「かぞ絆号」 1日当たり利用者数	201.2人	270人	デマンド型乗合タクシー・循環バス・シャトルバスの延べ利用者数の合計
デマンド型乗合タクシー利用登録者数 (累計)	15,507人	18,500人	

第5章 協働による持続可能なまちづくり

第2節 便利で暮らしやすいまちをつくる

第5項 行政手続の利便性と窓口サービスの向上

基本方針

デジタル社会の発展や多様化する市民ニーズに対応するため、行政手続などのオンライン化や事務の効率化を推進するとともに、窓口サービスの向上に努め、市民が便利さを実感できる身近な市役所づくりを推進します。

また、こうした行政手続などのオンライン化による利便性の向上に当たっては、引き続き、個人情報の保護をはじめとする情報セキュリティ対策の徹底に努めます。

関連する SDGs



現状と課題

本市では、これまでもデジタル技術を活用したサービス提供の基盤となるマイナンバーカードの普及や電子申請システムの整備などに取り組んでいます。

しかしながら、現在も書類による手続や市役所等に出向いての対面による手続のほか、押印を必要とする手続も多数残っているなど、オンライン化は十分に進んでいるとは言えない状況です。

また、平日来庁できない方への対応として、日曜窓口や既存の公共施設に設けている10箇所の市民サービスセンター、コンビニエンスストアによるサービスを提供してきました。多様化する市民ニーズに的確かつ迅速に対応するためには、今後も継続して、市民の身近な場所で窓口サービスを提供していく必要があります。

一方、こうした利便性の向上には、個人情報の保護をはじめとする情報セキュリティ対策への不断の取組が求められます。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市行政経営プラン	市民との協働による自治体経営を推進するための具体的な取組を掲げた計画
加須市情報化推進計画	市民サービスの向上や行政運営の効率化・高度化に向けた情報化施策を推進するため、ICTを取り巻く環境の変化に対応しつつ情報基盤の活用に重点を置いた計画

具体的な施策

(1) 行政手続オンライン化の推進

市民が真に利便さを実感できるサービスを提供するため、添付書類や押印の省略、証明書等発行手数料の電子納付などによる行政手続の簡便化、オンラインによる市民との相談業務などを進めるとともに、本人確認の有効な手段であるマイナンバーカードを有効に活用しながら、利便性の高い行政手続のオンライン化を推進します。

(2) 窓口サービスの向上

市民が身近な場所でサービスを受けられるように、各総合支所をはじめ、既存の公共施設に設けている市民サービスセンターやコンビニエンスストアでの証明書等交付サービスの利用を推進します。

また、他市区町村との連携による広域交付については、住民票の写しに加え、戸籍の謄抄本等の発行の拡大を図ります。

さらに、多様なニーズに応じた様々な相談や手続を集約した窓口で効率的に行うことやAI等を活用した効果的な行政サービスにより、手続時間の短縮を図り、満足度と質の高い窓口サービスの提供に努めます。

(3) 個人情報の保護

安心で便利なサービスを提供するため、情報システムの信頼性や安定性の確保はもとより、職員の情報管理能力の向上を図るとともに、個人情報の適切な保護のため、サイバー攻撃による情報漏えいの防止などの情報セキュリティ対策を徹底します。

協働のまちづくり

窓口サービスなどのアンケート調査により把握した市民の声を反映し、本庁舎や各総合支所の行政サービスの向上を図ります。

KPI (重要業績評価指標)

名 称	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備 考
行政手続件数に占めるオンライン利用の割合	47%	54%	
職員の対応についての市民満足度	81%	85%	アンケート調査の該当設問における「満足」「やや満足」と回答のあった項目÷有効回答項目数×100
証明書発行のコンビニ交付利用率	3.6%	15%	

第5章 協働による持続可能なまちづくり

第3節 持続可能な自治体経営を実現する

第1項 効果的で効率的な自治体運営

基本方針

持続可能で安定的な行財政基盤を確立できるよう、公共施設の適正な配置や計画的な行財政運営に努め、職員的能力開発や組織の見直し、「加須やぐるまマネジメントサイクル」による行政評価を実践し、効果的な行財政運営を推進します。

AIやICT等を活用した「スマート自治体」を推進し、あらゆる分野において効果的に行政サービスを提供するため、業務の効率化を図ります。

また、近隣自治体との連携を強化し、広域的な取組を推進します。

関連するSDGs



現状と課題

少子化や長寿化の進展をはじめとした、社会経済情勢の変化や制度改正、新たな行政需要などに対応するため、市が行う全ての事業について行政評価による改善・見直しが必要です。

自立した自治体経営のため、ICTの活用による効果的かつ効率的な事務改善の推進と、マイナンバーカードの利活用や税及び税以外の収入の確保、未利用普通財産の売払いを進めるなどの新たな行政サービスや財源確保策が必要です。

最適な人員で最大の効果を挙げられるよう、簡素で効率的な組織と定員管理を行うとともに、様々な行政課題などに対応可能な本市の行政を支える職員的能力開発を継続して行う必要があります。

多くの公共施設で老朽化が進み、老朽化対策に多額の経費が必要となっています。また、合併して誕生した本市は、類似施設が多いということもあり、今後の人口規模や財政規模に見合った施設数となるよう、公共施設の統廃合と適正な配置を実現していかなければ、真に必要な施設を適切に維持していくことができなくなります。

生産年齢人口の減少や合併特例による地方交付税の加算措置の終了、さらには感染症流行の影響による新しい生活様式への対応や税の減収が課題です。

また、市民ニーズの多様化や頻発する自然災害への対応など、市域を越えた広域的な視点を要する自治体間共通の行政課題に対応するため、他の自治体とのより一層の連携強化が必要です。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市行政経営プラン	市民との協働による自治体経営を推進するための具体的な取組を掲げた計画
加須市情報化推進計画	市民サービスの向上や行政運営の効率化・高度化に向けた情報化施策を推進するため、ICTを取り巻く環境の変化に対応しつつ情報基盤の活用重点を置いた計画
加須市職員能力開発基本方針	目指す「職員像」や、職員の意識改革・能力開発の方策などをまとめた指針
加須市公共施設等総合管理計画 加須市公共施設等個別施設計画	公共施設の更新・統廃合・長寿命化の計画的な実施と最適な配置の実現を目的とした今後の公共施設等のあり方に関する方針
公共調達改革に関する加須市の取組基本方針	良質で安価な社会資本の整備という社会的要請に応えるとともに、地域特性などに配慮しつつ確実な改革を推進する基本方針
未利用普通財産（土地）の利活用基本方針	未利用市有地における普通財産の利活用を計画的に推進するための考え方や今後の取組等を示した基本方針

具体的な施策

(1) 計画的な行財政運営

市が行う全ての事務事業について、市民の立場と経営の視点に立ち、加須やぐるまマネジメントサイクル（PDCA サイクル）による行政評価を行い、不断の改善と見直しを進め、計画的かつ効率的な「自立した自治体経営」を実現します。

また、「収支の均衡」「債務残高の圧縮」「将来への備え」の3つを財政運営の基本姿勢として、限られた財源の中で、社会経済情勢の進展による影響を鑑みつつ、市の施策の優先度、実効性を反映した予算編成を行い、今後も引き続き、安定した行政サービスを維持できる財政運営に努めます。

(2) 効果的な行政運営

市が行う事務の執行等についての適法性、効率性、有効性を検証し、市政の公正で合理的かつ能率的な執行を確保します。

また、サービスに対する経費やサービス内容等の各種データ等の整理と分析を行い、施設使用料・交付手数料等の市民サービスと負担の適正化を推進します。

あらゆるモノがインターネットにつながるIoTの時代の中で、デジタル化によるAI、ICT等を活用して、効果的に行政サービスを提供するため、業務の効率化を図ります。

そして、市民生活における量よりも質を重視する成熟社会への移行に伴い、誰もが生きがいを感じられ、活躍ができ、将来にわたって持続可能な成長と成熟のバランスの取れたまちづくりを推進します。

(3) 職員の能力開発と時代に合った組織管理

将来にわたって行政サービスを確実に提供し、新たな行政需要に対して的確に対応していくため、必要な人材の確保と、職員の能力開発に努めるとともに、業務の効率化や組織体制の見直しなどによる定員管理を行います。

また、多様で柔軟な働き方の実現や感染症対策における新しい生活様式の定着を可能にするため、ワーク・ライフ・バランスの促進、オンライン会議等の活用など、市役所における働き方改革を推進します。

(4) 公共施設等の適正な配置

公共施設の老朽化対策と合わせ、施設の統廃合を進め、真に必要とされる公共施設の適正な配置の実現を目指すとともに、公共施設における利便性の高い市民サービスの提供と維持管理費の縮減を図るため、指定管理者制度の導入を含め、民間事業者などへの委託を推進します。

また、市が保有する普通財産について、財源確保や維持費の観点から有効活用を推進します。

(5) 広域行政の推進

県境隣接自治体で構成する関東どまんなかサミット会議等に参画し、水害時広域避難場所の確保等、緊急時の取組など広域的な取組を推進します。

また、近隣自治体との公共施設の相互利用の実施や、広域利根斎場組合、埼玉東部消防組合、加須市・羽生市水防事務組合等の一部事務組合や、埼玉県後期高齢者医療広域連合等の広域連合により、効率的な事務執行を推進するとともに、引き続き構成市町と協力して一層の経営改善を図ります。

協働のまちづくり

市民と行政との協働や市内部の改革や改善の推進によって、効果的で効率的な自治体運営の実現を目指します。

KPI（重要業績評価指標）

名称	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備考
AI・RPAの適用業務数（累計）	1件	8件	
全課の事務改善合計件数	108件	112件	
市税の収納率	97.7%	98.4%	
研修受講前に設定した受講目標を達成できた職員の割合	82%	85%	

IV 資料編

1 第2次加須市総合振興計画策定の経過

年	月 日	項 目
平成24年	1月 4日	第1次総合振興計画 策定
平成28年	2月 8日 11月14日	第1次まち・ひと・しごと創生総合戦略 策定 第1次総合振興計画基本構想 改訂（後期基本計画 策定）
令和元年	9月 1日～ 12月22日	「市政についての話し合い」の開催 （テーマ「元気と活力ある加須市づくりを目指して」）
令和2年	1月 9日～24日 3月16日 5月25日 7月 7日 8月21日 9月16日 10月 1日 10月 7日 10月12日 10月13日 10月14日 10月15日 10月20日 10月21日 10月22日 10月23日 10月26日 11月 5日 11月 6日 11月 9日 11月12日～19日 11月13日 11月16日 11月24日 12月 1日 12月 3日 12月 4日	「まちづくりアンケート調査」・「若者の進学・就職などの希望に関する調査」の実施 第1次まち・ひと・しごと創生総合戦略 改訂 第2次総合振興計画三役調整会議 第2次総合振興計画三役調整会議 第2次総合振興計画三役調整会議 第2次総合振興計画三役調整会議 第1回 総合振興計画推進本部会議 第2回 総合振興計画推進本部会議 第3回 総合振興計画推進本部会議 第4回 総合振興計画推進本部会議 第5回 総合振興計画推進本部会議 第6回 総合振興計画推進本部会議 第7回 総合振興計画推進本部会議 第8回 総合振興計画推進本部会議 第9回 総合振興計画推進本部会議 第1回 総合振興計画審議会及びまち・ひと・しごと創生総合戦略有識者会議 諮問 第10回 総合振興計画推進本部会議 第11回 総合振興計画推進本部会議 第2回 総合振興計画審議会及びまち・ひと・しごと創生総合戦略有識者会議 第12回 総合振興計画推進本部会議 計画案に対するパブリックコメントの募集 第13回 総合振興計画推進本部会議 第14回 総合振興計画推進本部会議 第15回 総合振興計画推進本部会議 第3回 総合振興計画審議会及びまち・ひと・しごと創生総合戦略有識者会議 総合振興計画審議会及びまち・ひと・しごと創生総合戦略有識者会議 答申 第2次総合振興計画基本構想案を市議会に提出
令和3年	1月18日～ 2月 3日 2月16日 2月26日	第2次総合振興計画基本構想特別委員会 市議会において第2次総合振興計画基本構想案 議決 第2次総合振興計画 策定 （前期基本計画・第2次まち・ひと・しごと創生総合戦略 策定）

2 市民参加

(1) まちづくりアンケート調査

① 調査の目的

本調査は、加須市の市政運営の指針となる「総合振興計画」が令和2年度に計画期間の最終年度を迎えることから、これまでの取組を評価するとともに、「第2次総合振興計画」の策定に当たり、市民の意見を広く反映させるための基礎資料とすることを目的として行ったものです。

② 調査の方法

- ・調査対象 市内居住の18歳以上の男女
- ・対象者数 5,000人
- ・抽出方法 住民基本台帳（令和元年11月13日現在）から無作為抽出
- ・調査方法 郵送配布・郵送回収
- ・調査期間 令和2年1月9日送付、1月24日締切
（1月21日にお礼状を兼ねた督促状を送付）

③ 調査項目

- ・加須市の住みごこちについて
- ・まちづくりの施策について
- ・合併による効果について
- ・回答者の属性について
- ・自由意見

④ 回収結果

- ・標本数 5,000票
- ・有効回収数 1,899票
- ・有効回収率 38.0%

⑤ アンケート結果（施策の満足度、重要度について抜粋）

施策の満足度と重要度について、次のとおり加重平均値を算出し分析を行いました。
<加重平均の算出方法>

$$\text{加重平均} = \frac{\sum_{i=1}^{\text{回答数}} (A \times 2 + B \times 1 + C \times 0 + D \times (-1) + E \times (-2))}{(\text{無回答を除く解答総数})}$$

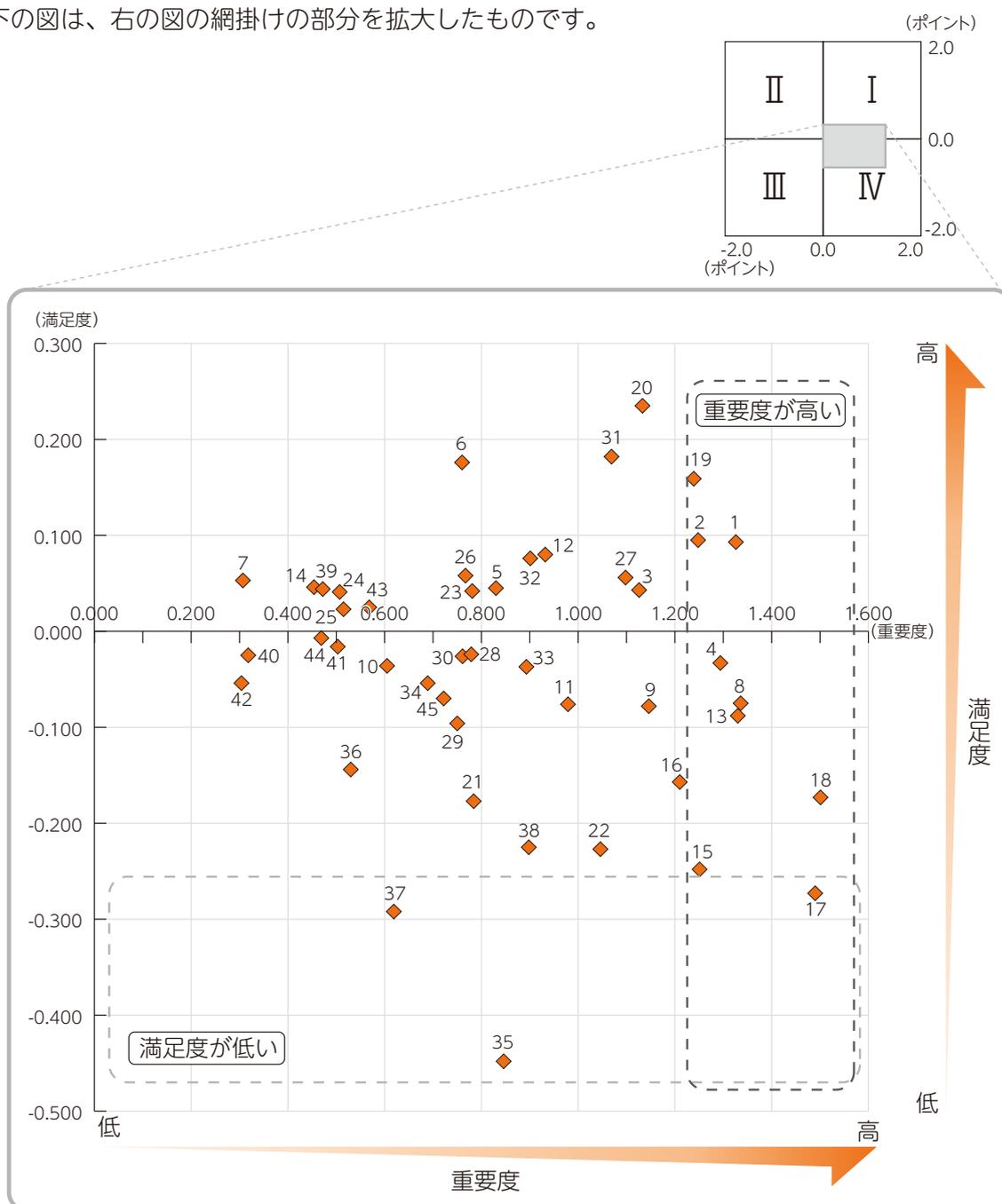
A：満足	（重要）	……………	+ 2ポイント
B：やや満足	（やや重要）	……………	+ 1ポイント
C：普通	（どちらともいえない）	………	0ポイント
D：やや不満	（あまり重要でない）	………	- 1ポイント
E：不満	（重要ではない）	……………	- 2ポイント

※回答者が全員「満足（重要）」であれば、2.0ポイントとなり、全員が「やや満足（やや重要）」であれば、1.0ポイントとなります。

評価の対象施策は、以下の45施策です。

- | | | | |
|----------------|---------------------|-----------------|----------------|
| 1 産み育てることへの支援 | 12 健康づくり支援 | 23 身近で便利な市役所づくり | 34 工業の振興 |
| 2 仕事と家庭の両立への支援 | 13 地域医療体制の充実 | 24 環境学習・教育の推進 | 35 商業の振興 |
| 3 幼児教育の充実 | 14 スポーツ・レクリエーションの振興 | 25 環境活動の促進 | 36 産業の創出 |
| 4 学校教育の充実 | 15 防犯体制の強化 | 26 自然環境との共生 | 37 観光によるまちおこし |
| 5 地域教育の充実 | 16 交通安全対策の充実 | 27 きれいな水の再生 | 38 勤労者に対する支援 |
| 6 生涯学習の推進 | 17 震災等対策の強化 | 28 美しい景観の形成 | 39 広報の充実 |
| 7 芸術文化の振興 | 18 治水対策の充実 | 29 温室効果ガスの削減 | 40 広聴の推進 |
| 8 高齢者に対する支援 | 19 消防・救急力の強化 | 30 節電社会の構築 | 41 市民と行政の協働 |
| 9 障がい者に対する支援 | 20 消費者のくらしの安全確保 | 31 循環型社会の構築 | 42 自治体間交流・国際交流 |
| 10 地域福祉の推進 | 21 土地利用と市街地の整備 | 32 公害のない生活環境の確保 | 43 人権尊重社会の推進 |
| 11 生活の安定促進 | 22 道路・交通網の充実 | 33 農業の振興 | 44 男女共同参画の推進 |
| | | | 45 自立した自治体経営 |

※下の図は、右の図の網掛けの部分拡大したものです。



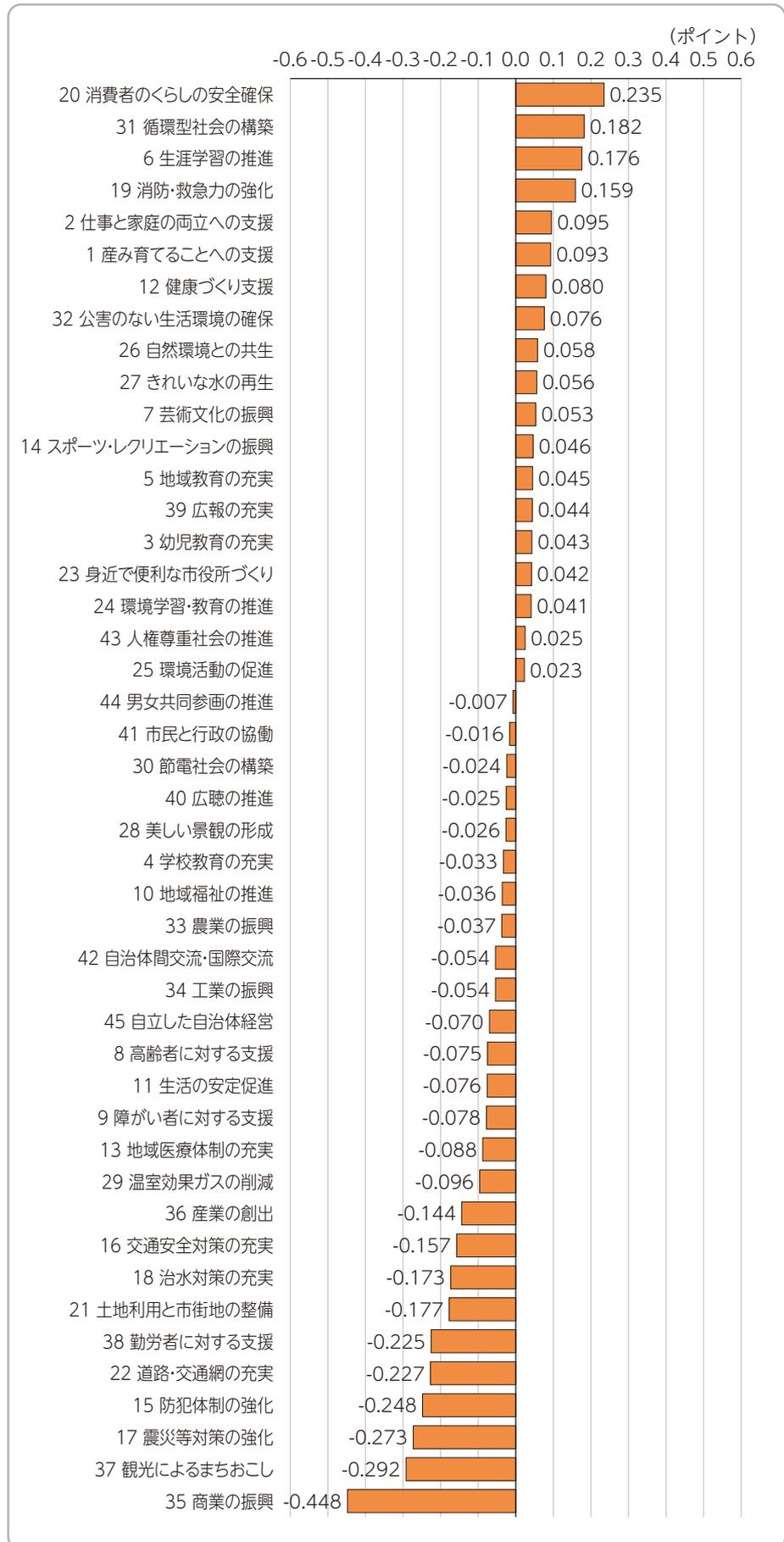
【満足度】

満足度は、19 施策がプラス、26 施策がマイナス

加重平均により満足度が比較的高い項目は、「20 消費者のくらしの安全確保」、「31 循環型社会の構築」、「6 生涯学習の推進」などであり、これらを含めてプラスになっているのは19 施策です。

満足度の低い項目は、「35 商業の振興」、「37 観光によるまちおこし」、「17 震災等対策の強化」などであり、これらを含めてマイナスになっているのは26 施策です。

前回調査（平成26年度）と比べ、全施策の中で満足度が大きく上がったものは「2 仕事と家庭の両立への支援」（前回12位→今回5位）であり、逆に大きく下がったものは「18 治水対策の充実」（前回20位→今回38位）でした。（ただし、前回調査時は43 施策）



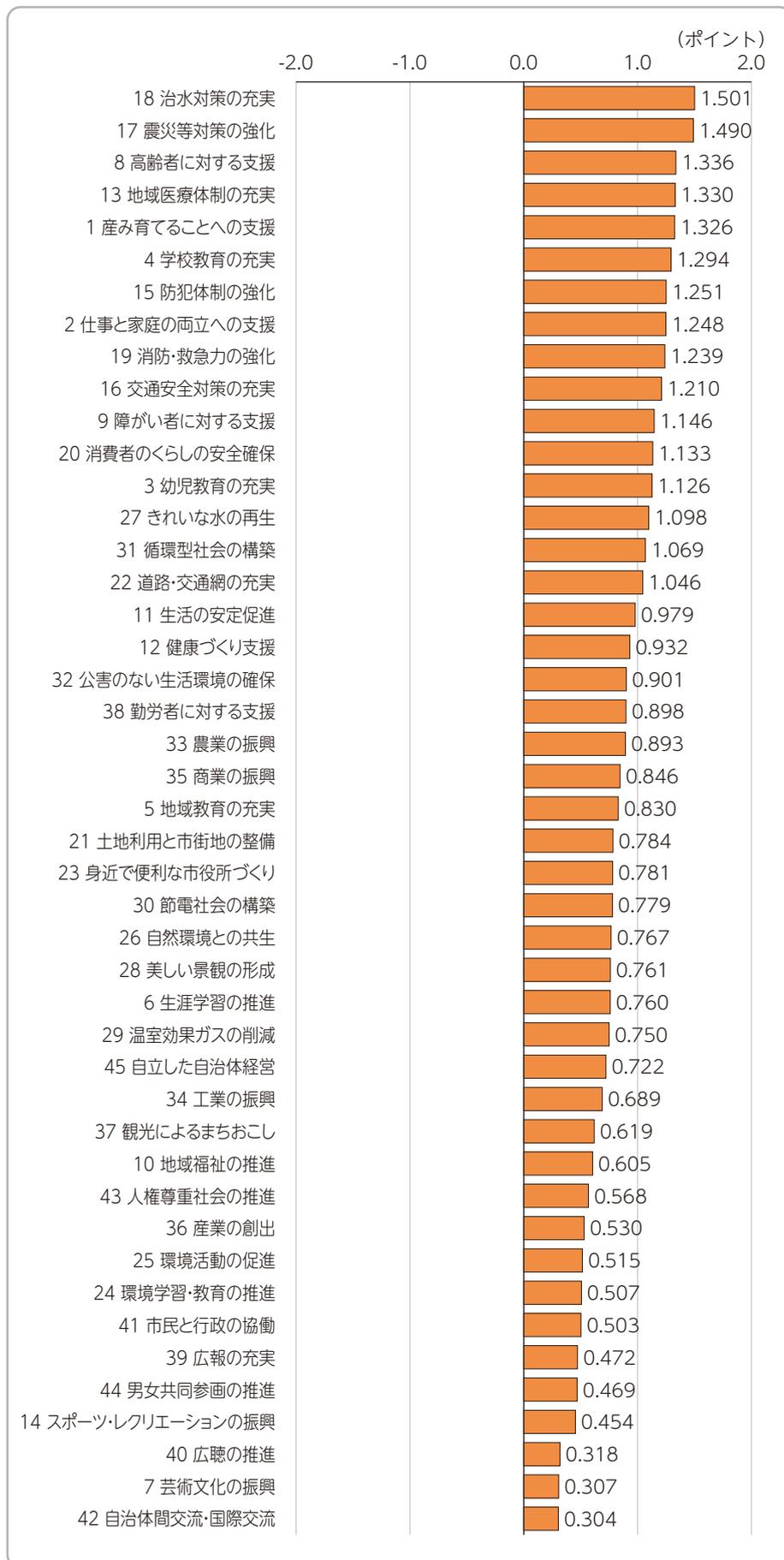
【重要度】

重要度は、全施策がプラス、中でも 16 施策が 1.0 以上

加重平均により重要度をみると、全施策がプラスであり、中でも 16 施策が 1.0 以上となっています。比較的重要度の高い項目は、「18 治水対策の充実」、「17 震災等対策の強化」、「8 高齢者に対する支援」などです。

重要度の比較的低い項目(それでもプラス)は、「42 自治体間交流・国際交流」、「7 芸術文化の振興」、「40 広聴の推進」などです。

前回調査（平成 26 年度）と比べ、全施策の中で重要度が大きく上がったものは「18 治水対策の充実」（前回 12 位→今回 1 位）であり、逆に大きく下がったものは「7 芸術文化の振興」（前回 38 位→今回 44 位）でした。（ただし、前回調査時は 43 施策）



(2) 若者の進学・就職などの希望に関する調査

① 調査の目的

本調査は、加須市に居住、又は通学する20歳前後の若い世代から、進学や就職、結婚・出産・子育てなどについての希望や考えを聞き取り、10年後のまちづくりを担う若い世代が暮らしやすい、魅力あるまちづくりを考えるための基礎資料とすることを目的として行ったものです。

② 調査の方法

- ・調査対象 加須市所在の高等学校（県立不動岡高等学校・花咲徳栄高等学校・開智未来高等学校）の2年生のうち、市内在住の生徒
平成国際大学の3年生
- ・調査方法 学校を通じて配布・回収
- ・調査期間 令和2年1月

③ 調査項目

- ・回答者の属性について
- ・進学・就職について
- ・居住地について
- ・市に対するイメージについて
- ・結婚・子どもについて
- ・自由記入意見

④ 回収結果

回収数 253票（高校2年生：92票，大学3年生 161票）

(注)

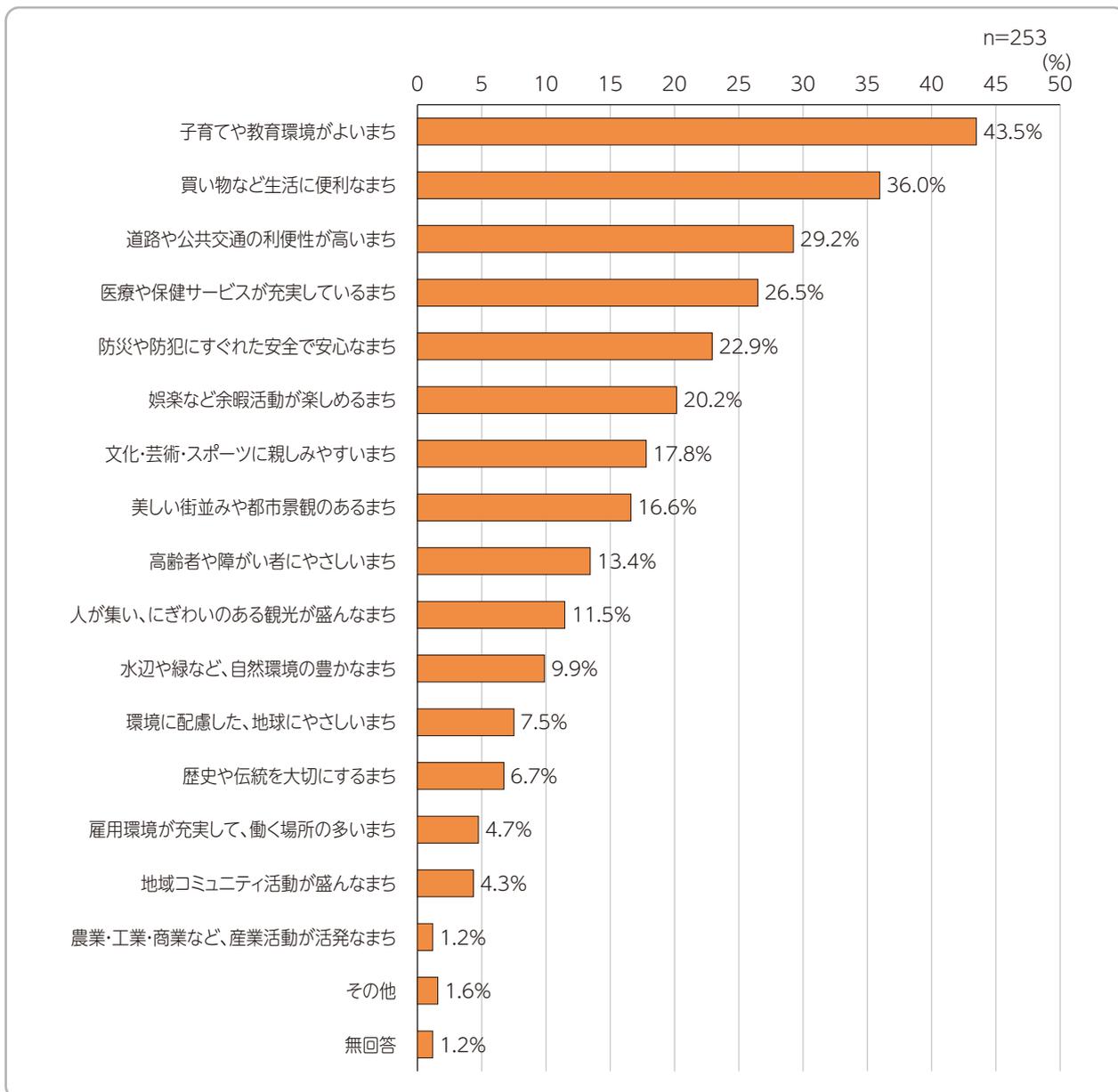
- ・集計について
比率は、全て百分率（%）で表し、小数点第2位以下を四捨五入して算出しています。従って、比率の合計が100.0%に満たない、あるいは超える場合があります。
また、複数回答の設問については、1人の回答者が2つ以上の回答をしてもよいことから、比率の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・設問ごとの集計の基数
グラフで“n = 253”と表記してあるのは集計の基数です。全員が回答すべき設問では253となりますが、回答者が限定される場合は、この数を下回ります。

⑤ 調査結果（加須市の望ましいあり方と現在のイメージについて抜粋）

（質問） もし、あなたが加須市に住むとしたら、加須市がどのようなまちであって欲しいですか。
（その他を含む 17 の選択肢のうち、3 つまで選択）

（回答） 加須市に住むにあたり、加須市がどのようなまちであって欲しいかについては「子育てや教育環境がよいまち」が 43.5% と最も多く、次いで「買い物など生活に便利なまち」が 36.0%、「道路や公共交通の利便性が高いまち」が 29.2% となっています。

また、これらに加え、「医療や保健サービスが充実しているまち」、「防災や防犯にすぐれた安全で安心なまち」、「娯楽など余暇活動が楽しめるまち」が 20% を超えています。

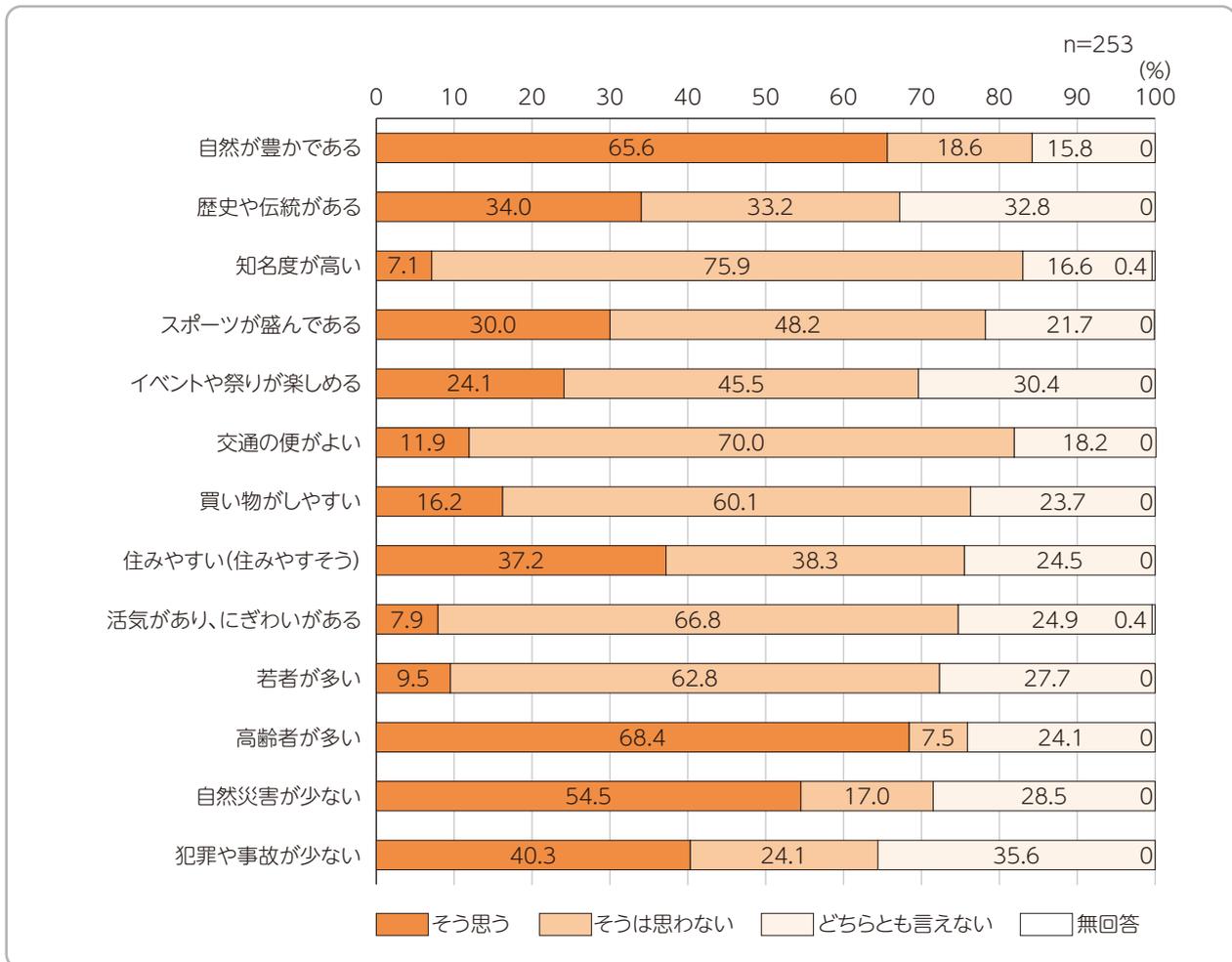


(質問) 現在の加須市について、どのようなイメージを持っていますか。

(13のイメージごとに、そう思う、そうは思わない、どちらとも言えない、のうち1つだけ選択)

(回答) 加須市のイメージについては「高齢者が多い(68.4%)」、「自然が豊かである(65.6%)」、「自然災害が少ない(54.5%)」が「そう思う」の上位にあげられています。

一方、「そうは思わない」の上位には、「知名度が高い(75.9%)」、「交通の便がよい(70.0%)」、「活気があり、にぎわいがある(66.8%)」があげられています。



(3) 市政についての話し合い

① 調査の目的

令和元年9月1日から12月22日にかけて、市内19地区で『元気と活力ある加須市づくりを目指して』をテーマとした「市政についての話し合い」を開催しました。

延べ1,009人の方に参加していただき、お寄せいただいたご意見等については、可能な限り本計画に反映させていただきました。

開催日	地区名	参加者数
令和元年9月1日	大越	35人
令和元年9月1日	水深	62人
令和元年10月19日	騎西	45人
令和元年10月19日	高柳	41人
令和元年10月19日	鴻荃	54人
令和元年11月24日	不動岡	39人
令和元年11月24日	志多見	50人
令和元年11月24日	種足	38人
令和元年11月30日	大利根東	58人
令和元年11月30日	原道	71人
令和元年11月30日	豊野	50人
令和元年12月7日	田ヶ谷	47人
令和元年12月7日	樋遣川	45人
令和元年12月7日	大桑	70人
令和元年12月14日	礼羽	47人
令和元年12月14日	北川辺地域	74人
令和元年12月22日	加須	88人
令和元年12月22日	三俣	54人
令和元年12月22日	元和	41人
合 計		1,009人

(4) パブリックコメント

**「第2次加須市総合振興計画」(案)への
市民意見(パブリックコメント)の結果概要**

- 1 実施期間 令和2年11月12日(木)～11月19日(木)
- 2 募集方法
 - ・市ホームページのほか、FacebookやLINEなどのSNSにより周知
 - ・政策調整課及び各総合支所地域振興課の窓口で閲覧
 - ・メール、FAX、郵送、持参により受付
- 3 意見総数 個人4名から合計20件
- 4 寄せられた意見の計画(案)への反映状況

	反映状況(件数)				
	総数	反映済	反映する	一部反映する	反映しない
【基本目標1】 安心安全でいきいきと暮らせるまちづくり	0	0	0	0	0
【基本目標2】 未来へつなぐ人を育むまちづくり	5	0	0	1	4
【基本目標3】 魅力と活力を生む産業のまちづくり	3	2	0	0	1
【基本目標4】 豊かな自然と快適な環境のまちづくり	1	0	0	0	1
【基本目標5】 協働による持続可能なまちづくり	6	2	0	0	4
【その他】	5	1	0	0	4
合 計	20	5	0	1	14

3

加須市総合振興計画審議会及び 加須市まち・ひと・しごと創生総合戦略有識者会議

(1) 審議会条例

加須市総合振興計画審議会条例

平成22年3月23日

条例第22号

改正 平成31年2月22日条例第1号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、市の総合振興計画の策定に関し必要な調査及び審議を行うため、加須市総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市内の公共的団体等の代表者

(2) 知識経験を有する者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了するまでとする。ただし、前条第2項第1号に規定する委員にあつては、その在職期間とする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総合政策部政策調整課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成31年条例第1号）

(施行期日)

1 この条例は、平成31年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定により委嘱され、又は任命された審議会等の委員（市議会の議員の身分を有していた者（第19条の規定による改正前の加須市都市計画審議会条例第2条第2項の規定により委嘱された者を除く。）を除く。）は、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定により委嘱され、又は任命された審議会等の委員とみなす。

(2) 有識者会議設置要綱

加須市まち・ひと・しごと創生総合戦略有識者会議設置要綱

(平成27年6月22日 市長決裁)
(平成31年5月1日一部改正 市長決裁)

(設置)

第1条 加須市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の策定に当たり、広く関係者の知見を活用するため、加須市まち・ひと・しごと総合戦略有識者会議(以下「有識者会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 人口ビジョンの策定に関する事項
- (2) 総合戦略の策定に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合戦略に関し必要な事項

(組織)

第3条 有識者会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市内の公共的団体等の代表者
- (2) 知識経験を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に掲げる所掌事項に係る審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 有識者会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、有識者会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 有識者会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、原則として公開とする。
- 3 有識者会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 有識者会議の庶務は、総合政策部政策調整課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、会長が有識者会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月22日から施行する。

附 則(平成31年4月26日市長決裁)

この要綱は、平成31年5月1日から施行する。

(3) 委員名簿

加須市総合振興計画審議会及び加須市まち・ひと・しごと創生総合戦略有識者会議
委員名簿

◎：会長 ○：副会長

区 分	氏 名(敬称略)	団体名等
(1) 市内の公共的団体等の代表者 (15名)	小倉 和夫	加須市農業委員会
	○ 細谷 信雄	加須市自治協力団体連合会
	長浜 美根子	かぞ地域女性会連合会
	井上 明子	加須市PTA連合会
	杉沢 正子	まちづくりネットワークかぞ
	福島 祐一	加須医師会
	早水 大輔	加須青年会議所
	眞中 紀	加須市商工会
	飯波 友浩	加須・大利根工業団地協議会
	尾高 幸江	加須市民生委員・児童委員協議会
	内田 親	加須市老人クラブ連合会
	市川 邦夫	加須市スポーツ協会
	加藤 美津枝	加須市母子愛育会連合会
	角田 大輔	ヤング農マンKAZO
	小城 恵	加須市わらべ保育園保護者会
(2) 知識経験を有する者(5名)	◎ 石上 泰州	平成国際大学
	佐々木 祥仁	埼玉りそな銀行 加須支店
	黒坂 和実	埼玉県利根地域振興センター
	矢島 和彦	行田公共職業安定所
	内田 美行	公募委員

(4) 諮問

加政発第186号
令和2年10月23日

加須市総合振興計画審議会会長 兼
加須市まち・ひと・しごと創生総合戦略有識者会議会長 様

加須市長 大橋良一

第2次加須市総合振興計画（案）について（諮問）

このことについて、加須市総合振興計画審議会条例第1条及び加須市まち・ひと・しごと創生総合戦略有識者会議設置要綱第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

(5) 答申

令和2年12月3日

加須市長 大橋良一様

加須市総合振興計画審議会 及び
加須市まち・ひと・しごと創生総合戦略有識者会議
会長 石上泰州

第2次加須市総合振興計画（案）について（答申）

令和2年10月23日付け加政発第186号により諮問のありました第2次加須市総合振興計画（案）につきまして、当審議会において慎重な審議を重ねた結果、適切であると認め、下記のとおり意見を付して答申します。

記

- 1 計画の推進に当たっては、当審議会の審議過程や市民アンケート調査等で寄せられた多くの意見を尊重するとともに、引き続き、基本構想に掲げられた新たな将来都市像の実現に向けて、市民との協働によるまちづくりに最善の努力をされますよう要望します。
- 2 少子化に伴う人口減少は、今後も加速度的に進行していくことが予想されていることから、「第2次加須市まち・ひと・しごと創生総合戦略」との一体的な推進を図ることにより、人口減少を抑制し、将来にわたって活力ある地域社会を維持していくための取組を一層推進されますよう要望します。
- 3 新型コロナウイルス感染症への対応など、新たな課題が発生した際においても、迅速かつ適切な対策を講ずるとともに、市民や市内事業所に及ぶ影響を最小限に抑えられるよう柔軟に取り組まれますよう要望します。
- 4 計画に位置付けられた全ての施策に対し、行政評価による検証を行い、改善策を検討するとともに、施策の推進に当たっては、適宜必要な見直しを実施し、実効性のある計画の進行管理に努められますよう要望します。

4 加須市総合振興計画推進本部

加須市総合振興計画推進本部設置要綱

(平成24年6月4日 市長決裁)

(設置)

第1条 加須市が水と緑と文化の調和した元気都市の実現に向けて、計画的、効率的な自立した自治体経営と市民等との協働によるまちづくりを確実に推進するため、加須市総合振興計画推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 総合振興計画の策定及び改訂に関すること。
- (2) 総合振興計画の進行管理に関すること。
- (3) その他総合振興計画に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

- 2 本部長は、会務を総理し、本部を代表する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 本部長には市長を、副本部長には副市長をもって充て、委員には別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

(分科会)

第5条 本部の補助機関として、必要に応じ分科会を置くことができる。

- 2 分科会の委員は、本部長が任命する。
- 3 分科会に分科会長及び副分科会長を置く。
- 4 分科会長及び副分科会長は、本部長が指名する。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、総合政策部政策調整課において処理する。

- 2 分科会の庶務は、各分科会長が所属する部署において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年2月10日から施行する。

(加須市総合振興計画策定委員会設置要綱の廃止)

- 2 加須市総合振興計画策定委員会設置要綱（平成22年11月25日市長決裁）は、廃止する。

別表（第3条関係）

教育長 総合政策部長 総務部長 環境安全部長 経済部長 子ども局長 福祉部長 健康医療部長 建設部長 上下水道部長 騎西総合支所長 北川辺総合支所長 大利根総合支所長 会計管理者 議会事務局長 教育委員会事務局生涯学習部長 教育委員会事務局学校教育部長 行政委員会事務局長
--

5 用語解説

用語	解説
あ	
RPA	アール・ピー・エー、Robotic Process Automation の略。ロボットによる業務自動化のこと。
IoT	アイ・オー・ティー、Internet of Things の略。物にインターネットによる通信機能を持たせ、相互通信により自動認識や自動制御などを行うこと。
ICT	アイ・シー・ティー、Information and Communication Technology の略。情報・通信に関連する技術一般の総称のこと。
アイデンティティ	英語では「同一であること」「本人であること」といった意味を基本とする。その人や地域の特長や「らしさ」を示す言葉として使われる。
空家バンク	空家の賃貸・売却を希望する人から申込みを受けた情報を、空家の利用を希望する人に紹介する制度
い	
EU	イー・ユー、European Union の略。欧州連合のこと。
石綿	天然に存在する繊維状の鉱物。軟らかく、耐熱・耐摩耗性に優れているため、ボイラー配管の被覆、自動車のブレーキ、建築材などに広く利用されていたが、繊維が肺に突き刺さると、肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、大気汚染防止法により、平成元（1989）年に「特定粉じん」に指定され、使用が制限又は禁止されるようになった。
石綿セメント管	セメントにアスベストを混合して製造した石綿セメントを用いたコンクリート製の管
溢水（いっすい）	堤防のないところで河川の水があふれること。
Instagram	インスタグラム。スマートフォン、タブレット、PCなどで、インターネットを通じて写真の共有ができる無料のSNS
う	
ウェブ会議	インターネット等を通じて、離れた場所にいる人と行う会議
家読（うちどく）	家庭読書の略で、家族で読書を楽しむ習慣をつける読書活動
え	
AI	イー・アイ、Artificial Intelligence の略。人工知能
エコ農業	農業生産における農薬の適正使用の徹底及び使用量の削減、たい肥等の有機物の施用などの環境保全型農業のこと。
エコミュージアム	エコロジー（生態学）とミュージアム（博物館）からなる造語であり、地域全体を一つの博物館に見立て、地域の自然環境、歴史・文化遺産、産業遺産などを現地において保存、育成、展示することをいう。
SS	エス・エス、Suspended Solids の略。水中に懸濁している不溶性物質のこと。
SNS	エス・エヌ・エス、Social Networking Service の略。人と人とのつながりを促進・サポートするインターネット上のサービス
SFA フットボールセンター（彩の国KAZO ヴィレージ）	公益財団法人埼玉県サッカー協会が管理・運営を行う、旧県立騎西高等学校校跡地に設置された施設
エッセンシャルワーカー	医療や物流など、社会的に必要不可欠な職業に従事している労働者
NPO	エヌ・ピー・オー、Nonprofit Organization の略。非営利組織。営利を目的とせず、公益のために活動する民間団体の総称

用語	解説
LED	エル・イー・ディー、Light (光を) Emitting (出す) Diode (ダイオード) の3つの頭文字からなる。電流を流すと発光する半導体で、発光ダイオードとも言う。LEDは蛍光灯に比べて消費電力が約2分の1であること、材料に水銀などの有害物質を含まないこと、熱の発生も少ないことなどから、環境負荷が低い発光体として、照明などに利用されている。
お	
オープンガーデン	個人の庭を一定期間、一般に公開する活動
温室効果ガス	赤外線を吸収し地球温暖化の原因となる、大気中にある二酸化炭素 (CO ₂) やメタンなどの気体のこと。人の活動により増加しており、京都議定書では温室効果ガスのうち、二酸化炭素 (CO ₂)、メタンなどの6種類についての削減が定められている。
か	
海洋プラスチック問題	プラスチック製品が適切に処分されず、海に流されて海洋プラスチックごみとなり、海洋汚染や生態系に影響を及ぼす問題
カスリーン台風	昭和22(1947)年9月に日本に接近し、関東地方や東北地方に甚大な浸水被害をもたらした台風
家族・地域の絆推進運動	市民一人ひとりが家族や地域のつながりを深め、市民相互の信頼関係やコミュニティ意識を高めることにより、地域力の向上を図るとともに、「協働」のまちづくりを更に深めていくための基盤づくりを目的とする運動
加須の逸品カタログ	事業所の魅力を加須市内外にPRするため、地域に密着したオリジナル商品・技術・サービス等を掲載したカタログ「KAZO fan」のこと。
かぞ農業	水利の富んだ平坦な地形であることから、水稻を中心とした土地型農業を中心としながらも、きゅうり、トマトなどの施設園芸の複合経営も多くみられる特色のある加須市の農業のこと。
かぞブランド	平成28(2016)年度に創設された、加須市の知名度及び製品の付加価値の向上を図り、産業振興及び地域活性化に資することを目的に、市内の優れた商品や製品、農作物等をかぞブランドとして認定する制度
かぞホットメール	携帯電話やパソコンのメール機能を利用して、不審者情報などの防犯に関する情報をはじめ、防災や子育て、就業支援などの様々な情報を、あらかじめ登録いただいた市民の方に、希望する情報を届けるサービス
加須まなびTime	市内公立中学校に通う生徒を対象に、学習サポーターによる学習支援を行う中学生学力アップ教室のこと。
加須やぐるまマネジメントサイクル	全事務事業についてPDCAサイクルによる進行管理を行い、事業の改善を図る加須市独自の行政評価システム
学校応援団	「学習支援」「登下校における安心安全の確保」「環境整備」など、様々な面から地域住民が教育活動を支援する取組
観光大使	イメージアップや観光客の誘致を図るなどの目的で任命される、その地域にゆかりのある各界で活躍している人
関東どまんなかサミット	加須市、茨城県古河市、栃木県栃木市、小山市、野木町、群馬県板倉町で構成される、関東4県の県境に位置する隣接自治体が相互に協力・連携することで、魅力ある圏域の形成を目指す会議
き	
旧簡易水道	水道事業創設以前に、簡易水道として布設された水道
救急ワークステーション	救急車と救急救命士を含む救急隊員が24時間365日病院内に常駐し、医師の指導のもと病院実習を行い、救急要請時に病院から出動する体制のこと。
協働	加須市に関わる全ての団体・個人が、共通の目標に向けて相互に尊重し合い、連携を図りながら、それぞれの立場に期待される役割をそれぞれが可能な限り果たしていくこと。

用語	解説
く	
クールオアシス	熱中症対策の一環として、公共施設のほか県内企業等の協力の下に設置する外出時の一時休息所のこと。
クールスポット	主に屋外において人が涼しく感じる場所。水辺、森林、公園などをいう。
グリーン・ツーリズム	農山漁村に滞在し、農漁業体験を楽しみ、地域の人々との交流を図る余暇活動のこと。
け	
KPI	ケー・ピー・アイ、Key Performance Indicators の略。重要業績評価指標のこと。目標に対する達成度合いを測る指標として用いている。
健康寿命	平均寿命のうち、健康で活動的に暮らせる期間。WHO（世界保健機関）が提唱した指標で、平均寿命から、衰弱・病気・痴呆などによる介護期間を差し引いたもの
建築協定	地域住民が良好なまちづくりのため、地域の特性に応じ、建築基準法で定められた基準に上乘せする形で、建築物の建て方など一定のルールを設け協定する制度のこと。
こ	
5R	ごみの発生抑制 (Reduce)、再使用 (Reuse)、再生利用 (Recycle)、不要なものを買わない・もらわない (Refuse)、修理しながら長く使い続ける (Repair) の総称
広域避難	住んでいる地区を越えて、市が指定する避難場所、親戚や知人宅などの安全な場所へ避難する方法
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を全て足した数字のことで、一人の女性が一生の間に出産する子どもの平均の数を表す。
河野省三 (この せいぞう)	明治 15 (1882) 年、旧騎西町騎西の玉敷神社祠官の次男として生まれる。不動岡高校、国学院大学に学び、卒業後は国学院大学で教鞭をとり、その後、学長に就任し、昭和 36 (1961) 年には紫綬褒章を受章した。
交流人口	その地域を訪れる (交流する) 人のこと。その地域に住んでいる人、つまり「定住人口」(又は「居住者・居住人口」) に対する概念である。その地域を訪れる目的としては、通勤・通学、買い物、文化鑑賞・創造、学習、習い事、スポーツ、観光、レジャー、アミューズメントなど、特に内容を問わないのが一般的である。
高齢者相談センター	介護・福祉・健康・医療など様々な面から総合的に支えるために設けられた介護予防など必要なサービスを包括的・継続的に調整する地域の拠点となる機関をいう。
国営かんがい排水事業	基幹的な農業水利施設の整備・更新を行う事業のこと。安定的な用水供給機能及び良好な排水条件を確保するため、用水対策としてダム、頭首工、用水機場、用水路等を、排水対策として排水機場、排水樋門、排水路等の整備を行う。
国土強靱化	大規模な自然災害などに備えるため、事前防災や減災、迅速な復旧・復興につながる施策を計画的に実施して、強くてしなやかな国づくりや地域づくりを進める取組のこと。
国保健診 (特定健診)	40歳～74歳までの公的医療保険 (国民健康保険等) 加入者を対象とした保健制度
5種 18 分別	平成 25 (2013) 年 4 月から、日本一のリサイクルのまちを目指して加須市が全市で統一して採用しているごみの分別方法
子育てコンシェルジュ	保育士などの資格を持つすすく子育て相談室の職員
子育てサロン	子どもと一緒に遊んだりおしゃべりしたり自由に過ごせる場所

用語	解説
子育て支援センター	地域の子育て家庭に対する支援体制の充実を図るため、子育て支援の拠点として、児童の健やかな成長や子育て家庭への総合的な支援活動を推進するための施設
子育てフードドライブ	様々な理由で捨てられてしまう食品を家庭から寄贈してもらい、必要とする人に無償で提供する活動のこと。
こどもエコクラブ	子どもたちの地域における環境保全活動・環境学習を支援するために、環境省が進めている事業であり、幼児（3歳）から高校生まで、誰でも参加できる環境活動のクラブ
子ども食堂	ボランティア団体等が子どもなどに対し、食事や学習、遊びの場などを提供する取組のこと。
コミュニティFM局	電波法施行規則や放送法に定義する超短波放送（FM放送）の周波数を利用し、ラジオ受信機で聴取できるFM放送の一種を行う放送局のこと。
コミュニティバス 「かぞ絆号」	加須市が市の地域特性を踏まえ、デマンド型乗合タクシー、シャトルバス、循環バスの3つの運行方法を組み合わせた県内唯一の方式により運行しているコミュニティバス
さ	
災害時要援護者	高齢者や障がい者など災害時に援護が必要な市民のこと。
災害対策情報収集室	災害時に迅速・的確な情報を基に災害対策本部で協議し、最終的な意思決定を行うために必要な情報を収集する組織のこと。複数の気象情報等を総合的に把握していくほか、関係機関、部署等と本部との情報連携を円滑に行うとともに、避難情報発令等の検討を行う。
最終処分場	不要品のうちリユース（再利用）、リサイクル（再資源化、サーマルリサイクルを含む）が困難なものを処分するための施設
再生可能エネルギー	エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することをいう。
埼玉型加須方式ほ場整備	基盤整備済みの地区において、道路の拡幅用地のほ場権者からの無償提供により地元の負担金なしで行う低コスト型ほ場整備事業のこと。
斎藤与里 (さいとう より)	明治18（1885）年、旧加須市下樋遣川に生まれる。画家として、評論家として岸田劉生らとフェウザン会を結成し、また、ゴッホ、セザンヌ、ゴーギャンを日本にはじめて紹介するなど、近代洋画の進展に大きな役割を果たす。
産・学・官連携	民間企業（産）、教育機関・研究機関（学）、政府・地方公共団体（官）による連携のこと。
三世代ふれあい家族応援	三世代同居を目的とした住宅リフォーム費用の一部の補助や、三世代同居を目的とした住宅に対する固定資産税を優遇する取組のこと。
し	
志縁組織	市民等で構成された団体のうち、公共的又は公益的な特定のテーマを掲げて活動を行っているボランティア団体など、同一の目的意識によるつながりを基礎として構成された団体のこと。
ジェンダー	男性・女性であることに基づき定められた社会的属性や機会、女性と男性、女兒と男児の間における関係性、さらに女性間、男性間における相互関係のこと。
自主防災組織	「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感に基づき、地域の方々が自発的に、初期消火、救出・救護、集団避難、給水・給食などの防災活動を行う団体（組織）のこと。
自主防犯組織	安心安全なまちづくりのために、地域で自主的に防犯活動に取り組んでいる組織（ボランティア団体）のこと。自主的に防犯パトロールや子どもたちの見守りを行っている。

用語	解説
シティプロモーション	市の活性化などを目的に、市の観光や文化などについて市内外にアピールすること。
児童虐待防止等ネットワーク	市の福祉関係部署及び保健センター、教育委員会、県児童相談所、県保健所、警察署、医師会、民生委員・児童委員などによって構成され、児童虐待防止のための情報交換や効果的な対応について連携して協議・実践する仕組み
市内総生産額	市内で1年間に生み出された付加価値の合計。国内総生産（GDP）の市分にあたる。
シニアいきいき大学	平成国際大学と連携を図り、市内在住の60歳以上の方を対象に大学教授等の講師から、より専門的な学習の場を提供することで、高齢者の生きがいと健康づくりを支援する学習活動のこと。
地場産業	地域の歴史、風土、経営資源等により地域に根ざしている産業
市民学習カレッジ	生涯学習を通じた学習活動を支援する加須市の取組のこと。
市民サービスセンター	市民が自宅から自転車や徒歩でも容易に行ける地域の身近な施設で、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄本・抄本及び市税に関する証明書等を受け取ることができる施設をいう。
下總皖一 (しもおさ かんいち)	明治31(1898)年、旧大利根町砂原に生まれる。東京音楽学校(現東京藝術大学)卒業後、本格的な作曲活動を始める。「たなばたさま」、「野菊」など数多くの童謡・唱歌・校歌を手掛け、生涯の作曲数は3,000曲以上とも言われている。また、「和声学」「作曲法」などの音楽理論を確立し、日本の近代音楽の基礎を作ったとされている。
ジャンボこいのぼり	昭和63(1988)年に地元青年会議所の協力のもとに作られた、全長100メートルで世界最大の加須市所有のこいのぼり。毎年5月3日の市民平和祭には、会場の利根川河川敷緑地公園で遊泳が行われる。現在は平成25(2013)年度に作られたジャンボこいのぼり4世が使用されている。
周産期医療	妊娠22週から出生後7日未満の周産期に妊娠、分娩に関わる母体・胎児管理と、出生後の新生児管理を主な対象とする医療のこと。
就労継続支援A型・B型	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に対して、障害者総合支援法に基づき提供される障がい福祉サービス。雇用契約のあるA型と雇用契約のないB型がある。
循環型社会	自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会のことで、資源の採取や廃棄を抑制し、一度使用したものを繰り返し使用するなど、環境への影響を最小にするような仕組みを持つ社会をいう。
小1プロブレム	幼児教育から小学校教育への段差が乗り越えられない状況をいう。
商圈人口	商業施設や小売店、商店街などを日常的に利用する消費者が生活している地理的な範囲(商圈)内の全人口のこと。
消費生活センター	専門の消費生活相談員が、消費生活に関する相談を受け、トラブル解決に向けて消費者への助言や業者側との交渉などを行う組織のこと。
常備消防	市町村に設置された専任の職員が勤務している消防本部及び消防署による消防活動のこと。
消防水利	消火栓や防火水そうなど、消防法に規定する消防に必要な水利施設及び同法の規定により消防水利として指定されたもの
初期・第二次・第三次救急医療	入院を必要としない軽症の救急患者に対応するものが初期救急、入院や手術を必要とする重症の救急患者に対応するものが第二次救急、生命の危機が切迫している重篤患者に対応するものが第三次救急
食育	生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身につけるための学習等の取組のこと。
食品ロス	まだ食べられるのに廃棄される食品のこと。

用語	解説
女子野球タウン	一般社団法人全日本女子野球連盟が認定する、女子野球をシティプロモーションとして活用し地域活性化を目指す自治体のこと。
女性人材リスト	多方面から女性の人材を収集し、必要に応じて情報を提供することを目的とした女性人材の名簿
新型コロナウイルス感染症 (COVID-19)	COVID-19 は、国際正式名称。令和元（2019）年12月に中国において初症例が発見されたコロナウイルスによる感染症。全世界で拡大が確認され、令和2年（2020年）より、日本でも緊急事態宣言の発令や旅行・会食の自粛の要請がなされ、社会的、経済的に大きな影響を与えた。
す	
水防団	水防法第5条の規定により設置される水防に関する防災組織のこと。
スクールカウンセラー	いじめや不登校等の問題に対応するため、児童生徒の心の相談にあたるとともに保護者や教職員への指導・助言を行う臨床心理に関する専門的な知識や経験を有する者をいう。
スクールソーシャルワーカー	教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有し、児童生徒を取り巻く環境への働きかけ、関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整等を行う者をいう。
すくすく子育て相談室	様々な子育て相談に対応する、子育て世代へのワンストップの相談窓口のこと。
スケートパーク	加須市北大桑にあるスケートボード、ローラースケート・インラインスケートの専用施設
ステークホルダー	ある組織・団体等の活動に直接的・間接的影響を受ける利害関係者、利害当事者
スポーツクライミング	垂直に立つ壁を人口のホールド（でっぱり）を利用して道具を使わずに登るスポーツ。ボルダリング・リードクライミング・スピードクライミングの3種目を指す。
スマート自治体	AI（人工知能）などを活用し、自治体の事務処理を自動化したり業務を標準化したりして、行政サービスなどを効率的に提供する自治体
スマート農業	ロボット技術やICTを活用して超省力・高品質生産を実現する新たな農業のこと。
スローライフ	大量生産・効率化といった経済的観点ではなく、自然と調和してゆったり生きる生活様式（ライフスタイル）に価値や重要性を見出す生き方のこと。
せ	
性的少数者	性自認と性別が異なる人や同性愛や両性愛の性的指向をもつ人をいう。
生物多様性	あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態。さらに、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念のこと。
世界人権宣言	昭和23（1948）年12月10日の国連総会で採択された、基本的人権についての宣言。正式名称は、人権に関する世界宣言。
節電社会	行政・市民・事業者を含めた市民総ぐるみの節電行動を心がける社会のこと。
先端産業	ロボットやナノテクノロジー、新エネルギーなど先端技術に関わる産業のこと。
そ	
総合型地域スポーツクラブ	身近な地域でスポーツに親しむことのできるスポーツクラブで、多世代、多種目、多志向という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブのこと。

用語	解説
Society5.0	サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。
た	
台風第19号	令和元（2019）年10月6日にマリアナ諸島の東海上で発生し、12日に日本に上陸した台風。主に東日本に甚大な被害をもたらした。日本政府は、激甚災害、特定非常災害、大規模災害復興法の非常災害の適用を行った。
太陽光発電	日光が当たると直接電気が発生する太陽電池パネルを利用した発電方法のこと。太陽エネルギーは無尽蔵であるほか、二酸化炭素や汚染物質を出さないクリーンエネルギーとして注目されている。
田口和美 （たぐち かずよし）	天保10（1839）年、現在の加須市小野袋に生まれる。東京大学医学部初代解剖学の教授を務め、教え子に森鷗外や北里柴三郎がいる。日本人によって書かれた最初の体系的解剖書を執筆するなど、わが国の医学発展に多大な貢献をした。
田中正造 （たなか しょうぞう）	天保12（1841）年、栃木県佐野市に生まれる。第1回の衆議院総選挙に当選して以来、国会が開かれる度に足尾鋇毒問題を取りあげ、渡良瀬川沿岸の被害農民のために奮闘を続けた。議員を辞職して被害の惨状を天皇に直訴し、命をかけてこの問題に取り組んだ。
谷山豊 （たにやま とよ／ゆたか）	昭和2（1927）年、旧騎西町に生まれる。数学界で平成5（1993）年に証明されるまでに360年かかった難題「フェルマーの最終定理」を解く鍵を握った「谷山-志村予想」を提唱し、数学界に多大な貢献をした。
ち	
地域医療支援病院	地域の中核病院として、地域の診療所・クリニック等では対応の困難な専門的な治療や高度な検査、手術等を行い、「地域完結型医療」の中心的役割を担う病院のこと。
地域医療ネットワークシステム「とねっと」	利根保健医療圏内の地域医療ネットワークシステムのこと。このシステムを利用することで、血液検査情報や調剤情報などが「とねっと」参加医療機関の間で共有化される。また、救急隊の迅速な救急活動に役立っている。
地域完結型医療	地域の中のそれぞれの病院等が、役割を分担して病気の診断や治療、検査、健康相談等を行い、地域の医療機関全体で1つの病院のような機能を持つこと。
地域共生社会	社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、地域住民や地域の多様な主体が参画し、世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をいう。
地域の教育力	地域の人々、自然、文化あるいは歴史や伝統を通して、子どもたちに豊かな人間性や社会の構成員としての規範意識などを育む機能のこと。
地域ブロンズ会議	地域で活動する団体や地域住民が、地域の高齢者を地域全体で支えるという共通の目的を持って集まり、話し合い、見守りや声かけ、日常生活における困りごとの手伝いなどを行う地域支え合いの仕組みづくりのこと。
地域包括ケアシステム	令和7（2025）年を目処として実現を目指す、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組み
地域密着型教育	学習支援や環境整備、学校・園と家庭・地域との交流を推進し、中学校区での学びの連続性を意識した保・幼・小中一貫教育を進め、子どもの健やかな成長を家庭や地域とともに支える取組のこと。
チームオレンジ	平成31／令和元（2019）年度から実施されている認知症の人の支援二一ズに認知症サポーター等をつなげる仕組み

用語	解説
地縁組織	市民等で構成された団体のうち、自治協力団体などの地域的なつながりを基礎として構成された団体のこと。
地区計画	都市計画法に基づき、それぞれの地区の特性に応じて良好なまちづくりを行うために、地区の目標や建築物等の建て方のルールなどを具体的に定め、住民などの意見を反映しながら、その地区独自のまちづくりルールをきめ細かく定めるもの
地産地消	地域で生産された農産物を地域で消費しようとする取組のこと。食料自給率の向上に加え、直売所や加工の取組などを通じて農業の6次産業化につながるもの
ちょこっとおたすけ絆サポーター券	地域福祉の充実と地域商業の活性化を目的として加須市商工会が発行している地域通貨券。市内約700の取扱店舗で商品を購入する際に、使用することができる。
つ	
Twitter	ツイッター。スマートフォン、タブレット、PCなどで、インターネットを通じて140文字以内の短文(つぶやき)の共有ができる無料のSNS
て	
ティームティーチング	複数の教師が協力して教育指導にあたる教育方法のこと。
定住コンシェルジュ	住みたい土地や建てたい住宅に関することや、生活するために必要な情報(子育て支援、介護支援など)に関することの相談を受ける取組のこと。
低炭素社会	地球温暖化の原因である二酸化炭素(CO ₂)などの温室効果ガスの排出を、自然が吸収できる量以内に削減するため、再生可能エネルギーの導入などの環境配慮を徹底する社会システムのこと。
テレワーク	情報通信技術を活用した、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。自宅で働く在宅勤務、移動中や出先で働くモバイル勤務、本拠地以外の施設で働くサテライトオフィス勤務がある。
電子市役所	市役所の様々な業務にICTを活用し、行政サービスの高度化及び行政の簡素化・効率化を図り、さらに、証明書の発行や様々な申請書などをインターネット等を用いて窓口に行かなくても処理できるように整備された市役所のこと。
と	
冬期通水(冬水)	水質環境の改善等のために冬季にも水を通すこと。
道路・公園等ウォッチャー	自治体が、道路等の公共施設の損傷箇所や危険箇所の情報提供を依頼している市民・民間企業
同和問題	日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分差別により、日常生活の上で様々な差別を受けるなどの人権問題
特殊詐欺	犯人が電話やハガキ(封書)等で親族や公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取ったり、医療費の還付金が受け取れるなどと言ってATMを操作させ、犯人の口座に送金させる等の犯罪
特定外来生物	海外起源の外来種で、生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を及ぼすもの、又は及ぼす恐れのある生物で、外来生物法に基づいて指定された生物のこと。
特定工場	「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」の適用を受ける工場で、製造業(物品の加工業を含む。)、電気供給業、ガス供給業、熱供給業に属し、ばい煙発生施設、汚水等排出施設、騒音発生施設、特定粉じん発生施設、一般粉じん発生施設、振動発生施設、ダイオキシン類発生施設のある工場をいう。
土地区画整理事業	都市計画事業の一つとして、土地所有者等から土地の一部を提供してもらい、それを道路や公園等の新たな公共用地として活用し、整然とした市街地を整備することによって、居住環境を向上させ、一方で宅地を整形化して利用促進を図ることを目的とした事業のこと。

用語	解説
利根保健医療圏	医療法で規定されている「医療計画」に従い、埼玉県知事が設定した「二次医療圏」の一つであり、加須市、行田市、羽生市、久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町で構成される。
DV (ドメスティックバイオレンス)	Domestic Violence の略。配偶者・恋人・その他親密な関係にある者（過去にあったものも含む）が、相手に対して振るう身体的・精神的・性的・経済的暴力のことであり、「安心」「自信」「自由」という人間らしく生きる権利を奪うもの。例えば、殴る・蹴るはもちろんのこと、威嚇する、配偶者や恋人の存在や要望を理由もなく無視する、家族や友人との付き合いを制限する、生活費を渡さないなど、苦痛を与える行為のこと。
な	
内水氾濫	集中豪雨等により排水路に多量の雨水が流入し、処理しきれず、道路や宅地に浸水被害が発生すること。
中川水辺再生地	埼玉県が平成 20（2008）年度から 4 年間実施した水辺再生 100 プランの一つで整備された川口地区の遊歩道その他施設のある場所
に	
ニュースポーツ	20 世紀後半以降に新しく考案されたスポーツ。一般に、レクリエーションの一環として気軽に楽しむことを主眼としたものをいう。
認知症サポーター	認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で、認知症の人や家族に対してできる範囲で手助けをする人のこと。
認知症カフェ	厚生労働省の認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）で全市町村において開催することが目標とされている、認知症の人とその家族が気軽に立ち寄れるカフェ
ね	
ねんきんサテライト加須 (熊谷年金事務所加須分室)	平成 31（2019）年 2 月 1 日に加須市役所 2 階に開所した県内初、全国で 5 例目の年金事務所分室
の	
農業集落排水	市街化調整区域内の生活排水などの汚水を集めて処理すること。
農業振興地域	市町村の農業振興地域整備計画により、農業を推進することが必要と定められた地域
農地中間管理事業	農業経営規模の縮小や後継者がなく離農しようとする人（出し手）から農地を借り受け、経営規模の拡大や新たに農業を始めようという担い手の人（受け手）へ農地の集積、集約化を促進し、農地の有効利用や農業経営の効率化を図る事業のこと。
農地利用集積	農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸し借り。簡素な手続きで申請が可能で、契約期間が終了した時点で貸し借りは終了し、解約の手続き不要で農地が所有者に返ってくる制度のこと。
農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域内において、今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市町村が農業振興地域整備計画で用途（農地、採草放牧地、農業用施設用地等）を定めて設定する区域
ノーマライゼーション	障がい者や高齢者を特別視するのではなく、社会の中で普通に生活し、活動することが、社会の本来の姿であるという考え方のこと。
は	
バイオマス発電	生物から作り出される有機性のエネルギー資源を燃焼したり、ガス化して燃焼したりして発電する仕組み
働き方改革	働く人が個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で「選択」できるようにするための改革のこと。関連法案は平成 31（2019）年 4 月 1 日から順次施行されている。

用語	解説
パブリシティ	PRの一種。プレスリリースやインタビューへの応対などを通じて、メディアに報道として自らの組織・団体に関する内容を取り上げてもらう活動のこと。
パブリックコメント	重要な制度や政策などを作ろうとするときに、その趣旨や案を公表して市民等からの意見を求め、これを考慮して最終的な意思決定を行うこと。
パラスポーツ	身体障がいや知的障がいなどの障がいがある人が行うスポーツのこと。既存のスポーツを障がい者の要求に応じて修正したものが多い。
バリアフリー	障がい者や高齢者が生活や行動する上で、妨げとなる障壁（バリア）を取り除き、安心して暮らせる環境をつくること。
パリ協定	国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、先進国だけに対策を義務付けてきた京都議定書に代わり、途上国を含む全ての国が参加する令和2（2020）年以降の新たな温暖化対策に関する枠組みとして採択されたもの
ひ	
BOD	ビー・オー・ディー、Biochemical Oxygen Demandの略。生物化学的酸素要求量のこと。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川の有機汚濁を測る代表的な指標のこと。
PDCA	ピー・ディー・シー・イー、Plan-Do-Check-Actionの略。計画－実施－点検－改善の意で、業務を継続的に4段階で繰り返して改善する手法
非構造部材	柱、梁、床などの構造体ではなく、天井材や外壁（外装材）など、構造体と区分された部材のこと。
非常備消防	消防組織法に基づいて各市町村に設置される他に職業を持つ非常勤特別職による公設の消防機関のこと。消防団が該当する。
ふ	
ファミリーサポートセンター	仕事と育児の両立を支援する目的で、育児の援助を受けたい人（利用会員）と育児の援助に協力できる人（協力会員）、援助の利用も協力もできる人（両方会員）が会員として登録し、相互に援助活動を行う組織のこと。
フィルムコミッション	市の魅力を広く発信し、市民に地域への愛着や誇りを持ってもらうとともに、観光振興、地域経済の活性化などを図ることを目的として、映画やテレビドラマなどの撮影を誘致し、撮影をスムーズに進めるための支援を行う活動のこと。撮影場所の情報提供や関係機関との連絡調整などの支援を行う。
フードパントリー	様々な理由で生活に困っている人々に、食料品などを無料で配布する活動のこと。
Facebook	フェイスブック。スマートフォン、タブレット、PCなどで、インターネットを通じて文書や写真の共有ができる無料のSNS
フォロワー	ツイッター、フェイスブック、インスタグラムなどのSNSにおいて、投稿内容（メッセージや写真・動画）を見られるように登録した人のこと。
福祉避難スペース・福祉避難所	災害時において避難所内に設置される障がい者や高齢者、妊産婦、乳幼児、病弱者などの要配慮者のための専用スペースを、福祉避難スペースといい、要配慮者のための特別な配慮がされた避難所を福祉避難所という。
ブックスタート	全ての子どもと保護者に、0歳児健診などの機会に絵本と絵本を通じた体験を贈る活動のこと。
ブックトーク	一つのテーマに沿って数冊の本を紹介すること。
ふるさとハローワーク	公共職業安定所（ハローワーク）が設置されていない市町村において、職業相談・職業紹介等を行うハローワークの付属施設で国と市町村が共同で運営する。
ふれあいサロン	高齢者が身近な所で、仲間をつくる・元気になる・生活の質を高めるなど楽しく自由な活動を行う場

用語	解説
フレイル	加齢による身体的機能や認知機能の低下が見られる状態で、健康な状態と要介護状態の中間の状態のこと。
ほ	
放課後児童健全育成事業	学童保育のこと。保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に学校施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る事業のこと。
防災ラジオ・防災アプリ	防災ラジオは、加須市内に住所を有し、かつ、居住している世帯（住民票のある世帯）などに無償で貸与される防災行政無線の放送が聞こえるラジオのこと。防災アプリは、ハザードマップ、避難情報や避難場所開設情報などをスマートフォン上で確認できるアプリのこと。
母子保健コーディネーター	家庭児童相談とともに、保護が必要な児童や妊産婦への支援、児童相談所と連携した専門的な相談などを行う資格を持った職員のこと。
ま	
マイナンバーカード	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき発行される、マイナンバー（個人番号）が記載された顔写真付のカードで、公的な身分証明書となる。
マイバッグ・マイボトル運動	ごみを出さないライフスタイルの定着を図るため、マイバッグやマイボトルを携帯する、誰もが身近にできる取組として実施される活動のこと。
み	
民生委員・児童委員	厚生労働大臣の委嘱を受けて、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会奉仕の精神をもって地域社会の福祉向上に向けた様々な取組を行う人のこと。民生委員は児童委員も兼ねている。
や	
屋敷林	冬の季節風や火災、夏の日差しなどから、集落や家屋を守るための手段として活用されている屋敷の周りに人工的に造られた樹林のこと。
ゆ	
UIターン	ユー・アイ・ジェー・ターン、出身地に戻るUターン、出身地以外へ移住するIターン、出身地以外から出身地の近くに移住するJターンの総称
有収率	給水する水量と料金として収入のあった水量との比率のこと。
YouTube	ユーチューブ。スマートフォン、タブレット、PCなどで、インターネットを通じて動画の共有ができる無料のSNS
ユニバーサルデザイン	あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう施設や製品などをデザインする考え方のこと。
よ	
幼稚園応援団	「学習支援」「登下校における安心安全の確保」「環境整備」など、様々な面から地域住民が教育活動を支援する取組のこと。
要保護児童	保護者がいない児童、又は、児童虐待（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（保護の怠慢・拒否）、心理的虐待）などにより、保護者に監護させることが不適當であると認められる児童のこと。
ら	
LINE	ライン。スマートフォン、タブレット、PCなどで、インターネットを通じてメッセージの共有ができる無料のSNS
ラムサール条約	昭和46（1971）年2月2日に制定され、昭和50（1975）年12月21日に発効した湿地に関する国際条約のこと。正式名称「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」

用語	解説
ろ	
6次産業化	1次産業（農林漁業）、2次産業（製造業）、3次産業（小売業）の一体的な推進を図ることで新たな付加価値を生み出す取組のこと。
わ	
ワーク・ライフ・バランス	やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方のこと。
Wi-Fi	ワイファイ。パソコンやテレビ、スマートフォン、タブレット、ゲーム機などのネットワーク接続に対応した機器を、無線（ワイヤレス）でネットワークに接続する技術のこと。
若林珣蔵 (わかばやし かんぞう)	安政4（1857）年、現在の加須市中央に生まれる。明治17（1884）年の埼玉県議会や明治23（1890）年の帝国議会の議事録作成に速記の導入を成功させた。23年間にわたり衆議院議事録作成の重鎮として活躍するなど、速記の普及に多大な貢献をした。



表紙イラスト
小春あや氏（イラストレーター・加須市観光大使）

第2次 加須市総合振興計画

（基本構想・前期基本計画）

令和3年2月発行

発行 **加 須 市**

編集 総合政策部 政策調整課

〒347-8501 加須市三俣二丁目1番地1

電話：0480-62-1111（代表）



第2次 加須市総合振興計画
Kazo City Master Plan

加須市

令和3年2月



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

環境にやさしいバイオインクを使用しています。